官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令（二四五）　二
〔省　令〕
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働一一一）　四
〔法規的告示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（金融庁四九）　九
○鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示（経済産業・国土交通六）　一二
〔その他告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一一二一）　一三
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（同一一二二）　一三
○首都圏整備法の規定に基づく首都圏整備計画を変更した件（国土交通一〇一八）　一五
○近畿圏整備法の規定に基づく近畿圏整備計画を変更した件（同一〇一九）　一三
○中部圏開発整備法の規定に基づく中部圏開発整備計画を変更した件（同一〇二〇）　一三〇
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（同一〇二一）　一四〇
〔官庁報告〕
国家試験
保健師国家試験の施行（厚生労働省）　一四〇
助産師国家試験の施行（同）　一四一
看護師国家試験の施行（同）　一四三
〔公　告〕
諸事項
官庁
豊川水系設楽ダム建設事業に係る事後調査報告書（第3回）の縦覧、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一四五
裁判所
破産、免責、再生関係　一四六
特殊法人等
令和七事業年度財務諸表（国立研究開発法人土木研究所・国立研究開発法人建築研究所）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和七年度財務諸表、沖縄振興開発金融公庫第五十四事業年度財務諸表、令和七年度決算（消防団員等公務災害補償等共済基金・日本郵政共済組合）、東日本高速道路株式会社工事一部完了、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一五六
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二第一項の届出、押収物還付関係　一二二
会社その他　一二三
会社決算公告　一二七

本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令（政令第二百四十五号）（厚生労働省）

第1　厚生労働省組織令の一部改正

1　大臣官房、医政局、医薬局、職業安定局及び保険局の所掌事務の一部を政策統括官に移管する等の改正を行う。（第三条、第六条、第十六条、第十八条、第十九条、第三十八条～改正前の第三十九条の二、第五十条、第七十五条、第百十九条、改正前の第百二十一条の三、第百三十一条関係）

2　大臣官房に置かれる審議官について、政策立案総括審議官を廃止し、統計・政策立案総括審議官を設置する。（第十八条関係）

3　医政局の所掌事務を再編し、同局に医療経営改革課を設置する。（第三十三条～第三十八条関係）

4　職業安定局労働市場センター業務室を廃止し、労働市場情報システム課及び参事官を設置する。（第十五条、第六十六条、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十四条、第八十四条の二、第百三十条関係）

5　その他所要の改正を行う。

第2　社会保障審議会令の一部改正

医療分科会の庶務を処理する課を変更する。（第十条第一号関係）

第3　施行期日等

1　この政令は、令和八年八月四日から施行する。（附則第一項関係）

2　介護保険法施行令について所要の改正を行う。（附則第二項関係）

政　令

厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十五号

厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項並びに厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の二」を「第三十九条」に、「第八十四条」を「第八十四条の二」に改める。

第三条中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とする。

第六条中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

第十五条第一号中「こと」の下に「（職業安定局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十六条中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十六号中「他局の」を「他の」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六　厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第十八条の見出し及び同条第一項中「政策立案総括審議官」を「統計・政策立案総括審議官」に、「医薬産業振興・医療情報審議官」を「医薬産業振興審議官」に改め、同条第四項中「政策立案総括審議官」に、「統計・政策立案総括審議官」に改め、「受けて、」の下に「厚生労働省の所掌事務に関する統計に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに」を加え、同条第七項中「医薬産業振興・医療情報審議官」を「医薬産業振興審議官」に改め、「、保健医療に係る情報化」を削る。

第十九条第一項中「十人」を「七人」に改める。

第三十一条中「八課及び参事官一人」を「九課」に、「医療経営支援課」を「医療経営改革課
医療機構運営支援課」に改める。

第三十三条第二号中「医療監視員及び」を削り、「こと」の下に「（医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関することを除く。）」を加え、同条第五号から第八号までを削り、同条第九号中「こと」の下に「（その勤務環境の改善に関することを除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同条の次に次の一条を加える。

（医療経営改革課の所掌事務）

第三十三条の二　医療経営改革課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　病院、診療所及び助産所における医師、歯科医師その他医療関係者の勤務環境の改善に関すること（他局及び人材開発統括官並びに医事課の所掌に属するものを除く。）。

二　医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

三　病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。

四　医療を受ける者に対する当該医療に関する情報の提供に関すること（地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）。

五　医療監視員に関すること。

六　医療法人に関すること。

七　病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。

八　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二章第二節に規定する医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告に関すること。

九　医療法第十五条の三の規定による病院、診療所又は助産所の業務の委託に関すること。

十　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査及び同法第二十条の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。

十一　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関すること（病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に関することに限り、職業安定局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。

十二　独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第二号に規定する業務、同項第四号に規定する業務（同項第二号に規定する病院等の開設者に係るものに限る。）及び同項第十二号に規定する業務に関することに限る。）。

第三十四条（見出しを含む。）中「医療経営支援課」を「医療機構運営支援課」に改め、同条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、第十四号を削る。

第三十五条第一号中「他局」の下に「及び医療経営改革課」を加え、同条第二号中「こと」の下に「（医師にあっては医療法第百四条から第百五十条までの規定による労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮及びその健康の確保に関する措置に関すること以外のその勤務環境の改善に関することを、医師以外の医療関係者にあってはその勤務環境の改善に関することを除く。）」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　遠隔の地にある患者に対する医療を提供する体制に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第三十六条第二号中「こと」の下に「（これらの者の勤務環境の改善に関することを除く。）」を加える。

第三十七条第一号中「こと」の下に「（これらの者の勤務環境の改善に関することを除く。）」を加え、同条第二号中「地域医療計画課」を「医療経営改革課」に改める。

第三十八条（見出しを含む。）中「医薬産業振興・医療情報企画課」を「医薬産業振興企画課」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七号中「地域医療計画課」を「医療経営改革課」に改め、同号を同条第六号とする。

第三十九条に次の一号を加える。

六　医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第三十九条の二を削る。

第五十条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同条第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第六十六条第六号及び第十号中「に関する電子計算組織」を「の用に供する情報システムの整備及び管理」に改める。

第七十三条中「九課及び一室」を「十課及び参事官一人」に、「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改める。

第七十四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを削り、同条第八号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第七十五条第五号中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改める。

第七十七条第一号中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）に基づく職業訓練受講給付金に関すること。

第七十九条第一号中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改める。

第八十条第二号中「総務課」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　雇用管理の改善に関すること（雇用管理の改善に関する政策の企画及び立案に係る基礎的な調査に関すること並びに人材開発統括官並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第八十条第九号中「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第八十四条（見出しを含む。）中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改め、同条第二号中「情報」の下に「（政府が行う職業紹介及び職業指導に関する情報に限る。）」を加え、同条第四号中「職業安定局」を「第二号に掲げる事務その他の職業安定局」に、「に関する電子計算組織」を「の用に供する情報システムの整備及び管理」に改め、第一章第二節第三款第六目中同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第八十四条の二　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること（人材開発統括官及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　介護労働者の雇用管理の改善に関すること。

三　職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関すること。

四　公共職業安定所のあっせんにより公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）を受ける者及び当該職業訓練を修了した者並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第二条に規定する特定求職者の職業の安定に関すること（人材開発統括官及び雇用保険課の所掌に属するものを除く。）。

第百十八条中「七課」を「六課」に改め、「医療介護連携政策課」を削る。

第百十九条第一号中「（医療介護連携政策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二号中「他課」を「高齢者医療課及び調査課」に改め、同条中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関すること（医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下この条及び第百二十一条の二において「高齢者医療確保法」という。）第七条第二項に規定する保険者及び高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この号において同じ。）が保有する診療並びに健康診査及び保健指導に係る情報の活用に関すること、医療保険者における情報処理の高度化の推進に関すること並びに社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う同条第四項に規定する審査及び支払に関する事務に係る情報処理の高度化の推進に関することを除く。）。

四　高齢者医療確保法第八条第一項に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに高齢者医療確保法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画並びに高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診査等基本指針及び高齢者医療確保法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画に関すること（高齢者医療確保法第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報に関する事務を除く。）。

第百二十条第五号中「連結情報提供、」及び「、支払基金電子診療録等情報管理業務」を削り、「、支払基金電子処方箋管理業務、介護保険法第百六十条第三項に規定する介護保険関係業務及び医療機関等情報化補助業務」を「及び介護保険法第百六十条第三項に規定する介護保険関係業務並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。次条第二号において「医療介護総合確保法」という。）第二十五条第一項に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務、支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務」に改める。

第百二十一条第二号中「連結情報提供、連合会電子診療録等情報管理業務、連合会電子処方箋管理業務及び」を削り、「並びに」を「並びに医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会連結情報提供業務、連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に関すること並びに」に改める。

第百二十一条の二第五号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下この条及び次条第三号において「高齢者医療確保法」という。）」を「高齢者医療確保法」に改める。

第百二十一条の三を削る。

第百三十条第三号中「に関する電子計算組織」を「の用に供する情報システム」に改める。

第百三十一条第一項中「五人」を「九人」に改める。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条　削除

附則第五条を次のように改める。

第五条　当分の間、第百二十条第五号中「次条第二号」とあるのは「以下この号及び次条第二号」と、「第二十五条第一項」とあるのは「第二十五条第一項（医療介護総合確保法附則第一条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（社会保障審議会令の一部改正）

第二条　社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「厚生労働省医政局総務課」を「次のイからハまでに掲げるものの区分に応じ、当該イからハまでに定める課」に改め、同号に次のように加える。

イ　医療法第四条の二第一項の承認に係るもの　厚生労働省医政局地域医療計画課

ロ　医療法第四条の三第一項の承認に係るもの　厚生労働省医政局研究開発政策課

ハ　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第四十六条第五項の規定による命令に係るもの　厚生労働省医政局医療経営改革課

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年八月四日から施行する。

（介護保険法施行令の一部改正）

2　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第三十二号中「、第五号及び第七号並びに第三十四条第二号」を「並びに第三十三条の二第一号、第三号、第七号及び第十一号」に改める。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○厚生労働省令第百二十二号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款～第五款　（略）	第一款～第五款　（略）
第六款　職業安定局（第四十一条―第四十八条の三）	第六款　職業安定局（第四十一条―第四十八条）
第七款～第十三款　（略）	第七款～第十三款　（略）
第二節・第三節　（略）	第二節・第三節　（略）
第二章～第四章　（略）	第二章～第四章　（略）
附則	附則
（審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び医薬国際交渉官）	（審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官）
第一条　大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び医薬国際交渉官それぞれ一人を置く。	**第一条**　大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）	2～5　（略）
6　医薬国際交渉官は、命を受けて、医薬分野について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、医薬分野に関する政策の企画及び立案の支援を行う。	（新設）
（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）	（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）
第三条　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十六人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。	**第三条**　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。
2～9　（略）	2～9　（略）
（監査指導室、経理室及び管理室並びに厚生管理企画官）	（監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官）
第四条　会計課に、監査指導室、経理室及び管理室並びに厚生管理企画官一人を置く。	**第四条**　会計課に、監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官それぞれ一人を置く。
2～8　（略）	2～8　（略）
（削る）	9　会計管理官は、命を受けて、会計課の所掌事務に関する特定事項の調整及び管理に関する事務をつかさどる。
9　厚生管理企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	10　厚生管理企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。
（削る）	一　厚生労働省所管の建築物の営繕に関すること。
一～四　（略）	二～五　（略）

（地域医療構想推進室）

第十二条　地域医療計画課に、地域医療構想推進室を置く。

2　地域医療構想推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域における保健医療に係る計画に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。

二　へき地医療体制の整備に関すること。

三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項に規定する地域医療支援病院に関すること。

四　医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院に関すること。

3　地域医療構想推進室に、室長を置く。

（看護サービス推進室）

第十二条の二　医療経営改革課に、看護サービス推進室を置く。

2　看護サービス推進室は、医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（保健師、助産師、看護師及び准看護師に関することに限る。）をつかさどる。

3　看護サービス推進室に、室長を置く。

（国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官）

第十三条　医療機構運営支援課に、国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

（看護職員確保対策官）

第十五条　看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。

（削る）

2　看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関する事務（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに医療経営改革課の所掌に属するものを除く。）を行う。

（創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官）

第十六条　医薬産業振興企画課に、創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官一人を置く。

2～6　（略）

（労働保険徴収業務室）

第三十三条　（略）

2　労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収の用に供する情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

3　（略）

（医療安全推進・医務指導室）

第十二条　地域医療計画課に、医療安全推進・医務指導室を置く。

2　医療安全推進・医務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　医療の安全に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。

二　特定機能病院に関すること。

三　医療監視員に関すること。

四　病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。

3　医療安全推進・医務指導室に、室長を置く。

（新設）

（国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官）

第十三条　医療経営支援課に、国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

（看護サービス推進室及び看護職員確保対策官）

第十五条　看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。

2　看護サービス推進室は、保健師、助産師、看護師及び准看護師による看護サービスの向上に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　看護サービス推進室に、室長を置く。

4　看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関する事務（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）を行う。

（創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官）

第十六条　医薬産業振興・医療情報企画課に、創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官一人を置く。

2～6　（略）

（労働保険徴収業務室）

第三十三条　（略）

2　労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組織に関する事務をつかさどる。

3　（略）

（公共職業安定所運営企画室並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）

第四十一条　総務課に、公共職業安定所運営企画室並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

（削る）

（削る）

２・３　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

４・５　（略）

（労働移動支援室及び民間人材サービス推進室）

第四十二条　雇用政策課に、労働移動支援室及び民間人材サービス推進室を置く。

２～５　（略）

（削る）

（訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）

第四十一条　総務課に、訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官五人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

２　訓練受講支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府が行う公共職業訓練の受講者及び修了者、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第二条に規定する特定求職者（第五号において「特定求職者」という。）並びに教育訓練（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。）の受講者及び修了者（第三号及び第七百八十八条の三において「訓練受講者」という。）の職業紹介及び職業指導に関すること（労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。

二　生活困窮者の雇用機会の確保及び職業の安定に関すること。

三　訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること。

四　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による職業訓練受講給付金に関すること。

五　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）第十六条の二に規定する教育訓練その他の訓練であって職業安定局長が定めるものを受講する特定求職者に対する貸付けに関すること。

３　訓練受講支援室に、室長を置く。

４・５　（略）

６　人材確保支援総合企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府が行う職業紹介及び職業指導のうち、労働力が不足している業種その他の分野に関すること（人材開発統括官並びに外国人雇用対策課、障害者雇用対策課及び労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。

二　雇用管理の改善に関すること（雇用管理の改善に関する政策の企画及び立案に係る基礎的な調査に関すること並びに人材開発統括官及び他課の所掌に属するものを除く。）。

三　職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関すること。

７　人材確保支援総合企画室に、室長を置く。

８　中央職業指導官は、命を受けて、職業指導についての専門的及び技術的な事項に関する事務並びに当該事務についての指導に関する事務を行う。

９　首席職業指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央職業指導官の行う事務を総括する。

10・11　（略）

（労働移動支援室、民間人材サービス推進室及び雇用復興企画官）

第四十二条　雇用政策課に、労働移動支援室、民間人材サービス推進室及び雇用復興企画室並びに雇用復興企画官一人を置く。

２～５　（略）

６　雇用復興企画官は、命を受けて、東日本大震災からの雇用の復興に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（調査官並びに中央雇用保険監察官及び主任中央雇用保険監察官）

第四十三条　（略）

2　調査官は、命を受けて、雇用保険課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。

3　中央雇用保険監察官は、命を受けて、都道府県労働局における雇用保険課の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行う。

4　（略）

（削る）

（就労支援室及び建設・港湾対策室）

第四十七条　（略）

2　就労支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。）及び障害者を除く。）の雇用機会の確保並びに農山村における雇用機会の確保に関すること。

二　林業労働者の雇用管理の改善に関すること。

三　生活困窮者の職業の安定に関すること。

3～5　（略）

（システム計画官及び主任システム計画官）

第四十八条の二　労働市場情報システム課に、システム計画官及び主任システム計画官それぞれ一人を置く。

2　システム計画官は、命を受けて、職業安定局の所掌事務の用に供する情報システムの設計及び運用に関する事務を行う。

3　主任システム計画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及びシステム計画官の行う事務の調整に当たる。

（人材確保支援企画官及び中央職業指導官）

第四十八条の三　職業安定局に、人材確保支援企画官一人及び中央職業指導官七人を置く。

2　人材確保支援企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　政府が行う職業紹介及び職業指導のうち、労働力が不足している業種その他の分野に関すること（人材開発統括官及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　介護労働者の雇用管理の改善に関すること。

三　職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関すること。

3　中央職業指導官は、命を受けて、参事官の職務のうち職業指導についての専門的及び技術的な事項に関する事務並びに当該事務についての指導に関する事務を行う。

（調査官並びに中央雇用保険監察官及び主任中央雇用保険監察官）

第四十三条　（略）

2　調査官は、命を受けて、雇用保険に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。

3　中央雇用保険監察官は、命を受けて、都道府県労働局における雇用保険に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行う。

4　（略）

（システム計画官及び主任システム計画官）

第四十六条の二　労働市場センター業務室に、システム計画官及び主任システム計画官それぞれ一人を置く。

2　システム計画官は、命を受けて、電子計算組織による情報処理システムの設計及び運用に関する事務を行う。

3　主任システム計画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及びシステム計画官の行う事務の調整に当たる。

（就労支援室及び建設・港湾対策室）

第四十七条　（略）

2　就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。）及び障害者を除く。）の雇用機会の確保に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）

3～5　（略）

（新設）

（医療介護連携政策室）

第六十七条の二　総務課に、医療介護連携政策室を置く。

２　医療介護連携政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関すること。

二　社会保険診療報酬、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

３　医療介護連携政策室に、室長を置く。

（削る）

（システム室、調査室、監査室及び会計室）

第七十三条の二　（略）

２　システム室は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）に基づく事業（以下この条、第七百十条の二の三、第七百十条の二の四及び第七百十条の二の五において「政府管掌年金事業等」という。）の実施に関する事務の処理の用に供する情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

３～９　（略）

10　システム監査官は、命を受けて、監査室の所掌事務のうち、政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理の用に供する情報システムの運用についてのシステム監査及びサイバーセキュリティ監査に関する事務を行う。

11・12　（略）

（政策企画官、社会保障財政企画官、政策立案・評価推進官、サイバーセキュリティ監査官、特別サイバーセキュリティ監査官、労働経済特別研究官、労働経済調査官、統計企画調整官、審査解析官、保健統計官、世帯統計官、賃金福祉統計官、統計管理官、医療・福祉情報特別研究官、労働情報政策管理官、情報システム管理官及び調査官）

第七十四条　本省に、政策企画官三人、社会保障財政企画官一人、政策立案・評価推進官一人、サイバーセキュリティ監査官二人、特別サイバーセキュリティ監査官一人、労働経済特別研究官一人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、統計管理官二人、医療・福祉情報特別研究官一人、労働情報政策管理官一人、情報システム管理官一人及び調査官二人を置く。

（新設）

（保険データ企画室）

第六十九条の三　医療介護連携政策課に、保険データ企画室を置く。

２　保険データ企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条第二項及び第三項の規定により提供される情報の管理に関すること。

二　医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）及び審査支払機関の情報処理の高度化の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、医療保険者が保有する診療並びに健康診査及び保健指導に係るデータ等の活用に関する総合的な企画及び立案に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

３　保険データ企画室に、室長を置く。

（システム室、調査室、監査室及び会計室）

第七十三条の二　（略）

２　システム室は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）に基づく事業（以下この条、第七百十条の二の三、第七百十条の二の四及び第七百十条の二の五において「政府管掌年金事業等」という。）の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理に関する事務をつかさどる。

３～９　（略）

10　システム監査官は、命を受けて、監査室の所掌事務のうち、政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の運用についてのシステム監査及びサイバーセキュリティ監査に関する事務を行う。

11・12　（略）

（政策企画官、社会保障財政企画官、政策立案・評価推進官、サイバーセキュリティ監査官、特別サイバーセキュリティ監査官、労働経済特別研究官、労働経済調査官、統計企画調整官、審査解析官、保健統計官、世帯統計官、賃金福祉統計官、統計管理官、情報システム管理官及び調査官）

第七十四条　本省に、政策企画官三人、社会保障財政企画官一人、政策立案・評価推進官一人、サイバーセキュリティ監査官二人、特別サイバーセキュリティ監査官一人、労働経済特別研究官一人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、統計管理官二人、情報システム管理官一人及び調査官二人を置く。

2～14　（略）	2～14　（略）
15　医療・福祉情報特別研究官は、命を受けて、医療及び福祉分野の情報政策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに国際機関、医療及び福祉分野の関係団体、学識経験者等との連絡及び情報交換等を行うことにより、医療及び福祉分野の重要な情報政策の企画及び立案の支援を行う。	（新設）
16　労働情報政策管理官は、命を受けて、参事官の職務のうち労働に関する情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関する事務（他局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）を助ける。	（新設）
17　情報システム管理官は、命を受けて、参事官の職務のうち厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）を助ける。	15　情報システム管理官は、命を受けて、参事官の職務のうち厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）を助ける。
18　（略）	16　（略）
（施設等機関の職）	（施設等機関の職）
第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。	**第八百一条**　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
小樽検疫所総務課	小樽検疫所総務課
新潟検疫所総務課	新潟検疫所総務課
那覇検疫所総務課	那覇検疫所総務課
国立療養所多磨全生園人事部	国立療養所多磨全生園人事部
国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所	国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所
国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター	国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター
国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部発達障害情報・支援センター	国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部発達障害情報・支援センター
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設
国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部	国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部
国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部	（新設）
国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部	国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部
国立障害者リハビリテーションセンター学院	国立障害者リハビリテーションセンター学院

附　則

この省令は、令和八年八月四日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第四十九号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年八月三日

金融庁長官　伊藤　豊

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（財務局長等への権限の委任の例外） **第一条**　銀行法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行の欄の各項に掲げる銀行に係る同表の権限の欄の各項に定める金融庁長官の権限とする。	（財務局長等への権限の委任の例外） **第一条**　［同上］

項	銀行	権限
一	［略］ 株式会社ドコモＳＭＴＢネット銀行 ［略］	令第十七条の二第一項第一号から第五号までに掲げる金融庁長官の権限（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第四十七条の三の規定による認可及び第四十九条の規定による届出の受理を除く。）
［二～四　略］		

項	銀行	権限
一	［同上］ 住信ＳＢＩネット銀行株式会社 ［同上］	［同上］
［二～四　同上］		

第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。

第五条　［同上］

銀行代理業者	権限
［略］ 株式会社ドコモＳＭＴＢネット銀行 ［略］	令第十七条の四第一項第二号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる金融庁長官の権限

銀行代理業者	権限
［同上］ 住信ＳＢＩネット銀行株式会社 ［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第二条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十五年一月一日から適用する。	［同上］
［略］	［同上］
株式会社ドコモＳＭＴＢネット銀行	住信ＳＢＩネット銀行株式会社
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第三条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十六年八月一日から適用する。	［同上］
［略］	［同上］
株式会社ドコモＳＭＴＢネット銀行	住信ＳＢＩネット銀行株式会社
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部改正）

第四条　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（登録金融機関）	（登録金融機関）
第二条　金融商品取引法施行令第四十三条第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関は、次に掲げる者とする。	**第二条**　［同上］
［一～十二　略］	［一～十二　同上］
十三　株式会社ドコモＳＭＴＢネット銀行	十三　住信ＳＢＩネット銀行株式会社
［十四～四十五　略］	［十四～四十五　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○経済産業省・国土交通省告示第六号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第七十二条の規定に基づき、鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月三日

経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示

鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件（昭和四十一年通商産業省・運輸省告示第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　鉄道車両に固定する容器（超低温容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）の容器検査における規格は、容器保安規則（以下「規則」という。）第七条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。	一　鉄道車両に固定する容器（超低温容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）の容器検査における規格は、容器保安規則（以下「規則」という。）第七条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。
1～6　（略）	1～6　（略）
7　胴又は鏡板に穴を設けるときは、日本産業規格Ｂ８２６５（２０１７）圧力容器の構造―一般事項に定めるところにより補強すること。	7　胴又は鏡板に穴を設けるときは、日本工業規格Ｂ８２７２（1993）圧力容器の穴補強に定めるところにより補強すること。
8　（略）	8　（略）
9　マンホールの平形ふた板の肉厚は、日本産業規格Ｂ８２６５（２０１７）圧力容器の構造―一般事項に定めるところによること。ただし、設計圧力は、規則第二条第二十五号の最高充塡圧力とする。	9　マンホールの平形ふた板の肉厚は、日本工業規格Ｂ８２７５（1993）圧力容器のふた板に定めるところによること。ただし、設計圧力は、規則第二条第二十五号の最高充てん圧力とする。
10・11　（略）	10・11　（略）

二　鉄道車両に固定する超低温容器の容器検査における規格は、規則第七条第一項並びに前項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

1　（略）

2　胴板及び鏡板の肉厚は、内槽にあつては規則第三条第二号に定めるところによるほか、外槽にあつては日本産業規格Ｂ８２６５（２０１７）圧力容器の構造―一般事項に定めるところにより計算した数値（その数値が六ミリメートル未満のときは、六ミリメートル）以上であること。

3～6　（略）

三　（略）

四　鉄道車両に固定する容器（圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）に装置される附属品の附属品検査における規格は、規則第十七条第一項（第七号を除く。）に規定するもののほか、安全弁については、第一号又は第二号に掲げるものとし、外観検査、耐圧試験、気密試験及び性能試験は、全数の附属品について行うものとする。

1　日本産業規格Ｂ８２６６（２００６）圧力容器の構造―特定規格に定めるところにより計算した数値以上の吹き出し容量を有するバネ式のものであつて、当該安全弁が装置される容器に充塡される高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の七十パーセント以上八十パーセント以下の圧力で吹き出し、かつ、停止するものであること。

2　バネ式のものであつて、当該安全弁が装置される容器に充塡される液化ガスの体積が容器の内槽の容積の九十八パーセント以上に膨張したときに吹き出すものであること。

五～八　（略）

附　則

この告示は、令和八年八月四日から施行する。

二　鉄道車両に固定する超低温容器の容器検査における規格は、規則第七条第一項並びに前項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

1　（略）

2　胴板及び鏡板の肉厚は、内槽にあつては規則第三条第二号に定めるところによるほか、外槽にあつては日本工業規格Ｂ８２７１（1993）圧力容器の胴及び鏡板に定めるところにより計算した数値（その数値が六ミリメートル未満のときは、六ミリメートル）以上であること。

3～6　（略）

三　（略）

四　鉄道車両に固定する容器（圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）に装置される附属品の附属品検査における規格は、規則第十七条第一項（第七号を除く。）に規定するもののほか、安全弁については、第一号又は第二号に掲げるものとし、外観検査、耐圧試験、気密試験及び性能試験は、全数の附属品について行うものとする。

1　日本工業規格Ｂ８２７０（1993）圧力容器に定めるところにより計算した数値以上の吹き出し容量を有するバネ式のものであつて、当該安全弁が装置される容器に充てんされる高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の七十パーセント以上八十パーセント以下の圧力で吹き出し、かつ、停止するものであること。

2　バネ式のものであつて、当該安全弁が装置される容器に充てんされる液化ガスの体積が容器の内槽の容積の九十八パーセント以上に膨張したときに吹き出すものであること。

五～八　（略）

その他告示

○農林水産省告示第千百二十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、令和八年二月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が令和11年２月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第38271号	液状肥料	内海尿素、ほう素入り液体複合肥料イエローダン有機入り複合液肥227号	内海工業株式会社	岡山県倉敷市玉島柏島7088番地
生第8877号	液状肥料	日東一発ペースト408	日東エフシー株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第8878号	液状肥料	やわら３号	つくばみらい市	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地 茨城県つくばみらい市福田195番地
生第85885号	汚泥肥料	ゆうこちゃん	株式会社奥村産業	三重県鈴鹿市椿一宮町1612番地
生第91700号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料825号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第93757号	液状肥料	液肥63号	アグロカネショウ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
生第93760号	家庭園芸用複合肥料	YK―１号	アグロカネショウ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
生第103227号	化成肥料	新東有機入り化成1221	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第103267号	化成肥料	苦土ほう素有機入り複合805	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第103275号	汚泥肥料	みのりコンポ	嬉野市下水道事業	佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地
生第103276号	汚泥肥料	NSY01	長崎三共有機株式会社	長崎県長崎市赤迫３丁目13番３号
生第107822号	汚泥肥料	地力の源さん＋	株式会社バイオマスソリューションズ	北海道野付郡別海町別海宮舞町247番地
生第107828号	化成肥料	有機入り複合866号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
輸第9739号	副産肥料	骨りん１号	ペイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第12850号	化成肥料	有機入り化成888―２号	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第12851号	成形複合肥料	ニュートリスマート259号	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第105792号	副産肥料	ハイ・アミノユーキ３号	赤城物産株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階

有効期間が令和11年２月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第82285号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料643号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第82286号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料843号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第82287号	化成肥料	ジシアン・苦土入り化成肥料100号	関菱化学株式会社	茨城県土浦市右籾字宮塚3041番地の２
生第82308号	汚泥肥料	つくしんぼ	筑後市	福岡県筑後市大字山ノ井898番地
生第88550号	液状肥料	NAR液肥	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12

有効期間が令和14年２月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第30509号	化成肥料	ホスポンA複合肥料	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号
生第74390号	化成肥料	高度化成肥料984号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第74394号	化成肥料	宇部化成ウベホスカ32号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第74396号	化成肥料	宇部化成アンモホスカ366号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第74397号	化成肥料	宇部化成肥料アンモホスカ424号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第74399号	化成肥料	ほう素入り宇部化成アンモホスカ２号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第74406号	化成肥料	高度化成２号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第74407号	化成肥料	高度化成086号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第74409号	化成肥料	くみあい複合燐加安42号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第74410号	化成肥料	くみあい複合燐加安366号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第91703号	化成肥料	多木尿素入り化成肥料8452	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第93754号	被覆窒素肥料	被覆尿素39.5	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第105774号	化成肥料	彩農480	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第105786号	化成肥料	尿素入り複合242号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第105787号	化成肥料	苦土・マンガン・ほう素・有機入り複合肥料S502特号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
輸第13890号	被覆窒素肥料	被覆窒素41	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第13891号	被覆窒素肥料	被覆窒素41―120	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第13898号	硫酸加里	レオ印硫酸加里１号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
輸第103270号	混合窒素肥料	粒状　硫硝安	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第105778号	化成肥料	化成826Mg	ミライ・インターナショナル株式会社	北海道札幌市中央区大通西一丁目14―２
輸第105779号	硫酸アンモニア	21.0硫酸アンモニア	陽光アグリ株式会社	熊本県八代市東片町468番地１
輸第105780号	魚かす粉末	６―16魚かす粉末	株式会社ニッスイ	東京都港区西新橋一丁目３番１号
輸第105781号	化成肥料	亜リン酸加里１号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第105785号	尿素	尿素　46.0	株式会社ESM	東京都中央区勝どき六丁目３番２号
輸第105790号	化成肥料	高度化成14―14―14AK１号	赤城物産株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階
輸第105791号	化成肥料	高度化成15―15―15AK１号	赤城物産株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階
輸第105793号	過りん酸石灰	過りん酸石灰18号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
輸第105794号	化成肥料	化成９―37―４	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号

有効期間が令和14年２月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第23250号	化成肥料	多木化成１号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地

有効期間が令和14年２月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
輸第8110号	化成肥料	粒状燐酸一アンモニア２号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第8117号	硫酸苦土肥料	スターマグ	常陸化工株式会社	茨城県常陸太田市新宿町664番地
輸第8118号	水酸化苦土肥料	水マグSG55	株式会社昭和技研	東京都千代田区麹町三丁目５番地２
輸第11204号	化成肥料	有機入り化成肥料８―９―８	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15

有効期間が令和14年２月12日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
輸第6545号	干蚕蛹粉末	干蚕蛹粉末１号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百二十二号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　夏秋キャベツ	二　夏秋キャベツ
野菜指定 産地名　区域 （略）　（略） 富士北麓　山梨県南都留郡鳴沢村 （略）　（略）	野菜指定 産地名　区域 （略）　（略） 富士北麓　山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村 （略）　（略）
三～六　（略）	三～六　（略）
七　春だいこん	七　春だいこん
野菜指定 産地名　区域 （略）　（略） 三沢　（略） おいらせ　青森県上北郡おいらせ町 （略）　（略）	野菜指定 産地名　区域 （略）　（略） 三沢　（略） （新設）　（新設） （略）　（略）
八～十一　（略）	八～十一　（略）
十二　冬春トマト	十二　冬春トマト
野菜指定 産地名　区域 （略）　（略） 筑後南部　福岡県柳川市及びみやま市 （略）　（略）	野菜指定 産地名　区域 （略）　（略） 筑後南部　福岡県柳川市、大川市及びみやま市 （略）　（略）
十三　（略）	十三　（略）

十四　冬春なす

野菜指定 産地名	区域
（略）	（略）
宮崎	宮崎県宮崎市のうち旧宮崎市、旧清武町及び旧佐土原町の区域

十五～二十五　（略）

二十六　冬春ピーマン

野菜指定 産地名	区域
（略）	（略）
沖縄本島南部	沖縄県糸満市、豊見城市、南城市及び島尻郡八重瀬町

二十七　春ブロッコリー

野菜指定 産地名	区域
（略）	（略）
児玉	（略）
遠州	静岡県浜松市、磐田市及び湖西市
渥美	愛知県田原市
（略）	（略）
鳥取中部	（略）
東讃	香川県高松市、さぬき市、東かがわ市及び木田郡
中讃	香川県丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡及び仲多度郡
西讃	香川県観音寺市及び三豊市
（略）	（略）

二十八　（略）

十四　冬春なす

野菜指定 産地名	区域
（略）	（略）
宮崎	宮崎県宮崎市のうち旧宮崎市及び旧清武町の区域

十五～二十五　（略）

二十六　冬春ピーマン

野菜指定 産地名	区域
（略）	（略）
具志頭玉城	沖縄県南城市のうち旧玉城村の区域及び島尻郡八重瀬町のうち旧具志頭村の区域

二十七　春ブロッコリー

野菜指定 産地名	区域
（略）	（略）
児玉	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
鳥取中部	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

二十八　（略）

二十九　冬ブロッコリー

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
中勢	（略）
伊勢玉城	三重県伊勢市及び度会郡玉城町
（略）	（略）

三十～三十三　（略）

二十九　冬ブロッコリー

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
中勢	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

三十～三十三　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千十八号

首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十三条第一項の規定に基づき、首都圏整備計画を次のように変更したので、同法第二十三条第二項において準用する第二十二条第三項及び首都圏整備法施行規則（昭和三十三年首都圏整備委員会規則第一号）第一条第一項の規定により公表する。

令和八年八月三日　　国土交通大臣　金子　恭之

首都圏整備計画

＜目次＞

序説
第１部第１章　目指す国土の姿
第１部第２章　首都圏の現状と課題
　第１節　首都圏の現状
　第２節　首都圏整備の課題
第１部第３章　首都圏の将来像とその実現のための施策
　第１節　人口規模の将来見通し等
　第２節　区域の指定等
　第３節　将来像・目標
第２部　施設の整備計画

序説

１．計画の性格

この計画は、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に基づいて作成するものであって、第１部及び第２部の２つの部分により構成する。

第１部は、首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項を定めたものである。

また、第２部は、首都圏の区域のうち、道路、鉄道等、首都圏整備法第21条第１項第２号及び第３号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めたものである。

２．計画の対象区域と期間

本計画の対象区域は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域を一体とした広域である。

首都圏整備法に基づき、本計画は、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）との調和が保たれたものとなっている。そのため、本計画の計画期間も、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）と同一である※１。計画の進捗状況を点検・公表していくとともに、本計画と関連する主要な計画が策定又は改定された場合や、社会経済情勢の変化があった場合においては、弾力的な運用又は見直しを行う。

また、第２部で定める首都圏整備法第21条第１項第２号に規定する各種施設の整備に関し、広域性を有し、かつ、その根幹となるべきものは、いずれも該当地域の属する区域の国土形成計画（広域地方計画）に記されたプロジェクトと同一であり、本計画の第２部本文ではその一部を例示として記載している。全体像については、該当地域の属する区域の国土形成計画（広域地方計画）の内容を参照されたい。

３．計画の推進

・本計画の推進に当たっては、関係機関が十分に連携・協働を図りつつ、首都圏の将来像の実現に向けて取り組む。
・限られた財源、人的資源等を最も有効に活用する観点から、重点的、効果的な施策展開が求められる。その際、市町村や、経済界をはじめ首都圏民等様々な主体が広域的に連携・協力することが重要である。
・プロジェクトの着実な推進に向けて、プロジェクトごとに担当する協議会構成員を定め、協議会事務局と連携を図りながら各種施策の目標設定・展開・具体化、進捗状況の検証等に当たり、関係機関のとりまとめを行う。
・他圏域との連携にあたっては、圏域間での連絡・調整・意見交換を行う会議を定期的に開催する等により、効果・効率的に計画期間内での連携施策を進めていくものとする。

＜本計画に示す圏域の名称、定義などについて＞

本計画における圏域の定義は以下の通りとする。ただし、圏域や地域の定量的データなどを示す場合であって、下記定義と異なる定義を用いる場合には注釈にて補足する。

・首都圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県を一体とした広域。
・東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を一体とした区域。

第１部第１章　目指す国土の姿

我が国の「目指す国土の姿」として、「新時代に地域力をつなぐ国土　～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」を掲げ、未曽有の人口減少、少子高齢化の加速を始めとする様々な危機・難局に直面する地方において、国土全体にわたって人々が生き生きと安心して暮らし続けていくことができるよう、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、若者世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方への人の流れの創出・拡大によって地方の人口減少・流出の流れを変えていくことなど、新たな時代への刷新にチャレンジする地域を支える国土の形成を目指すこととする。

「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図ることにより、広域レベルの高次の都市機能から、生活に身近な地域のコミュニティ機能まで、重層的な生活・経済圏域の形成を通じて、持続可能な形で機能や役割が発揮される国土構造の実現を目指す。

特に、四方を海に囲まれ、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の主要五島と多数の島々から成る南北に細長い日本列島の上で、津々浦々に人々の暮らしが営まれている国土において、人口減少が加速する中にあっても、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける、持続可能で多様性に富む強靭な国土の形成を図っていく必要がある。このためには、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、活発にヒト・モノが流動し、イノベーションが促進されるとともに、災害時のリダンダンシーを確保することが重要である。

国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置されることを目指しつつ、各地域において重層的に各種サービス機能の集約拠点の形成とそのネットワーク化を図る必要がある。

広域レベルにおいては、広域的な機能の分散と連結強化の観点から、①中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図るとともに、②三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成を通じて地方活性化、国際競争力強化を図る。

また、日常的な生活のレベルにおいては、持続可能な生活圏を再構築する観点から、③小さな拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生を通じて生活に身近な地域コミュニティを再生するとともに、④地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成を図る。

第１部第２章　首都圏の現状と課題

第１節　首都圏の現状

首都圏は、日本一の流域面積を誇る利根川などの大河川と広大な関東平野、富士山をはじめとする全国の４分の１の活火山、世界自然遺産もある島しょ部等、多様で豊かな自然環境が大都市から比較的短時間でアクセス可能な範囲に存在している。

首都圏の強みとして、我が国の総人口の約３分の１を擁していること、域内総生産で全国の約４割を占めること※２、首都圏に本所（本社・本店）を有する企業は全国の約３分の１を占め、そのうち約９割が東京圏に存在していること※３が挙げられる。加えて、我が国の中でも、大学をはじめとする高等教育機関や研究機関、特許などの知的財産、高等教育を修了した若者・女性や高度外国人材等の「知」に関わる多様な人材や資金の集積が存在している。また、株式市場や金融機関の本店をはじめ金融の中枢的な機能も集積しており、人材や資金面で大きな集積となっている。

また、製造業の製造品出荷額を圏域別に見ると、首都圏は中部圏と並んで主要な生産地であり、広域的な交通インフラが充実した現在は、内陸部を含めてバランス良く生産活動が行われている。

今後、リニア中央新幹線の段階的開業を経て、リニア中央新幹線駅を交通結節の核とする新幹線・高規格道路ネットワークの形成により、１時間圏の中に、多様な自然や文化を有する地域を内包する世界に類を見ない魅力的な経済集積圏域＝“日本中央回廊”が形成されることとなる。日本中央回廊の形成を見据え、次世代を担うイノベーションの創出等の国際競争力の更なる強化等を図っていくことが求められている。

第２節　首都圏整備の課題

１．世界の中での我が国の首都圏の地位の低下

我が国のＧＤＰは2023年から第４位に転落し、また国民一人当たりＧＤＰはＯＥＣＤ※４に加盟する38か国中24位※５と、世界の中での我が国の経済分野の地位が低下している。

首都圏は、我が国最大の人口を有する圏域であり、政治、行政、経済の中枢機能を有するとともに、我が国ＧＤＰの約４割を占める経済や、ポップカルチャーや現代アートから伝統文化まで多様な魅力が集積している。海外からの玄関口となる国内最大の国際空港や国際港湾、東京都心を中心に広域的な交通ネットワークが整備され、国内外から多くの人々がビジネスや観光等で往来している。

我が国の経済が再び成長・発展するためには、首都圏が我が国全体をけん引し、時代を先取りしたイノベーションの創出や産業転換を行う必要がある。加えて、人口減少や都市部への経済集積によって衰退が進む地域においては、地域の活性化を図ることが喫緊の課題である。

２．都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

首都圏は中枢機能を有するとともに、経済や企業本社の集積度が高いことから、ひとたび巨大災害に見舞われた場合、我が国全域の社会経済活動に甚大な影響が発生する。また、都市部への人口が集中し、通勤圏が広いことから、首都圏内における影響範囲も大きい。

行政・産業活動のシステム・相互ネットワークの巨大化・高度化や都市機能・人口の集中に対応した適切な防災・減災対策を講じなければ、災害に対する脆弱性の増大や発災後の被害が拡大するおそれがある。

首都圏では巨大地震・津波、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害、大規模噴火等の巨大災害や危機的な渇水が想定されていることから、これらの災害に応じて首都圏の特性を踏まえ対応が必要である。また、自然災害以外のパンデミックその他の安全に対する危機対応に準用できるよう心がけることが必要である。

３．エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

以前より我が国のエネルギーや食料は輸入の割合が高い中、首都圏は国内の中でも他圏域への依存度が高く、脆弱性を抱えている。エネルギーについては脱炭素化に向けた再生可能エネルギーへの転換が道半ばであること、食料についても世界的な食料需要の増加が見込まれ、中長期にわたって供給不足が懸念されている。加えて、ウクライナ侵略など世界情勢の変化を背景に、安定的確保の重要性が改めて顕わになった。

このような状況の中、我が国のプレゼンス低下や「買い負け」により、今後、必要な輸入が困難となる可能性も生じてきている。

世界的に持続可能な社会に関心が高まる中、脱炭素を図るためには、エネルギー供給側の取組のみならず、エネルギー需要側でより一層の省エネ化を図ることや炭素を吸収する森林や緑地等の保全を図ることが必要である。併せて、生物多様性を確保しつつ、森林や水田、緑地等が有する国土保全の機能や人々に与える魅力もいかしていくことも必要である。

４．少子化の深刻化・人口の地域偏在

転入超過である東京圏の各都県における2024年の人口をみると、東京都は前年比0.66％の増加、東京都以外の３県では0.08％の減少から0.01％の増加となっている。一方、周辺４県では前年比0.62％から0.66％の減少となっている※６。都市部に人口が集中し、人口の地域的偏在が生じている。この傾向が続くと、特に人口減少している地域において社会機能の維持が困難になる。

東京圏には若年人口が集中しており、少子化が深刻化すれば、我が国全体の出生数に大きな影響を与えることとなる※７。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。

第１部第３章　首都圏の将来像とその実現のための施策

第１節　人口規模の将来見通し等

１．人口

⑴　首都圏の人口

人口は、2020年の約4,446万人から減少に転じ2025年に約4,428万人になったのち、2050年には約4,113万人となると見込む※８。

⑵　年齢別構成

生産年齢人口（15～64歳）は、2020年の約2,780万人から2050年には約2,309万人に減少し、年少人口（０～14歳）は、2020年の約515万人から2050年には約406万人に減少すると見込む。老年人口（65歳以上）は、2020年の約1,152万人から2050年には約1,397万人に増加すると見込む。

⑶　一般世帯数

一般世帯数は、2020年の約2,047万世帯から2050年の約2,116万世帯に増加すると見込む。特に、高齢化の進展とあいまって、高齢単独世帯（世帯主が65歳以上の単独世帯）は、2020年の約248万世帯から2050年の約412万世帯に増加すると見込む※９。

２．土地利用

以下に掲げる国土利用の基本方針など、第六次国土利用計画（全国計画）(2023年７月28日閣議決定）を踏まえるものとする。人口減少などを背景とした国土の管理水準の悪化、大規模自然災害に対する脆弱性、自然環境や景観等の悪化といった国土をめぐる課題を踏まえ、同計画では、「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」の実現に向けて、次の基本方針を掲げている。

⑴　地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の合意形成に基づき管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」や、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

⑵　土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。

⑶　健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理

健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。

⑷　国土利用・管理ＤＸ

人口、災害リスク、土地利用状況など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。

⑸　多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要である。

第２節　区域の指定等

１．区域の指定

⑴　近郊整備地帯

既成市街地等の近郊でその無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を指定する。

⑵　都市開発区域

既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため、工業都市、住宅都市その他の都市として発展させることを適当とする区域を指定する。

２．圏域整備の推進方策

⑴　工業団地造成事業

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に基づく工業団地造成事業については、北関東地域における広域ネットワークの整備を契機とし新たに事業着手している地区があることも踏まえ、引き続き制度の的確な運用を図り、計画的な市街地整備や産業立地等を推進する。

【事業例：常陸那珂工業団地第１期拡張地区・第２期拡張地区造成事業（Ｒ５～)】

茨城港常陸那珂港区と北関東自動車道に近接する産業拠点である常陸那珂工業団地では、半導体関連など先端産業が集積しており、新たな産業用地の確保に向けて、拡張事業が進められている。

⑵　近郊緑地保全区域

近郊緑地は、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止などを目的として保全されてきた。さらに近年は、都市の近郊に位置し、保全されている近郊緑地の自然的環境は、グリーンインフラとして多様な機能を発揮していくことが期待されている。区域指定による近郊緑地の保全を推進するなど、引き続き制度の的確な運用を図り、首都圏において貴重な近郊の水辺や緑の空間を保全し、その機能を最大限活用する。

【事業例：狭山近郊緑地｜東京都（東村山市,東大和市,武蔵村山市,瑞穂町)、埼玉県（所沢市,入間市)】

東京都と埼玉県にまたがる狭山丘陵において、広域的な視点で自然環境の保全活用を進めていくため、公園緑地を拠点として中間支援を行うＮＰＯ法人の協働コーディネーターが中心となって、丘陵に関わる産官学民の広域連携体制が構築されており、環境保全・普及啓発・地域振興の３つのテーマで各種イベントや保全活動等が実施されている。

また、菩提樹池里山保全地域（所沢市）は、典型的な里山の景観を維持し、都市周辺にありながら生物多様性に富んだ貴重な自然が残されていることから、市、市民団体、民間企業等が協定を締結し、共に里山環境の管理に取り組んでいる。

⑶　業務核都市

業務核都市は広域的な連携・交流の拠点として重点的な育成・整備により諸機能がバランス良く配置された自立性の高い地域の形成が図られてきている。横浜・川崎、厚木、町田・相模原、八王子・立川・多摩、青梅、川越、熊谷、さいたま、春日部・越谷、柏、土浦・つくば・牛久、成田、千葉、木更津の各広域連携拠点において、その整備状況に応じ、業務施設集積地区への業務機能の誘導を推進するとともに、一層諸機能の集積を高め、広域的な従業地として熟成させていく。さらに、商業機能、文化・娯楽・居住等の生活機能を充実させるとともに、良好な市街地の形成、緑地の保全、円滑な諸活動を支える交通、情報通信体系等の広域的基盤施設の整備を推進し、広域的な地域の中心性を持った都市としての育成を図る。

⑷　筑波研究学園都市

筑波研究学園都市については、科学技術中枢拠点都市を目指し、研究開発機能の高い集積をいかし、広域的な連携を進め、国際的研究交流の拠点としての機能の充実や、先端的研究開発成果の起業化による新産業の創出・育成を図る。

第３節　将来像・目標

～危機感の国民的共有に基礎を置き、日本と地球の重要課題に果敢に立ち向かおう～

様々な社会課題に先進的な解を示し、誰もが一目を置いて憧れる首都圏を実現するためには、地域の文化や誇りを尊重し、包括的な“ゆたかさ”を追求する価値観の「転換」を図り、人口動態に対して受け身から脱却し、都市と地方それぞれの自立と交流を目指した方針の「転換」を図る必要がある。

首都圏の持続可能性が直面している、「停滞」と「集中」がもたらした４つの危機への対応を「４本の柱」として示す。さらに、「４本の柱」に共通して必要となる取組として、人・インフラとそのマネジメントに着目し、「３つの基幹的な取組」として示す。

１．「転換」を促して持続可能性を高める３つの基幹的な取組

⑴　多様な主体が働きやすく、働きがいを持てる首都圏の創造

首都圏においても生産年齢人口が減少に転じ、働き手や地域づくりを担う人材の不足は深刻な課題となっている。

働く人達の「働きがい」や「働きやすさ」の意識を高めることが、職場への定着率を高めることには欠かせない。従って、年齢、性別、障害の有無や国籍によらず、意欲、能力、技術のある多様な働き手が働きやすく、将来に希望を見いだし、それぞれ働きがいを持てる環境づくりが重要である。なお、働き手を確保することは地域づくりの担い手の確保に直結する。

⑵　ＤＸによる統合的な国土マネジメント

将来像を実現していくためには、首都圏の国土空間の管理・活用に関わる全ての機関が空間上の問題を明らかにし、危機感を共有した上で、2050年を見据えた長期的な視点からマネジメントや公共施設整備を加速化するための方策を検討することが重要である。

特に、地方部や中山間地域においては、全ての土地について、これまで同様に労力や費用を投下し管理することは困難になることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入など、管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」を通じて、住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想などの取組を推進する。

これらの取組の効率化・高度化を図るとともに、地方部で立地条件の不利な部分を克服するため、ビッグデータを含むデジタルデータの整備と、それらを分析・活用するため、ＡＩをはじめとするデジタル技術を徹底活用し、デジタル化を前提に、課題解決を統合的に考えながら国土のマネジメント方法の変革を進める。

⑶　広域的なインフラの充実・強化

社会情勢の変化が進行している中、インフラのストック効果を最大化していくことは、投資効果の観点からも重要である。

特に、広域的なネットワークインフラに着目すると、東京都と圏域内の地方、首都圏と他圏域との相互依存関係を再認識し、圏域内や圏域を越えた人流や物流等の更なる拡大・強化を図るとともに、国際競争力を強化することが重要である。そのため、港湾や空港等と道路・鉄道の連携などアクセス・ネットワークを含めた広域的な交通インフラの強化（機能向上）や一層の有効活用を図る。

２．持続可能な首都圏を実現する４本の柱

⑴　我が国をけん引する首都圏としての強みを伸ばす

首都圏が我が国の国際競争力をけん引していくためには、人材や資金の集積をいかしたイノベーションの創出や、広域的な交通インフラを活用した基幹産業の拠点の強化・再生、ものづくりとカーボンニュートラルの両立による持続可能性の確保等によって、労働力人口が減少する中でも生産性を向上し、加えて世界を魅了する観光文化の力を磨き上げることで、国際社会の中で存在感と魅力を保ちつつ、我が国の競争力をけん引することを目指す。

⑵　巨大災害にしなやかに対応する圏域の実現

激甚化・頻発化する自然災害から首都機能や経済・社会活動を迅速に復旧・復興させるためには、発災自体を防ぐことはできないことから、首都機能のリダンダンシーを強化するとともに、平時から地域コミュニティーを強靱化することで防災施策の実効性を向上し、リスクに対してしなやかに対応することを目指す。

⑶　“グリーンメトロポリス”の実現

首都圏民の生活を支えるエネルギーや食料を確保するため、自然災害時や国際的な紛争時等における資源不足のリスクを低減・回避しつつ、ネイチャーポジティブ※10、カーボンニュートラルの実現に向けて、「省資源・循環型地域」への転換やグリーンの価値向上に取り組み、首都圏として人と自然の良好な関係の再構築を図る“グリーンメトロポリス”の実現を目指す。

⑷　多様で“ゆたかな”暮らしの創造

人口減少・少子高齢化が進行する中、人間らしい、多様で“ゆたかな”暮らしを創造し、持続可能な地域づくりを進める。

新たな人の流れを生み、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大、多様なライフスタイルの実現等につながる移住・二地域居住を促進する。

首都圏が全国の少子化対策をけん引し、人口減少下においても、都市から地方まで通して暮らしやすさを維持するため、シームレスな生活圏の形成を目指す。

３．戦略的視点

⑴　施策の選び方・組み合わせ方

４本の柱は、分野が異なるがゆえに、４本の柱を俯瞰した取組全体での調整が図られないまま取組が進んでしまう可能性や、逆に取組の重複による非効率が生じる可能性がある。そこで重要になるのが、施策の選び方・組み合わせ方であり、統合的マネジメント・施策の多機能化と連携・施策のステップ分け・「やめる」選択肢・空間の使い手への配慮といった視点に留意する必要がある。

⑵　ＡＩが飛躍的に進化する時代におけるデジタル活用

１）ＡＩの進化と社会への浸透

２）リアル空間の課題解決へのデジタル技術の徹底活用

３）デジタル技術の社会実装

⑶　日本中央回廊の形成を見据えた圏域づくり

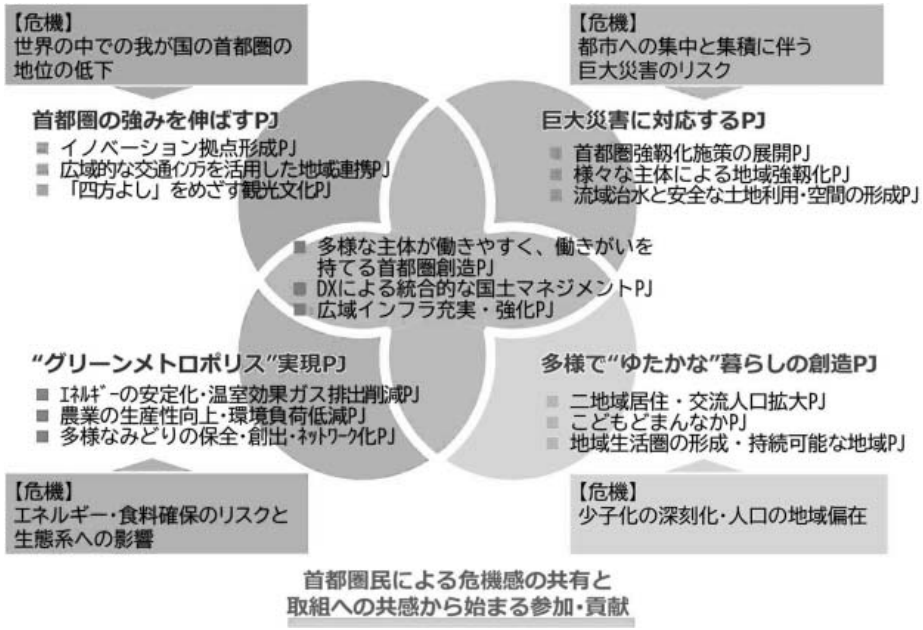
１）リニア中央新幹線開業を踏まえた日本中央回廊の形成

２）リニア中間駅を核とした新たな圏域の形成

３）他圏域との連携

第２部　施設の整備計画

３つの基幹的な考え方と４本の柱に基づき、分野横断的に、また、広域的な連携・協力を図りつつ、今後おおむね10年にわたって重点的に実施する具体的取組をプロジェクト（ＰＪ）として位置付ける。



プロジェクトの全体構成

１．「転換」を促して持続可能性を高める３つの基幹的な取組

ＰＪ１－１．多様な主体が働きやすく、働きがいを持てる首都圏創造プロジェクト

深刻化する高齢化・人口減少社会においてリアルの労働力が減少する中で、外国人を含め意欲を持った人々が、技術や能力に応じて働きがいや働きやすさを感じながら働くことができる環境の実現を目指す。

ＰＪ１－２．ＤＸによる統合的な国土マネジメント実現プロジェクト

国土利用、管理に関わる担い手が不足する状況において、ＡＩを活用し、デジタルとリアル空間をリアルタイムに、ダイナミックに統合することで多様な暮らし方や働き方を実現するための基盤を構築する。

また、様々な課題解決に当たり、安全性・信頼性を確保した各種データに基づく評価を行いながらインフラのパフォーマンス向上を図る取組も重要となる。

ベースとなるデジタル化対応など間接的に基盤を支える環境を実現する。（ソフト的対策）

ＰＪ１－３．広域インフラ充実・強化プロジェクト

インフラが対応すべき社会課題が多様化する中、新設、更新、メンテナンスを含めインフラ整備を通じ多様な暮らし方や働き方を実現するための基盤を充実する。（ハード的対策）

そのため、社会的な理解を得る前提で、新しい価値の創出をもたらすゆとり・バッファの計画的な確保を図ることで、機能の強化に取り組む。また、除却を含めた戦略的なマネジメントにも取り組む。

○課題解決型インフラマネジメント

➢「新広域道路交通ビジョン・計画」を踏まえた道路ネットワークの機能強化

・新東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、厚木秦野道路、新大宮上尾道路、東埼玉道路、核都市広域幹線道路、茨城西部・宇都宮広域連絡道路等の推進による高規格道路のダブルネットワーク化による交通機能確保、中部横断自動車道や新山梨環状道路、常総・宇都宮東部連絡道路等の機能強化による時間短縮・リダンダンシー確保

・国際競争力を確保するための港湾や空港、鉄道等との連携とアクセス・ネットワークを含めたインフラの機能向上

➢自立性を高める都市構造の形成

・神奈川県西部と静岡県東部のアクセス強化による観光促進や、茨城県鹿行南部地域における東関東自動車道水戸線と鹿島港の接続による新たな産業立地の誘導、知的対流・ビジネス・観光交流など圏域内外の対流を促進する交通ネットワークの充実・強化

・東京国際空港（羽田空港）や成田国際空港（成田空港）、茨城空港の機能強化への対応や、高規格道路ネットワークの整備などによる国際空港への交通アクセス機能の強化

・業務核都市間など地域間の交通ネットワークの再構築

２．首都圏の強みを伸ばすプロジェクト

ＰＪ２－１．イノベーション拠点形成プロジェクト

グローバルで活躍する企業や優秀な人材を集め、経済成長の原動力であるイノベーションを東京圏内外で幅広く創出する。

そのため、多様な人材の集積や、大学などの知的集積を核として、知的対流拠点を形成するとともに、イノベーションの創出、事業の成長を支援する人々や、資金面での成長を支援する主体からなるコミュニティーを強化し、スタートアップを育成する。さらに、イノベーターとなる高度人材をひきつける空間づくりを進める。

○イノベーションディストリクトの形成

➢新しいビジネスの創出

・川崎臨海部におけるマテリアル分野のスケールアップ産業拠点の形成

○高度人材に選ばれる空間づくり

➢地方中核都市とその周辺の住環境充実

・若者を集める地方大学の充実

ＰＪ２－２．広域的な交通インフラを活用した地域連携プロジェクト

これまで投資してきた広域的交通インフラを最大限「賢く使う」ことで、ストック効果を引き出し、人口や産業集積をいかした“攻め”の地域経営の展開を図る。

日本における産業の向上に当たっては、例えばネジ１本の品質から本社からの統制で管理する従前のグループ企業による垂直統合型産業から、都市が持つ多様性の連結機能強化により、良い技術や発想を多方面で連携し、水平展開しながら新しい産業を作り上げていくことが今後の産業の発展における転換の一つとなる。

特にイノベーションにおける新しい発想から試作、製品化までを含めた連携には、知識や人材、開発環境の密度が重要であり、一定の密度があることで、新しいアイデアや技術が生まれる頻度が相乗的に高まることが期待される。

首都圏の強みである産業、都市機能の集積状況や機能集積を俯瞰した上で、放射・環状型での広域ネットワーク型の交通インフラの充実と、各地域が有する人材、産業、都市機能の集積の効果を更に強化し「集積の好循環」により、「新しい価値」を生み出す。

人流の面では日本中央回廊と連携した知的対流・ビジネス・観光交流を、物流の面では商圏・販路の拡大と、都市間での機能補完等を図る。

また、産業、都市機能が高密度に集積されている首都圏の現状から、地域的な視点や首都圏全体でのリダンダンシー確保を踏まえ、広域連携プロジェクトの実施状況を確認する。

リニア中間駅を核とした新たな圏域形成に向け、時間距離短縮の効果とデジタル技術の活用から生まれる新たな「生活・交流」及び「産業・しごと」、圏域をつなぐ「観光」、これらを支える「交通ネットワーク」の４つのテーマ別に以下のとおり取り組む。

（生活・交流）

リニア中央新幹線開業に伴う新たな人流の創出とその循環の活性化を通じた二地域居住の促進等により、若者世代を始めとした関係人口の日本中央回廊エリアへの増大を図るとともに、自然豊かな環境の中で、品川・名古屋といった中央の都市と４県の中間駅を中心としたこれまでに類のない都市と地方にまたがる新しい暮らしの実現に向け取り組む。その結果として、医療・福祉、交通、買い物などの地域課題についても、関係人口と住民が連携して対応する新たな地域づくり（地域生活圏）の推進を図る。

（産業・しごと）

リニア中間駅周辺地域のロボット、航空宇宙産業・水素エネルギー等の先端技術拠点の形成や地場産業の強み、及びこれらに係る人材・ソリューション等の協力・連携を図り、新たなビジネスの創出による商圏・販路の拡大を図る。あわせて、圏域間の人流・物流の活性化を図ることにより、圏域全体の活力を広域に波及させ我が国の成長をけん引する次世代のビジネスフロンティアの形成に向け取り組む。これらにより、日本をリードし、支える「日本中央回廊」の形成を図る。

（観光）

隣接圏域等とも連携し、各地の観光資源・文化資源を保全・活用するとともに、その持続可能性や価値を更に高めるための受入環境の整備を推進することで、リニア中間駅を核とした世界に選ばれる新たな広域観光モデル創出に向け取り組む。

（交通ネットワーク）

リニア中間駅を始めとした新たな圏域内及び他圏域との交通ネットワークの形成等により、各地のつながりを強化し、新たな圏域を越えた人流、物流の更なる拡大・強化や次世代モビリティの活用を通じたイノベーションの創造を図るとともに、交通の結節点となるリニア中間駅周辺のまちづくりやリニア中間駅の効果を広域に波及させるためのアクセス向上等により、「生活・交流」「産業・しごと」「観光」の新たな拠点形成に向け取り組む。

○産業集積と相互連携

➢広域的な交通インフラを活用した新技術の導入や産業立地の誘導

・ＩＣ周辺等における新たな工業団地の整備、土地区画整理事業の促進や企業立地に向けた支援

・国際コンテナ戦略港湾を核とした国際物流ネットワークの強化

○地域的な視点

➢リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）（リニア神奈川県駅）周辺地域

・イノベーション創出促進事業、相模原市・橋本駅を中心とした広域スタートアップ支援ネットワーク形成事業、相模原アクセラレーションプログラムなどによりイノベーションエコシステムの形成強化を図るとともに、さがみロボット産業特区をいかしたロボットフレンドリー実証事業などにより、国内外から人や次世代技術が集まる先端技術の拠点を形成し、首都圏における新たなイノベーションハブ、スタートアップハブの形成や、ロボット産業及び宇宙産業による成長産業の集積を目指す。

➢リニア中央新幹線山梨県駅（仮称）（リニア山梨県駅）周辺地域

・スタートアップ企業等の実証実験が盛んに行われる環境づくりを進め、新たなイノベーションが創発される「テストベッドの聖地」としての地位を確立する。それを突破口に、国内外の優秀な企業や研究者等が結集し、新たな産業の創出や研究開発機能の拠点化につなげることで、「最先端技術で未来を創るオープンプラットフォーム山梨」の実現を目指す。

ＰＪ２－３．「四方よし」をめざす観光文化プロジェクト

地域の特性をいかし「旅行者・産業・地域・環境」の四者がハッピーになる“四方よし”の観光を実現するとともに、第２のふるさとづくりなどを通じて新たな国内交流需要の掘り起こしを図る。そのため、人が集まり、働き手になるよう、体制づくり、コンテンツの育成・強化、滞在・移動環境の整備や情報発信を通じ人がひきつけられる空間づくりを目指す。

首都圏内の観光地において、地域に根ざした人や団体、地元企業を育て、これら様々な関係主体の協働・連携を通じて、地域固有の資源（気候、自然環境、土地、緑、生物や、これらが構成する風景・空間など）を磨き上げ、魅力を発掘することで、地域の特徴となる観光資源としての質を更に高める。

３．巨大災害に対応するプロジェクト

ＰＪ３－１．首都圏強靭化施策の展開プロジェクト

首都圏には約4,440万人の国民が暮らし、我が国の社会・経済の中枢機能が集積している。首都圏の最重要課題のひとつとして、巨大災害のリスクから国民の生命や財産を守り、首都機能を維持できるようハード対策から備えることを目的とする。

想定される災害に対して、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせて災害リスクを低減するとともに、被災した機能を速やかに復元し、巨大災害のリスクに対するしなやかな対応を実現化する。

また、緊急時の防災・減災機能と、平時における防災以外の価値を創出する機能を、それぞれ併せ持った経済合理性を有する拠点施設の整備を進める。

具体的な取組としては、国土強靭化基本計画で示された政策の展開方向を踏まえ、首都圏として重要度の高いものについて着目した。

○防災インフラ及びライフラインの整備・管理、強靭化

➢被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラ及びライフラインの整備・強化

・荒川第二・第三調節池の整備など、地震、津波、洪水、内水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対する、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、水資源開発施設、上下水道施設、海岸保全施設、砂防設備等の整備

➢復旧・復興のため、交通ネットワーク・拠点整備による、広域的なリダンダンシー確保

・茨城県における東京都心と近隣地域（茨城県西・南部地域）とのアクセス改善等に向けた必要な検討など鉄道ネットワークや駅周辺の広域災害支援機能の強化

➢首都圏における防災ＤＸの推進

・交通制約下における情報補完の支援策、データセンターの地方分散を促進

ＰＪ３－２．様々な主体が取り組む地域強靭化プロジェクト

首都圏には約4,440万人の国民が暮らし、我が国の社会・経済の中枢機能が集積している。首都圏の最重要課題のひとつとして、巨大災害のリスクから国民の生命や財産を守り、首都機能を維持できるようソフト対策から備えることを目的とする。

想定される災害に対して、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせて災害リスクを低減するとともに、被災した機能を速やかに復元し、巨大災害のリスクに対するしなやかな対応を実現化する。

具体的な取組としては、国土強靭化基本計画で示された政策の展開方向を踏まえ、首都圏として重要度の高いものについて着目した。

ＰＪ３－３．流域治水と安全な土地利用・空間の形成プロジェクト

首都圏は、海面や河川水面より地盤が低い地域に人口や資産が多く集積し、国家機能や数多くの企業の本社機能が立地しており、ひとたび大水害が発生すると広範囲で長期間の浸水が想定されるため、洪水の影響が全国へ波及するリスクの低減を図り、しなやかに対応する。

施設整備のハード対策に加えて、貯留機能を有する土地の保全や浸水リスクが高い区域における土地利用・住まい方の工夫、避難体制の強化等のソフト対策等の流域の全員が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策（「流域治水」）への転換を進める。

○氾濫発生をできるだけ防ぐ・減らす

➢将来の気候変動を見据えた流域治水対策の着手

・休泊川流域水害対策計画の推進など、気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策

➢流水の貯留機能の拡大

・雨水の貯留浸透機能をもつ緑地や、水源かん養機能（水資源の貯留、洪水の緩和、水質の浄化）をもつ森林の整備・保全

４．“グリーンメトロポリス”実現プロジェクト

ＰＪ４－１．エネルギーの安定化・温室効果ガス排出削減プロジェクト

エネルギーについては、安定的で安価なエネルギー供給を図る大前提の下で、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造からクリーンエネルギーへ円滑に移行することが求められている。首都圏は様々な資源の大消費地であるがゆえに、首都圏に関わる人々や企業、団体の無駄を減らす取組が大きな効果をもたらす可能性がある。将来を見据えた新たな取組から、現状の限られた資源の節約、安定化までを一連で対応する「転換・抑制・循環」を目指す。

2050年カーボンニュートラル及び各年度の削減目標の実現に向け、地球温暖化対策計画に基づき、あらゆる分野で取組を進めていく。

我が国企業が世界に誇る脱炭素技術の強みをいかして、新エネルギーの活用を促進する。

○化石燃料からの「転換」

➢新たなエネルギーインフラの構築

・茨城港及び鹿島港等におけるカーボンニュートラルポートの形成

ＰＪ４－２．農業の生産性向上・環境負荷低減プロジェクト

食料自給力の確保や高付加価値の作物生産を継続するため国産農林水産物の消費・生産拡大と輸出強化を進める。

「今より少ない人数で、今以上に生産額を上げる」ため、行政区域・地域を越えて誰もが利用できるデジタル基盤を整備し、データ駆動型の農業経営により、大規模で生産性を追求する農家から、小規模で付加価値を追求する農家まで幅広い経営主体で新しい食と農の姿の実現を目指す。

「みどりの食料システム戦略」に基づく、持続可能な食料システムの構築を目指したＧＸ※11を推進する。

農村の環境など生産地に対する理解を深めるとともに、営農に貢献できる国内生産物の消費を促進するなど消費者と生産地との関係構築を進める。

ＰＪ４－３．多様なみどりの保全・創出・ネットワーク化プロジェクト

気候変動への対応や生物多様性の確保、Well-being（健康で豊かな文化的生活）の実現を図り、国際競争力のある都市の形成や地域資源を活用した持続可能で魅力ある圏域を実現するため、行政・民間・地域等の多様な主体が連携し、みどりに係る計画の体系化・可視化・共有、多様なみどりの保全・創出、都県の区域を越えた広域的なみどりのネットワーク形成に取り組む。

○多様なみどりの保全・創出・ネットワーク化

➢広域的視点に立った骨格となる緑の保全・災害に脆弱な場所のグリーン化

・首都圏近郊に残された大規模緑地の保全・活用の推進

➢生物多様性保全・カーボンニュートラルに資する森林・都市緑地の保全・創出

・2027年国際園芸博覧会（ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ2027）の開催を通じたSDGs達成への貢献、Society5.0の展開、グリーンインフラの実装等の推進

➢大規模開発事業・再開発事業・公共事業・公共施設のグリーンインフラ化

・公共施設の緑化など、都市公園、道路、河川、港湾、都市農地等に関わる部局が連携して、面的な自然環境の保全や公的な緑地の創出を推進

５．多様で“ゆたかな”暮らしの創造プロジェクト

Ｐ Ｊ ５－１．二地域居住・交流人口拡大プロジェクト

二地域居住などの推進により交流人口や関係人口、さらに移住を拡大する。

交流のきっかけづくりとなる取組として、地域の魅力に触れ、地域との関係性や参画を段階的に深める交流拠点の形成を図り、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等を誘発する。

人手不足を補うだけでなく、二地域居住者の出身地や趣味、職業等多彩で多様な経験や特技をいかしたなりわいや地域活動の実現により、地域に「新しい価値」をもたらす。

二地域居住者と地域の関係をサポートし、地域の成長を促進する人材の育成と活用や、相互理解を深めるためのコミュニティー形成を図る。

Ｐ Ｊ ５－２．こどもどまんなかプロジェクト

共働きでも安心して出産、子育て等ができる環境の実現を目指す。

そのため、郊外住宅の空間的メリットをいかした在宅勤務や、ターミナル施設近郊でのコワーキング施設の充実を図るなど、徹底的なテレワーク等により子育てのための可処分時間を生み出す。

○子育て世帯が安心して暮らし、働ける環境づくり

➢テレワークや郊外型勤務になじまない職業における子育ての支援

・交通拠点に近接した保育施設の拡充

Ｐ Ｊ ５－３．地域生活圏の形成をはじめとした持続可能な地域づくりプロジェクト

生活者の利便性を最優先する視点から、主体、事業、地域の境界を越えた連携・協調により、デジタルを徹底活用しながら暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成する。

中山間地域等の条件不利地域において、基幹産業である農林水産業を軸として、情報通信環境整備を推進し、地域資源とデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決に取り組む。

新たな発想からの地域マネジメントの構築を通じて、分野の垣根にとらわれず、全ての関係者の協働により、地域がシームレスにつながり合うことにより、人々の多様な暮らし方の選択肢を拡げる。

○地域生活圏の形成

➢「共」の視点からの地域経営

・医療・介護・住まいの一体的提供に資する関係機関の立地を実現するまちづくり

※１　国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）では、「計画期間は、2050年、更にその先の長期を見据えつつ、今後おおむね10年間とする。」としている。

※２　内閣府「県民経済計算（令和４年度）（2008ＳＮＡ、平成27年基準計数）」を基に集計。

※３　総務省・経済産業省「令和３年経済センサス―活動調査　事業所に関する集計」から本所（本社・本店）を集計。

※４　経済協力開発機構

※５　国際通貨基金（ＩＭＦ）による名目ＧＤＰ順位。

※６　総務省「人口推計（令和６年10月１日現在）」を基に集計。

※７　厚生労働省「出生に関する統計」（令和３年度）において、人口動態統計の令和元年までの結果をもとに、都道府県別にみた出生についてデータがまとめられている。母の年齢階級別出生率を都道府県別でみると、「20～24歳」の下位１位は東京都、下位２位は神奈川県、下位５位に埼玉県、「25～29歳」で下位１位は東京都、下位３位は神奈川県、下位４位に千葉県、下位５位に埼玉県、「30～34歳」で下位４位に東京都が位置している。反面、「35～39歳」で上位２位に東京都が位置している。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計が合計特殊出生率である。
一方、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和５年１月１日現在）」住民基本台帳年齢階級別人口（都道府県別）（日本人住民）によると、20～39歳までの女性人口と20～39歳までの女性の日本の総数に対する割合は、１位東京都（約166万人，13.6％）、２位神奈川県（約95万人，7.8％）、３位大阪府（約93万人，7.6％）、４位愛知県（約75万人，6.2％）、５位埼玉県（約74万人，6.1％）、６位千葉県（約62万人，5.1％）、７位福岡県（約53万人，4.4％）、８位兵庫県（約52万人，4.3％）と、上位は東京圏が占めている。
若年女性が多い東京圏における出生動向が日本全国の出生数に大きな影響を与えていることが分かる。

※８　「日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

※９　「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（令和６（2024）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

※10　2030生物多様性枠組実現日本会議「Ｊ－ＧＢＦネイチャーポジティブ宣言」では「2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せること」と定義されている。

※11　グリーントランスフォーメーションの略。2050年カーボンニュートラルや、その実現に向けた各年度の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革と定義される。

○国土交通省告示第千十六号

近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第十条第二項の規定において準用する第九条第一項の規定に基づき、近畿圏整備計画を次のように変更したので、同法第十条第二項の規定において準用する第九条第三項及び近畿圏整備法施行規則（昭和四十年総理府令第二十二号）第一条の規定により公表する。

令和八年八月三日　　国土交通大臣　金子　恭之

近畿圏整備計画

＜目次＞

序説
第１部第１章　目指す国土の姿
第１部第２章　近畿圏の現状と課題
　第１節　近畿圏の現状
　第２節　近畿圏の課題
第１部第３章　近畿圏の将来像とその実現のための施策
　第１節　人口規模の将来見通し等
　第２節　区域の指定等
　第３節　将来像・目標
第２部　施設の整備計画

序説

１．計画の性格

この計画は、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づいて作成するものであって、第１部及び第２部の２つの部分により構成する。

第１部は、近畿圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他近畿圏の整備に関して基本となるべき事項並びに近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項を定めたものである。

また、第２部は、近畿圏の区域のうち、道路、鉄道等、近畿圏整備法第８条第１項第３号に規定する各種施設の整備に関し、広域性を有し、かつ、その根幹となるべきものを定めたものである。

２．計画の対象区域と期間

本計画の対象区域は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域を一体とした広域である。

近畿圏整備法に基づき、本計画は、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）との調和が保たれたものとなっている。そのため、本計画の計画期間も、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）と同一である※１。計画の進捗状況を点検・公表していくとともに、本計画と関連する主要な計画が策定又は改定された場合や、社会経済情勢の変化があった場合においては、弾力的な運用又は見直しを行う。

また、第２部で定める近畿圏整備法第８条第１項第３号に規定する各種施設の整備に関し、広域性を有し、かつ、その根幹となるべきものは、いずれも該当地域の属する区域の国土形成計画（広域地方計画）に記されたプロジェクトと同一であり、本計画の第２部本文ではその一部を例示として記載している。全体像については、該当地域の属する区域の国土形成計画（広域地方計画）の内容を参照されたい。

３．計画の効果的推進

⑴　重点的・選択的な資源投入

１）関西における今後の地域整備に当たっては、第１部で示した課題に対応する必要がある。このため、様々な機能・役割に応じた社会基盤の充実・強化、すなわち社会基盤の高質化を目指す。また、ＤＸ、ＧＸ、安全保障等の社会経済状況の変化を踏まえつつ、計画的な整備や維持管理更新、効果的活用を通じたストック効果の最大化を追求する戦略的マネジメントを徹底する。それらを実施する際には、限られた財源、人的資源等を最も有効に活用する観点から重点的、選択的な資源投入を図る。

２）性別にかかわらず、若者や高齢者、障害者、外国人等の多様な人々が地域に誇りと愛着を持ち、多様性を尊重し共に生き生きと暮らすことができる社会を実現する。また、各地域の個性をいかした自主性のある構想で、かつ中長期的な目指す姿を踏まえた時間軸と空間軸を有する地域づくりの取組に重点をおいて支援を行う。

３）誇りある美しい地域を将来にわたって継承していくためには、地域を支える担い手の育成と確保が重要である。地域の個性を磨く人材、地域に希望をもって働く若者、出産後もキャリアアップを目指す女性、専門知識や経験をいかして社会参画する高齢者、自らの意思で社会進出する障害者等多様な人材がお互いに支え合う社会に資する取組に重点をおいて投資する。

⑵　多様な主体の参加と連携・協働

１）本計画の推進に当たっては、国・府県・市町村間の適切な役割分担に加え、官と民の適切な役割分担の下に、関係機関が十分に連携・協働し、第２部に掲げるプロジェクトを軸に施策の展開・具体化や事業を推進する。その際、計画・設計・工事等、事業の各段階において、アンケート、タウンミーティングや住民説明会、ワークショップ、パブリックコメント等適切な仕組みを取り入れることにより、一般の住民を含めた地域づくりを担う多様な主体との協働・連携にも留意する。

２）国と地方や官と民の多様な主体が連携・協働する形態としては、関係機関相互間の協定締結や協議会等広域連携組織の設置、地方創生に取り組む「広域リージョン連携」等、様々なものが考えられる。このため、本計画に掲げられた取組の実施に当たっては、こうした多様な連携・協働の形態の中から最も適切かつ効果的な体制を選択できるよう留意する。

⑶　隣接圏域との連携

圏域の発展を支える高規格道路ネットワーク整備や高速鉄道、港湾施設整備等の社会基盤整備を連携して推進していくとともに、観光・防災・医療分野等における隣接圏域との連携施策については、円滑な進捗が図られるよう、施策の進捗状況、進捗していく中での課題などに対応すべく、圏域間での連絡・調整・意見交換を行う会議の定期的な開催などにより、効果・効率的に計画期間内での連携施策を進めていくものとする。

⑷　他の計画・施策との連携

本計画を効果的に実施するため、隣接圏域の広域地方計画、社会資本整備重点計画及び同計画に基づく地方ブロックにおける社会資本整備重点計画、交通政策基本計画、国土強靱化基本計画、国土強靱化実施中期計画、地方創生に関する総合戦略、地域未来戦略における地域の戦略産業クラスター計画及び地域産業成長プラン、防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、国土利用に関する諸計画、半島地域及び離島の振興に関する方針、関西広域連合の広域計画等の各種計画との連携を強化する。

＜本計画に示す圏域の名称、定義などについて＞

本計画における圏域の定義は以下の通りとする。ただし、圏域や地域の定量的データなどを示す場合であって、下記定義と異なる定義を用いる場合には注釈にて補足する。

・近畿圏：福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を一体とした区域。
・京阪神大都市圏：京都、大阪、神戸の中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5％以上であり、かつ中心市と連接している市町村。
・大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県を一体とした区域。
・東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を一体とした区域。

第１部第１章　目指す国土の姿

我が国の「目指す国土の姿」として、「新時代に地域力をつなぐ国土　～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」を掲げ、未曽有の人口減少、少子高齢化の加速を始めとする様々な危機・難局に直面する地方において、国土全体にわたって人々が生き生きと安心して暮らし続けていくことができるよう、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、若者世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方への人の流れの創出・拡大によって地方の人口減少・流出の流れを変えていくことなど、新たな時代への刷新にチャレンジする地域を支える国土の形成を目指すこととする。

「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図ることにより、広域レベルの高次の都市機能から、生活に身近な地域のコミュニティ機能まで、重層的な生活・経済圏域の形成を通じて、持続可能な形で機能や役割が発揮される国土構造の実現を目指す。

特に、四方を海に囲まれ、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の主要五島と多数の島々から成る南北に細長い日本列島の上で、津々浦々に人々の暮らしが営まれている国土において、人口減少が加速する中にあっても、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける、持続可能で多様性に富む強靱な国土の形成を図っていく必要がある。このためには、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、活発にヒト・モノが流動し、イノベーションが促進されるとともに、災害時のリダンダンシーを確保することが重要である。

国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置されることを目指しつつ、各地域において重層的に各種サービス機能の集約拠点の形成とそのネットワーク化を図る必要がある。

広域レベルにおいては、広域的な機能の分散と連結強化の観点から、①中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図るとともに、②三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成を通じて地方活性化、国際競争力強化を図る。

また、日常的な生活のレベルにおいては、持続可能な生活圏を再構築する観点から、③小さな拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生を通じて生活に身近な地域コミュニティを再生するとともに、④地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成を図る。

第１部第２章　近畿圏の現状と課題

第１節　近畿圏の現状

関西は、古くから我が国の政治、経済、文化や国際交流の中心的役割を担い続けており、将来においても、日本中央回廊の西の拠点として、さらに国内第２の経済圏として、首都圏、中部圏とともにそれぞれの個性を発揮し、複眼型の巨大都市圏域の一翼を担うことが期待されている。

関西の地理・自然的特徴として、日本海や瀬戸内海、太平洋を擁することから、空路や陸路のほか、海路でのアジアを始めとした他国や他圏域との交流・連携が長年続けられている。さらに、世界屈指の美しい島並み景観を誇る瀬戸内海、日本最大の湖である琵琶湖や、畿北地域や紀伊半島の山々など豊かな自然に恵まれている。関西の人と自然のつながりは深く、都市部から比較的近くに、里山・里海等の日本の原風景が残り、都市と自然の魅力を同時に享受できる恵まれた地域を有するほか、熊野や丹波・若狭等の豊かな自然をいかした観光地や、ラムサール条約湿地※２、ユネスコエコパーク※３、ユネスコ世界ジオパーク※４、日本ジオパーク※５等がそれぞれ存在する。

さらに、関西は古来より日本の歴史と文化の中心として各所に都が置かれた歴史があり、長い年月をかけて、多様な文化を創造・継承・蓄積してきた。世界文化遺産、国宝、重要文化財など、我が国を代表する歴史・文化資産が集積しているほか、多様な個性と歴史を有する圏域は、多くの外国人観光客を惹きつけている。

関西の都市構造として、京都・大阪・神戸を始めとした個性的で多様な都市がそれぞれプライドを持ってクラスターを形成している。また、京都大学や大阪大学、神戸大学を始めとした我が国有数の教育機関や、関西文化学術研究都市や播磨科学公園都市、神戸医療産業都市等の特色ある研究開発拠点が数多く存在している。

加えて、関西では、2025年４月から半年間「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、そして「未来社会の実験場」をコンセプトに2025年日本国際博覧会（略称・大阪・関西万博）を開催した。大阪・関西万博で実証、実装された先端的な技術・サービスや、万博を契機にもたらされる様々な知見・社会資本等をレガシーとして継承し活用することが期待される。

第２節　近畿圏の課題

１．本格的な人口減少社会の到来と急激な高齢化の進展

全国的に人口減少が進む中、関西の人口減少は今後も更に進行することが見込まれている。2020年を1.0とした2050年の将来推計人口の指標※６では、関東0.925※７、中部0.819※８に対して、関西※９は0.803となっており、三大都市圏で最も人口減少が大きい地域となっている。

人口減少とともに高齢化も急速に進行しており、これに伴い、医療・介護・福祉需要の増加や高齢運転者の増加が見込まれる。医療・介護・福祉については、高齢者を含む全世代での人口減が見込まれる地域では、需要の減退に対応したこれらのサービス供給の維持、高齢者の増加が見込まれる地域では、増大するこれらのサービス需要の担い手不足といった課題などが生じる可能性がある。

大阪圏は、近年、都市部であっても生産年齢人口は減少しており、生産年齢人口の減少率は、三大都市圏で最も高い※10。関西※９のＤＩＤ※11を有する市町村においても、2050年には総人口のピークであった2010年から約420万人減少し約830万人になると見込まれている※12。

大阪圏の人口に関する社会増減として、年齢階層別の2021～2025年（年平均）の移動状況をみると、20～39歳が転出超過で労働力人口が流出しており、特に20歳代の転出超過が顕著であるのに対し、東京圏は15～34歳が大幅な転入超過となっている※13。若者が就職を機に東京圏へ流出していることが伺える。

２．関西の相対的地位の低下

関西は、次世代産業であるバイオ・ライフサイエンス産業やロボット産業、コンテンツ産業等が集積しており、産学官が身近な環境にあり、多様な文化・多様な人材・多様な産業が定着している。第二次産業では、関西は医薬品産業が盛んであり、医薬品製造業の製造品出荷額等の地域別シェアをみると、関西※９（全国シェア25％）は関東※７（全国シェア21％）と同じ水準である※14。

1990年から2022年までの関西における域内総生産の伸び率は、関東、中部より鈍く※15、中部との差は縮小し、関東との経済規模の格差が拡大している。日本経済全体の国際経済における相対的地位の低下との二重の意味で、関西の相対的地位の低下はより深刻さを増している。また、大企業の圏域外への移転、ベンチャーキャピタルが伸びないことも課題であり、グローバル化の面でも、関西は東京都下に大きく差をつけられている状況にあることが外国法人の在日拠点数、国際会議の誘致※16といった観点から伺える。

東京都、名古屋市及び大阪市を結ぶリニア中央新幹線については、国家的見地に立ったプロジェクトであり、東京・名古屋間の開業に向けて、東海旅客鉄道株式会社により整備が進められている段階であり、2025年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」においては、「財政投融資による支援を踏まえ、全線開業に係る現行の想定時期の下、環境・水資源の状況等を厳格にモニタリングし、必要な指導や技術的支援を行うとともに、沿線自治体と連携して、全線開業に向けた環境整備を行う」ことが明記された。

一方、リニア中央新幹線の東京・名古屋間の先行開業により東京・名古屋間の所要時間が、大阪・名古屋間の所要時間より短時間となるため、関西の経済界・地方公共団体等は「関西が取り残されるのでは」という危機感を持っている。

また、リニア中央新幹線の全線開業により、東京・大阪間が約１時間で結ばれることになれば、関東から大阪・関西を包含する巨大経済圏が生まれることになる一方で、それぞれの地域が個々の強みをいかした都市力を強化しなければ、地方が埋没することにもなりかねない。

東京都、大阪市を結ぶ北陸新幹線については、2015年に金沢まで、2024年３月16日には敦賀まで延伸した。2015年の金沢開業による北陸・関東間のアクセス向上により、古くから関西とつながりの強い北陸の学生の進学先や人の流れが関東へシフトしているとの指摘がなされており、敦賀開業により、関西の経済界・地方公共団体等は「これが加速するのでは」と懸念している。

３．外国人観光客の急激な増加

訪日外国人旅行者数や関西国際空港の国際線旅客便発着回数、外国船社のクルーズ船の寄港回数等は、コロナ禍後、回復傾向にあり、今後も更に増加することが見込まれる。一方で、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、公共交通機関の混雑等による地域住民の生活への影響、旅行者の満足度の低下への懸念も生じており、適切な対処が必要となっている※17。

４．ポテンシャルをいかし切れていない京阪神大都市圏

関西は都市拠点が分散し、関東や中部と比べて、多核型の圏域構造となっており、各都市がプライドを持って個性豊かな都市を構築している。

京阪神大都市圏内は鉄道網が整備され、圏域内外を結ぶ高規格道路、新幹線、空港、港湾等の交通基盤が充実している。一方で、高規格道路の未整備区間の存在や交通容量の不足に伴う渋滞、さらに国際基幹航路の寄港回数減少等の課題もある。

関西の強みとして、医療サービスが充実していること、関東と比較して職住近接の住宅を確保することが比較的容易であること等が挙げられる。一方で、密集市街地の残存※18、緑地の減少、ヒートアイランド現象の発生、低密度な市街地が拡散する傾向にあること等の課題がある。

また、関西は教育環境も充実している一方で、一般的に就職時にあたる20歳代前半の層においては、トータルでは約３千人の転出超過となっている※13。今後、京阪神大都市圏のポテンシャルを更に強化し、誰もが「働きやすい」環境を整備し、今以上に若者を惹きつけていくことが課題である。

５．地方都市の活力低下と農山漁村の集落機能の低下

京阪神大都市圏以外の関西の多くの地方都市は、人口の減少や少子高齢化、中心市街地の空洞化、低・未利用地・空き家の増加が進んでおり、官民サービスの維持、住民が安心して暮らし続けられる地域づくりなど、重要な課題が顕在化している。

また、農林水産業の分野において、担い手の減少、高齢化の進行や気候変動による生産減少等が課題であり、食料などの安定供給と農林水産業の成長産業化が必要である。

６．ライフスタイルの多様化

テレワーク人口の拡大※19、ライフステージにとらわれず働き続ける方々が増えてきており、働き方の多様化が見られる。ライフスタイルの多様性に対応するため、結婚、子育て、就業、転居等様々なライフステージでのニーズを実現しやすい環境整備が求められている。

７．関西を脅かす自然災害リスクと社会資本の老朽化

南海トラフ地震の発生※20が危惧されており、発生時には紀伊半島沿岸部を中心に、激甚な被害の発生が想定されているほか、関西には多数の活断層もあり、中でも大阪府域を縦断する上町断層帯で地震が発生した場合には、大阪都心部を中心に激甚な被害の発生が想定されている。また、台風を始めとする風水害、土砂災害も過去に多数発生している。大阪平野の多くは海抜ゼロメートル地帯で都心部は地下街も多く、水害リスクへの対応も課題である。

近年増加傾向にある自然災害を想定して、ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策が必要である。

高度経済成長期に集中的に整備された社会資本は、今後加速度的に老朽化することが懸念されている。厳しい財政状況の下で戦略的かつ適切な維持管理・更新を進めること、インフラの維持管理に携わる地方公共団体の担い手不足への対応が課題となっている。

８．東京一極集中に対するリダンダンシーの確保

国土全体にわたり人口や諸機能の広域的な分散を図り、平時からの対応も含めて東京への過度な集中を是正することは喫緊の課題である。首都圏のバックアップ機能を担い得る圏域となるためには、関東とのアクセス向上が死活的に重要であることから、リニア中央新幹線を始めとする交通インフラの整備・強化が課題である。

９．環境保全とエネルギー安定供給の確保

関西における身近な自然の多くは、手つかずの自然というよりもむしろ人間生活とのかかわりの中で育まれ、維持されてきたものであることから、これらを維持していくためには、今後も人間による適切な関与が必要である。

水資源やエネルギー、鉱物資源等の安定供給を確保するため、市民の間に省エネに対する意識を醸成するとともに、温室効果ガス排出削減や吸収源対策、健全な水循環の維持又は回復、省エネルギー化の推進、鉱物資源の循環使用等が求められている。

10．ＩＣＴの劇的な進歩など技術革新の進展

ＩＣＴ※21の劇的な進歩により、今後さらに、デジタル活用の環境が整備されていくことで、遠隔診療、遠隔教育、自動配送等のサービスが実現し、暮らし方や働き方の多様性の確保、生活利便性の向上、渋滞緩和や物流効率化、産業の高付加価値化・競争力向上、都市部と地方部、海外との繋がり強化等、より広範囲の課題解決の実現が期待される。また、データセンターの立地について、関東に次ぐ第２の拠点として関西、特に大阪府への投資が増加している※22。

第１部第３章　近畿圏の将来像とその実現のための施策

第１節　人口規模の将来見通し等

１．人口

⑴　近畿圏の人口

人口は、2020年の約2,308万人から2050年には約1,842万人に減少すると見込む※23。

⑵　近畿圏の年齢別構成

生産年齢人口（15～64歳）は、2020年の約1,366万人から2050年には約954万人に減少し、年少人口（０～14歳）は、2020年の約276万人から2050年には約180万人に減少すると見込む。老年人口（65歳以上）は、2020年の約666万人から2050年には約708万人に増加すると見込む。

⑶　近畿圏の一般世帯数

一般世帯数は、2020年の約1,026万世帯から2025年に約1,050万世帯に達したのち減少に転じ、2050年に約930万世帯になると見込む。特に、高齢化の進展とあいまって、高齢単独世帯（世帯主が65歳以上の単独世帯）は、2020年の約150万世帯から2050年の約209万世帯に増加すると見込む※24。

２．土地利用

以下に掲げる国土利用の基本方針など、第六次国土利用計画（全国計画）（2023年７月28日閣議決定）を踏まえるものとする。人口減少などを背景とした国土の管理水準の悪化、大規模自然災害に対する脆弱性、自然環境や景観等の悪化といった国土をめぐる課題を踏まえ、同計画では、「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」の実現に向けて、次の基本方針を掲げている。

⑴　地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の合意形成に基づき管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」や、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

⑵　土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。

⑶　健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理

健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。

⑷　国土利用・管理ＤＸ

人口、災害リスク、土地利用状況など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。

⑸　多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要である。

第２節　区域の指定等

１．区域の指定

⑴　近郊整備区域

京阪神大都市圏の中心部からおおむね50キロメートルの圏域内にある次の各号に該当する相当規模の面積を有する地域で、工業団地造成事業等により、計画的に市街地として整備する必要があるものを近郊整備区域として指定するものとする。

１）既成都市区域と経済的、社会的に密接な関連を有する地域であること。

２）既成都市区域に容易に交通することができる地域であること。

３）相当程度の人口が集中している地域又はその可能性のある地域であること。

４）相当程度の第二次産業又は第三次産業の集積があり、かつ、これらの産業の比重が高い地域若しくはその可能性のある地域であること又は人口及び産業の集中に伴う市街化が著しい地域若しくはその可能性のある地域であること。

⑵　都市開発区域

京阪神大都市圏の中心部からおおむね50キロメートルの圏域外にある次の各号に該当する相当規模の面積を有する地域で、既成都市区域に集中する人口及び産業を分散定着させるため、工業団地造成事業等により、都市として開発する必要があるものを都市開発区域として指定するものとする。

１）相当程度の外部経済の集積があり、該当地域の周域に対して都市的便益を及ぼし、かつ、その開発の拠点となる地域であること。

２）幹線交通施設が整備されている地域又はその可能性のある地域であること。

３）労働力、用地、用水等の工業立地条件が優れた相当規模の工場用地を有し、かつ、工業の立地が進行している地域又はその可能性のある地域であること。

４）工業等の生産機能及び流通、文化等の都市機能を備えた都市の形成が可能な地域であること。

５）自然的、経済的、社会的に一体としてまとまっている地域であること。

⑶　保全区域

次の各号の一に該当する地域を保全区域として指定するものとする。

１）重要な文化財である建造物、伝統的建造物群、遺跡等を、それらを取り巻く自然環境と一体として保全する必要があると認められる地域であること。

２）既成都市区域又は近郊整備区域の周辺であって、大都市の無秩序な拡大の防止、生活環境の保全又は住民のレクリエーションのために緑地を確保する必要があると認められる地域であること。

３）国立公園、国定公園、府県立自然公園その他の自然景観、動植物等を保護し、又は観光レクリエーションに供する地域であって、計画的に保全し又は整備する必要があると認められる地域であること。

２．圏域整備の推進方策

⑴　工業団地造成事業

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく工業団地造成事業については、引き続き制度の的確な運用を図り、計画的な市街地整備や産業立地等を推進する。

【事業例：西神第４地区工業団地（Ｒ５～）】

西神第４地区工業団地は、神戸テクノ・ロジスティックスパーク（神戸複合産業団地）の南地区の一部を形成しており、神戸西ＩＣ（山陽自動車道（木見支線）・神戸淡路鳴門自動車道）に近接し、交通アクセスに優れた拠点である。

電子商取引（ＥＣ）市場の急拡大等による物流市場の拡大や、市内企業等からのＢＣＰ※25対策や操業環境の変化に伴う製造工業の建替・増設需要などに対応するため、流通業務施設地区とあわせ、製造工業等施設地区の整備を実施している。

⑵　近郊緑地保全区域

近郊緑地は、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として保全されてきた。さらに近年は、都市の近郊に位置し、保全されている近郊緑地の自然的環境は、グリーンインフラ※26として多様な機能を発揮していくことが期待されている。

区域指定による近郊緑地の保全を推進するなど、引き続き制度の的確な運用を図り、貴重な近郊の水辺や緑の空間を保全し、その機能を最大限活用する。

【事業例：六甲近郊緑地保全区域｜兵庫県（神戸市，西宮市，芦屋市，宝塚市)】

六甲区域は、六甲山系を核として優れた自然景観を有するとともに、市民のレクリエーション地となっている。六甲山は植林後100年程度が経過しており、倒木のリスクが高い樹木も多くみられる箇所もあるため、健全な森林を維持していくための取組が実施されている。

⑶　関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）の整備

文化・学術・研究の新たな展開の拠点形成を目指して、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針に基づき、関係省庁、地方公共団体、経済界等と連携を取りながら、更なる都市建設を推進する。

第３節　将来像・目標

ＫＸ（Kansai Transformation）～まじわり、つながる、変革する関西～

関西という地域は活発にコミュニケーションが行われ、イノベーションを創出しやすい環境にあり、常に新しいものを求め、取り入れる風土を持つ、先進性を有する地域として発展し続けている。また、関西に暮らす人はもちろん、関西を訪れる人にとっても、人々の活力を引き出す、活気ある地域としての魅力を有している。

一方で、今後、本格的な人口減少社会の到来と急激な高齢化の進展、自然災害リスク等の第１章で示した課題がある。これらの課題に対応しつつ、これまで蓄積されてきた関西の強みを十分に発揮し、我が国の経済成長をけん引するとともに、関西に暮らす人々が心身ともに健康的にシームレスに時間を使い、地域愛にあふれた充実した暮らしが実現できるよう、関西が目指す５つの将来像を設定する。

将来像の実現に向け、地域における経済活動や人々の生活が、府県域、市町村域に限定されるものではなく、地域の成長につながる施策が面的に展開されていく状態を創出できるよう、「関西広域リージョン」※27の取組を始めとし、多様な主体が広域的に連携した取組を加速させる。

１．活力ある圏域づくり

１－１　挑戦し、成長する関西

～日本中央回廊の西の拠点として我が国の成長をけん引する関西～

（将来像）

関西は、高速鉄道網や高規格道路ネットワークの形成により三大都市圏を結び、１つの都市圏として世界に類を見ない魅力的な経済集積圏となる日本中央回廊の西の拠点であり、日本海側・太平洋側の二面活用に加え、瀬戸内海を介した西日本の圏域との連携の利点をいかして、アジアを始め世界からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むゲートウェイとなるシームレスで重層的な生活・経済圏域を形成し、国土の均衡ある発展や地域経済の活性化を実現する圏域を目指す。

また、関西の強みである、健康・医療（ライフサイエンス※28）等の分野やグローバルニッチ企業等の特色あるものづくりの伝統や、大学、研究機関、知的交流拠点等の集積・連携、さらに大阪・関西万博のレガシーの承継・発展により我が国の成長エンジンとなり、イノベーションを創出し続ける圏域を目指す。

（その実現に向けた目標）

日本中央回廊の西の拠点として、アジアを始め世界からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、圏域内はもとより他圏域や地方経済へと拡大・波及させるため、陸海空の総合交通体系の高質化を目指す。さらに、都心部への都市機能の集積や中核となる都市の再生を推進し、国際競争力の強化及び市街地活性化を実現する。これらにより、人流・物流が多重的に確保され、三大都市圏相互の更なる機能補完・連携の強化を実現することで、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化にも寄与する。

関西の活力を高めるため、既存の産業において、ＤＸ・ＧＸや働き方改革等の推進により持続可能な産業への転換を図るとともに、最先端医療技術を始めとする健康・医療（ライフサイエンス）分野や、情報通信、バイオ、環境・エネルギー分野、文化・伝統産業等、世界をリードし、将来の関西をけん引する新たな産業を創出・強化する。そのため、産学官が一体となった連携体制を構築し、大学・企業と連携したスタートアップ支援や、先端的な科学技術を支える基盤の強化、イノベーション創出の中心となる知的対流拠点の強化を行う。さらに、大阪・関西万博で提示された新技術・サービスの社会実装を図ることで、新事業、スタートアップ、内外からの投資などが集まり、日本経済をけん引し豊かな暮らしを実現する地域となることを目指す。あわせて、これらを支える多様な人材の確保・育成、新たなことに挑戦する環境整備、海外からの人材・投資を呼び込む環境整備を推進する。

また、地域産業の活性化・稼ぐ力の向上により豊かで活力のある地域社会を構築することを目指し、地方創生の実現に向けＡＩ・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装を推進するとともに、デジタル技術等を活用した新たなモビリティの導入、農林水産業の成長産業化の促進に向けた取組や観光資源をいかした地域観光を推進する。

１－２　豊かに誇り高く暮らせる関西

～どこでも豊かに暮らせる地域生活圏の形成を目指す関西～

（将来像）

デジタルとリアルが融合した地域間の連携・補完、民の力を最大限に活用し、重層的でシームレスな地域生活圏を形成することで、京阪神大都市圏から地方部の中小都市、生活に身近な地域コミュニティに至るまで、関西のどこに住んでいても豊かに誇り高く暮らせる圏域を目指す。

また、都市と豊かな自然や安らぎを提供する里山・里海が近接している関西の特徴をいかし、真の豊かさを実現する「ワークinライフ」を実現し、就学、労働、出産、子育て、趣味等、ライフサイクルの様々なシーンにおける魅力があり、誰もが暮らしやすく、一人ひとりのWell-beingが高く、心身ともに健康的に、充実した時間を過ごすことができる圏域を目指す。

（その実現に向けた目標）

少子高齢化や担い手不足が進行する地域において持続可能なまちづくり・地域づくりを支えるため、必要な行政サービスを将来にわたって提供可能な地域に都市機能や住民の居住を誘導するなどして「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進する。あわせて、府県界及び市町村界にとらわれることなく、地域公共交通の再構築やドローン等の先端技術の活用、官民連携によるデジタルを活用した生活サービスの構築による地域生活圏の形成を目指す。

また、京阪神大都市圏や地方都市、里山・里海等の様々な地域が近接する多様性をいかして、農山漁村の振興や、旅行やイベントへの参加、食文化体験等をきっかけとして、関係人口※29を多数生み出し、中山間地域と都市との共生・対流を促進する。こうした機会を契機とした移住・定住を促進し、都市部と地方部が相互に連携して発展する地域を目指す。これらにより、域外からの所得を促すとともに、域内での産業の裾野を広げるなどの取組を通じて、関西のあらゆる地域で新しい資本主義を実現する。

さらに、高齢者の居住の安定確保や、地域住民の健康の維持・増進、地域コミュニティ活動を始めとした多様な世代の交流の促進を図り、住生活における質の向上及び暮らしの安全・安心を確保する。関西が持つ健康・医療の強みをいかすとともに、居心地が良く、集い歩きたくなる空間の創出、良質な住宅ストックの形成、既存ニュータウン等の郊外部の再生、少子高齢化に対応した社会システムの構築等を推進する。あわせて、都市の防災力や安全性を高め、地域価値の向上を図る地域空間を形成するため、空き家の除却・活用、所有者不明土地対策の総合的推進や、建築・都市のＤＸの推進等による圏域管理の高質化を図る。

これらにより、誰もが安心して働き、安心してこどもを産み育て、様々なことに挑戦し、活躍できる関西を実現する。また、性別にかかわらず、若者や高齢者、障害者、外国人等の多様な人材が地域づくりに参加し、新たなつながりやコミュニティ、サードプレイス※30を形成することで活力のある地域を実現する。さらに、テレワークや二地域居住※31等も活用し、人生の各段階に応じて、仕事と生活の調和を図り、多様な生き方を選択・実現できる「ワークinライフ」を推進し、誰もが誇りと生きがいを持てる包摂的な社会を実現する。

２．安全・安心な圏域づくり

２－１　災害に屈しない強靭な関西

～巨大災害リスクに対して持続可能な国土・社会を目指す関西～

（将来像）

今後、関西が直面する南海トラフ地震・津波等の巨大災害リスクや気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・高潮・雪害・土砂災害等のリスク、インフラの老朽化の加速等に対応し、人々の生命・財産を守り、災害時にも社会経済活動を持続する圏域を目指す。

また、関西は日本中央回廊の西の拠点、かつ国内第２の経済圏として企業の集積、交通・物流インフラを含む都市機能の集積及び豊富な人的リソースを備えていることを踏まえ、東京に一極集中する諸機能のバックアップを担い得る圏域を目指す。

（その実現に向けた目標）

総合的な防災・減災対策を推進し、流域治水※32、道路の未整備区間解消、インフラの老朽化対策、交通・通信・エネルギー等ライフラインの全体の強靭化などに取り組む。あわせて、避難や救命救助・早期復旧活動等を支える取組や危機管理対策の強化を推進し、住民の命と暮らしを守る強靭な国土を構築する。

そのために、平時から防災・減災に対する高い意識を官民が共有し、新技術・デジタルの活用や官民連携手法を導入したハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」、多様な主体の連携・協力による災害への備えや、阪神・淡路大震災等の被災経験の継承等を実践する。また、地域の特性や住民一人一人の多様性を踏まえた、地域関係者の連携等による地域防災力の強化により、安全性を高め、災害時の孤立リスクが低減された安心して暮らせる地域を形成する。さらに、効率的かつ効果的な防災力の強化を行うため、災害情報を収集・共有・発信するシステム整備の促進等による災害対応力の高度化を図る。

加えて、府県あるいは圏域を越えた広域的な防災体制の確保により、機動的な災害支援を行う。

さらに、大規模災害時等においても東京に一極集中する中枢管理機能等の諸機能を適切に維持・確保するため、官民それぞれで平時からの首都圏とのデュアルオペレーション体制を構築するとともに、災害時のサプライチェーン※33の確保、エネルギーの供給拠点の分散立地等を促進する。

２－２　人と自然が共生する持続可能な関西

～カーボンニュートラル・SDGsを実現する関西～

（将来像）

琵琶湖やその流域、畿北地域や紀伊半島の森林、瀬戸内海等、豊かな自然や安らぎを提供する里山・里海と都市部が近接する、人と自然のつながりが深い関西の特徴をいかし、あらゆる主体が連携して、人と自然の共生、カーボンニュートラル※34・SDGs※35を実現するグリーン国土の創造に資する圏域を目指す。

（その実現に向けた目標）

四季折々の恵み豊かで美しく親しみやすい自然環境と多様な生態系の保全・再生・創出に取り組む。また、地域の個性をいかした魅力ある景観を形成するため、自然や緑をいかした都市環境の改善・保全や、健全な水循環の維持・回復、水文化の継承・再生・創出に取り組む。これらの取組により、自然がもたらす恵沢を将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現する。

また、地球温暖化による気候変動の進行や災害の激甚化等を低減し、2030年SDGsの実現・2050年カーボンニュートラルの実現に向けた都市・地域づくりを推進するため、市民生活における温室効果ガス排出削減の取組や、企業による持続可能な産業への構造転換の取組、農林水産業のグリーン化、地産地消等の食料システムの構築、市町村におけるゼロカーボンシティ表明等の取組により、地域特性等に応じた最適な規模の資源循環形成を推進する。

さらに、エネルギーの効率的かつ安定的な供給・利用を実現するため、インフラ等における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）ポテンシャルの有効活用など再エネの最大限の導入、水素・蓄電池等脱炭素の基盤となる新たな産業・技術を強化することや、水素・燃料アンモニア等の供給体制の整備を推進する。

琵琶湖については、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）に基づき、近畿圏における住民の健康な生活環境の保持や、湖沼がもたらす恵沢を将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現に向けて、琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図る。

これらを達成するため、行政、企業、ＮＰＯ、市民等あらゆる主体が活動を通して連携し、分野を横断した取組を積極的に行い、官民連携による地域づくりやグリーンインフラの社会実装を推進することにより、豊かさを実感でき、持続可能で魅力ある地域を実現する。

３．個性豊かな圏域づくり

３－１　人々を魅了し続ける関西

～歴史・伝統・文化が集積し、多様な文化・自然の魅力がいっぱい関西～

（将来像）

長い歴史とそれに培われた伝統文化を有し、多くの個性的な地域と豊かな自然等、関西特有の歴史・伝統・文化や豊富な地域資源を守るとともに次世代に継承し、関西の魅力に更に磨きをかけ世界の人々を魅了し続ける圏域を目指す。

また、観光客と住民の生活環境が適切に調和し、全ての人々が、快適かつ便利に関西各地を移動・滞在し、その地域の魅力を存分に味わうことができる圏域を目指す。

（その実現に向けた目標）

世界の人々を惹きつけるため、関西一円に点在する歴史・文化資産を始め、多彩な食文化を含む暮らしに息づく伝統・生活文化資源、日本の原風景・四季折々の自然美や身近な水辺空間、ジオパーク等の豊富な地域資源やスポーツ観光等、地域のコンテンツの充実や魅力の向上等を図り、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりと、文化庁とも連携した関西からの日本文化の創造・発信を進める。

また、地域住民の生活や地域の文化、自然の保全と両立した持続可能な観光地域づくりを目指すため、デジタル技術等の活用による観光ＤＸの推進やマナー啓発対策の実施、観光に携わる主体の支援等により、安全安心で快適な地域生活や交通環境を整える。あわせて、多様な外国人旅行者のニーズや宿泊需要に応えるとともに、関西ならではの温かみのある接客サービスを提供すべく、人材の確保・育成や、年間を通した宿泊施設の提供を始めとした来訪しやすい環境整備を図る。

さらに、観光立国として観光をひとつの産業と捉え、消費額拡大・地方誘客促進を推進するため、大阪・関西万博等の大型イベントを戦略的に活用し、関西の豊かな歴史・伝統・文化を世界に発信するとともに、他圏域との交流連携を含む広域観光を推進し、外国からの観光客を関西から他圏域に拡大することにより地域経済の活性化を図る。

第２部　施設の整備計画

１．国土軸ネットワークプロジェクト

日本中央回廊の西の拠点であり、日本海側・太平洋側の二面活用に加え、瀬戸内海を介した西日本の圏域との連携という地理的利点をいかして、陸海空の全国的な総合交通体系を構築することによりアジアを始め世界からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むゲートウェイとしての機能を強化し、国際競争力のある都市圏を形成する。

その効果を圏域内はもとより他圏域へと波及・拡大させるため、日本中央回廊に加え日本海・西日本・太平洋新国土軸を介した他圏域との交流・連携を強化し、シームレスな拠点連結型国土を形成する。

○国際交通拠点の競争力強化

・国際拠点空港の国際競争力を強化するため、国際航空ネットワークを充実させ、国内外の需要を広く取り込む。空港処理能力の確保などに向けては、関西３空港懇談会等を開催し、協議を進めている。関西３空港※36において、民間の創意工夫をいかした機能強化が図られており、関西国

際空港第１ターミナルリノベーションや神戸空港第２ターミナルの開業により国際線就航が実現している。引き続き、需要拡大や受入環境の充実に取り組み、３空港全体で年間50万回の容量確保を目指す。また、空港アクセス利便性の向上に資する時間信頼性の高い高規格道路及び鉄道等の整備を推進する。加えて、航空貨物についても、越境ＥＣ貨物の取扱量の急激な高まりや関西が強みを持つ医薬品、ライフサイエンス分野の発展に向け、民間による関西国際空港の貨物地区の改修やＤＸの活用による効率化などの機能強化を推進する。

２．関西交通ネットワークプロジェクト

全国的な総合交通体系の高質化を支える圏域内の高規格道路・幹線鉄道・海上輸送等のネットワークの形成や機能を強化する。また、国土軸ネットワークプロジェクトで得られた経済効果を圏域内全域へ波及・拡大させるための総合交通体系を構築する。あわせて、公共交通と道路インフラ、まちづくりの連携により地域の活性化や暮らしを支援し「交通空白」を解消するなどの地域交通体系を構築する。

○関西におけるシームレスな総合交通体系の構築（交通・物流ネットワークの強靭化）

・なにわ筋線など、関西における空港アクセス利便性の向上に資する鉄道整備を推進する。また都市鉄道については、阪急電鉄京都線・千里線（淡路駅付近）、ＪＲ片町線・東西線（京橋周辺）、京阪電鉄京阪本線（香里園駅～枚方公園駅付近）、南海電気鉄道南海本線（諏訪ノ森駅～浜寺公園駅間）を始めとする連続立体交差事業により渋滞の原因となる踏切の除却と鉄道の定時運行率の向上を図るとともに、ネットワークの拡大、機能の高度化を図る。また、駅から目的地までの二次交通について、路線バス・コミュニティバスやシェアサイクル等により交通結節機能を強化し、まちづくりと連携した交通結節機能の強化等による都市内移動環境の整備を図る。災害発生時においては、早期復旧や緊急物資輸送を図るため、災害によって長期不通が発生しないよう、輸送障害に強い貨物鉄道ネットワークを構築する。

３．関西成長エンジンプロジェクト

（新たな成長産業の形成と大阪・関西万博レガシーの継承に向けた取組の推進等）

産学官の連携体制により、イノベーション創出の中心となる知的対流拠点の強化や、スタートアップ支援、多様な人材の確保・育成等を図り、将来の関西をけん引する健康・医療（ライフサイエンス）分野等の産業や魅力ある新たな成長産業の形成を推進する。

スーパーシティ型国家戦略特区やその他の特区制度を活用し、大阪・関西万博のレガシーの継承に向けた取組として先端的な健康・医療（ライフサイエンス）分野等のイノベーションの促進、デジタル技術等を活用した新たなモビリティの導入などを図る。また、食料などの安定供給の確保や農林水産業の成長産業化の促進等により、地域産業の活性化・稼ぐ力を向上する。

○大都市圏の国際競争力の強化

・大都市圏の国際競争力の強化を図るため、海外から企業や高度人材を呼び込むことが重要である。そのため、うめきた２期地区や神戸都心ウォーターフロント地区、大阪城公園周辺地域まちづくりを始めとする都心部において、都市再生事業などにより知的対流拠点の整備、外国語対応環境の整備、医療・福祉・介護、教育、商業等の生活サービス機能の集積、良好な住宅の整備等のビジネス環境や生活環境を整備する。また、地上のみならず地下空間も活用し、都市鉄道などの公共交通網の充実や、まちづくりと連携した交通結節点の強化等による都市内移動環境の高度化などを図る。さらに、災害に対する脆弱性を解消し、都市の防災機能の向上を図る「大都市のリノベーション」を推進する。新大阪駅周辺においては、北陸新幹線が計画され、さらにリニア中央新幹線も新大阪駅が候補として有力視されるなど、交通の要衝としてより一層の地位向上が見込まれることから、新駅整備とこれに関連した交通結節点整備、民間都市開発の誘導により、エリアの価値と都市機能の向上を図る。

○ＧＸ・ＤＸを始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成

・和歌山県には、ロケット発射場があり、関西は今後、宇宙産業振興をけん引していくポテンシャルを有している。宇宙機器産業や宇宙ソリューション産業等を誘致し、産業の開拓や集積に取り組む。あわせて、高等学校などと連携し、宇宙教育の充実化を図る。

・けいはんな学研都市において、研究開発に関するグローバルネットワークや実証実験環境を活用した「けいはんなイノベーションハブ」を構築し、スタートアップ支援、大阪・関西万博の成果を実装する「ポスト万博シティ」を推進し、万博後も継続的な技術交流や人的交流・世界に向けた発信等を実施する。また、文化学術研究施設と住宅地との複合型の開発である特徴を反映し、住民参加により、生活者目線を研究開発にいかし、事業創出や社会課題の解決に取り組み、シームレスな社会の実現により、関西の発展に貢献する。特に、2026年度からの今後10年間のけいはんな学研都市の取組の方向性を示す「けいはんな学研都市第５期ステージプラン　～ポスト万博シティけいはんな～」の策定により、研究成果を実社会に迅速に実装する新しい都市モデルの構築並びに多様な視点やバックグラウンドを持つ人材の育成等に取り組む。併せて、万博レガシーを継承・発展させる世界に開かれた都市を目指す。また、研究開発拠点等のさらなる集積を図るため、南田辺・狛田地区、木津東地区、学研高山地区第２工区等の基盤整備を進める。

・播磨地域からけいはんな学研都市にかけてのエリアは、関西イノベーション国際戦略総合特区にも指定されている播磨科学公園都市地区、神戸医療産業都市地区、阪神港地区、夢洲・咲洲地区、大阪駅周辺地区、けいはんな学研都市地区を始めとして研究開発拠点等の集積がすでに相当程度進んでおり、今後も夢洲２期区域まちづくり、大阪城公園周辺まちづくり、新大阪駅周辺まちづくりなど、官民による大規模な開発プロジェクトが複数計画されているため、さらなる集積のポテンシャルを有している。このエリアを関西における「イノベーション東西軸」と位置付け、特区制度の活用による大胆な規制改革と併せてOsakaMetro中央線の延伸、淀川左岸線や大阪湾岸道路西伸部の整備、リニア中央新幹線や北陸新幹線の整備など、交通アクセスを強化することにより研究開発人材や投資を呼び込み、イノベーションを促進する研究開発クラスター化を推進する。

４．都市の魅力向上プロジェクト

関西の地域特性である職住が近接した都市構造をいかすことにより、関西の成長・発展をけん引し、快適で暮らしやすい都市機能・環境の再構築を行う。また、官民が連携し、質の高い公共空間を創出し、人口減少下においても持続可能なまちづくり・地域づくりを支える環境整備を推進する。

○安全・安心で快適な居住環境の形成

・かわまちづくり制度の活用などによる魅力的な水辺空間の整備・活用や、緑の基本計画に基づく都市緑地の整備・活用等を推進し、人中心のまちづくりを目指す。

５．地域活性化プロジェクト

官民のパートナーシップ、デジタル技術の徹底活用を通じ、市町村界にとらわれず暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」を形成することにより、関西のどこに住んでも豊かな暮らしを実現する。

○地方部への人の流れの創出

・地方部から東京への進学・就職等による転出者がそのまま東京に留まる人口の「東京一極集中」の解消に向けて、住居だけでなく仕事や暮らし全般の相談ができる移住相談窓口やサテライトオフィス、テレワークセンターの整備等を推進する。あわせて、社会課題の解決や新産業創出に向けて、情報・人・技術を集約し、人材の育成・交流の活性化を図る。和歌山県における「わかやまワーケーションプロジェクト」などのワーケーションやブレジャーなど、新しい旅のスタイルの普及・定着を図り、関係人口の創出につなげる。

・奈良県下北山村における移住交流体験施設「むらんち」やコワーキングスペース「ＢＩＹＯＲＩ」など、空き家・廃校などの利活用により、二地域居住などに利用できる住宅やシェアハウス、ゲストハウス、コワーキングスペース、チャレンジショップ※37や、リスキリングに対応した生涯学習施設など、教育や福祉等の分野とも連携し、地域のニーズに応じた施設を整備する。あわせて、官民連携協議会を通じた二地域居住などの普及促進と機運の向上を図る。

○誰もが安心して健康に暮らせるまちづくり

・将来の医療需要を見据えた地域医療構想及び医師確保計画、医療計画の取組を支援しつつ、デジタルを活用した遠隔医療を推進する。また、サービス付き高齢者向け住宅、子育て世帯向け住宅及び子育て、医療・福祉・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備等により、多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開や、地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉・介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、多様な世代が安心して健康に暮らせる医療・福祉・介護とまちづくりを推進する。

・医療・福祉・介護、防災や防犯、教育等の様々な分野において、京丹後市の健康・長寿の取組を始め、住民、行政、民間事業者等が地域で支え合う絆を育むため、住民などが活動する場の提供などの支援を推進し、コミュニティによる暮らしの安全・安心を確保する。

6．関西強靱化・防災連携プロジェクト

災害から人々の生命、財産を守り、社会経済活動を持続させるためには、「国土の基盤となるインフラ」の整備と維持・管理を基本としつつ、地域住民や災害対応機関の連携や、災害支援に必要な物資（＝「モノ」）、企業が経済活動を継続できる仕組み（＝「カネ」）、災害対応に必要な「情報」を強化する必要がある。

地域力を結集・発揮しながら、ハード・ソフト一体の諸施策を行うことで、強化を図る。

また、首都圏の中枢管理機能を始めとする他圏域の機能のバックアップを担う取組を強化していく。

○洪水・内水・高潮・土砂災害対策

・国民の安全・安心を確保するため、関連法制などに基づき、「流域治水プロジェクト2.0」により治水能力の向上に取り組むなど、国・府県・市町村・地域の企業・住民等、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、気候変動などによる将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進める。なお、流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することも重要である。

○地震・津波対策

・南海トラフなどの地震、津波による災害から人命や資産を防護するため、河川・海岸保全施設・港湾施設の整備、耐震化、嵩上げや液状化対策、巨大地震を見据えた紀伊半島アンカールートなどの整備、緊急輸送道路の橋梁や上下水道施設の耐震対策、被災時における情報通信サービスや電力などのライフラインの被害を最小限にとどめるための対策、土砂災害対策及び防災公園や津波避難施設の整備を推進する。特に、最大クラスの津波に対しても、津波来襲時に変形はするが粘り強く施設の効果を発揮する「粘り強い構造」の防波堤等の整備を推進する。和歌山下津港海岸においては、護岸の補強・かさ上げと津波防波堤、水門を組み合わせた施設整備を実施し津波浸水被害の軽減を図る。また、令和６年能登半島地震で浮きぼりになった、半島地域におけるアクセスの脆弱さなどを踏まえ、同様に半島地域を有する関西においても、防災・減災対策に取り組む。

○災害時における交通機能の確保

・災害時には「命の道」となる紀伊半島のアンカールートを構成する京奈和自動車道、近畿自動車道紀勢線や五條新宮道路、奈良中部熊野道路を始め、高規格道路等の整備を推進する。巨大災害リスクの切迫も踏まえ、時間距離の短縮に加え、ネットワークの多重性・代替性といったリダンダンシーの確保の観点を考慮し、高規格道路ネットワークのサービスレベルを把握した上で、未整備区間の解消や、暫定２車線区間の４車線化等、必要な機能向上の加速化を図るとともに、海峡部などを連絡するプロジェクトについて長期的視点から取り組む。

○安全な農山漁村の実現

・農山漁村には、その地形条件などから土砂災害などの危険性が高い箇所が多い。このような箇所における土砂災害防止施設・治山施設の整備、荒廃山地や荒廃危険山地の復旧整備、孤立を防止するネットワークの保全、孤立時における非常用通信設備の整備、より安全な地域への居住などの誘導等を推進する。さらに、流域治水の取組として、農業用ダムの洪水調節機能の強化、「田んぼダム※38」の取組、農村地域の排水対策等を推進するとともに、森林の適切な保全管理により、中小洪水の緩和や山地災害防止等の国土保全機能を維持、発揮させる。

○首都圏の有する諸機能のバックアップ

・大規模災害に強い国土形成に資する極めて重要な高速交通インフラであるリニア中央新幹線の開業などによる日本中央回廊の形成により、首都圏との人流や物流の多重性を確保するとともに、官民それぞれで平時からの首都圏とのデュアルオペレーション体制の構築を促進する。

7．ＧＸプロジェクト

新興国の経済成長などによるエネルギー資源などの需要の急増や、地球温暖化による気候変動の進行、災害の激甚化等に対応するため、日本のエネルギー戦略の中で優位な地位を占めることが可能な場所であり、次世代エネルギーに対する可能性を秘めている関西のポテンシャルをいかす。具体的には、再エネポテンシャルの有効活用によるカーボンニュートラルの実現、脱炭素の基盤となる新たな産業・技術の強化や、水素・燃料アンモニア等の供給体制の整備を官民連携により推進し、戦後における産業・エネルギー政策の大転換を図るＧＸを加速させる。

○エネルギーの効率的かつ安定的な供給及び利用のための環境整備

・関西の各港湾において、脱炭素型荷役機械の導入などにより脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・燃料アンモニア等の受入環境の整備などを図るカーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）※39の形成に向けた取組を進める。

8．みどり・水・生き物の共生プロジェクト

将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、湖・川・海等の水環境の保全、健全な水循環の維持・回復、生物多様性の実現に向け、自然環境の保全・再生推進の取組やグリーンインフラの社会実装等に加え、カーボンニュートラルの実現を図ることを通じて、経済・社会的課題の解決にも資する効果をもたらすよう環境を共生した持続可能なまちづくり・地域づくりを推進し、人と自然の共生を図る。

○30 by 30目標※40などを踏まえた自然環境の保全・再生・活用

・自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、CO_2の吸収・排出削減、ヒートアイランド現象の緩和、健康でゆとりある生活空間の形成、良好な景観形成等）を積極的に活用するグリーンインフラの取組を、分野横断・官民連携により推進する。琵琶湖・淀川流域圏を健全な姿に再生して次世代に継承するため、「水でつなぐ“人・自然・文化”」を基本コンセプトに「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」を推進する。また、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会への目標（ゴール）であるマザーレイクゴールズ（MLGs）を推進し、より多くの多様な主体が、琵琶湖を守るための自発的、主体的な取組を通じてSDGsをより自分ごととして捉えることにより、2030年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環を構築する。具体的には、琵琶湖周辺ではヨシ帯の再生や外来種対策、下流域では国宝及び重要文化財に指定された琵琶湖疎水の保全と活用、ワンドの再生等の取組を推進する。

9．人々を魅了する関西プロジェクト

豊富で個性豊かな歴史や伝統等の文化資産を保全または創出し、継承していくとともに、周辺市街地などを含めたまちづくりや世界遺産登録などの取組を進めることで、地域住民の誇りと愛着を育み、地域資源としての価値と魅力の維持・向上を担う人材育成を行う。そして、大阪・関西万博を契機として、特有の歴史・伝統・文化や豊富な地域資源を有する関西から、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進を推進する。今後、広域連携ＤＭＯが主体となって策定する「広域連携観光戦略」に基づき、周遊観光の促進や観光コンテンツの造成、受入環境整備、情報発信・プロモーションの強化等の具体的な取組を進める。

○国内交流の拡大

・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク・南紀熊野ジオパークなど、他圏域との交流連携を含む広域観光を支えるインフラを整備する。高規格道路の整備によるゲートウェイとなる空港や港湾、拠点駅間のアクセス強化、府県や圏域間を結ぶ自転車道も含めた交通の整備や観光ルートの交通アクセス改善、海峡部などを連絡するプロジェクトについて長期的視点から取り組み、観光資源の魅力を高める。

10. 他圏域との連携プロジェクト

関西の発展を支える社会基盤整備を推進していくとともに、前述の１.から９.で示したプロジェクトの中から交通ネットワーク・防災・観光について円滑かつ効果的に進捗が図られるよう、以下に示すプロジェクトにおいて他圏域との連携を推進する。

○国土軸ネットワークプロジェクト

・日本中央回廊の西の拠点として、アジアを始め世界からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むゲートウェイとしての機能を強化し、国際競争力のある都市圏を形成し、その効果を圏域内はもとより他圏域へ波及・拡大するため、広域からコンテナを集貨する国際フィーダー航路、国際フェリー、ＲＯＲＯ船※41等による高速海上輸送、航空貨物輸送等を駆使した複合一貫輸送サービスや高規格道路ネットワークの整備や、リニア中央新幹線の最速2037年の大阪までの全線開業、北陸新幹線の未着工区間の１日も早い開業等、関係地方公共団体等との調整を進めるとともに他圏域と連携・協力を行う。さらに、先行開業するリニア中央新幹線の中間駅（神奈川県内、山梨県内、長野県内及び岐阜県内）を核とした首都圏・中部圏での新たな圏域形成の取組との連携等により、リニア中央新幹線による効果の拡大を図る取組を推進する。

また、西日本広域圏の地域活力の創出のため、近畿圏四環状道路と日本海・西日本・太平洋新国土軸による交流・連携を強化し、海峡部などを連絡するプロジェクトについて他圏域と連携しながら長期的視点で取り組む。

※１　国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）では、「計画期間は、2050年、さらにその先の長期を見据えつつ、今後おおむね10年間とする。」としている。

※２　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）で定められた国際的な基準に従って指定された湿地。

※３　ユネスコ人間と生物圏（ＭＡＢ）計画の一環として、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域として定められた地域。

※４　ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画（ＩＧＧＰ）の一事業として、地球科学的意義のある地質遺産が、保護、教育、持続可能な開発の全てを含んだ総合的な考え方によって管理された、１つにまとまったエリア。日本ジオパークの中からユネスコによって認定される。

※５　ユネスコ世界ジオパークの基準に沿って日本ジオパーク委員会が認定した地質遺産。

※６　「日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

※７　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県

※８　長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県

※９　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

※10　2020年は総務省統計局「国勢調査」（年齢不詳を按分した人口）、2050年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」。

※11　Densely Inhabited Districtの略称。国勢調査において設定される統計上の地区で、国勢調査基本単位区等を基礎単位として、原則として人口密度が4,000人／㎢以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。本計画では、「令和２年国勢調査」を用いた。

※12　1980～2020年は総務省「国勢調査」、2050年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

※13　総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

※14　総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査」（製造業事業所調査）データの年次は2023年。

※15　内閣府「県民経済計算」（2022年は平成23年度―令和４年度（2008ＳＮＡ、平成27年基準計数）うち令和４年域内総生産（名目）より算出、1990年は平成２年度―平成15年度（1993ＳＮＡ、平成７年基準計数）うち平成２年域内総生産（名目）より算出）

※16　観光庁「自治体、コンベンション推進機関、会議施設のための国際会議誘致ガイドブック」では、国際会議の誘致が地域にもたらす効果として、「経済効果」「地域の国際化」「地域の広報」を挙げている。

※17　国土交通省「観光白書（令和６年度版）」

※18　国土交通省ホームページ「「地震時等に著しく危険な密集市街地」について」（2021年３月時点）

※19　国土交通省　ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会　最終とりまとめ（2021年３月）

※20　地震調査研究推進本部地震調査委員会「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）」

※21　Information and Communication Technologyの略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。

※22　日本データセンター協会（ＪＤＣＣ）ホームページ

※23　「日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

※24　「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（令和６（2024）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

※25　Business Continuity Planの略。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画。

※26　グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。

※27　府県域を越えて官民で取り組む「広域リージョン連携」として、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、公益社団法人関西経済連合会、一般財団法人関西観光本部、関西MaaS協議会が連携し、「産業振興」、「観光」、「交通」、「インフラの維持・管理」、「女性活躍推進」、「環境」の分野に取り組んでいくことを、2025年10月23日に宣言した。その後、宣言を踏まえ「関西広域リージョン」で取り組む具体的なプロジェクトの内容等を記載する「連携ビジョン」を作成し、公表している。

※28　生物が営む生命現象の複雑かつ精緻なメカニズムを解明すること。

※29　「定住人口」でもなく、観光で訪れる単なる「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形でかかわり、地域づくりの担い手となり得る人。

※30　自宅や職場とは隔離された、心地よい第３の居場所。

※31　例えば、平日は都会に暮らす人が、多様なライフスタイルを実現するために週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすなど、異なる複数の地域で同時に生活拠点を持つライフスタイル。

※32　気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域にかかわるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

※33　個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。
※34　温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
※35　Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のことを指す。
※36　関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港
※37　新規開業を目指し、一定期間試験的な開業ができる施設。
※38　水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板等の器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑え、その地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組。
※39　脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図る港湾。
※40　2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向け、陸と海の30％以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。
※41　ＲＯＬＬ－ＯＮ／ＲＯＬＬ－ＯＦＦ船の略。貨物をトラックやフォークリフトで積み卸す（水平荷役方式）ために、船尾や船側ゲートを有する船舶。

○国土交通省告示第千二十号

中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第十二条第三項において準用する第十一条第三項の規定に基づき、中部圏開発整備計画を次のように変更したので、同法第十二条第三項において準用する第十一条第五項及び中部圏開発整備法施行規則（昭和四十三年総理府令第四十号）第一条の規定により公表する。

令和八年八月三日　　国土交通大臣　金子　恭之

中部圏開発整備計画

＜目次＞

序説
第１部第１章　目指す国土の姿
第１部第２章　中部圏の現状と課題
　第１節　中部圏の現状
　第２節　中部圏の課題
第１部第３章　中部圏の将来像とその実現のための施策
　第１節　人口規模の将来見通し等
　第２節　区域の指定等
　第３節　将来像・目標
第２部　施設の整備計画

序説

１．計画の性格

この計画は、中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に基づいて作成するものであって、第１部及び第２部の２つの部分により構成する。

第１部は、中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関して基本となるべき事項並びに都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項を定めたものである。

また、第２部は、中部圏の区域のうち、道路、鉄道等、中部圏開発整備法第９条第１項第３号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めたものである。

２．計画の対象区域と期間

本計画の対象区域は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域である。

中部圏開発整備法に基づき、本計画は、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）との調和が保たれたものとなっている。そのため、本計画の計画期間も、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）と同一である※１。計画の進捗状況を点検・公表していくとともに、本計画と関連する主要な計画が策定又は改定された場合や、社会経済情勢の変化があった場合においては、弾力的な運用又は見直しを行う。

また、第２部で定める中部圏開発整備法第９条第１項第３号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものは、いずれも該当地域の属する区域の国土形成計画（広域地方計画）に記されたプロジェクトと同一であり、本計画の第２部本文ではその一部を例示として記載している。全体像については、該当地域の属する区域の国土形成計画（広域地方計画）の内容を参照されたい。

３．計画の推進

⑴　一体的な推進体制

本計画の推進に当たっては、国、県、市町村、経済界等の多様な主体が、十分に連携・協働を図りつつ、計画が描く将来像の実現に向けた各種施策の展開・具体化を推進する。また、中部圏開発整備地方協議会等の既存の中部圏の統括的な組織との緊密な連携により、計画を推進する。

⑵　多様な主体との連携

本計画を推進するため、行政のみならず、住民・ＮＰＯ・大学・企業等の多様な主体を地域づくりの担い手と位置付け、これらの主体が従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私との中間的な領域で協働するという考え方に立って、多様な民間主体の発意・活動を積極的に地域づくりにいかす取組を促進する。

⑶　他計画・施策との連携

本計画を効果的に実施するため、隣接圏域の広域地方計画、社会資本整備重点計画及び同計画に基づく地方ブロックにおける社会資本整備重点計画、交通政策基本計画、国土強靱化基本計画、国土強靱化実施中期計画、地方創生に関する総合戦略、地域未来戦略における地域の戦略産業クラスター計画及び地域産業成長プラン、防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、国土利用に関する諸計画、半島地域及び離島の振興に関する方針等の各種計画との連携を強化する。

＜本計画に示す圏域の名称、定義などについて＞

本計画における圏域の定義は以下の通りとする。ただし、圏域や地域の定量的データなどを示す場合であって、下記定義と異なる定義を用いる場合には注釈にて補足する。

・中部圏：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県を一体とした区域。
・名古屋圏：愛知県、岐阜県及び三重県を一体とした区域。
・中部５県：長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を一体とした区域。
・北陸圏：富山県、石川県及び福井県を一体とした区域。
・中京大都市圏：名古屋大都市圏と社会的・経済的な結びつきが強く、一体性の強い産業集積を有する広域な都市圏（名古屋大都市圏を取り囲み、中部５県に跨がる、名古屋を中心に80～100㎞の範囲に展開する長野県飯田下伊那地域、岐阜県中津川地域、静岡県遠州地域、愛知県東三河地域、三重県中勢地域等を含む都市圏）をいう。

第１部第１章　目指す国土の姿

我が国の「目指す国土の姿」として、「新時代に地域力をつなぐ国土　～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」を掲げ、未曽有の人口減少、少子高齢化の加速を始めとする様々な危機・難局に直面する地方において、国土全体にわたって人々が生き生きと安心して暮らし続けていくことができるよう、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、若者世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方への人の流れの創出・拡大によって地方の人口減少・流出の流れを変えていくことなど、新たな時代への刷新にチャレンジする地域を支える国土の形成を目指すこととする。

「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図ることにより、広域レベルの高次の都市機能から、生活に身近な地域のコミュニティ機能まで、重層的な生活・経済圏域の形成を通じて、持続可能な形で機能や役割が発揮される国土構造の実現を目指す。

特に、四方を海に囲まれ、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の主要五島と多数の島々から成る南北に細長い日本列島の上で、津々浦々に人々の暮らしが営まれている国土において、人口減少が加速する中にあっても、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける、持続可能で多様性に富む強靱な国土の形成を図っていく必要がある。このためには、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、活発にヒト・モノが流動し、イノベーションが促進されるとともに、災害時のリダンダンシーを確保することが重要である。

国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置されることを目指しつつ、各地域において重層的に各種サービス機能の集約拠点の形成とそのネットワーク化を図る必要がある。

広域レベルにおいては、広域的な機能の分散と連結強化の観点から、①中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図るとともに、②三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成を通じて地方活性化、国際競争力強化を図る。

また、日常的な生活のレベルにおいては、持続可能な生活圏を再構築する観点から、③小さな拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生を通じて生活に身近な地域コミュニティを再生するとともに、④地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成を図る。

第１部第２章　中部圏の現状と課題

第１節　中部圏の現状

中部圏は、国土のほぼ中央、首都圏と近畿圏の中間に位置した我が国第３の大都市圏であり、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、我が国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図ることが必要な地域である。

中部５県の各都市は、街道筋の陸路や尾州廻船の海路から発展し、交通の利便性や地域の特色をいかしつつ、ものづくりを軸に発展を遂げ、国際的な拠点都市を目指す名古屋を始め、静岡県から愛知県、三重県沿岸の太平洋ベルト地帯を中心に製造業に特化した産業都市が複数形成され、人口10万人以上の都市が分散し、それぞれの都市が地域の核となり周辺地域をけん引する多極分散型の地域構造を形成している。

また、その背後には、伝統文化や技術、歴史の趣を醸し出す地域、自然資源に秀でた地域など、多種多様な特徴を有する地域が広く分布し、それぞれの地域の核となる都市や周辺地域が、生活や産業、観光等多様な面で重層的につながる地域構造を形成している。

さらに、中部圏の日本海側は、豊かで多様な自然環境と共生し、優れた生活環境と日本海側有数の産業集積を有するとともに、歴史・文化面、産業面及び学術面等でそれぞれの特徴を持つ富山市、金沢市及び福井市とこれらに連なる都市とが連接することで、多様な個性を併せ持つ確固たるまとまりのある圏域を形成している。また、東京圏、名古屋圏及び大阪圏の三大都市圏のいずれからも300㎞圏内にあり、日本列島のほぼ中央に位置しているほか、東アジアと日本海を挟んで対面しており、三大都市圏と環日本海諸国を始めとする東アジアとを結ぶ、地政学上重要な位置にある。

今後、リニア中央新幹線の品川・名古屋間の開業により、東京と名古屋が約40分で結ばれ、さらに大阪までの全線開業で三大都市圏が約１時間で結ばれることで世界に類を見ない魅力的な経済集積圏の形成が期待される。

中部圏の役割は、我が国の地域開発計画について助言するために昭和39年４月に来日したワイズマン国連調査団によっても注目され、その報告書において「関東と近畿を結ぶ東西の強力な流れの中間にある中部において、南北の流れを創り出し、各地域の均衡のとれた発展を図るべきこと」が勧告された。

これを契機として地方政財界、学界等を中心として中部圏の開発と整備に関する立法措置を要請する声が高まり、昭和41年７月、「中部圏の開発整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的」として中部圏開発整備法が制定された。

第２節　中部圏の課題

１．南海トラフ地震等の切迫性

首都直下地震や南海トラフ地震が発生すると、首都圏や中部圏、近畿圏の太平洋側の人口・産業の集積地域に甚大な被害が想定されるとともに、長期間の経済活動の停滞が危惧されている。中部圏太平洋側は、大きな被害を受けることが想定されており、特に沿岸部や半島部では、津波や地震の揺れによる家屋倒壊、液状化等の影響の長期化が懸念され、内陸部に比べて人的被害が大きくなる可能性がある。

２．自然災害等の激甚化・頻発化、脅威の深刻化

中部圏は、洪水や土砂災害、地震（震度被害・液状化被害）、津波に係る災害リスクを抱えているうえ、今後、気候変動により、自然災害等が更に激甚化・頻発化していくことを踏まえ、対策を進める必要がある。また、富士山噴火などの大規模な火山噴火が発生した場合は、広範にわたり甚大な被害が長期に及ぶことが懸念される。

３．人口減少、少子化・高齢化の進行等

中部５県の人口減少率は全国に比べて緩やかな傾向で推移していたが、直近では全国の減少率を上回っている。さらに、高齢人口の増加と生産年齢人口の減少による地域活力の低下、医療・介護需要の増大による人材や施設の不足等が危惧されている。

今後は、人材・担い手の不足が深刻化することが懸念されるほか、老朽化や損傷が進む我が国のインフラの適切な維持管理が困難になることが予想されている。

４．厳しい環境下の地域公共交通

地域公共交通は、通勤・通学・買い物・医療等地域の人々の生活を支える重要なインフラでありながら、利用者数は長期的な減少傾向にあり、将来に向けたサービスの確保が課題となっている。

５．若者・女性の圏外転出

名古屋圏から東京圏への転出者数は、東京圏から名古屋圏への転入者数を大きく上回っており、近年で転出者数が少なかった2011年と比べると2023年にかけて男女ともに転出者数は大きく増加している。

６．ものづくり産業の競争環境の変化

中部圏のものづくり産業が激しい国際競争に打ち勝っていくためには、品質力や商品開発力等を更に高めていくことに加え、製品の高付加価値化や新たな販路の開拓などの対応が求められる。また、海外に移転していた日本企業の国内回帰の動きを的確に取り込む工業団地や物流拠点及びそれらを結ぶ交通ネットワークなどの産業基盤の強化が求められる。

７．リニア中央新幹線をいかす「陸・海・空」高速交通ネットワークの一体的整備

中部圏が持続的発展を遂げていくためには、リニア中央新幹線の早期整備とともに、リニア中央新幹線と有機的につながる陸・海・空の高速交通ネットワークの拡充や一体的な整備を図り、リニア中央新幹線がもたらす時間短縮効果を中部圏の広域、さらには我が国全体に波及させていくことが重要である。

８．訪日外国人対応や観光産業の生産性向上

中部５県における延べ宿泊者数は新型コロナウイルス感染症の拡大により減少し、2022年以降は回復傾向にあるものの首都圏・近畿圏と比較して遅れている。一方で、観光客が集中する一部の地域や時間帯等においては、地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念が生じている。さらに、観光関連産業の「稼げる」産業への変革が求められている。

9．環境問題への対応

2050年カーボンニュートラル※２の実現に向け、CO_2多排出産業において、化石エネルギーから水素やアンモニア等への転換を図る必要がある。

河川の水質については環境基準を概ね達成しているが、伊勢湾・三河湾における閉鎖性水域の水質は環境基準を十分に達成していない状況にある。一方、従来の水質の「きれいさ」に加え、生物生産性や生物多様性にも配慮した「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組を行っていく必要がある。

加えて、中山間地域※３における荒廃農地の増加や手入れが行き届かない里山林の発生は、鳥獣被害の増加などにつながることが懸念されている。

10. インフラの老朽化

インフラは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、これらの施設の老朽化が進むことにより、生活だけでなく中部圏の基幹産業の安定性・持続性にも影響を及ぼすことが懸念される。

11. 新たな社会情勢により顕在化している課題

これからの国土づくりにおいては、地域における様々なサービスや活動分野において、デジタル活用を通じて効率性・生産性の向上につなげる必要がある。

また、海外からのエネルギー調達リスクが高まり、エネルギーの安価で安定的な確保が求められる中で、輸入拠点となる港湾の受入機能の強化が課題である。また、再生可能エネルギーを含めた電源のベストミックスの促進、水素やアンモニアといった新たなエネルギー需要への対応、持続可能なエネルギー生産に取り組んでいく必要がある。

さらに、中部圏の日本海側が特色ある圏域を形成し持続的に発展するためには、以下の直面する課題への対応を図っていく必要がある。

12. 震災復興と自然災害への対応

・令和６年能登半島地震からの復旧・復興や激甚化・頻発化する自然災害等への対応

13. 多様なニーズに応じた暮らし方・働き方のできる生活環境・雇用環境の形成

・若者の人口流出への対応や多様な価値観を受容する社会の形成

14. 多様で個性ある地域の持続的発展

・集約型都市構造への転換と半島及び中山間地域等での過疎化の進行への対応

15. 自然環境との調和

・美しく豊かな自然環境等の保全や脱炭素社会に向けた対応

16. 地理的優位性を生かした産業の強化

・地理的優位性や特徴あるものづくり産業の集積を生かした競争力強化

・農林水産業の魅力向上による産業の強化と担い手確保

17. 太平洋側の災害リスクの高まりに伴う本社機能移転等への積極的な対応

・大規模災害時における我が国の経済活動の持続性の確保

18. 圏域外の人との多様な関係構築と新しい交流圏の形成

・観光需要の回復・高まりへの対応と交通ネットワークの更なる強化

・関係人口の拡大や新しい交流圏の形成

第１部第３章　中部圏の将来像とその実現のための施策

第１節　人口規模の将来見通し等

１．人口

⑴　中部圏の人口

人口は、2020年の2,132万人から2050年には1,736万人に減少すると見込む※４。

⑵　中部圏の年齢別構成

生産年齢人口（15～64歳）は、2020年の1,259万人から2050年には903万人に減少し、年少人口（０～14歳）は、2020年の266万人から2050年には177万人に減少すると見込む。老年人口（65歳以上）は、2020年の607万人から2050年には655万人に増加すると見込む。

⑶　中部圏の一般世帯数

一般世帯数は、2020年の880万世帯から2050年には836万世帯に減少すると見込む。特に高齢化の進展とあいまって、高齢単独世帯（世帯主が65歳以上の単独世帯）は、2020年の104万世帯から2050年には162万世帯に増加すると見込む※５。

２．土地利用

以下に掲げる国土利用の基本方針など、第六次国土利用計画（全国計画）（2023年７月28日閣議決定）を踏まえるものとする。人口減少などを背景とした国土の管理水準の悪化、大規模自然災害に対する脆弱性、自然環境や景観等の悪化といった国土をめぐる課題を踏まえ、同計画では、「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」の実現に向けて、次の基本方針を掲げている。

⑴　地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の合意形成に基づき管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」や、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

⑵　土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。

⑶　健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理

健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。

⑷　国土利用・管理ＤＸ

人口、災害リスク、土地利用状況など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。

⑸　多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要である。

第２節　区域の指定等

都市整備区域及び都市開発区域は、中部圏における将来の都市配置形態を考慮し、地域の中核都市を中心に開発整備を必要とする区域として、また、保全区域は、開発によって優れた自然資源、文化財等が損なわれないよう保全に努めるとともにその利用のために計画的な開発整備を必要とする区域として、将来の人口及び産業の配置、これら区域相互の関連並びに首都圏及び近畿圏との結び付きを配慮して指定するものとする。

なお、区域の指定に当たっては、農林漁業等への波及効果を大ならしめるよう配慮するものとする。

⑴　都市整備区域

産業開発の程度が高く、更に予想される経済発展の進展に応じ、都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備する必要がある地域のうち、次の各号に該当するものを都市整備区域として指定するものとする。

１）自然的、経済的、社会的に密接な関連を有する一帯の広域的な地域であること。

２）既に相当程度の人口の集積がある地域であること。

３）既に相当程度の第二次産業又は第三次産業の集積があり、これらの産業の比重が高い地域であること。

４）人口及び産業の集中に伴う市街化が著しい地域であること。

⑵　都市開発区域

都市整備区域外の地域であって、中部圏の均衡ある発展を図るため工業等の産業都市その他当該地域の中心的な都市として開発する必要のあるもののうち、次の各号に該当するものを都市開発区域として指定するものとする。

１）自然的、経済的、社会的に密接な関連を有し、一体的な発展が見込まれる地域であること。

２）相当程度の人口増加の可能性があり、当該地域の周辺地域の開発の拠点となる地域であること。

３）第二次産業又は第三次産業の優れた立地条件を有し、工業等の生産機能、流通文化等の都市機能を備えた都市の形成が可能な地域であること。

４）幹線交通施設が整備されている地域又はその可能性がある地域であること。

⑶　保全区域

次の各号のいずれかに該当する地域を保全区域として指定するものとする。

１）優れた自然景観を有し、観光及びレクリエーションに供するために観光資源等を計画的に保全し、又は開発する必要があると認められる相当規模の広さの地域であること。

２）都市整備区域内又はその周辺であって、市街地の無秩序な拡大の防止、生活環境の保全又は住民のレクリエーションのために、相当規模の広さの近郊緑地を確保する必要があると認められる地域であること。

３）特に重要な文化財である建造物、史跡、埋蔵文化財等を、それらを取り巻く自然環境と一体として保全する必要があると認められる地域であること。

第３節　将来像・目標

１．中部圏の目指す方向

様々なリスクに直面する中部圏には、その影響を最小化するとともに、社会全体でのカーボンニュートラルへの対応、コロナ禍を契機とした暮らし方・働き方の変化、デジタル技術の急速な進展、行政区域にとらわれない地域の連携による地域生活圏といった持続可能な地域の形成、若者・女性の圏外への転出等の課題への対応も求められている。

将来に対する不透明感や不安感が増幅する中で、中部圏で暮らす人々のWell-being※６を向上させ、更に深化させていくことを目指す。中部圏の魅力といえるゆとりある生活環境や歴史・文化、美しい自然を維持しながら多種多様な地域の個性を磨き、リニア中央新幹線の開業による日本中央回廊の形成を見据え、我が国の経済社会を支える中部圏のものづくり技術を礎に、新たな産業を育み、持続的に成長する安全で安心で若者や女性にも選ばれる地域へと進化していかなければならない。

また、厳しくも豊かで多様な自然、魅力ある都市部と農山漁村及び活力ある産業が共生した北陸圏においては、令和６年能登半島地震などからの早期復旧・復興を果たしつつ、多様な暮らし方・働き方を実現できる場を提供するとともに、都道府県域を超え多様な主体で地域の成長につながる施策を面的かつ効果的に展開する広域リージョン連携を始めとした圏域内外の連携及び国内外との交流・関係の創出による地域づくりを推進するほか、サプライチェーン※７再編成などの受け皿となることで、分散型国づくりを先導する日本海国土軸の中枢圏域として位置付け、その役割を十分に果たしていくことを目指す。

２．中部圏の将来像

中部圏の将来像「生活の質が高く持続的に成長する強靱な中部圏」を実現するために、次に示す圏域づくりを目指す。

⑴　豊かな自然、固有の歴史・文化、ものづくりを始めとした多様な産業を有する中部圏の各地域が個性を磨き、世界から人が集まり、全ての人が活躍できるＱＯＬ※８の高い魅力的な地域をつくる。

⑵　美しい自然を維持しながら、産学官の連携のもと、我が国の経済社会を支える中部圏の特性をいかし、気候変動による災害の激甚化・頻発化、巨大地震やカーボンニュートラルへの対応などの世界的課題に挑み、新たな産業を育み、持続的に成長する強靱な地域をつくる。

⑶　戦略的なインフラ整備による交通・情報通信ネットワークの拡充により日本中央回廊の効果を最大化し、中部圏内の多様な地域が補完・連携し合って中部圏が一体となることで、我が国の経済社会をけん引し、世界の拠点としての機能を果たす。

さらに、北陸圏の将来像「住み心地・居心地よく、多彩な魅力を生かして躍動する北陸」を実現するために、次に示す圏域づくりを目指す。

⑷　「暮らし」の観点では、震災からの生活の再建と災害に強い地域づくり、多様な価値観、ライフスタイル・ライフステージに応じた暮らし方・働き方が実現できる地域づくり、市町村界にとらわれず暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域づくり及び北陸の多彩な地域資源を生かした個性ある地域づくりを通じて、「北陸ならではの暮らしの魅力」を磨き上げ、北陸圏内外の人から「選ばれる北陸圏」を目指す。

⑸　「産業」の観点では、震災からの生業の再建を図りつつ、ものづくり産業の集積と日本海に面する地域で三大都市圏と等距離にある地理的条件を生かして、新しい価値を生み出し、新たな需要を取り込み躍動するとともに、日本海側と太平洋側を効果的に二面活用する国土づくりの日本海側の要となる北陸圏を目指す。

⑹　「交流」の観点では、北陸新幹線及び高規格道路等の高速交通ネットワーク並びに北海道へのフェリー航路、クルーズ船の寄港及び航空路を活用した「新たな交流圏」の形成のほか、自然、歴史、伝統文化、特産物及び食文化等の多彩な魅力を「関係人口」※９として圏外の人と新しい関係を構築するなど、新しい交流・関係が創造・拡充する北陸圏を目指す。

３．目標

２．で示した中部圏の将来像の実現に向けた方向性として、以下の観点で目標を設定する。

⑴　人々の暮らしの観点「すべての地域が魅力あふれる生活圏の創出」

１）活力ある地方の創生

中部圏のゆとりある生活環境をいかし、安心して子どもを産み育てられるような支援と働く時間や場所に制約がある人を含めた全ての人が就労しやすい環境づくりを通じて魅力的な雇用の場を創出する。また、高齢者、障害者、外国人を始めとする全ての人々が生きがいを持って社会に参画できるＱＯＬの高い魅力あふれる社会の実現を目指す。

活力ある地方の創生には、地域を支える人材を育成・確保し、誰もが安心して暮らせる社会を形成する必要がある。また、中部圏の強みであるものづくりや豊かな自然環境、歴史、文化等の地域資源をいかし、人を惹きつける固有の魅力を創出することで地域力を向上させる。

さらに、国内外から観光客を呼び込み、交流人口の拡大により観光・交流を促進する。また、地域づくりやボランティア活動の参加等の関係人口の拡大と地域産業を活性化することで地域力が向上し、地域の個性を磨き上げるとともに、全ての人が活躍し助け合い、多様な主体が参加する活力ある地域の構築を目指す。

２）暮らしやすい地域生活圏の形成

人口減少が進む中でも誰もが安心して暮らすためには、身近な生活必需品の買い物、日常の医療・介護サービス、日常の移動に不自由せず、人々がこの地域での暮らしに満足感が持てるようにする必要がある。そのため、デジタル技術を徹底活用した生活環境の維持向上、様々な交通手段を活用したシームレスな交通ネットワークの形成により地域の生活をサポートし、快適で安全・安心な生活環境を構築することで、一定の生活機能を備えた拠点を形成し、地域の実情を踏まえた新たなサービス提供により豊かさが隅々まで行き渡る地域生活圏の形成を目指す。

その際、中部圏内外の多様な主体による官民連携の推進に加え、市町村界を超えた広域な連携、民間同士の連携さらには都市部か地方部にかかわらず、互いに交流し、助け合える関係人口を創出することが重要となる。

⑵　経済を支える産業の観点「ものづくりを礎に世界をリードし続ける産業への進化」

１）ものづくりの高付加価値化と新産業の創出による産業の強化

中部圏が世界に誇るものづくりを礎に、新たな産業を創出し、我が国の経済の安定的な発展に貢献できるよう、先端技術の研究開発等により産業を強化する。あわせて、スタートアップをサポートし、既存産業とのマッチングによる産業の高付加価値化とイノベーションを促進する。

２）持続可能な産業の構築

ものづくりを基軸とした産業構造を持つ中部圏においては、生産性向上や国際競争に優位性を発揮するため、優良な用地の確保、インフラ基盤やサプライチェーンの強靱化、カーボンニュートラルの強力な推進とエネルギー供給の安定化、南海トラフ地震への備えが重要である。

そこで、カーボンニュートラルで世界をリードするとともに、レジリエンス※10向上とＤＸ※11の推進による持続可能な産業構造への転換を目指す。

そのため、中部圏の戦略産業の強化、中堅・中小企業の振興、産業を担う人材の育成・確保に加え、環太平洋・環日本海に拓かれた一大産業拠点としての中部圏の連携強化を図る。

⑶　日本中央回廊の形成による国際競争力の強化の観点「日本中央回廊による効果を最大化する圏域づくり」

三大都市圏の中央に位置し“日本のハートランド”である中部圏の役割として、リニア中央新幹線によって形成される日本中央回廊のまんなかを担う責任として効果を最大化することが重要である。

特に、社会的・経済的な結びつきが強く、世界最強・最先端のものづくりを基軸とした一体性の強い産業集積を有する中京大都市圏が中心となって、リニア中央新幹線開業による時間距離の短縮効果をいかして新たな価値を創造するとともに、アジアの成長をけん引し、世界からヒト、モノ、カネ、情報が集まる我が国の成長の核（コア）となる圏域づくりを目指すとともに、我が国及び世界との対流拠点へと発展させる。

各都市圏の拡大・強化を図るため、リニア中央新幹線の各駅を核とする地域づくりに加え、東海道新幹線沿線エリアの新たなポテンシャルを発揮する既存鉄道駅等を拠点とした都市機能の強化と地域づくりを推進するとともに、県境を越えた広域的な地域間交流や経済的なつながりを拡大・強化する。これらにより、東京一極集中の是正や地方への人口環流などを図る。

同時に、日本中央回廊の効果を最大化し、圏域全体及び広範囲に効果を及ぼすため、広域的な道路ネットワークや国際交流拠点である空港・港湾、鉄道駅等の交通結節点の機能を強化することにより、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、シームレスな交通サービスを確保するとともに、次世代モビリティや自動運転などの先進技術を活用した公共交通による二次交通を確保することで、地域間の連携、国土全体の連結、世界との結びつきを高めていく。

これらにより、国内外の観光・交流を促進し国際大交流時代を拓くとともに、日本中央回廊の効果を圏域の隅々、そして全国へと波及することができる圏域を形成する。

１）シームレスな拠点連結型国土の形成
２）リニア中央新幹線開業による新たな価値の創造
３）交通ネットワーク強化による広域的波及
４）国際大交流時代を拓く観光・交流

⑷　多様な自然資源をいかした国土管理の観点「自然の恵みの保全と活用」

中部特有の山、川、海などの多様な自然資源の恵みを享受し、保全・活用を図るため、日常的な連携活動やネイチャーポジティブ※12の観点も含め、自然環境と健全な生態系の保全・再生、カーボンニュートラルの実現による持続可能な地域づくり、適切な国土保全を推進する。

そうした取組により、中部圏全体で水・食・エネルギーの持続可能性を高め、自然の恵みを活用しながら、それらを次世代に継承していく取組を進める。

１）自然環境と健全な生態系の保全・再生
２）カーボンニュートラル社会の実現による持続可能な地域づくり
３）適切な国土保全

⑸　災害への備えや適切なインフラの維持管理の観点「強靱な圏土の構築」

南海トラフ地震を始め、火山災害や、激甚化・頻発化する洪水・高潮、土砂災害などの自然災害や、感染症を含めた様々なリスクから地域を守ることができる強靱な国土の構築を図る。その際、これまで取り組んできた命を守る防災、危機管理に加え、国民生活や産業活動が維持できる取組へと進化させていくことに留意する。

これらの取組は、行政のみならず民間や国民の総力を挙げて取り組む必要がある。具体的には、耐震化の促進や災害リスクの高い地域への人口や産業の集中を緩和するとともに、災害に強いインフラの維持・整備・活用により、ネットワークの多重性・代替性を確保するなど、平時から、産官学民一体となり、事前防災の取組を進めることで、中部圏が直面する様々なリスクへの対応能力を高める。また、行政においては、多様な主体との連携の強化を図り、緊急時に国、県、市町村、関係団体が連携して取り組むための体制構築や拠点の整備を進めることは不可欠である。

同時に、首都直下地震等により首都圏に大きな被害が及んだ際に、我が国の政治・経済活動の持続性を確保する観点から、首都圏が担っている中枢管理機能のバックアップに資する圏域づくりを目指す。

１）南海トラフ地震に備えた強靱な国土の構築
２）頻発化、激甚化する自然災害とあらゆるリスクへの対応
３）ネットワークの多重性・代替性の確保、首都圏バックアップ体制の強化
４）インフラの維持・整備・活用

さらに、２．で示した北陸圏の将来像の実現に向けた方向性として、北陸圏のポテンシャルを生かし、協力・協調して施策及び事業を展開できるよう、以下の目標を設定する。

⑹　北陸圏での魅力ある暮らしの実現　～生活環境・雇用環境の充実と安全・安心かつ環境と調和した地域づくり～

１）震災等からの早期復旧・創造的復興と自然災害に強い暮らしの実現
・令和６年能登半島地震や「令和６年（2024年）９月20日から同月23日までの間の豪雨（令和６年（2024年）奥能登豪雨）」による被災からの生活再建及び創造的復興により、地域のブランド力が向上し、能登地域などの被災地における暮らしに輝きを取り戻す。
・地震、風水害、土砂災害及び短期間の集中的な降雪等、激甚化・頻発化するあらゆる自然災害に対するリスクがデジタル技術を含むハード・ソフト両面による災害対策により低減されるとともに、住民が主体となり地域の事前防災活動が積極的に取り組まれることで、北陸圏において災害に強く安全・安心な暮らしが実現する。

２）北陸圏の暮らしに磨きをかける新しい暮らし方・働き方の実現
・若者、女性、子育て世代、シニア世代及び震災被災者の方々などが、様々なライフステージにおいて北陸圏内での就業及び暮らしが選択でき、地域コミュニティの活性化が実現する。
・テレワーク及びオンライン会議等が普及することで、効率的な時間の使い方ができるようになり、「自分時間」がつくれる暮らし方・働き方のできる地域が実現する。
・北陸圏の企業及び地域社会等でダイバーシティ※13が推進されることで、人々のライフスタイルに応じた暮らし方・働き方が可能となり、性別等にかかわりなく個性と能力を十分発揮することができる地域が実現する。
・子育て世代などが時間的・経済的等のゆとりを持てることで、望む人が安心してこどもを産み育てられる地域が実現する。
・子どもたちが北陸圏の地域について自ら探究するとともに、将来の夢・希望について子どもたち同士のほか、地域の高齢者等の大人たちとも自由に話し合い、お互いの自己が尊重され、シティズンシップが育成される社会が形成され、自らが暮らしている場所に対して愛着及び誇りが持てる地域が実現する。
・北陸圏で若者が就きたい・挑戦したい業種・職種の企業が増加することで、北陸圏域内に優れた人材の定着が実現する。
・里山里海を生かした田舎暮らし及び雪国文化等の北陸圏の資源・魅力に興味を持つ人が増え、関係人口の拡大をきっかけに、地域の担い手候補の裾野の広がりと併せて移住・定住が促進されることで、将来も暮らし続ける希望が持てる地域が実現する。

３）都市部と農山漁村が共生した豊かさを実感できる地域生活圏の実現
・北陸圏域内における公共交通などの利便性が確保・向上され、各都市内及び都市間での流動が促進されることで、圏域内各都市の機能連携による相乗効果が発揮される地域が実現する。
・まちなかへのアクセスが確保されるとともに、中心市街地において賑わいのある多様な活動が創出され、若者がいつでも集える・つながれる地域が実現する。
・少子高齢化・過疎化の進む中山間地域及び能登地域等の被災地において、リアルとデジタルの融合による地域生活圏の構築のほか、予防保全などの戦略的インフラマネジメントが進展し、暮らしに豊かさをもたらす生活サービスが持続的に提供され、住み続けられる地域が実現する。
４）美しく豊かな自然環境の保全と脱炭素地域づくりの実現
・立山・黒部及び白山等の山岳地帯から身近な里山里海までの生態系及び健全な水環境が保全されることで、北陸圏の美しく豊かな自然環境を有する地域が実現する。
・徹底した省エネに加え、水力発電及び風力発電のポテンシャルの活用、水素などを活用した新エネルギー導入及び資源循環等が促進されることで、北陸圏における脱炭素化が実現する。

⑺　競争力のある産業の育成　～北陸における経済・生産の一層の活性化～
１）活力に満ちた農林水産業の形成
・被災した農林水産業に輝きを取り戻し、農林水産業における生産性の維持・向上が図られることで、食料の安定供給が実現する。
・第一次産業への興味関心の高まりにより就業者が増加することで、活力ある農山漁村が実現する。
・北陸圏が有する優れた特産品・食文化に対する人気が高まることで、地域のブランド力の向上が実現する。
２）競争力と魅力がある産業の形成・活性化
・被災した伝統的工芸品産業などが再建・継承されるとともに、北陸圏の中核的な産業などの生産性が維持・向上することで、国際的にも競争力が高い産業が集積した地域が実現する。
・イノベーションを生み出す新たな産業の創出が促進されることで、魅力的な産業が成長する地域が実現する。
・経済効果の高い滞在型旅行の拠点である宿泊施設・観光施設の改修及び観光ＤＸが推進されることで、北陸圏への誘客を促進、消費額の拡大を図り、持続可能な観光地域が実現する。
３）価値を生み出す力の向上と新たな需要を取り込む地域産業の活性化
・他圏域及び海外等から北陸圏域内への本社機能・生産拠点等の移転が進むほか、新しい働き方などの普及によるサテライトオフィス及びコワーキングスペースが増加することで、地域産業の活性化が実現する。
・しなやかに粘り強く対処していける国土構造により、太平洋側で発生が懸念される巨大災害に対するリスクが軽減されることで、国内企業などの安定的な経済活動が実現する。
・新たな産業の創出及び再生可能エネルギー導入による産業構造の転換が促進されることで、安定的・持続的に地域の雇用が維持される地域が実現する。

⑻　日本海側の中枢圏域の形成　～日本海側圏域及び太平洋側圏域との連携強化～
１）北陸圏の社会経済活動を支える信頼性の高いネットワークの形成
・被災した交通ネットワークが早期に復旧されるとともに、人口減少の進展及び大規模災害リスクが高まる中、地方部における生活圏人口の維持に不可欠な高規格道路を「地域安全保障のエッセンシャルネットワーク」と位置付け、これらが早期形成されることで、これまでの地域・ブロックの概念を超えた圏域の形成が実現する。
・グローバルサプライチェーンを支える輸送網の構築により、北陸圏域内の港湾・空港における日本海側のゲートウェイ機能が充実することで、北陸圏及び隣接圏域等の国際競争力の強化が実現する。
・移動の容易性・強靱性等の、求められるサービスレベルを達成することで、行政界など管理境でギャップが生じないシームレスな高規格道路ネットワークが実現する。
・日本海側の防災拠点及びネットワークの形成が促進されることで、太平洋側で発生が懸念される巨大災害の発生時においても、国全体で社会経済活動の維持及び迅速な復旧・復興が実現する。

⑼　交流・関係人口の創出　～北陸の魅力を生かした国内外との交流・関係の創出～
１）北陸圏の魅力を生かした観光の活性化
・被災した観光産業に輝きを取り戻し、北陸圏の伝統産業、歴史、景観及び食文化等の観光資源の磨き上げ、広域周遊を含む質の高い魅力的な観光周遊モデルコースなどのコンテンツの充実などにより、圏域内外の交流拡大が実現する。
・文化、自然、食及びスポーツ等の分野で、伝統芸能などの特別な体験及び自然を活用した体験コンテンツの高付加価値化等により、インバウンド観光の活性化が実現する。
２）三大都市圏等との新たな交流
・充実した広域交通により北陸圏域内の新幹線駅及び空港の乗降客数が増加することで、交通結節点及びその周辺地域において、三大都市圏及び海外等との新たな交流の創出が実現する。
３）様々な人とつながる北陸圏
・里山里海を生かした田舎暮らし及び雪国文化等の、北陸圏の資源・魅力に興味を持つ人のほか、北陸に思い入れのある人が増加することで、関係人口の拡大が実現する。

第２部　施設の整備計画

中部圏の目標達成に必要な広域連携プロジェクト

１－１．暮らしやすさ地域力向上や地域生活圏形成プロジェクト

魅力あふれる地域の創出に向けて、地域の個性をいかしたまちづくりを進めるとともに、地域産業の活性化による地域経済強化と、新たな企業誘致やビジネスモデルの展開、バリアフリー化やユニバーサルデザイン※14の推進等により、若者、女性、高齢者、障害者、外国人労働者など様々な人々にとって魅力ある就労環境を創出し、関係人口を拡大する。またデジタル技術の活用により、公共交通や医療等の暮らしに必要なサービスの維持向上を推進し、スマート農業を始めとする農林水産業の活性化に取り組む。

これらの取組により、快適で安全・安心な生活環境を構築し、豊かさが隅々まで行き渡る地域生活圏を形成し、地域力の向上を図る。

１－２．快適・安全安心な生活環境実感プロジェクト

ビッグデータの活用やデジタル人材の育成など、新たな価値創造を実現するデジタル・新技術の活用基盤の強化を推進し、デジタル技術を活用した医療支援、地域防災力向上やグリーン化、地域の将来像を踏まえたインフラの再構築やセキュリティ強化、交通結節点の機能強化、「交通空白」の解消、地域公共交通の「リ・デザイン」（再構築）、多様なモビリティのベストミックス、地域コミュニティと連携した安全対策などを通じて、移動や仕事といった暮らしの様々な場面における効率性や利便性、安全性、地域とのかかわりやすさ等を向上させ、誰もが快適で安全・安心な生活を実感できる生活環境の構築を目指す。

○利便性と移動の質的向上
・都市圏における拠点相互を結ぶ公共交通の再構築とともに、広域環状道路ネットワークによる地域の連携関係の強化を図り、産業振興・連携の促進や災害時に有効に機能する岐阜南部横断ハイウェイ等の整備や、静岡南北道路長沼立体等の調査を進め、道路ネットワークを確保しつつ、総合的なまちづくりを推進する。

○安全安心な生活環境構築
・人口減少や大規模災害リスクの中、伊豆縦貫自動車道、近畿自動車道紀勢線等の整備や、伊豆湘南道路等の調査推進により、地方部における生活圏人口の維持に不可欠な「地域安全保障のエッセンシャルネットワーク」の早期形成を目指す。

１－３．ひとづくり・つながり構築プロジェクト

未来を担う若者世代や女性、労働者・生活者として暮らす外国人など誰もが輝き活躍する社会の形成や、エッセンシャルワーカーの働きがいと十分な処遇の確保、地方大学の魅力向上、関係人口の拡大、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の醸成など、多様な人材を育てる社会の形成を目指す。

また、地域の担い手が自由に活動できる場の確保やコミュニティの再生、官民連携による多様な主体の参画や多様な暮らし方・働き方を後押しするなど、共助社会や人々がつながり合う社会を実現する。

これらの取組により、「若者・女性にも選ばれる楽しい地方」の実現を目指す。

○人々がつながりあう社会の形成

・空き家バンクの運営により空き家の利活用を促進し、増加する空き家を活用した住居やサテライトオフィス、宿泊施設へのリノベーションにより地域の新たな資源とし、移住者等の人材を確保するためお試し住宅整備を活用するなど空き家等の利活用や情報発信、住宅確保等に関する支援を行う。

１－４．圏土強靱化プロジェクト

南海トラフ地震を始めとした災害に備えた強靱な国土の構築に向けて、産学官民の多様な主体と連携した防災・減災のハード対策の推進や広域的かつ実践的な地震・津波防災訓練等のソフト対策の推進、事前防災から復旧・復興までの時間軸を考慮した対策を推進する。

また令和６年能登半島地震等を踏まえた半島・離島特有の地理的、自然的、社会的な条件不利地域における対策強化、都市や産業の防災力強化、ネットワークの多重性及び代替性の確保、首都圏バックアップ体制の強化を通じて、中部圏の地理的特性をいかした強靱な圏域を形成する。

○南海トラフ地震への備え強化

・木曽三川河口部耐震対策、四日市港海岸直轄海岸保全施設整備等により、南海トラフ地震に備えた堤防・防波堤等の整備・強化、既存堤防等の耐震対策、「粘り強い海岸堤防」の整備等、ハード整備を推進する。

○大規模自然災害への備え強化

・地域の安全度を向上させるために、流域治水プロジェクトにより流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水を制御する対策をそれぞれ充実させるとともに、ダム事業、砂防事業や大規模特定河川事業等と効果的に組み合わせて流域治水を推進する。

○ネットワークの多重性及び代替性確保

・中部圏の骨格を成す東名高速道路、新東名高速道路、中部縦貫自動車道等の東西軸、東海北陸自動車道等の南北軸、東海環状自動車道等の環状軸、また、伊豆縦貫自動車道や近畿自動車道紀勢線等の半島地域へのアクセス軸などの基幹ネットワーク整備や暫定２車線区間の４車線化等による機能強化とともに、それらを補完する名神名阪連絡道路等の道路ネットワークの調査・整備を推進しネットワークの多重性・代替性の確保を推進する。

○太平洋・日本海二面活用による広域的なバックアップ体制強化

・代替補完機能を有する空港・港湾、並びに高規格道路を始めとした緊急輸送道路などの整備・橋梁の耐震化や道路斜面、盛土等の防災対策を進め、両圏域の相互応援体制や基盤の強化を推進する。

１－５．環境・国土サステナビリティプロジェクト

自然と共生した持続可能な国土・地域づくりや、多様な植物、動物、生態系の維持、環境教育を通じた生物多様性に関する理解促進など、ネイチャーポジティブの推進を図るほか、まちづくりや農林水産業のグリーン化、木材利用の拡大などを推進し、カーボンニュートラルを実現する。

また、森林や水辺空間の保全、山地から海岸までの総合的な土砂管理など、人口減少下の適正な国土利用・管理を目指すとともに、予防保全型メンテナンスへの本格的な転換、災害対応力の向上等に向けた新技術やデジタル技術の活用、建設業・運輸業等の担い手確保及び育成、グリーンインフラ※15の推進など、国土基盤の高質化を目指す。

○ネイチャーポジティブ推進

・山岳環境保全のための登山道及び山小屋トイレ等の適切な維持・修繕を行うとともに、自然公園等の安全な利用や利便性を高めるため、災害や老朽化で破損した施設の再整備を推進する。

○カーボンニュートラル社会の実現

・産業のエネルギー転換に必要となる水素やアンモニア等の供給に必要な拠点の環境整備や世界的なサプライチェーン全体の脱炭素化の要請に対応するため、清水港、名古屋港、衣浦港、四日市港等におけるカーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）※16の形成を推進する。

○人口減少下の国土利用・管理

・良好な森林環境を育成・保全し、森林の有する多面的機能※17を維持・発揮するため、保安林の指定・管理、治山施設の整備、森林整備等の取組を推進する。

１－６．世界をリードする産業進化プロジェクト

高度なものづくり技術の活用による新たな産業の創出や、新たなビジネスモデルの展開による高付加価値型の産業・事業の創出、国際競争に優位性を発揮する産業構造への転換と基盤強化、中部圏の強みをいかした戦略産業の強化、中堅・中小企業の振興、産業を担う人材の育成・確保、持続可能な物流機能の確保や新技術の実装に対応した物流拠点の整備といった産業を支える道路などの基盤の強化を通じて、国際社会に先んじたイノベーション創出に取り組む。

また、地方と都市の間で、地域内外で人材をシェアし、互いに支え合い、ヒト・モノ・技術の交流、分野を超えた連携・協働の流れを創る。

○戦略産業の強化

・自動車関連産業を始めとする多様な産業が広域に集積する中部圏において、2050年カーボンニュートラル及びグリーントランスフォーメーション実現に向けて、中部圏の自治体や経済団体等で構成する「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」などの取組を通じて、経済性や供給安定性、安全性を勘案しつつ、水素の需要創出・拡大を図り、水素・アンモニア等の次世代エネルギーのサプライチェーンを構築し、それぞれの産業分野や地域に最適となる利活用の普及・促進を図る。

・航空宇宙関連事業者の新規立地・設備投資を促進するため、関連事業者の設備投資予定の具体化に応じて、工場等新増設促進事業、国による利子補給金を活用、アジアNo.１航空宇宙産業クラスター形成特区による国際戦略総合特区設備等投資促進税制等の活用を図る。

○産業を支える基盤の強化

・我が国の経済をけん引する自動車産業、航空宇宙産業等の地域の基幹産業の競争力を強化し、地域経済や雇用の面でストック効果が最大限に発揮できるよう、国際拠点港湾である清水港、名古屋港、四日市港、重要港湾である御前崎港、三河港、衣浦港等において、船舶の大型化、貨物量の増加、耐震性の確保や施設の老朽化等への対応のため、コンテナ輸送、完成自動車等一般貨物輸送の機能維持・強化に向けた整備を推進する。

・国際拠点空港や国際拠点港湾、重要港湾等国際物流拠点とのアクセス向上に資する西知多道路、静清バイパス清水立体、一宮西港道路、浜松湖西豊橋道路等の調査・整備や国際拠点空港の機能強化を推進するとともに、空港・港湾等の物流拠点や広く分布する生産拠点、さらには先進的な研究開発や技術革新を担う開発拠点との連結強化に向けた取組を推進する。

１－７．日本中央回廊まんなか圏域拡大プロジェクト

リニア中央新幹線開業による新たな価値の創造や交通ネットワーク強化による広域的波及、日本中央回廊の効果の最大化を通じて、国土全体の連結、世界との結びつきの強化を図るとともに、他の大都市圏へのアクセス性の良さと中部圏が持つ住みやすさをいかし東京一極集中の是正において選ばれる地域としてのポテンシャルを一層高めていく。

○リニア名古屋駅を核とした圏域形成強化

・主要都市圏間を結ぶネットワークの強化とともに、主要駅周辺部における区画整理事業や駅へのアクセス道路整備、物流ネットワークの整備、市街地再開発等主要都市部の機能拡充に取り組む。

○リニア中間駅を核とした圏域形成強化

・リニア中間駅を核とした圏域形成強化に向けて、中枢機能の立地や移転受入の促進、インバウンド※18もターゲットとした広域観光の促進による交流人口の拡大、首都圏のバックアップや食料供給・医療提供の拠点となる機能の強化に取り組む。また、リニア中間駅を核とした地域づくりとして駅周辺を始めとする企業誘致を促進し産業力の強化を図ることで、雇用の創出並びに移住及び関係人口の拡大を図る。

○東海道新幹線エリアの圏域形成強化
・外国人出入国者の増加に対応した広域観光交流や大都市圏との近接性をいかした国土強靱化の観点など、圏域を越えた広域連携の拠点としての機能強化を図るため、高速交通ネットワークと空港のアクセス強化に取り組むとともに、国際定期路線の誘致や物流機能の高度化などに取り組み、首都圏空港の代替空港としての機能強化を図る。
○三遠南信エリア（愛知県東三河地域、静岡県遠州地域、長野県南信州地域）の圏域形成強化
・日本中央回廊を形成する地域として、首都圏、名古屋圏、近畿圏を結ぶ東西軸、北陸圏へと通じる南北軸の三遠南信自動車道等の整備を推進するとともに、国内外の交流拠点である空港や港との連携を強化し、ヒト、モノの交流を促す。また、経済界、行政などの連携により、三遠南信サミットを開催するなど県境を越えた三遠南信地域の一体的な振興発展と連携強化、交流促進を図るとともに、メディアやウェブサイト等の情報ネットワークなどを効果的に活用し、地域内外への情報の発信と共有に取り組む。
○日本中央回廊の効果を最大化する交通基盤強化
・名古屋駅のスーパーターミナル化とともに、名古屋駅と中部国際空港とのリダンダンシー※19機能を確保する西知多道路などの重要物流道路等の道路ネットワークの強化、並びに名古屋駅と周辺都市との広域交通機能強化に向けた取組を推進する。
・中部国際空港などにおいてＬＣＣを始めとする国際定期路線の誘致など就航・増便への対応など新たな需要を喚起する取組を推進するとともに、中部国際空港の完全24時間化などの機能強化を推進する。

１－８．新時代の観光交流促進プロジェクト

ＭＩＣＥ※20機能の拡充・強化や国際的なスタートアップ・エコシステム※21の構築、マルチモーダル※22な周遊観光ルートの形成など国際的な広域観光交流や、中部圏・北陸圏の両圏が連携した広域的なプロモーションに加え、観光産業の高付加価値化やＤＸ化、魅力的な観光資源の特性をいかした地域ならではの体験コンテンツの創出など、地域の魅力をいかした観光交流を強化する。

今後、広域連携ＤＭＯが主体となって策定する「広域連携観光戦略」に基づき、周遊観光の促進や観光コンテンツの造成、受入環境整備、情報発信・プロモーションの強化等の具体的な取組を進める。

○太平洋・日本海広域観光交流の強化
・中部圏９県が連携した日本政府観光局（ＪＮＴＯ）による広域的なプロモーションを昇龍道等の名称も活用しながら引き続き推進するとともに、国道473号月バイパス（月工区）や松本糸魚川連絡道路（安曇野道路）等、エリア内の観光地へのアクセスや観光地間の対流を支える交通基盤の整備、ドライブプランなど交通事業者との連携を推進する。
○地域の魅力をいかした観光交流の強化
・熱田駅周辺まちづくりを始めとする歴史資源等を生かした独自の魅力づくり、歴史的建造物やまちなみの保全、公共還元型の港湾緑地等の施設整備など地域の交流拠点としての役割を担う港湾緑地等の魅力向上、中川運河の再生など水辺空間の整備、広域サイクリングロードの整備、離島資源の活用、農地や美しい景観の継承、日本風景街道各ルートとの協働、伝統産業・伝統工芸の振興等を通じ、官民連携により民間活力を最大限いかし、住民と旅行者が、関係性を深める体験コンテンツ等の整備を推進する。

１－９．他圏域連携プロジェクト

日本列島の「まんなか」に位置し、日本中央回廊の中心に位置する中部圏において、隣接圏域との交流・連携により中部圏のみならず、隣接圏域も見据えた発展を目指す。

前述のプロジェクトの中から交通ネットワークの形成・防災力の強化・観光交流の促進などについて円滑かつ効果的に進捗が図られるよう、他圏域との連携を推進する。また、地域の成長やイノベーションの創出のため、これまでの連携をより深化させ、具体的なプロジェクトを面的かつ分野横断的に実行する、中部広域リージョンの取組を推進する。

北陸圏の目標達成に必要な広域連携プロジェクト

２－１．安全・安心な地域づくりプロジェクト（ＰＪ１）

近年では自然災害が激甚化・頻発化していることから、あらゆる関係者が連携・協働した防災・減災、国土強靱化の取組を一層強化していくとともに、事前防災・事前復興の観点からのハード・ソフト両面から防災地域づくりを推進する。

また、喫緊の対応として震災からの創造的復興が必要であり、インフラなどについて、関係機関などが連携しながら、一丸となって早期復旧・復興に取り組む。

加えて、持続可能なインフラメンテナンスの構築に向けて、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が進展することを踏まえ、その機能が将来にわたって適切に発揮されるための維持管理・更新を戦略的・計画的に推進する。

○防災・減災、国土強靱化の更なる強化
➢災害に強い国土形成
・（地震・津波対策）
地震発生時の救命救急、応急復旧及び復興に不可欠な交通ネットワークを確保するため、東海北陸自動車道、能越自動車道、中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道、富山高山連絡道路及び金沢能登連絡道路（のと里山海道）等の高規格道路等の地域安全保障のエッセンシャルネットワークの早期形成並びに「道の駅」などの防災拠点化及び更なる防災機能の強化を推進する。
また、緊急輸送道路上の橋梁の耐震機能強化、港湾施設の耐震・耐波性能等の強化と関連する技術開発、空港の耐震性の向上等の広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化及び交通結節点などにおける防災拠点機能の強化を推進する。
○安全・安心な国土利用・管理等による防災・減災まちづくり
➢グリーンインフラを含むインフラの防災・減災機能の付加
・利水ダムなどの治水利用、学校施設、公園緑地及びため池、農地・農業用用排水施設等を活用した流域の雨水貯留浸透機能の維持・向上、バイパスと二線堤※23の双方の機能を有する道路整備及び港湾を活用した支援物資輸送・被災者輸送等の取組を推進する。

２－２．多様性と包摂性のある地域づくりプロジェクト（ＰＪ２）

被災地域における暮らしと住まいの再建など創造的復興を推進する。また、北陸圏が有する充実したこども・子育て環境、ゆとりある居住環境、豊かな自然環境等、これまで北陸圏の強みとしてきた暮らしやすさを基盤として、中核市が連接している北陸圏の地域特性も生かしながら、一人一人のWell-beingの向上にむけて、多様な暮らし方・働き方を選択できる地域づくりを推進する。

加えて、北陸圏で生まれ育った人が、北陸圏外からライフステージに応じて北陸圏の暮らしに戻る選択肢がある社会、価値観に応じて北陸圏外の人が北陸圏での暮らし方・働き方を選べる多様性のある社会の構築を推進する。

このような取組を推進することで、北陸圏の強みを生かし定住促進、移住促進を図る。

○暮らしの再建と医療・福祉・子育て支援の取組強化
➢若者から高齢者みんなが住みやすく、２世代、３世代と安心して住み続けられる、地域コミュニティの維持・充実、定住化環境整備
・北陸圏では、祖父母が孫の面倒をみる機会等の世代間交流が多いことから、多世代の誰もが安全・安心で快適に暮らすことのできる環境づくりのため、サービス付き高齢者向け住宅、子育て世帯向け住宅及び子育て、医療・福祉・介護・健康・コミュニティ等のサービス拠点施設の整備などにより、多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を推進する。

○多様な価値観に応じた暮らし方・働き方の拡充

➢優れた人材定着に向けた環境整備の充実及び多様な就業環境の創出

・北陸圏で育った優れた人材が圏域内で活躍できるよう、また圏域外から優れた人材を呼び込めるよう、大学コンソーシアムなどの取組により、各高等教育機関の魅力向上とオープンキャンパスなどの情報発信の充実を図るとともに、企業と行政が連携し、圏域外での就学生も含めた学生に対し、優れた地元企業の情報発信及び担い手確保に資する取組を展開する。また、北陸圏で育った優れた人材がグローバルに活躍できるよう、多言語教育の推進及び国際交流の機会を提供するとともに、これらの人材が圏域内でもその能力を生かして活躍できる場を創出する。さらに、多様な働き方の選択肢を準備することで、人材定着を図る。

○新しい公共の領域拡大

➢地域課題解決に向けた首都圏の大学等と地方公共団体との連携及びサテライトキャンパスの誘致、支援

・新産業の創出及び産業構造の転換に貢献する地方大学の魅力向上により、大学を核とする地域活性化を図る。また、スポーツ分野において首都圏の大学からの指導者の招へい及び大学生と北陸圏内の高校生との交流等による競技力の向上を図る。さらに、デジタル技術なども効果的に活用して、地域課題の解決などに資する首都圏の大学などの地方へのサテライトキャンパスの設置に向け、北陸圏の関係機関などと大学などの連携を推進する。

２－３．デジタルを活用した地域生活圏形成プロジェクト（ＰＪ３）

北陸圏において、「シームレスな拠点連結型国土」の実現に向けて、地域経済の成長につながる施策が面的に展開されていく状態を創出できるよう、地方公共団体と企業・大学・研究機関等の多様な主体が広域的に連携しながら取り組む「広域リージョン連携」を推進する。

また、デジタルを徹底活用することで、連接型都市圏の中心となる中枢中核都市及び周辺の中心都市が核となり、生活に身近なコミュニティを基礎的な単位とし、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、中山間地域などの過疎地域などにおいても都市圏と同レベルでの生活サービスなどの享受を可能とし、人々が生き生きと安心して住み続けられる地域づくりを推進する。

○都市間連携を通じた高次都市機能の充実

➢連接型都市圏の形成

・北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業効果などを圏域全体に波及させるため、新幹線駅と結節する二次交通の整備・充実などのほか、交通結節点の改善及びパーク・アンド・ライド駐車場の整備等によるバス・鉄道等の地域公共交通の利便性の向上を推進し、高速かつ利用しやすい交通サービスを提供することで、新幹線駅などを核としたビジネスとにぎわいの創出を図る。これらの取組を推進することで、連接型都市圏を軸とした各都市が地域生活圏の形成の拠点都市となることで、圏域の自立的発展を図る。

２－４．北陸圏グリーン化プロジェクト（ＰＪ４）

豊かな自然環境、多様な生態系及び水循環等の健全性を維持・確保するほか、中山間地域などの森林・林業、農業・農村及び水産業・漁業の有する多面的機能を維持・発揮していくため、農林水産業の担い手確保及び都市部の住民と地域住民との交流・連携等の森林・農地等を持続的に守る体制・仕組みづくりを推進する。また、国土・地域の荒廃を防ぎ、持続可能な国土・地域の形成を図るため、国土の管理構想を踏まえつつ、最適な国土の利用・管理を推進する。あわせて、生物多様性の保全及び野生動植物の保護・管理による豊かな自然環境の保全のほか、日本海の環境問題の解決を目指して国際協調・貢献を推進する。

加えて、自然災害の激甚化・頻発化として表れている「気候危機」を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素地域づくりを推進する。

○自然環境の保全と里地・里山・里海の維持・形成

➢美しく豊かな自然環境・水循環及び里地・里山・里海の保全

・豊富な水資源を守り河川流域全体を視野に入れた健全な水循環の維持又は回復を図るため、森林・農地の保全及び地下水涵養対策のほか、ダム、上下水道、浄化槽、農業用排水路及びため池・生活貯水池の整備等により、水環境の改善を推進する。

２－５．活力ある農林水産業形成プロジェクト（ＰＪ５）

人口減少下においても農林水産業の持続的発展及び農林水産業を支える基盤となる農山漁村の振興を図り、食料安全保障を強化する。

また、北陸圏では里地・里山・里海が地域の財産であり、歴史・文化としての地域資源であることから、農林水産業の持続的な発展を図り、地域のアイデンティティを守り続ける取組を推進する。

２－６．競争力と魅力ある地域産業形成プロジェクト（ＰＪ６）

若者世代及び女性の流出が続く北陸圏において、人口の流出を食い止め、持続可能な地域づくりに寄与するための良質な雇用、魅力的な就業機会を増やす取組を推進する。

また、北陸圏において集積するものづくり産業及び特徴ある観光産業などの地域資源を生かし、国際競争が激化する中で競争力を維持・向上させるため、北陸圏内において様々な「新結合」を生み出すことにより、地方経済に活力を創出し、我が国の潜在的な成長力を引き出していく「地方イノベーション創生構想」を実現させ、魅力ある地域産業の形成を促進する。

２－７．産業誘致プロジェクト（ＰＪ７）

北陸圏の有する優れた地域文化などを国内外に発信するとともに、北陸圏の有する特性を生かして、国内外の高付加価値型産業及び成長産業の国内生産拠点の誘致を推進する。

さらに、首都直下地震などの巨大災害リスクに対するバックアップ機能の確保の観点から産業拠点の分散的配置が求められており、三大都市圏と等距離にある地理的優位性を生かした産業誘致を進める。

○地域の強みを生かした生産拠点の形成・強化

➢海外・国内他地域からの企業の製造拠点・本社・研究開発・研修機能等の誘致及び人材育成、誘致による地域産業の活性化

・北陸圏が有する良質で豊富な水資源及び交通の利便性といった半導体などのデバイスメーカーが志向する立地条件に加え、部品供給・加工等の素地が整っている点などを生かし、国際競争力を持つ産業集積拠点として「電子デバイス街道」の更なる形成に向けて、環日本海諸国などの世界へと展開できる企業の立地を促進する環境整備を推進する。

２－８．日本海側の中枢圏域形成プロジェクト（ＰＪ８）

日本海側の港湾の連携及びゲートウェイ機能の充実に向けた環日本海ネットワークの形成のほか、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部も含めた連結を強化する「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、ヒト・モノの流動を一層活発化させ、地域資源を最大限活用する国土構造の構築を推進する。

○国土軸・連携軸のネットワークの強化

➢北陸新幹線、東海道新幹線、リニア中央新幹線で形成される環状機能を含む広域ネットワークの強化

・北陸新幹線の大阪までの全線開業が実現した場合、東海道新幹線と併せて東京圏・名古屋圏・大阪圏を環状で結ぶ新幹線ルートが形成され、この環状ルートはリニア中央新幹線の段階的整備で形成される日本中央回廊の環状機能も併せ持つ位置にあることから、日本中央回廊とのネットワークの整備・拡充を推進しＪＲ・北陸３県連携による誘客キャンペーンの展開及び鉄道観光推進事業等により、日本中央回廊の形成の効果が北陸圏に波及するような連携強化を図る。

➢高規格道路等の国土幹線道路ネットワーク等の交通機能の強化

・国内外の観光客の利便性向上、物流の効率化及び地方部における生活圏維持に不可欠な東海北陸自動車道、能越自動車道、中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道、富山高山連絡道路及び金沢能登連絡道路（のと里山海道）等の高規格道路等の地域安全保障のエッセンシャルネットワークの早期形成及びネットワーク等におけるサービスレベルのギャップを解消したシームレスネットワークの構築のほか、緊急時の通行を確保する橋梁の耐震補強及び多車線化等による交通機能の強化を推進する。

２－９．個性豊かな観光地域づくりプロジェクト（ＰＪ９）

北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業効果を北陸圏全体に波及させるため、北陸圏の魅力を更に磨き上げるとともに、コロナ禍による疲弊に加えて令和６年能登半島地震で被災した観光地・観光産業の再生・発展に向けた取組を推進する。また、観光の恩恵を地域全体に波及させるため、地域一体となった観光地域づくりに向けた体制整備・機能強化を図るとともに、広域的な戦略の下、関係者とも連携し、地域の実情に応じた柔軟かつ弾力的な事業を推進することにより、地方誘客及び地域周遊・長期滞在の促進を図る。

２―10．新たな交流圏形成プロジェクト（ＰＪ10）

北陸新幹線、国土幹線道路ネットワークにより、三大都市圏の国際空港などとつながる北陸圏において、「新たなゴールデンルート」の形成を進め、新たな交流圏の創出を促進する。

○交流ポテンシャルの最大限の発揮

➢交流に必要な交通基盤、社会基盤整備

・インバウンドの受入に向けて、東海北陸自動車道、能越自動車道、中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道、富山高山連絡道路及び金沢能登連絡道路（のと里山海道）等の高規格道路等の国土幹線道路ネットワークの整備のほか、北陸新幹線の大阪までの早期の全線開業に向けたＰＲ活動などの取組、北陸圏域内の空港での国際航空路線の就航・増便に向けた取組及び北陸圏域内の港湾でのクルーズ船の大型化に対応した港湾の強化などのクルーズ船の誘致に向けた取組を推進する。

２―11．関係人口拡大プロジェクト（ＰＪ11）

企業などにおけるワーケーション※24の取組など、大都市圏と地方との関係性を深めるため、地域を繰り返し訪ね、住民と来訪者の関係性を深める取組を推進することで、移住・二地域居住等による地方への人の流れを創出する。

２―12．隣接圏域等との連携促進プロジェクト（ＰＪ12）

環日本海ネットワークの形成、未整備区間の解消などによるサプライチェーンの形成及び交流・関係人口の拡大等の、日本海側と太平洋側を効果的に二面活用した国土づくりに取り組む。

○北陸新幹線の延伸等による環状機能を含む広域ネットワークの強化

・「昇龍道プロジェクト」を継続的に取り組むほか、東京・大阪間を北陸経由で巡る「新たなゴールデンルート」の形成など、自然・文化の保全と観光の両立を図りつつ、個性豊かな地域の魅力を生かした地域密着型の体験型観光など、幅広い観光客層を対象とした持続可能で広域的な周遊観光を創出する。

２―13．震災からの創造的復興プロジェクト（ＰＪ13）

創造的復興の取組には、産学官民の意識変革及び行動変容を促すことが重要であり、震災からの創造的復興を果たし、人口減少社会に適応しながら持続可能な地域のあり方を実現するための目標⑹から目標⑼の達成に必要な横断的なプロジェクトとして、被災による経験・ノウハウを生かした「暮らし」、「産業」及び「交流」等の多様な取組と人材育成について産学官民の連携により推進する。

※１　国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）では、「計画期間は、2050年、更にその先の長期を見据えつつ、今後おおむね10年間とする。」としている。

※２　温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

※３　法律上の明確な定義がなく、一般的には、農林統計の農業地域類型区分のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域、または国の支援の対象となる地域振興８法の指定地域を指す。食料・農業・農村基本法では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されている。

※４　「日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

※５　「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（令和６（2024）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

※６　個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

※７　個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

※８　Quality of Lifeの略。地域と生活に対する個人の満足度のこと。

※９　「定住人口」でもなく、観光で訪れる単なる「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人。

※10　「弾力性のある」「柔軟性がある」「回復力のある」等の意味。

※11　デジタルトランスフォーメーションの略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのもののほか、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することと定義される。

※12　自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。自然保護だけを行うのでなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方。2021年Ｇ７コーンウォール・サミットの首脳コミュニケの附属文書「自然協約（Nature Compact）」に使われたことから国際的にも認知され始め、2022年の生物多様性条約第15回締約国会議で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の2030年ミッションにもこの考え方が反映されている。

※13　異なる背景や特性を持つ個人が共存し、その違いを尊重すること。

※14　障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず、初めからできるだけ多くの人々が利用しやすいよう、都市及び生活環境をデザインする考え方。

※15　グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。

※16　脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図る港湾。

※17　森林が有する、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの機能のこと。

※18　訪日外国人旅行者のこと。

※19　「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化するなど、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

※20　企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition／Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

※21　スタートアップをサポートする多様な人材や組織が、一定程度揃い相互に関連しながら活動することで、その中からスタートアップが次々と立ち上がり大きく成長するところが出現するという状況が継続的に生じる仕組み。

※22　良好な交通環境を作るために、航空、海運、水運、鉄道等、複数の交通機関と連携し、都市への車の集中を緩和する総合的な交通施策。

※23　本堤背後の堤内地に築造される堤防のことで、万一、本堤が破堤した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たす。控え堤、二番堤ともいう。

※24　Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすことを指す。

○国土交通省告示第千二十二号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月三日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

公園名	設ける者	占用物件
（略）		
国営東京臨海広域防災公園	ソフトバンク株式会社	公衆無線ＬＡＮアクセスサービス基地局、通信ケーブル及び電力ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）
	自衛隊	災害応急対策のための仮設の物件又は施設
	ＫＤＤＩ株式会社	屋内無線基地局、通信ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）
	内閣府	災害備蓄用倉庫（コンテナ倉庫）

改正前

公園名	設ける者	占用物件
（略）		
国営東京臨海広域防災公園	ソフトバンク株式会社	公衆無線ＬＡＮアクセスサービス基地局、通信ケーブル及び電力ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）
	自衛隊	災害応急対策のための仮設の物件又は施設
	ＫＤＤＩ株式会社	屋内無線基地局、通信ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官庁報告

国家試験

保健師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第113回保健師国家試験を次のとおり施行する。

令和８年８月３日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年２月12日（金曜日）

2　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論

4　受験資格

⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において１年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者（令和９年３月12日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和９年３月12日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　保健師助産師看護師法第２条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑷　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年４月１日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第19条第１号に該当する者

⑸　改正法の施行の日（平成22年４月１日）前に旧法第19条第１号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において６月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴、⑵、⑷又は⑸に該当する者が提出する書類

㋐　次に掲げる書類のいずれか一つ

①　看護師国家試験の合格証書の写し（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書

②　看護師免許証の写し（保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）

③　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師学校の修業証明書（以下「看修業証明書」という。）若しくは３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「看修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書（以下「看修業見込証明書」という。）又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所の卒業証明書（以下「看卒業証明書」という。）若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「看卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書（以下「看卒業見込証明書」という。）

この場合、看修業見込証明書又は看卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに看修業証明書若しくは看卒業証明書又は看修業判定証明書若しくは看卒業判定証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、令和９年３月12日（金曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

④　看護師国家試験受験資格認定書の写し（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

㋑　指定学校の修業証明書若しくは１年以上保健師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和９年３月12日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　保健師国家試験受験資格認定書の写し（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年11月６日（金曜日）から同年11月27日（金曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、保健師国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる保健師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年11月27日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

５の⑴イ㋐③及び㋑に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和９年１月29日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、保健師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月24日（水曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年10月１日（木曜日）までに保健師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

保健師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する保健師国家試験運営臨時事務所とする。

保健師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係　北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
青森県 宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係　宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都 新潟県	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係　愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
石川県 大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係　大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係　広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係　香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係　福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係　沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

助産師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第110回助産師国家試験を次のとおり施行する。

令和８年８月３日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年２月11日（木曜日）
2　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
3　試験科目　基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理
4　受験資格
⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において１年以上助産に関する学科を修めた者（令和９年３月12日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）
⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和９年３月12日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑶　保健師助産師看護師法第３条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
⑷　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年４月１日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第20条第１号に該当する者
⑸　改正法の施行の日（平成22年４月１日）前に旧法第20条第１号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において６月以上助産に関する学科を修めた者を除く。）
5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。
㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。
なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。
イ　４の⑴、⑵、⑷又は⑸に該当する者が提出する書類
㋐　次に掲げる書類のいずれか一つ
①　看護師国家試験の合格証書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書
②　看護師免許証の写し（助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）
③　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師学校の修業証明書（以下「看修業証明書」という。）若しくは３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「看修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書（以下「看修業見込証明書」という。）又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所の卒業証明書（以下「看卒業証明書」という。）若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「看卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書（以下「看卒業見込証明書」という。）
この場合、看修業見込証明書又は看卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに看修業証明書若しくは看卒業証明書又は看修業判定証明書若しくは看卒業判定証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
なお、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、令和９年３月12日（金曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
④　看護師国家試験受験資格認定書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
㋑　指定学校の修業証明書若しくは１年以上助産に関する学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書
この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
なお、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和９年３月12日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　助産師国家試験受験資格認定書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和８年11月６日（金曜日）から同年11月27日（金曜日）までに提出すること。
イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、助産師国家試験運営本部事務所とする。
ウ　ただし、下記に掲げる助産師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。
北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ
エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年11月27日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

５の⑴イ㋐③及び㋑に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和９年１月29日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、助産師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月24日（水曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年10月１日（木曜日）までに助産師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

助産師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する助産師国家試験運営臨時事務所とする。

助産師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係　北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
青森県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係
宮城県	宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係
新潟県	東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係
石川県	愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係　大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係　広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係　香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係　福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係　沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

看護師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第116回看護師国家試験を次のとおり施行する。

令和８年８月３日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日　令和９年２月14日（日曜日）

２　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

３　試験科目　人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、地域・在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践

４　受験資格

⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「指定大学」という。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和９年３月12日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において３年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和９年３月12日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑶　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和９年３月12日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑷　免許を得た後３年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で、指定大学、指定学校又は指定養成所において２年以上修業したもの（令和９年３月12日（金曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑸　保健師助産師看護師法第５条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑹　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（令和９年３月12日（金曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑺　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（令和９年３月12日（金曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑻　経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（令和９年３月12日（金曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑼　過去に⑹、⑺又は⑻により受験資格を認められた者

⑽　保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和26年法律第147号）附則第８項に規定する者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定大学、指定学校若しくは指定養成所又は看護師国家試験運営本部事務所若しくは看護師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㈢　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴から⑶又は⑽に該当する者が提出する書類　指定大学若しくは指定学校の修業証明書若しくは３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和９年３月12日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類

㈠　指定大学若しくは指定学校の修業証明書若しくは２年以上修業したと判定されたことを証する書面（以下「２修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書、又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「２卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は２修業判定証明書若しくは２卒業判定証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和９年３月12日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

㈡　准看護師免許証の写し（都道府県医務主管課又は保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）

エ　４の⑸に該当する者が提出する書類　看護師国家試験受験資格認定書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　４の⑹から⑼に該当する者が提出する書類　看護師国家試験受験資格認定書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は看護師国家試験受験資格認定見込書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定見込書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

この場合、看護師国家試験受験資格認定見込書の写しを提出した者にあっては、令和９年３月12日（金曜日）午後２時までに看護師国家試験受験資格認定書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年11月６日（金曜日）から同年11月27日（金曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、看護師国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる看護師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年11月27日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

５の⑴イ及びウ㈠に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和９年１月29日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、看護師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月24日（水曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年10月１日（木曜日）までに看護師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

看護師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する看護師国家試験運営臨時事務所とする。

看護師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係　北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
青森県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係　宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
新潟県	
愛知県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係　愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
石川県	
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係　大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係　広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係　香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係　福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係　沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

公　告

諸　事　項

豊川水系設楽ダム建設事業に係る事後調査報告書（第３回）の縦覧について

豊川水系設楽ダム建設事業に係る環境影響評価書（平成十九年六月国土交通省中部地方整備局）において実施することとした事後調査について、愛知県環境影響評価条例（平成十年愛知県条例第十七号。以下「条例」という。）第三十三条の規定により準用する「条例」第三十条第二項の規程に基づき、豊川水系設楽ダム建設事業に係る事後調査報告書（第３回）（以下「報告書」という。）を作成したので、「条例」第三十三条の規定により準用する「条例」第三十条第四項の規定に基づき、次のとおり公告し、「報告書」を縦覧に供する。

令和八年八月三日

国土交通省中部地方整備局長　森本　輝

一　事業者の氏名及び住所

事業者の氏名　国土交通省中部地方整備局長　森本　輝

事業者の住所　名古屋市中区三の丸二丁目五番一号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　豊川水系設楽ダム建設事業

対象事業の種類　ダム新築事業

対象事業の規模　貯水面積二九七ヘクタール（サーチャージ水位における貯水池の区域の面積）

三　対象事業が実施されている区域

愛知県北設楽郡設楽町

四　関係地域の範囲

愛知県北設楽郡設楽町、同県新城市

五　報告書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

名古屋市中区三の丸二丁目五番一号

国土交通省中部地方整備局総務部情報公開室

愛知県新城市杉山字大東五七番地

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所新城庁舎

愛知県北設楽郡設楽町田口字川原田一番地二

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所設楽庁舎

愛知県豊橋市中野町字平西一丁目六番地

国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所

愛知県北設楽郡設楽町津具字下川原五番地一

設楽町津具総合支所

愛知県新城市長篠字仲野一六番地一一

新城市鳳来総合支所

縦覧期間

令和八年八月三日から令和八年九月三日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）ただし、中部地方整備局総務部情報公開室においては、午前九時三十分から午後五時十五分まで（正午から午後一時までを除く。）

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年８月３日

国土交通省航空局長　宮澤　康一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、飛行場管制訓練システム（ACTS）調整作業を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務を適切かつ確実に履行できる能力を有する法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　令和８年度飛行場管制訓練システム（ACTS）調整作業　一式

⑵　業務内容　公募説明書のとおり

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月23日まで

３．業務目的

本業務は、飛行場管制訓練システム（ACTS）調整作業において必要となる装置設定作業や動作試験作業を行うことを目的とする。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④　上記以外の要件は、公募説明書による。

⑵　技術的要件

①　技術的な問い合わせに対応する窓口を有し、必要な情報の提供が可能であること。

⑶　業務実施体制に関する要件

作業工程の明示並びに品質管理及び検査を実施できる体制が整備されており、次の①～③に揚げる基準を満たす担当者を配置し、工程管理体制を明示できること。

①　全体管理責任者

受注者におけるプロジェクト全体管理責任者は本システムと同等規模（システムの設置・運用範囲が全国規模）のシステムに対する設計・開発の遂行責任者としての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・情報処理の促進に関する法律（昭和45年５月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者

・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

②　業務に係る管理者

業務の管理を行う管理者は、システム開発の経験年数を５年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・システムアーキテクト試験の合格者

・データベーススペシャリスト試験の合格者

・ネットワークスペシャリスト試験の合格者

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

③　情報セキュリティ管理者

情報セキュリティ管理を行う管理者は、次の要件を満たすこと。

・情報セキュリティに関する企画、実施、運用及び分析のすべての段階で、物理的観点、人的観点及び技術的観点から、情報セキュリティを保つための施策を計画及び実施し、その結果に関する評価を行った実績を有すること

５．手続等

⑴　担当部局

〒100―8918　東京都千代田区霞が関２―１―３国土交通省航空局予算・管財室　契約係　ＴＥＬ　03―5253―8111（内線47186）

⑵　説明書の交付期間及び方法

令和８年８月３日から令和８年８月21日まで

⑶　参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和８年８月24日　17：00必着

場所：⑴に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

６．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

⑷　契約予定日　令和８年９月28日
⑸　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第13条第１項(b)(iii)「技術的な理由により競争が存在しない」
⑹　その他詳細は、公募説明書による。
７．Summary
⑴　Subject matter of contract : Adjustment of the Aerodrome Control Training System, 1 set.
⑵　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 24 August, 2026
⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 47186)
⑷　Expected date of the contract award : 28 September, 2026
⑸　Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement : Article Ⅻ 1. b. iii “Due to an absence of competition for technical reasons”
⑹　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : MIYAZAYA Koichi, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

国立研究開発法人土木研究所令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを掲載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当研究所のホームページ（https://www.pwri.go.jp）又は、事務所にて閲覧下さい。

令和８年８月３日

茨城県つくば市南原１番地６
国立研究開発法人土木研究所
理事長　藤田　光一

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		5,707,667,976	
研究業務未収金		77,828,011	
契約資産		92,797,377	
未収消費税等		40,016,219	
未収金		300,048,190	
前渡金		2,399,033,831	
賞与引当金見返(注)		378,892,707	
その他の流動資産		4,155,437	
流動資産合計			9,000,439,748
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建　物	13,691,291,230		
減価償却累計額	△ 9,800,054,529	3,891,236,701	
構築物	2,732,927,188		
減価償却累計額	△ 1,767,647,144	965,280,044	
機械及び装置	14,226,718,568		
減価償却累計額	△10,075,493,256	4,151,225,312	
車両運搬具	708,145,325		
減価償却累計額	△ 550,693,200	157,452,125	
工具器具備品	5,149,631,220		
減価償却累計額	△ 3,905,564,792	1,244,066,428	
土　地		20,519,373,690	
建設仮勘定		25,410,000	
有形固定資産合計		30,954,044,300	
2　無形固定資産			
特許権		8,136,467	
意匠権		206,167	
ソフトウエア		101,661,786	
工業所有権仮勘定		1,638,126	
無形固定資産合計		111,642,546	
3　投資その他の資産			
敷金・保証金		30,510,000	
預託金		13,260	
退職給付引当金見返(注)		4,605,787,773	
投資その他の資産合計		4,636,311,033	
固定資産合計			35,701,997,879
資産合計			44,702,437,627
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		3,692,339,098	
預り寄附金(注)		3,801,151	
研究業務未払金		1,850,505,422	
未払金		106,913,114	
未払費用		113,844,121	
契約負債		71,721,628	
前受金		1,783,353	
預り金		36,776,097	
引当金			
賞与引当金	378,892,707	378,892,707	
流動負債合計			6,256,576,691
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	1,413,715,583		
資産見返補助金等	5,660,740		
資産見返寄附金	40,571,611		
資産見返物品受贈額	7,286,210		
建設仮勘定見返運営費交付金	25,410,000		
工業所有権仮勘定見返運営費交付金	133,500	1,492,777,644	

長期預り寄附金(注)		30,380,257	
引当金			
退職給付引当金	4,605,787,773	4,605,787,773	
固定負債合計			6,128,945,674
負債合計			12,385,522,365
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		36,993,256,864	
資本金合計			36,993,256,864
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		20,546,678,500	
その他行政コスト累計額(注)			
減価償却相当累計額（△）	△20,667,034,498		
減損損失相当累計額（△）	△2,309,520		
除売却差額相当累計額（△）	△5,387,085,158	△26,056,429,176	
資本剰余金合計			△5,509,750,676
Ⅲ　利益剰余金			
前中長期目標期間繰越積立金(注)		2,029,074	
積立金		750,824,526	
当期未処分利益		80,555,474	
（うち当期総利益	80,555,474）		
利益剰余金合計			833,409,074
純資産合計			32,316,915,262
負債純資産合計			44,702,437,627

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
研究業務費			
人件費	3,719,620,525		
外部委託費	4,699,102,447		
賃借料	221,863,429		
減価償却費	395,980,067		
保守・修繕費	481,706,903		
水道光熱費	251,017,121		
旅費交通費	222,966,683		
消耗品費	417,605,927		
賞与引当金繰入	279,999,871		
退職給付費用	183,223,638		
その他研究業務費	221,750,354	11,094,836,965	
一般管理費			
人件費	1,202,544,375		
外部委託費	135,220,847		
賃借料	45,935,756		
減価償却費	24,318,597		
保守・修繕費	22,811,524		
水道光熱費	38,261,117		
旅費交通費	14,825,252		
消耗品費	44,359,485		
賞与引当金繰入	98,892,836		
退職給付費用	73,916,168		
その他一般管理費	47,765,451	1,748,851,408	
雑損			
その他雑損	86,360,860	86,360,860	
経常費用合計			12,930,049,233
経常収益			
運営費交付金収益(注)		10,959,228,530	
事業収益			
知的所有権収入	15,097,715		
技術指導等収入	5,850,940		
その他事業収入	4,259,527	25,208,182	
受託収入			
政府等受託収入	64,266,106		
その他受託収入	416,926,696	481,192,802	
施設費収益(注)		421,618,246	
寄附金収益(注)		5,000	

資産見返負債戻入(注)			
資産見返運営費交付金戻入	383,421,400		
資産見返補助金等戻入	7,758,343		
資産見返物品受贈額戻入	342,562		
資産見返寄附金戻入	9,579,702	401,102,007	
賞与引当金見返に係る収益(注)		378,892,707	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		257,139,806	
雑益			
財産賃貸収入	60,321,783		
物品受贈益	799,040		
その他雑益	55,017,681	116,138,504	
経常収益合計			13,040,525,784
経常利益			110,476,551
臨時損失			
固定資産除却損		13,544	
国庫納付金		31,769,904	
臨時損失合計			31,783,448
臨時利益			
固定資産売却益		747,750	
資産見返負債戻入(注)			
資産見返運営費交付金戻入	34		
資産見返物品受贈額戻入	18		
資産見返寄附金戻入	1	53	
臨時利益合計			747,803
当期純利益			79,440,906
前中長期目標期間繰越積立金取崩額(注)			1,114,568
当期総利益			80,555,474

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

利益の処分に関する書類

（令和８年６月29日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		80,555,474
当期総利益	80,555,474	
Ⅱ　利益処分額		80,555,474
積立金	80,555,474	

国立研究開発法人建築研究所令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを掲載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当研究所のホームページ（https://www.kenken.go.jp）又は、事務所にて閲覧下さい。

令和８年８月３日

茨城県つくば市立原１番地
国立研究開発法人建築研究所
理事長　福山　　洋

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		3,081,556,133	
研究業務未収金		59,165,741	
未収金		636,408	
前渡金		1,852,735	
前払費用		126,981	
立替金		141,702	
賞与引当金見返(注)		85,160,158	
その他			
流動資産合計			3,228,639,858
Ⅱ　固定資産			
１　有形固定資産			
建物	11,386,095,854		
減価償却累計額	△ 8,735,729,909		
減損損失累計額	△ 13,567,588	2,636,798,357	
構築物	1,638,753,569		
減価償却累計額	△ 1,413,195,619		
減損損失累計額	△ 127,824	225,430,126	
機械及び装置	8,699,268,670		
減価償却累計額	△ 4,534,678,603		
減損損失累計額	△ 9,622,476	4,154,967,591	
車両運搬具	27,649,748		
減価償却累計額	△ 25,845,054	1,804,694	
工具器具備品	1,074,084,531		
減価償却累計額	△ 839,587,231	234,497,300	
土地		7,008,802,000	
建設仮勘定		13,530,000	
有形固定資産合計		14,275,830,068	

2　無形固定資産			
特許権		2,370,806	
ソフトウェア		17,320,422	
無形固定資産合計		19,691,228	
3　投資その他の資産			
退職給付引当金見返(注)		633,129,290	
預託金		30,160	
投資その他の資産合計		633,159,450	
固定資産合計			14,928,680,746
資産合計			18,157,320,604
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		290,655,045	
預り寄附金(注)		5,704,480	
預り補助金(注)		284,152,683	
研究業務未払金		299,514,132	
未払金		121,011,596	
未払費用		42,737,840	
未払消費税等		8,628,700	
前受金		2,087,886	
契約負債		3,564,798	
預り金		27,093,465	
引当金			
賞与引当金	85,160,158	85,160,158	
流動負債合計			1,170,310,783
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	115,350,030		
資産見返補助金等	41,788,420		
資産見返寄附金	5,324,651		
資産見返物品受贈額	82		
建設仮勘定見返施設費	13,530,000	175,993,183	
引当金			
退職給付引当金	633,129,290	633,129,290	
長期未払金		128,186,312	
固定負債合計			937,308,785
負債合計			2,107,619,568
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		22,384,390,292	
資本金合計			22,384,390,292
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		9,985,750,577	
その他行政コスト累計額(注)			
減価償却相当累計額		△14,141,954,397	
減損損失相当累計額		△31,389,051	
除売却差額相当累計額		△2,274,487,806	
資本剰余金合計			△6,462,080,677
Ⅲ　利益剰余金			
積立金		9,037,720	
当期未処分利益		118,353,701	
（うち当期総利益	118,353,701）		
利益剰余金合計			127,391,421
純資産合計			16,049,701,036
負債純資産合計			18,157,320,604

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用		
研究業務費		
人件費	858,293,015	
業務委託費	239,726,808	
減価償却費	39,929,208	
保守・修繕費	65,127,902	
水道光熱費	85,632,836	
旅費交通費	29,022,725	
消耗品費	61,939,397	
賞与引当金繰入	60,577,665	
退職給付費用	6,498,142	
その他の研究業務費	69,982,456	1,516,730,154

一般管理費			
人件費	312,463,116		
業務委託費	43,959,718		
賃借料	4,240,227		
減価償却費	65,786,007		
保守・修繕費	123,982,982		
水道光熱費	48,151,163		
旅費交通費	4,605,537		
消耗品費	12,357,476		
賞与引当金繰入	24,582,493		
退職給付費用	△ 968,496		
その他の一般管理費	36,389,238	675,549,461	
財務費用			
支払利息	1,407,337	1,407,337	
雑損		578,920	
経常費用合計			2,194,265,872
経常収益			
運営費交付金収益㈱		1,907,903,537	
業務収益			
知的所有権収入	726,000		
技術指導等収入	22,180,832		
その他業務収入	12,102,114	35,008,946	
受託収入			
政府受託研究収入			
その他受託研究収入	96,444,191	96,444,191	
施設費収益㈱		45,785,274	
補助金等収益㈱		60,362,631	
寄附金収益㈱		2,208,799	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金戻入	35,872,075		
資産見返補助金等戻入	9,369,022		
資産見返寄附金戻入	2,292,689	47,533,786	
賞与引当金見返に係る収益㈱		85,160,158	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		5,529,646	
雑益			
財産賃貸収入	17,296,535		
物品受贈益	7,225,902		
その他の雑益	2,160,168	26,682,605	
経常収益合計			2,312,619,573
経常利益			118,353,701
臨時損失			
固定資産除却損	229,582		
			229,582
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入㈱	6		
資産見返寄附金戻入㈱	229,573		
資産見返物品受贈額戻入㈱	3		
			229,582
当期純利益			118,353,701
当期総利益			118,353,701

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

（令和８年６月29日）

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		118,353,701
	当期総利益	118,353,701	
Ⅱ	利益処分額		118,353,701
	積立金	118,353,701	

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和７年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和７年度財務諸表について次のとおり公告します。主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細については当機構のホームページ（http://www.naro.go.jp/）または事務所にて閲覧下さい。

令和８年８月３日

茨城県つくば市観音台３－１－１
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事長　千葉　一裕

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	35,201,869,177	
有価証券	7,068,927,342	
棚卸資産	82,197,985	
前渡金	138,790,976	
前払費用	256,168,748	

未収収益		23,410,821	
賞与引当金見返(注)		2,787,957,113	
未収金	4,118,133,124		
貸倒引当金	47,426,461	4,070,706,663	
その他流動資産		11,057,474	
流動資産合計			**49,641,086,299**
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	134,346,674,059		
減価償却累計額	80,996,424,058		
減損損失累計額	787,749,641	52,562,500,360	
構築物	22,544,171,302		
減価償却累計額	17,428,912,944		
減損損失累計額	82,565,967	5,032,692,391	
機械装置	7,750,130,016		
減価償却累計額	6,072,765,234	1,677,364,782	
車両運搬具	1,098,075,698		
減価償却累計額	715,806,083	382,269,615	
工具器具備品	35,102,081,419		
減価償却累計額	27,774,070,527	7,328,010,892	
土地	213,818,765,643		
減損損失累計額	3,881,454,621	209,937,311,022	
建設仮勘定		2,025,311,968	
その他の有形固定資産		1,704,641,817	
有形固定資産合計		**280,650,102,847**	
2　無形固定資産			
工業所有権		643,153,640	
ソフトウェア		666,574,322	
電話加入権		922,500	
工業所有権仮勘定		492,425,532	
無形固定資産合計		**1,803,075,994**	
3　投資その他の資産			
投資有価証券		75,000	
関係会社株式		20,308,657	
敷金・保証金		86,373,584	
長期前払費用		98,783,050	
退職給付引当金見返(注)		28,378,081,993	
長期未収金	789,207,374		
貸倒引当金	627,979,536	161,227,838	
破産更生債権等	112,262,866		
貸倒引当金	112,262,866	0	
預託金		1,189,027,720	
その他の資産		2,000	
投資その他の資産合計		**29,933,879,842**	
固定資産合計			**312,387,058,683**
資産合計			**362,028,144,982**
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
預り補助金等(注)		2,758,613,244	
預り寄附金(注)		4,754,757	
未払金		11,567,923,511	
未払費用		281,717,665	
未払法人税等		83,754,000	
未払消費税等		190,266	
リース債務		159,108,126	
契約負債		345,781,956	
前受金		27,821,281	
預り金		1,348,048,531	
賞与引当金		2,788,714,223	
流動負債合計			**19,366,427,560**
Ⅱ　固定負債			
リース債務		483,667,034	
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金(注)	17,017,680,411		
資産見返補助金等(注)	314,094,634		
資産見返寄附金(注)	679,214,231		

資産見返物品受贈額(注)	1,599			
建設仮勘定見返運営費交付金(注)	575,685,866			
建設仮勘定見返施設費(注)	47,862,980			
建設仮勘定見返補助金等(注)	9,075,000			
建設仮勘定見返寄附金(注)	84,337			
工業所有権仮勘定見返運営費交付金(注)	473,171,779			
工業所有権仮勘定見返補助金等(注)	19,253,753	19,136,124,590		
長期預り補助金等(注)		201,610,135		
退職給付引当金		28,378,081,993		
固定負債合計			48,199,483,752	
負債合計				67,565,911,312
純資産の部				
Ⅰ　資本金				
政府出資金		334,283,818,838		
地方公共団体出資金		3,685,929		
その他出資金		3,083,869,197		
資本金合計			337,371,373,964	
Ⅱ　資本剰余金				
資本剰余金		49,703,909,852		
その他行政コスト累計額(注)				
減価償却相当累計額（△）(注)	△ 90,039,023,042			
減損損失相当累計額（△）(注)	△ 4,692,086,983			
除売却差額相当累計額（△）(注)	△ 21,742,660,811	△ 116,473,770,836		
資本剰余金合計			△ 66,769,860,984	
Ⅲ　利益剰余金			23,850,268,553	
Ⅳ　評価・換算差額等				
関係会社株式評価差額金	10,452,137			
評価・換算差額等合計		10,452,137		
純資産合計				294,462,233,670
負債純資産合計				362,028,144,982

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
農業技術研究業務費	48,682,790,447	
種苗管理業務費	2,882,984,750	
農業機械化促進研究業務費	1,574,899,651	
検査鑑定業務費	102,154,931	
基礎的研究業務費	8,581,193,994	
特定公募型研究開発業務費	1,399,576,515	
特例業務費	5,170,260	
一般管理費	12,211,399,154	
財務費用	80,900,553	
臨時損失	247,115,601	
法人税、住民税及び事業税	83,754,000	
損益計算書上の費用合計		75,851,939,856
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額(注)	3,056,203,390	
減損損失相当額(注)	139,035,685	
除売却差額相当額(注)	135,691,342	
その他行政コスト合計		3,330,930,417
Ⅲ　行政コスト		79,182,870,273

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用		
農業技術研究業務費		
人件費	25,423,094,272	
賞与引当金繰入	2,075,430,122	

外部委託費	2,605,958,374	
消耗品費	4,278,822,635	
支払リース料・賃借料	188,802,704	
減価償却費	3,220,535,830	
保守・修繕費	3,984,719,029	
水道光熱費	2,258,643,310	
旅費交通費	976,714,090	
図書印刷費	321,499,749	
雑費	3,348,570,332	48,682,790,447
種苗管理業務費		
人件費	1,845,596,009	
賞与引当金繰入	154,985,991	
外部委託費	1,418,350	
消耗品費	217,821,975	
支払リース料・賃借料	10,988,521	
減価償却費	108,049,871	
保守・修繕費	230,891,485	
水道光熱費	212,964,320	
旅費交通費	13,496,005	
図書印刷費	509,594	
雑費	86,262,629	2,882,984,750
農業機械化促進研究業務費		
人件費	739,575,172	
賞与引当金繰入	55,443,947	
外部委託費	88,245,926	
消耗品費	156,037,417	
支払リース料・賃借料	2,703,240	
減価償却費	149,363,454	
保守・修繕費	112,824,306	
水道光熱費	27,194,786	
旅費交通費	44,785,509	
試作機器	27,218,752	
図書印刷費	9,032,071	
雑費	162,475,071	1,574,899,651
検査鑑定業務費		
人件費	92,263,013	
賞与引当金繰入	7,838,182	
保守・修繕費	319,000	
旅費交通費	1,600,194	
図書印刷費	82,500	
雑費	52,042	102,154,931
基礎的研究業務費		
人件費	638,987,463	
賞与引当金繰入	25,136,696	
外部委託費	7,382,697,832	
消耗品費	29,106,278	
支払リース料・賃借料	56,655,417	
減価償却費	22,442,623	
保守・修繕費	26,874,476	
水道光熱費	1,344,812	
旅費交通費	27,987,847	
図書印刷費	2,195,841	
貸倒引当金繰入	24,388,271	
貸倒損失	4,830,659	
雑費	338,545,779	8,581,193,994
特定公募型研究開発業務費		
人件費	38,217,143	
賞与引当金繰入	2,076,005	
外部委託費	1,335,311,129	
消耗品費	1,034,336	
支払リース料・賃借料	763,405	
旅費交通費	2,827,710	
図書印刷費	91,312	
雑費	19,255,475	1,399,576,515
特例業務費		
人件費	4,659,811	
賞与引当金繰入	459,149	
雑費	51,300	5,170,260
一般管理費		
人件費	6,036,505,642	
賞与引当金繰入	467,344,131	
退職給付引当金繰入	2,958,760,157	
消耗品費	250,046,671	
支払リース料・賃借料	263,157,749	
減価償却費	345,164,722	
保守・修繕費	1,074,606,109	
水道光熱費	128,486,527	
旅費交通費	39,996,959	
図書印刷費	11,157,048	
雑費	636,173,439	12,211,399,154

財務費用			
支払利息	6,514,373		
有価証券評価損	74,242,700		
関係会社株式評価損	143,480	80,900,553	
経常費用合計			**75,521,070,255**
経常収益			
運営費交付金収益㈱		78,874,308,680	
事業収益		795,943,772	
受託収入			
政府等受託収入	1,475,093,731		
その他受託収入	2,770,630,335	4,245,724,066	
施設費収益㈱		167,583	
補助金等収益㈱		1,770,091,468	
寄附金収益㈱		2,336,900	
資産見返負債戻入㈱		3,167,101,631	
貸倒引当金戻入		50,613,140	
賞与引当金見返に係る収益㈱		2,787,957,113	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		2,958,760,157	
財務収益			
受取利息	30,640,031		
有価証券利息	91,833,946	122,473,977	
物品受贈益	62,539,440		
雑益	662,217,064		
経常収益合計			**95,500,234,991**
経常利益			19,979,164,736
臨時損失			
固定資産除却損	202,343,992		
減損損失	32,974,290		
その他臨時損失	11,797,319		
臨時損失合計			**247,115,601**
臨時利益			
固定資産売却益	23,409,034		
資産見返負債戻入㈱	154,696,336		
その他臨時利益	3,063,138		
臨時利益合計			**181,168,508**
税引前当期純利益			**19,913,217,643**
法人税、住民税及び事業税			**83,754,000**
当期純利益			**19,829,463,643**
前中長期目標期間繰越積立金取崩額㈱			**436,834,858**
当期総利益			**20,266,298,501**

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

法　人　単　位　純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

	Ⅰ　資本金				Ⅱ　資本剰余金				
	政府出資金	地方公共団体出資金	その他出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額			資本剰余金合計
						減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	
当期首残高	334,476,060,891	3,715,425	3,188,276,177	337,668,052,493	45,539,487,028	△ 87,960,733,230	△ 4,570,002,189	△ 20,612,105,000	△ 67,603,353,391
当期変動額									
Ⅰ資本金の当期変動額									
不要財産に係る国庫納付等による減資	△ 192,242,053	△ 29,496	△ 104,406,980	△ 296,678,529					
Ⅱ資本剰余金の当期変動額									
固定資産の取得					4,163,104,926				4,163,104,926
固定資産の除売却						977,913,578	16,950,891	△ 1,130,555,811	△ 135,691,342
減価償却						△ 3,056,203,390			△ 3,056,203,390
固定資産の減損							△ 139,035,685		△ 139,035,685

不要財産に係る国庫納付等					809,688				809,688
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）					508,210				508,210
Ⅲ利益剰余金の当期変動額									
Ⅳ評価・換算差額等の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	△ 192,242,053	△ 29,496	△ 104,406,980	△ 296,678,529	4,164,422,824	△ 2,078,289,812	△ 122,084,794	△ 1,130,555,811	833,492,407
当期末残高	334,283,818,838	3,685,929	3,083,869,197	337,371,373,964	49,703,909,852	△ 90,039,023,042	△ 4,692,086,983	△ 21,742,660,811	△ 66,769,860,984

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金	Ⅳ　評価・換算差額等		純資産合計
	関係会社株式評価差額金	評価・換算差額等合計	
4,020,804,910	62,256,715	62,256,715	274,147,760,727
			△ 296,678,529
			4,163,104,926
			△ 135,691,342
			△ 3,056,203,390
			△ 139,035,685
			809,688
			508,210
19,829,463,643			19,829,463,643
	△ 51,804,578	△ 51,804,578	△ 51,804,578
19,829,463,643	△ 51,804,578	△ 51,804,578	20,314,472,943
23,850,268,553	10,452,137	10,452,137	294,462,233,670

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 26,976,668,265
	特例業務支出	△ 210,589
	人件費支出	△ 40,398,961,811
	その他の業務支出	△ 2,096,098,971
	運営費交付金収入	68,696,875,000
	補助金等収入	320,594,324
	受託収入	4,534,837,581
	手数料収入	352,735,147
	寄附金収入	4,654,050
	その他の事業収入	1,040,557,658
	小計	5,478,314,124
	利息の受取額	121,948,749
	利息の支払額	△ 6,514,373
	法人税等の支払額	△ 81,164,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	5,512,584,500
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金の預入による支出	△ 2,280,000,000
	定期預金の払戻による収入	2,280,000,000
	有価証券の償還による収入	300,000,000
	有形固定資産の取得による支出	△ 10,313,352,129
	有形固定資産の売却による収入	23,940,875
	無形固定資産の取得による支出	△ 612,497,115
	関係会社株式の取得による支出	△ 5,000,000
	施設費による収入	1,279,934,760
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,326,973,609
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 295,868,841
	リース債務返済による支出	△ 109,180,891
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 405,049,732
Ⅳ	資金減少額	△ 4,219,438,841
Ⅴ	資金期首残高	39,421,308,018
Ⅵ	資金期末残高	35,201,869,177

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	２～22年
車両運搬具	２～７年
工具器具備品	２～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工業所有権	４～15年

また、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

農業技術研究業務勘定、農業機械化促進業務勘定、基礎的研究業務勘定では、役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

特定公募型研究開発業務勘定では、役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、補助金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

民間研究特例業務勘定では、役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

⑵　退職給付引当金

農業技術研究業務勘定、農業機械化促進業務勘定、基礎的研究業務勘定では、役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金の支給見込額（簡便法による期末自己都合要支給額）に基づき計上しております。なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

特定公募型研究開発業務勘定、民間研究特例業務勘定では、国等からの出向者である役職員であり、退職手当も支給しないこととされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

⑶　貸倒引当金

基礎的研究業務勘定、民間研究特例業務勘定では、債権の貸倒れによる損失に備えるため、未収金、長期未収金及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　売買目的有価証券

時価法を採用しております。

⑵　満期保有目的の債券

取得差額がないものは原価法、取得差額があるものは償却原価法（定額法）を採用しております。

⑶　関係会社株式

出資先持分額による評価（移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理）を採用しております。

⑷　その他有価証券

市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法を採用しております。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　製品

市場価格等を基に算定した価格による評価を採用しております。

⑵　消耗品及びその他の貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

６．収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究に係る収益

農業技術研究業務勘定、農業機械化促進業務勘定における受託研究に係る収益は、主に国又は独立行政法人から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

⑵　生産物売払いに係る収益

農業技術研究業務勘定における生産物売払いに係る収益は、農産物等の売払いに伴う収益であり、顧客との契約に基づいて農産物等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、農産物等を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑶　安全性検査事業に係る収益

農業機械化促進業務勘定における安全性検査事業に係る収益は、農機具の安全性検査に係る収益であり、顧客との契約に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しております。

注記事項

１．貸借対照表関係

⑴　その他行政コスト累計額に係る注記

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△101,294,384,441円

⑵　減損会計に係る注記

①　当事業年度において減損を認識した固定資産は以下のとおりです。

ア　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

区分	管理部等	資産名称	用途	場所	種類	帳簿価額
A	観音台第２管理部	常陸大宮研究拠点	研究業務用	茨城県常陸大宮市	土地	366,370,000円
					建物	29,028,591円
					構築物	65,294,505円
B	北海道管理部	美唄試験地	研究業務用	北海道美唄市	土地	55,949,000円
					建物	17,705,400円
					構築物	713,661円
C	藤本・大わし管理部	天敵飼育実験棟	研究業務用	茨城県つくば市	建物	4,703,273円
C	北海道管理部	サンプル冷蔵室	研究業務用	北海道札幌市	建物	1,153,304円
C	北海道管理部	イネ科牧草隔離温室	研究業務用	北海道札幌市	建物	3,373,355円
C	九州沖縄管理部	第２便所	研究業務用	長崎県南島原市	建物	17,800円
C	九州沖縄管理部	第１温室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	877,649円
C	九州沖縄管理部	第２ガラス室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	685,581円
C	九州沖縄管理部	土壌置場	研究業務用	長崎県南島原市	建物	65,070円
C	九州沖縄管理部	第２温室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	803,565円
C	九州沖縄管理部	第３温室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	789,864円
C	九州沖縄管理部	第４温室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	715,560円
C	九州沖縄管理部	第３ガラス室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	674,670円
C	九州沖縄管理部	降雨遮断ガラス室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	1,680,970円
					構築物	1円
C	九州沖縄管理部	ガラス室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	1,165,388円
C	九州沖縄管理部	鉄骨ビニールハウスほか	研究業務用	長崎県南島原市	構築物	122,503円
C	九州沖縄管理部	温室⑶	研究業務用	宮崎県都城市	建物	3,275,264円
					構築物	1円

イ　減損の認識に至った経緯

区分Ａ資産は、依頼照射業務及び法令上の放射線照射業務施設の廃止手続きが終了し、令和７年10月をもって事業場を廃止したため、減損を認識しております。

区分Ｂ資産は、寒地における湿地利用等の研究に使用していましたが、対象研究完了後は使用実績がなく、今後の利用予定もないことから使用しないと決定したため、減損を認識しております。

区分Ｃ資産は、他の施設への集約化及び施設の老朽化に伴い使用しないと決定したため、減損を認識しております。

ウ　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

区分	管理部等	資産名称	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
A	観音台第２管理部	常陸大宮研究拠点	建物	18,320,481円	10,708,110円
			構築物	10,700,415円	54,594,090円
B	北海道管理部	美唄試験地	土地	0円	39,164,000円
			建物	1円	17,705,399円
			構築物	613,800円	99,861円
C	藤本・大わし管理部	天敵飼育実験棟	建物	1,807,123円	2,896,150円
C	北海道管理部	サンプル冷蔵室	建物	957,212円	196,092円
C	北海道管理部	イネ科牧草隔離温室	建物	0円	3,373,355円
C	九州沖縄管理部	第２便所	建物	0円	17,800円
C	九州沖縄管理部	第１温室	建物	0円	877,649円
C	九州沖縄管理部	第２ガラス室	建物	0円	685,581円
C	九州沖縄管理部	土壌置場	建物	0円	65,070円
C	九州沖縄管理部	第２温室	建物	0円	803,565円
C	九州沖縄管理部	第３温室	建物	0円	789,864円
C	九州沖縄管理部	第４温室	建物	0円	715,560円
C	九州沖縄管理部	第３ガラス室	建物	0円	674,670円
C	九州沖縄管理部	降雨遮断ガラス室	建物	0円	1,680,970円
			構築物	0円	1円
C	九州沖縄管理部	ガラス室	建物	0円	1,165,388円
C	九州沖縄管理部	鉄骨ビニールハウスほか	構築物	0円	122,503円
C	九州沖縄管理部	温室(3)	建物	575,258円	2,700,006円
			構築物	0円	1円

エ　回収可能サービス価額の算出方法

区分Ａ資産の土地については、正味売却価額により測定しており、当該正味売却価額は不動産鑑定評価額を使用しております。回収可能サービス価額が帳簿価額を下回ると認められないため、減損損失額は計上しておりません。

建物及び構築物については、老朽化により売却見込みがないことから使用価値相当額により測定しており、当該資産の使用が想定されていないことから０円として算出しております。

区分Ｂ資産の土地については、正味売却価額により測定しており、当該正味売却価額は不動産鑑定評価額を使用しております。帳簿価額が回収可能サービス価額を上回るため、回収可能サービス価額まで減損しております。

建物及び構築物については、老朽化により売却見込みがないことから使用価値相当額により測定しており、当該資産の使用が想定されていないことから０円として算出しております。

区分Ｃ資産は、老朽化により売却見込みがないことから使用価値相当額により測定しており、当該資産の使用が想定されていないことから、回収可能サービス価額を０円として算出しております。

②　当事業年度において減損の兆候が認められた固定資産は以下のとおりです。

ア　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所等の概要

区分	管理部等	資産名称	用途	場所	種類	使用しなくなる日
A	東北管理部	家畜排泄物処理施設	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	―
B	観音台第１管理部	根圏環境動態解析実験棟	研究業務用	茨城県つくば市	建物	令和９年度以降
					構築物	
B	観音台第１管理部	第１共同実験棟	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
					構築物	
B	観音台第１管理部	昆虫飼育室	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
					構築物	
B	観音台第１管理部	世代促進用温室	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
					構築物	
B	観音台第１管理部	第２共同実験棟	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
					構築物	
B	観音台第１管理部	暖房機械室	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
					構築物	
B	観音台第１管理部	渡り廊下　№49	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降

B	観音台第１管理部	第１車庫	研究業務用	新潟県上越市	建物 構築物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	渡り廊下　No.59	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	業務センター	研究業務用	新潟県上越市	建物 構築物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	渡り廊下　No.62	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	交配ガラス室	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	大麦乾燥施設	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	育種温室	研究業務用	新潟県上越市	建物 構築物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	廃水処理室	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	渡り廊下　No.84	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	育種工学実験棟	研究業務用	新潟県上越市	建物 構築物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	渡り廊下　No.93	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	資材格納庫	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
B	観音台第１管理部	プレハブ倉庫	研究業務用	新潟県上越市	建物	令和９年度以降
B	北海道管理部	総合畜舎	研究業務用	北海道河西郡芽室町	建物 構築物	令和９年度以降
B	北海道管理部	庁舎実験室	研究業務用	北海道河西郡芽室町	建物 構築物	令和９年度以降
B	北海道管理部	業務室	研究業務用	北海道河西郡芽室町	建物	令和９年度以降
B	北海道管理部	畑作物分析材料調整室	研究業務用	北海道河西郡芽室町	建物	令和９年度以降
B	北海道管理部	図書室	研究業務用	北海道河西郡芽室町	建物 構築物	令和９年度以降
B	北海道管理部	環境総合実験棟	研究業務用	北海道河西郡芽室町	建物 構築物	令和９年度以降
B	北海道管理部	図書室付属渡廊下	研究業務用	北海道河西郡芽室町	建物	令和９年度以降
B	東北管理部	共同実験室	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	令和９年度以降
B	東北管理部	ボイラー室	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	令和９年度以降
B	東北管理部	研究Ｂ棟（総合研究棟）	研究業務用	岩手県盛岡市	建物 構築物	令和９年度以降
B	東北管理部	ボンベ庫	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	令和９年度以降
B	東北管理部	汽罐室	研究業務用	岩手県盛岡市	建物 構築物	令和９年度以降
B	東北管理部	研究Ａ棟（共同研究棟）	研究業務用	岩手県盛岡市	建物 構築物	令和９年度以降
B	東北管理部	機械室	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	令和９年度以降
B	東北管理部	ボンベ室	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	令和９年度以降
B	東北管理部	薬品庫	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	令和９年度以降
B	東北管理部	業務科職員室	研究業務用	岩手県盛岡市	建物 構築物	令和９年度以降
B	東北管理部	受水槽室	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	令和９年度以降
B	九州沖縄管理部	研究本館	研究業務用	福岡県筑後市	建物	令和９年度以降
B	九州沖縄管理部	ポンプ室(2)	研究業務用	福岡県筑後市	建物	令和９年度以降
B	九州沖縄管理部	第１調査室	研究業務用	福岡県筑後市	建物 構築物	令和９年度以降

C	藤本・大わし管理部	八岳農場	研究業務用	長野県茅野市	建物	令和８年度以降
					構築物	
D	北海道管理部	牧草調査室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和８年度以降
D	北海道管理部	草類総合農機具庫	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和８年度以降
D	北海道管理部	イネ科牧草隔離温室附属機械室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和８年度以降
D	北海道管理部	草類総合作業室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和８年度以降
D	北海道管理部	マメ科牧草交配温室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和８年度以降
D	北海道管理部	草地硝子網室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和８年度以降
E	観音台第３管理部	第２感染動物舎	研究業務用	茨城県つくば市	建物	—
E	観音台第３管理部	アイソトープガラス室	研究業務用	茨城県つくば市	建物	—
E	観音台第３管理部	第１隔離実験動物舎	研究業務用	茨城県つくば市	建物	—
E	観音台第３管理部	動物検疫舎	研究業務用	茨城県つくば市	建物	—
E	藤本・大わし管理部	温室	研究業務用	茨城県かすみがうら市	建物	—
E	藤本・大わし管理部	組織培養実験室	研究業務用	静岡県静岡市	建物	—
E	北海道管理部	寒地農業生物機能開発センター	研究業務用	北海道札幌市	建物	—
					構築物	—
E	東北管理部	試料調整調査室	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	—
E	東北管理部	生育調節調査室（種子貯蔵庫）	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	—
E	九州沖縄管理部	カンキツ品種機能開発実験棟	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—
E	九州沖縄管理部	調査室(5)	研究業務用	熊本県合志市	建物	—
E	九州沖縄管理部	組換植物隔離温室	研究業務用	熊本県合志市	建物	—
					構築物	

イ　兆候の概要

区分Ａ資産は、畜産研究に使用していましたが、対象研究の完了に伴い、減損の兆候が認められました。研究施設としての機能は引き続き有しており、今後の使用も認められるものです。

区分Ｂ資産は、令和７年度補正予算による建替工事の実施に伴い解体撤去を予定しており、使用しなくなる日以降に処分することとしております。

区分Ｃ資産は、栽培試験等に使用していましたが、他農場等への移転を順次進め、令和８年度をもって栽培試験の終了及び事業場を廃止とするため、使用しなくなる日以降に処分することとしております。

区分Ｄ資産は、研究業務の集約化及び施設の老朽化により廃止決定を行い、使用しなくなる日以降に処分することとしております。

区分Ｅ資産は、研究業務用として使用しておりますが、当初の予定と比較して稼働率が著しく低下した状態が続いております。

ウ　減損の認識に至らない根拠

区分Ａ、Ｅ資産は、今後の利用計画により、将来の使用稼働が見込まれております。

区分Ｂ～Ｄ資産は、当事業年度期末時点で使用しております。

エ　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

区分	管理部等	資産名称	種類	帳簿価額	回収可能サービス価額（見込額）	減損額（見込額）
B	観音台第１管理部	根圏環境動態解析実験棟	建物	51,495,455円	0円	51,495,455円
			構築物	9円	0円	9円
B	観音台第１管理部	第１共同実験棟	建物	17,731,395円	0円	17,731,395円
			構築物	1,627,796円	0円	1,627,796円
B	観音台第１管理部	昆虫飼育室	建物	1,573,208円	0円	1,573,208円
			構築物	1,103,010円	0円	1,103,010円
B	観音台第１管理部	世代促進用温室	建物	351,800円	0円	351,800円
			構築物	3円	0円	3円
B	観音台第１管理部	第２共同実験棟	建物	16,585,703円	0円	16,585,703円
			構築物	8,889円	0円	8,889円
B	観音台第１管理部	暖房機械室	建物	205,779円	0円	205,779円
			構築物	1円	0円	1円
B	観音台第１管理部	渡り廊下No.49	建物	2,034,453円	0円	2,034,453円
B	観音台第１管理部	第１車庫	建物	11円	0円	11円
			構築物	3円	0円	3円

B	観音台第１管理部	渡り廊下No.59	建物	81,280円	0円	81,280円
B	観音台第１管理部	業務センター	建物	14,901,858円	0円	14,901,858円
			構築物	6円	0円	6円
B	観音台第１管理部	渡り廊下No.62	建物	179,296円	0円	179,296円
B	観音台第１管理部	交配ガラス室	建物	893,075円	0円	893,075円
B	観音台第１管理部	大麦乾燥施設	建物	1,096,193円	0円	1,096,193円
B	観音台第１管理部	育種温室	建物	740,956円	0円	740,956円
			構築物	1円	0円	1円
B	観音台第１管理部	廃水処理室	建物	195,885円	0円	195,885円
B	観音台第１管理部	渡り廊下No.84	建物	260,571円	0円	260,571円
B	観音台第１管理部	育種工学実験棟	建物	9,211,015円	0円	9,211,015円
			構築物	3円	0円	3円
B	観音台第１管理部	渡り廊下No.93	建物	1,616,796円	0円	1,616,796円
B	観音台第１管理部	資材格納庫	建物	1円	0円	1円
B	観音台第１管理部	プレハブ倉庫	建物	1円	0円	1円
B	北海道管理部	総合畜舎	建物	40,608,598円	0円	40,608,598円
			構築物	6,423,839円	0円	6,423,839円
B	北海道管理部	庁舎実験室	建物	51,345,050円	0円	51,345,050円
			構築物	3円	0円	3円
B	北海道管理部	業務室	建物	5,049,270円	0円	5,049,270円
B	北海道管理部	畑作物分析材料調整室	建物	752,455円	0円	752,455円
B	北海道管理部	図書室	建物	5,150,695円	0円	5,150,695円
			構築物	1円	0円	1円
B	北海道管理部	環境総合実験棟	建物	20,883,841円	0円	20,883,841円
			構築物	4円	0円	4円
B	北海道管理部	図書室付属渡廊下	建物	339,370円	0円	339,370円
B	東北管理部	共同実験室	建物	24,029,376円	0円	24,029,376円
B	東北管理部	ボイラー室	建物	100,499円	0円	100,499円
B	東北管理部	研究Ｂ棟（総合研究棟）	建物	44,372,528円	0円	44,372,528円
			構築物	3円	0円	3円
B	東北管理部	ボンベ庫	建物	11,566円	0円	11,566円
B	東北管理部	汽罐室	建物	6円	0円	6円
			構築物	2円	0円	2円
B	東北管理部	研究Ａ棟（共同実験棟）	建物	156,014,383円	0円	156,014,383円
			構築物	10円	0円	10円
B	東北管理部	機械室	建物	4,625,022円	0円	4,625,022円
B	東北管理部	ボンベ室	建物	1円	0円	1円
B	東北管理部	薬品庫	建物	1円	0円	1円
B	東北管理部	業務科職員室	建物	21,379,080円	0円	21,379,080円
			構築物	4,123円	0円	4,123円
B	東北管理部	受水槽室	建物	1,476,455円	0円	1,476,455円
B	九州沖縄管理部	研究本館	建物	74,747,543円	0円	74,747,543円
B	九州沖縄管理部	ポンプ室(2)	建物	148,070円	0円	148,070円
B	九州沖縄管理部	第１調査室	建物	25,906,416円	0円	25,906,416円
			構築物	1円	0円	1円
C	藤本・大わし管理部	八岳農場	建物	33,312,446円	0円	33,312,446円
			構築物	2,379,167円	0円	2,379,167円
D	北海道管理部	牧草調査室	建物	483,433円	0円	483,433円
D	北海道管理部	草類総合農機具庫	建物	371,629円	0円	371,629円
D	北海道管理部	イネ科牧草隔離温室附属機械室	建物	1,450,471円	0円	1,450,471円

D	北海道管理部	草類総合作業室	建物	468,283円	0円	468,283円
D	北海道管理部	マメ科牧草交配温室	建物	2,592,727円	0円	2,592,727円
D	北海道管理部	草地硝子網室	建物	4,843,740円	0円	4,843,740円

⑶　不要財産に係る国庫納付等に係る注記

①	資産の種類		土地
②	資産名称		土地
③	帳簿価額	⑴取得価額	1,581,129円
		⑵減価償却	0円
		⑶帳簿価額	1,581,129円
④	不要財産となった理由		九州沖縄農業研究センターにおける道路整備用地の土地譲渡依頼のため。
⑤	国庫納付等の方法		現金による納付
⑥	譲渡収入の額		771,441円
⑦	控除費用		0円
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	771,441円
		納付年月日	令和８年３月27日
		⑵地方公共団体への払戻額	0円
		納付年月日	
		⑶その他民間等への払戻額	0円
		納付年月日	
⑨	減資額		1,581,129円
⑩	備考		

①	資産の種類		現金及び預金
②	資産名称		現金及び預金
③	帳簿価額	⑴取得価額	295,097,400円
		⑵減価償却	0円
		⑶帳簿価額	295,097,400円
④	不要財産となった理由		令和７事業年度に満期を迎えた有価証券について、再運用しなくても本業務に必要な経費を賄うことが可能であることから、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がない財産と認められたため。
⑤	国庫納付等の方法		現金による納付
⑥	譲渡収入の額		0円
⑦	控除費用		0円
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	190,660,924円
		納付年月日	令和７年12月15日
		⑵地方公共団体への払戻額	29,496円
		納付年月日	令和８年２月27日
		⑶その他民間等への払戻額	104,406,980円
		納付年月日	令和８年２月27日
⑨	減資額		295,097,400円
⑩	備考		払戻し額については、出資金の一部払戻しの催告を行い、払戻請求があった額を行った。

⑷　退職給付に係る注記

①　採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②　確定給付制度

ア　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	27,029,733,195円
退職給付費用	2,958,760,157円
退職給付の支払額	△ 1,610,411,359円
期末における退職給付引当金	28,378,081,993円

イ　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	2,958,760,157円

⑸　流動資産の主な内訳

未収金の内訳

未収金	3,650,438,879円
顧客との契約から生じた債権	467,694,245円

２．行政コスト計算書関係

⑴　国立研究開発法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	79,182,870,273円
自己収入等	△ 5,832,364,247円
法人税等及び国庫納付額	△ 83,754,000円
機会費用	6,443,097,171円
国立研究開発法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	79,709,849,197円

⑵　機会費用の計上方法

①　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

受託研究の予算で取得し、国へ返還した固定資産のうち、無償使用することを国から承認された研究開発用固定資産に対し、取得時から減価償却を行ったと仮定した場合の令和７年度減価償却相当額を計上しております。

②　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

③　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、国立研究開発法人での勤務時間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

⑶　国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用に準ずる費用関係

独立行政法人会計基準注43第３項の項目には該当しませんが、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用に準ずる費用は次のとおりであります。

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用	244,161,905円

３．損益計算書関係

⑴　経常費用の主な内訳

①　農業技術研究業務費　人件費の内訳

役員報酬	102,482,695円
給与、賞与及び諸手当	18,848,113,715円
法定福利費	3,378,859,028円
その他人件費	3,093,638,834円

②　種苗管理業務費　人件費の内訳

役員報酬	5,516,739円
給与、賞与及び諸手当	1,369,482,349円
法定福利費	242,604,964円
その他人件費	227,991,957円

③　農業機械化促進研究業務費　人件費の内訳

給与、賞与及び諸手当	435,063,352円
法定福利費	94,231,197円
その他人件費	210,280,623円

④　検査鑑定業務費　人件費の内訳

給与、賞与及び諸手当	78,001,658円
法定福利費	12,324,145円
その他人件費	1,937,210円

⑤　基礎的研究業務費　人件費の内訳

給与、賞与及び諸手当	189,128,189円
法定福利費	83,752,282円
その他人件費	366,106,992円

⑥　特定公募型研究開発業務費　人件費の内訳

給与、賞与及び諸手当	17,177,042円
法定福利費	5,435,380円
その他人件費	15,604,721円

⑦　特例業務費　人件費の内訳

給与、賞与及び諸手当	3,942,457円
法定福利費	717,354円

⑧　一般管理費　人件費の内訳

役員報酬	103,307,158円
給与、賞与及び諸手当	4,132,632,081円
法定福利費	794,984,212円
退職金費用	955,183円
その他人件費	1,004,627,008円

⑵　リース資産の会計処理

ファイナンス・リース取引が当期総利益に与える影響額	△ 450,048円
当該影響額を除いた当期総利益	20,266,748,549円

⑶　収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

①　収益の分解情報

農業技術研究業務勘定における各事業の主なサービス等の種類は受託研究、生産物売払いであり、一定の事業等のまとまりごとの区分におけるこれらの収益は、マネジメントセグメント81百万円、基盤技術セグメント363百万円、研究セグメントⅠ1,136百万円、研究セグメントⅡ875百万円、研究セグメントⅢ1,318百万円、研究セグメントⅣ1,559百万円、種苗管理セグメント171百万円、農研勘定共通３百万円であります。なお、受託研究収入は受託収入に含まれており、生産物売払収入は事業収益に含まれております。

農業機械化促進業務勘定における各事業の主なサービス等の種類は受託研究、安全性検査事業であり、一定の事業等のまとまりごとの区分におけるこれらの収益は、26百万円及び18百万円であります。なお、受託研究収入は受託収入に含まれており、安全性検査事業収入は事業収益に含まれております。

②　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務について、農業技術研究業務勘定、農業機械化促進業務勘定における受託研究に係る収益のうち、当初に予想される契約期間が１年以内の契約については、注記を省略しております。なお、受託研究に係る収益のうち契約期間が１年を超える契約については、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する

対価の額を顧客から受け取る権利を有することとなるため、注記を省略しております。また、農業技術研究業務勘定における生産物売払いに係る収益は、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、注記を省略しております。また、農業機械化促進業務勘定における安全性検査事業に係る収益は、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、注記を省略しております。

４．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	35,201,869,177円
資金期末残高	35,201,869,177円

⑵　重要な非資金取引

①　寄附による資産の取得

機械装置	39,091,197円
工具器具備品	49,407,464円
ソフトウェア	4,142,266円
計	92,640,927円

②　ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	428,476,620円
計	428,476,620円

５．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　農業技術研究業務勘定及び基礎的研究業務勘定

資金運用を行っておらず、預金は銀行保証のリスクを回避するため決済性預金としており、主に国からの運営費交付金により資金を調達しております。

②　農業機械化促進業務勘定及び民間研究特例業務勘定

資金運用については、基本財源として受け入れた政府及び民間等からの出資金を財源としており、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき運用を行っております。

③　特定公募型研究開発業務勘定

資金運用については、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、預金に限定しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については,次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、新株予約権は金額的重要性がないため注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差　額
⑴有価証券及び投資有価証券	7,068	7,072	3
①売買目的有価証券	6,669	6,669	—
②満期保有目的の債券	399	402	3
⑵長期未収金	789		
貸倒引当金	△ 627		
	161	161	—
⑶破産更生債権等	112		
貸倒引当金	△ 112		
	0	0	—
⑷預託金			
財政融資資金預託金	1,185	1,006	△ 178

（＊）百万円未満は切り捨てて記載しております。

（注１）市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
関係会社株式	20

（＊）百万円未満は切り捨てて記載しております。

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

社債は、相場価格を用いて評価しております。当法人が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期未収金

長期未収金については、財務内容評価法に基づき時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要と判断し、レベル３の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、財務内容評価法に基づき時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要と判断し、レベル３の時価に分類しております。

預託金

預託金の時価は、元利金の合計額と、当該預託金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

６．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

当事業年度末における特定関連会社は、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても関係法人集団の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結財務諸表は作成しておりません。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

（単位：円）

科目	農業技術研究業務勘定	農業機械化促進業務勘定	基礎的研究業務勘定	特定公募型研究開発業務勘定	民間研究特例業務勘定	法人単位
Ⅰ　当期未処分利益（当期未処理損失（△））	9,348,968,168	207,354,605	10,698,736,919	0	△ 118,790,145	20,136,269,547
当期総利益	9,348,968,168	207,354,605	10,698,736,919	0	11,238,809	20,266,298,501
前期繰越欠損金（△）	0	0	0	0	△ 130,028,954	△ 130,028,954
Ⅱ　積立金振替額						
前中長期目標期間繰越積立金	689,878,128	5,209,568	0	0	0	695,087,696
Ⅲ　利益処分額						
積立金	10,038,846,296	212,564,173	10,698,736,919	0	0	20,950,147,388
Ⅳ　次期繰越欠損金（△）	0	0	0	0	△ 118,790,145	△ 118,790,145

沖縄振興開発金融公庫第54事業年度財務諸表公告

沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律第18条第２項の規定により、令和７年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表及び財産目録）を下記のとおり公告する。

令和８年８月３日

沖縄県那覇市おもろまち一丁目２番26号
沖縄振興開発金融公庫

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

損失 科目	損失 金額(円)	利益 科目	利益 金額(円)
経常費用	37,111,606,202	経常収益	33,042,923,485
借入金利息	3,370,237,097	貸付金利息	
債券利息	501,978,689	公庫貸付金利息	9,216,955,934
業務委託費	80,601,656	産業開発資金貸付金利息	2,879,934,574
委託金融機関手数料	61,131,576	生業資金貸付金利息	2,259,589,889
調査委託費等	18,535,080	教育資金貸付金利息	249,645,208
回収委託手数料等	935,000	恩給担保貸付金利息	412,953
事務費	5,430,129,066	住宅資金貸付金利息	1,682,461,052
俸給及諸給与	2,176,730,586	財形住宅資金貸付金利息	32,047,364
諸支出金	303,998,478	農林漁業資金貸付金利息	239,160,074
旅費	89,809,263	中小企業資金貸付金利息	1,475,200,723
業務諸費	2,805,970,758	医療資金貸付金利息	245,826,095
債権保全費	10,155,055	生活衛生資金貸付金利息	152,385,529
税金	43,340,200	米穀資金貸付金利息	292,473
賠償償還及払戻金	124,726	受取配当金	37,776,000
債券発行諸費	48,961,186	受託手数料	3,530,499
償却費	4,329,642,583	一般会計より受入	1,581,181,365
貸付金償却	4,182,497,333	エネルギー対策特別会計より受入	2,767,915
20固定資産減価償却費	147,145,250	有価証券益	
貸倒引当金繰入	23,239,793,139	有価証券利息	16,078,172
雑損	110,262,786	雑収入	55,829,713
		受入雑利息	226
		労働保険料被保険者負担金	11,820,030
		償却債権取立益	14,322,541
		雑益	29,686,916
		貸倒引当金戻入	22,128,803,887
		当期損失金	4,068,682,717
合計	37,111,606,202	合計	37,111,606,202

(注)　当期損失金4,068,682,717円のうち、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金96,573,347円は沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第４条第３項の規定により同勘定の積立金を減額して整理し、残額3,972,109,370円は繰越損失金として整理することとする。

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日現在）

資産の部 科目	資産の部 金額(円)	負債及び純資産の部 科目	負債及び純資産の部 金額(円)
貸付金		借入金	683,723,470,000
公庫貸付金	961,941,984,091	財政融資資金借入金	681,055,144,000
産業開発資金貸付金	388,455,670,100	独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	2,668,326,000
生業資金貸付金	210,260,116,759	債券	108,208,500,000
教育資金貸付金	14,827,915,359	沖縄振興開発金融公庫債券	105,000,000,000
恩給担保貸付金	6,447,957		

住宅資金貸付金	60,588,848,273	住宅宅地債券	3,208,500,000
財形住宅資金貸付金	2,665,524,312	貸付受入金	47,482,040,000
農林漁業資金貸付金	28,581,273,199	未払費用	1,490,641,697
中小企業資金貸付金	202,979,676,524	未払借入金利息	1,268,007,266
医療資金貸付金	39,567,556,000	未払債券利息	181,327,691
生活衛生資金貸付金	13,915,711,708	未払業務委託費	16,003,051
米穀資金貸付金	93,243,900	未払社会保険料	25,303,689
出資金	7,792,190,071	雑勘定	58,314,771
現金預け金	40,161,002,417	仮受金	58,069,171
現金	2,341,943	未払金	245,600
預け金	40,158,660,474	賞与引当金	186,319,092
有価証券		退職給付引当金	2,113,160,702
株式及社債	2,142,340,000	（負債合計）	843,262,446,262
代理店勘定	7,641,162	資本金	156,508,742,000
未収収益	603,899,056	一般会計出資金	122,078,000,000
未収貸付金利息	602,860,747	承継出資金	21,555,992,000
未収受託手数料	333,979	産業投資出資金	12,874,750,000
未収有価証券利息	704,330	積立金	
雑勘定		米穀資金・新事業創出促進積立金	1,024,543,353
仮払金	9,287,619	当期未処理損失	△ 4,068,682,717
固定資産		（純資産合計）	153,464,602,636
業務用固定資産	7,308,497,621		
貸倒引当金	△ 23,239,793,139		
資産合計	**996,727,048,898**	**負債・純資産合計**	**996,727,048,898**

㈱　当期未処理損失4,068,682,717円は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定で経理する業務以外の業務に係る損失金3,972,109,370円と米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金96,573,347円との合計額である。

重要な会計方針等

1　有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。また、投資事業組合への出資金については組合の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合の損益のうち持分相当額を純額で計上している。

2　固定資産の減価償却方法

法人税法（昭和40年法律第34号）の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産　4,127,871,194円

3　引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令（昭和26年政令第162号）第１条第３項の規定により一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上している。

⑵　賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

⑶　退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっている。

なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和７年３月末の年金債務額から令和８年３月末の年金資産額を控除した不足額を標準給与月額の沖縄振興開発金融公庫の負担割合に応じて退職給付債務を計上している。

4　その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

⑵　繰延勘定の処理方法

債券発行費

支出時に全額費用として処理している。

⑶　延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を６箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額）は、8,931,146,440円となっている。

米穀資金・新事業創出促進特別勘定損益計算書（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

損失		利益	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
経常費用	154,302,512	経常収益	57,729,165
事務費	52,187,690	貸付金利息	
貸倒引当金繰入	7,104,947	米穀資金貸付金利息	292,473
雑損	95,009,875	運用収入	29,654,412
		受取配当金	10,130,000
		雑収入	
		雑益	11,497,700
		貸倒引当金戻入	6,154,580
		当期損失金	96,573,347
合計	**154,302,512**	**合計**	**154,302,512**

㈱　この表は、沖縄振興開発金融公庫の損益計算書から米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る分を摘記したものである。

米穀資金・新事業創出促進特別勘定貸借対照表（令和８年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
貸付金		未払費用	
米穀資金貸付金	93,243,900	未払社会保険料	225,202

出資金	2,292,795,560	雑勘定	
現金預け金	2,970,002,036	仮受金	287,577
未収収益		賞与引当金	1,658,239
未収貸付金利息	11,605	退職給付引当金	18,807,130
貸倒引当金	△ 7,104,947	（負債合計）	20,978,148
		資本金	
		一般会計出資金	4,400,000,000
		積立金	
		米穀資金・新事業創出促進積立金	1,024,543,353
		当期未処理損失	△ 96,573,347
		（純資産合計）	5,327,970,006
資産合計	**5,348,948,154**	**負債・純資産合計**	**5,348,948,154**

㈱　この表は、沖縄振興開発金融公庫の貸借対照表から米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る分を摘記したものである。

財　産　目　録　（令和８年３月31日現在）

摘要			金額(円)
（資産の部）			
貸付金			
		口	
公庫貸付金		58,220	961,941,984,091
産業開発資金貸付金		279	388,455,670,100
生業資金貸付金		24,331	210,260,116,759
教育資金貸付金		20,358	14,827,915,359
恩給担保貸付金		14	6,447,957
住宅資金貸付金		5,822	60,588,848,273
財形住宅資金貸付金		510	2,665,524,312
農林漁業資金貸付金		2,140	28,581,273,199
中小企業資金貸付金		2,250	202,979,676,524
医療資金貸付金		266	39,567,556,000
生活衛生資金貸付金		2,236	13,915,711,708
米穀資金貸付金		14	93,243,900
出資金	宮古空港ターミナル㈱外53社	76口	7,792,190,071
現金預け金			40,161,002,417
現金			2,341,943
預け金			40,158,660,474
日本銀行預託金	日本銀行本店外１支店及び４代理店		40,154,664,198
銀行等預け金	ゆうちょ銀行外２行		3,996,276
有価証券			
株式及び社債		１口	2,142,340,000
代理店勘定	琉球銀行外６行		7,641,162
未収収益			603,899,056
未収貸付金利息			602,860,747
未収受託手数料			333,979
未収有価証券利息			704,330
雑勘定			
仮払金			9,287,619
固定資産			
業務用固定資産			7,308,497,621
		㎡	
土地	38筆	20,961	3,313,299,060
建物	26棟	延15,751	2,733,944,915
構築物			21,610,818
機械器具備品	自動車	１両	55,142,830
	金庫	９台	
	その他	615点	
敷金		10口	61,648,540
固定資産仮払金			1,122,851,458
貸倒引当金			△ 23,239,793,139
資産合計			**996,727,048,898**
（負債の部）			
		口	
借入金		194	683,723,470,000
財政融資資金借入金		182	681,055,144,000
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金		12	2,668,326,000
債券			
		円	
債券発行高	沖縄振興開発金融公庫債券	105,000,000,000	108,208,500,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	3,208,500,000	
貸付受入金			47,482,040,000
未払費用			1,490,641,697
未払借入金利息			1,268,007,266
未払債券利息			181,327,691
未払業務委託費			16,003,051
未払社会保険料			25,303,689
雑勘定			58,314,771
仮受金			58,069,171
未払金			245,600

賞与引当金	186,319,092
退職給付引当金	2,113,160,702
負債合計	**843,262,446,262**
正味財産	**153,464,602,636**

米穀資金・新事業創出促進特別勘定財産目録（令和８年３月31日現在）

摘要			金額(円)
（資産の部）			
貸付金			
米穀資金貸付金	14口		93,243,900
出資金	42口	㈱沖縄ソフトウェアセンター外35社	2,292,795,560
現金預け金			2,970,002,036
未収収益			
未収貸付金利息			11,605
貸倒引当金			△ 7,104,947
資産合計			**5,348,948,154**
（負債の部）			
未払費用			
未払社会保険料			225,202
雑勘定			
仮受金			287,577
賞与引当金			1,658,239
退職給付引当金			18,807,130
負債合計			**20,978,148**
正味財産			**5,327,970,006**

㈱　この表は、沖縄振興開発金融公庫の財産目録から米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る分を摘記したものである。

令和７年度消防団員等公務災害補償等共済基金決算に関する公告

令和８年８月３日

東京都港区虎ノ門２丁目９番16号
消防団員等公務災害補償等共済基金

Ⅰ　財産目録

（災害補償経理）　　令和８年３月31日現在

摘要	内訳	金額
	円	円
資産		38,448,507,069
流動資産		2,515,944,796
現金		50,000
預金		1,429,477,568
普通預金	1,429,477,568	
有価証券		1,000,000,000
未収金		114,607
未収収益		86,302,621
固定資産		35,932,562,273
有形固定資産		20,956,765
建物附属設備	6,880,720	
減価償却累計額	△ 611,405	6,269,315
器具及び備品	26,485,767	
減価償却累計額	△ 11,798,317	14,687,450
無形固定資産		21,812,717
ソフトウェア	5,923,117	
電話加入権	188,600	
敷金	15,701,000	
投資		35,889,792,791
投資有価証券	34,264,685,549	
国債・地方債	17,399,905,787	
政府保証債	399,716,925	
財投機関債	4,896,960,086	
その他の有価証券	11,568,102,751	
日本消防協会貸付金	1,625,107,242	
負債		38,448,507,069
流動負債		16,768,394
未払金		16,125,646
預り金		642,748
固定負債		38,431,738,675
退職給与引当金		102,850,300
責任準備金		19,931,852,821
変動調整準備金		18,397,035,554
差引資産		**0**

（退職報償経理）　　令和８年３月31日現在

摘要	内訳	金額
	円	円
資産		34,823,446,289
流動資産		5,710,327,127
現金		50,000
預金		4,212,899,631
普通預金	4,212,899,631	

有価証券		1,399,901,400
未収収益		97,476,096
固定資産		29,113,119,162
有形固定資産		20,562,983
建物附属設備	6,880,720	
減価償却累計額	△ 611,405	6,269,315
器具及び備品	25,962,563	
減価償却累計額	△ 11,668,895	14,293,668
無形固定資産		38,519,383
ソフトウェア	22,818,383	
敷金	15,701,000	
投資		29,054,036,796
投資有価証券	27,233,335,001	
国債・地方債	6,399,959,162	
財投機関債	3,898,784,512	
その他の有価証券	16,934,591,327	
預金	100,000,000	
大口定期預金	100,000,000	
日本消防協会貸付金	1,720,701,795	
負債		34,823,446,289
流動負債		13,326,400,260
未払金		584,462,788
未払給付引当金		12,741,722,000
預り金		215,472
固定負債		21,497,046,029
退職給与引当金		70,798,400
変動調整準備金		21,426,247,629
退職報償金支払備金	21,426,247,629	
差引資産		0

Ⅱ　事業状況報告書

事業の状況

1　公務災害補償業務に係る分

⑴　消防団員等公務災害補償責任共済事業

基金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（以下「責任共済法」という。）第２条第１項に定められている消防団員等公務災害補償責任共済契約に基づき、市町村等（市町村又は水害予防組合をいう。以下同じ。）の補償に要する経費を市町村等に支払っている。

令和７年度の損害補償費の支払額は、1,485,834千円（1,673件）で、前年度に比べて66,810千円の増となっている。

令和７年度に新たに損害補償費が支払われた者は、団員（消防団員及び水防団員をいう。以下同じ。）858件（負傷856件、死亡２件）、消防作業従事者等39件（全て負傷）である。

主な補償種目別の支払状況は、次のとおりである。

ア　療養補償費　224,581千円（975件（うち新規897件））

イ　障害補償費　年金143,117千円（74件）、一時金9,745千円（６件）

ウ　遺族補償費　1,049,154千円（489件、全て年金）

また、令和８年度以降の補償年金等の支払に備えて、責任準備金として19,931,853千円（対前年度429,027千円の減（2.1％減））を計上している。

⑵　消防団員等福祉事業

①　消防団員等福祉給付事業

消防団員等福祉給付事業は、公務上の災害を受けた団員及び遺族の福祉を増進するため、基金が市町村等に代わって行うものである。

令和７年度の福祉給付事業の支給額は、321,910千円（693件）で、前年度に比べて15,008千円の増となっている。

主な支給種目別の支給状況は、次のとおりである。

ア　団員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

・補装具　219千円（２件）

・アフターケア　4,627千円（23件）

イ　団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金を支給する事業

・奨学援護金　12,420千円（30件）

・遺族特別援護金　34,700千円（２件）

・障害特別給付金　年金29,590千円（68件）、一時金1,989千円（６件）

・遺族特別給付金　203,397千円（433件、全て年金）

また、変動調整準備金として18,397,036千円を計上しているが、このうち4,032,934千円は、令和８年度以降の福祉年金の支給に備えたものである。

②　公務災害防止事業

公務災害防止事業は、団員の公務災害防止に関する活動に対する援助その他の団員の公務災害防止のために必要な事業を行うものである。

令和７年度の公務災害防止事業の支払額は、191,625千円で前年度に比べて25,031千円の減となっている。

その主な内訳は、次のとおりである。

ア　公務災害防止活動援助事業

・団活動中の安全性と行動性を高めるための安全装備品の整備を行った市町村に対する助成金の交付（271団体、155,464千円）

・団員の循環器系疾患（脳血管疾患・虚血性心疾患）を予防するための個別健康指導を行う市町村等に対する助成金の交付（５団体、1,101千円）

・能登半島豪雨等によって甚大な被害を受けた市等に対する安全装備品の交付（７団体、4,965千円）

イ　公務災害防止対策普及推進事業

・㋐から㋓に掲げる研修を行った市町村等に対する講師のあっせんや教材の提供、助成金の交付（26,817千円、延べ128回）

・㋐、㋑及び㋓の研修の講師となる指導員を養成（1,493千円）

㋐　消防団員安全管理セミナー　延べ49回、延べ3,842人（前年度比２回の増）

㋑　Ｓ－ＫＹＴ（消防団危険予知訓練）研修　延べ59回、延べ2,665人（前年度比３回の増）

㈣　消防団員健康づくりセミナー　延べ11回、延べ1,138人（前年度比１回の増）
㈤　消防団員セーフティ・ファーストエイド研修　延べ９回、延べ688人（前年度比６回の減）

③　自動車等損害見舞金支給事業
令和７年度の支給額は43件、3,850千円（前年度比380千円の増）

⑶　その他の事業
①　市町村特別交付金事業　32,935千円
②　実務研修会の実施　28か所（前年度比４か所の減、退職報償金支払業務と同時開催）
③　デジタル化の取組
市町村等の利便性向上のための電子申請の拡充、基金業務におけるペーパーレス化による業務の効率化、セキュリティの強化等の取組を行った。

2　退職報償金支払業務に係る分
⑴　消防団員退職報償金支給責任共済事業
基金は、責任共済法第２条第２項に定められている消防団員退職報償金支給責任共済契約に基づき、市町村の退職報償金の支給に要する経費を市町村に支払っている。
令和７年度の退職報償金の支払額は16,885,630千円（40,521人）で、前年度に比べて1,017,538千円（2,908人）の減となっている。１人当たりの平均支払額は417千円で、前年度に比べて５千円の増であり、過去最高となっている。支払額の内訳は、当年度に退職した者に係る支払額（現年度退職報償金）が4,341,108千円（10,099人）で、前年度に比べて159,321千円の増（252人の減）、前年度以前に退職した者に係る支払額（過年度退職報償金）が12,544,522千円（30,422人）で、前年度に比べて1,176,859千円（2,656人）の減となっている。
一方、令和７年度の掛金収入額は16,387,872千円で、前年度に比べて254,669千円減少している。
令和７年度までに既に退職した者の退職報償金で、今後、市町村から基金に対し請求が行われるものに備えて、未払給付引当金12,741,722千円を計上している。前年度に比べて979,659千円少なく引き当てている。
また、将来の支払額の急激な増に備えて、変動調整準備金として21,426,248千円を計上している。掛金額と支払額との収支差や未払給付引当金の減少等により、前年度に比べて655,625千円増加している。
⑵　実務研修会の実施　28か所（前年度比４か所の減、公務災害補償業務と同時開催）
⑶　デジタル化の取組
市町村等の利便性向上のための電子申請の拡充、基金業務におけるペーパーレス化による業務の効率化、セキュリティの強化等の取組を行った。

3　理事会・評議員会等の開催状況
⑴　理事会
・令和７年６月17日　令和６年度決算（案）について
・令和７年６月20日　役員の選任について（常務理事）（書面表決）
・令和７年９月１日　役員の選任について（理事長、理事）（書面表決）
・令和８年２月20日　令和８年度事業計画書（案）について
・令和８年３月16日　役員の選任について（監事）（書面表決）
⑵　評議員会
・令和７年６月６日　令和６年度決算（案）について
・令和８年２月13日　令和８年度事業計画書（案）について
⑶　その他の会議
・令和７年４月24日　消防団員等公務災害補償等事務説明会
・令和７年11月10日　業務連絡調整会議

契約締結の状況

1　公務災害補償業務に係る分
令和７年度末において基金と契約を締結している団体の関係市町村（消防団員等公務災害補償事務を単独で行っている市町村又は一部事務組合で行っている場合のその構成市町村）の数は1,677（市763、町村914）であり、全国の契約対象市町村数1,719に対する比率は97.6％である。
関係市町村の掛金の基礎となる数は、消防団員の定員（849,069）、水防団員の定員（15,447）、消防従事者分（123,595,672）、水防従事者分（122,803,082）及び水害予防組合の組合員数（327,909）である。

2　退職報償金支払業務に係る分
令和７年度末において基金と契約を締結している団体の関係市町村（消防団員退職報償金支給事務を単独で行っている市町村又は一部事務組合で行っている場合のその構成市町村）の数は1,719であり、全国の契約対象市町村数1,719に対する比率は100％である。
関係市町村の掛金の基礎となる数は、消防団員の定員（853,535）である。

Ⅲ　決算報告書

1　損益計算書

令和７年４月１日から
令和８年３月31日まで

（災害補償経理）

損失		利益	
科目	金額	科目	金額
	円		円
事業費	2,036,153,422	掛金	2,075,943,651
損害補償費	1,485,833,891	掛金	2,075,943,651
療養補償費	224,581,127	利息	387,552,680
休業補償費	38,282,220	預貯金利息	3,998,522
傷病補償年金	10,128,332	有価証券利息	372,977,158
障害補償費	152,861,073	貸付金利息	10,577,000
介護補償費	9,518,704	責任準備金	429,027,026
遺族補償費	1,049,154,435	責任準備金戻入	429,027,026
葬祭補償費	1,308,000	雑収入	515,077
福祉事業費	517,384,746	雑収入	515,077
福祉事業給付費	321,909,837	特別利益	5,720,500
公務災害防止事業費	191,624,909	退職給与引当金戻入	5,720,500
自動車等損害見舞金支給事業費	3,850,000		
市町村特別交付金事業費	32,934,785		
事務費	299,044,346		
給与経費	200,581,935		
旅費	4,562,208		
事業運営費	88,011,292		
減価償却費	5,888,911		

変動調整準備金	557,840,666		
変動調整準備金繰入	557,840,666		
特別損失	5,720,500		
退職給与引当金調整額	5,720,500		
合計	**2,898,758,934**	**合計**	**2,898,758,934**

令和７年４月１日から
令和８年３月31日まで

（退職報償経理）

損失		利益	
科目	金額	科目	金額
	円		円
事業費	28,450,493,000	掛金	16,387,872,000
退職報償金	16,885,630,000	掛金	16,387,872,000
現年度退職報償金	4,341,108,000	利息	322,292,988
過年度退職報償金	12,544,522,000	預貯金利息	11,850,901
未払給付引当金繰入	11,564,863,000	有価証券利息	299,242,909
事務費	147,122,393	貸付金利息	11,199,178
給与経費	93,044,516	未払給付引当金	12,544,522,000
旅費	2,276,924	未払給付引当金戻入	12,544,522,000
事業運営費	42,648,539	雑収入	89,333
減価償却費	9,152,414	雑収入	89,333
変動調整準備金	655,624,928	特別利益	5,720,500
変動調整準備金繰入	655,624,928	退職給与引当金調整額	5,720,500
退職報償金支払備金繰入	655,624,928		
雑損失	1,536,000		
雑損失	1,536,000		
特別損失	5,720,500		
退職給与引当金繰入	5,720,500		
合計	**29,260,496,821**	**合計**	**29,260,496,821**

2　貸借対照表

（災害補償経理）　　令和８年３月31日現在

資産			負債及び資本	
科目	金額		科目	金額
	円	円		円
流動資産		2,515,944,796	流動負債	16,768,394
現金		50,000	未払金	16,125,646
預金		1,429,477,568	預り金	642,748
普通預金		1,429,477,568	固定負債	38,431,738,675
有価証券		1,000,000,000	退職給与引当金	102,850,300
未収金		114,607	責任準備金	19,931,852,821
未収収益		86,302,621	変動調整準備金	18,397,035,554
固定資産		35,932,562,273		
有形固定資産		20,956,765		
建物附属設備	6,880,720			
減価償却累計額	△ 611,405	6,269,315		
器具及び備品	26,485,767			
減価償却累計額	△ 11,798,317	14,687,450		
無形固定資産		21,812,717		
ソフトウェア		5,923,117		
電話加入権		188,600		
敷金		15,701,000		
投資		35,889,792,791		
投資有価証券		34,264,685,549		
国債・地方債		17,399,905,787		
政府保証債		399,716,925		
財投機関債		4,896,960,086		
その他の有価証券		11,568,102,751		
日本消防協会貸付金		1,625,107,242		
合計		**38,448,507,069**	**合計**	**38,448,507,069**

注記

1　有価証券の評価基準及び評価方法

償却原価法により行っている。

2　固定資産の減価償却方法

定額法により行っている。

3　引当金等の計上基準

⑴　退職給与引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、事業年度末に在職する役職員について、自己都合等で退職した場合の期末要支給額を計上している。

⑵　責任準備金

被災者に係る年金等の支払いに備えるため、消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則（昭和31年総理府令第88号）第22条第１号及び第２号に掲げる額の合計額を計上している。

⑶　変動調整準備金

消防団員等公務災害補償等共済基金会計規程（以下「会計規程」という。）第52条に基づき将来の支払いを確実に履行するため、将来の災害等に備えて必要と見込まれる額を変動調整準備金として積み立てることができることとなっており、決算において剰余又は不足が生じたときは、当該変動調整準備金への繰入又は戻入（取崩し）を行っている。

（退職報償経理）　　令和８年３月31日現在

資産			負債及び資本	
科目	金額		科目	金額
	円	円		円
流動資産		5,710,327,127	流動負債	13,326,400,260
現金		50,000	未払金	584,462,788
預金		4,212,899,631	未払給付引当金	12,741,722,000
普通預金		4,212,899,631	預り金	215,472
有価証券		1,399,901,400	固定負債	21,497,046,029
未収収益		97,476,096	退職給与引当金	70,798,400
固定資産		29,113,119,162	変動調整準備金	21,426,247,629
有形固定資産		20,562,983	退職報償金支払備金	21,426,247,629
建物附属設備	6,880,720			
減価償却累計額	△ 611,405	6,269,315		
器具及び備品	25,962,563			
減価償却累計額	△ 11,668,895	14,293,668		
無形固定資産		38,519,383		
ソフトウェア		22,818,383		
敷金		15,701,000		
投資		29,054,036,796		
投資有価証券		27,233,335,001		
国債・地方債		6,399,959,162		
財投機関債		3,898,784,512		
その他の有価証券		16,934,591,327		
預金		100,000,000		
大口定期預金		100,000,000		
日本消防協会貸付金		1,720,701,795		
合計		**34,823,446,289**	**合計**	**34,823,446,289**

注記

1　有価証券の評価基準及び評価方法
　償却原価法により行っている。

2　固定資産の減価償却方法
　定額法により行っている。

3　引当金等の計上基準

⑴　退職給与引当金
　役職員の退職手当の支払いに充てるため、事業年度末に在職する役職員について、自己都合等で退職した場合の期末要支給額を計上している。

⑵　未払給付引当金
　退職消防団員への支払いに備えるため、会計規程第50条の規定による金額を計上している。

⑶　変動調整準備金
　会計規程第52条に基づき将来の支払いを確実に履行するため、将来の災害等に備えて必要と見込まれる額を変動調整準備金として積み立てることができることとなっており、決算において剰余又は不足が生じたときは、当該変動調整準備金への繰入又は戻入（取崩し）を行っている。

令和７年度日本郵政共済組合の決算に関する公告

令和８年８月３日

東京都千代田区大手町２－３－１
日本郵政共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	59,698	流動負債	2,846
		固定負債	16,911
		剰余金	39,940
合計	59,698	合計	59,698

備考：記載金額は、単位未満を切り捨てて計上している（以下同じ。）

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	214,852	経常収益	209,171
特別損失	150	特別利益	126
		当期損失金	5,705
合計	215,003	合計	215,003

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	2,927	流動負債	205
固定資産	369	固定負債	60
		剰余金	3,032
合計	3,297	合計	3,297

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	928	経常収益	1,316
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	387		
合計	1,316	合計	1,316

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	15,172	流動負債	723
固定資産	1,086	固定負債	9
		剰余金	15,526
合計	16,259	合計	16,259

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	5,492	経常収益	6,230
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	738		
合計	6,231	合計	6,231

4　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	53	流動負債	5
固定資産	10	固定負債	0
		剰余金	58
合計	64	合計	64

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	24	経常収益	19
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	4
合計	24	合計	24

5　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	11,335	流動負債	372
固定資産	11,662	固定負債	84
		剰余金	22,540
合　計	22,997	合　計	22,997

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日
至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	1,152	経常収益	301
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	850
合　計	1,152	合　計	1,152

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年７月22日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　吉岡　幹夫

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県猿島郡境町大字西泉田まで	新設工事	令和８年７月23日

農業協同組合法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合であって、本日現在において当該農業協同組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、本日から２箇月以内に、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２及び農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第26条の２第１項で定めるところにより、岡山県知事にその旨の届出をすること。

なお、本日から２箇月以内に、当該農業協同組合が届出をせず、かつ、当該農業協同組合に関する登記がされないときは、当該農業協同組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年８月３日

岡山県知事　伊原木隆太

記

農業協同組合の名称及び主たる事務所の所在地

実山牧野農業協同組合

岡山県新見市千屋実1962番地の１

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

北海道網走郡津別町字相生八三番地一

株式会社相生振興公社

代表清算人　伊藤　泰広

解散公告

当社は、令和八年六月二十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

北海道余市郡余市町山田町七一二番地

有限会社あゆ見荘

清算人　末岡　直之

解散公告

当社は、令和八年七月七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

札幌市東区北四十八条東四丁目二番二―四〇七号

株式会社ブレーメンズ

代表清算人　松本　恵治

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

札幌市白石区本郷通七丁目北七番二〇号

詩の屋株式会社

代表清算人　古賀　伸江

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

札幌市中央区南二条西五丁目三一番地一

ＲＭＢｌｄ．七〇一

合同会社ＴＴソーシャルワーク・オフィス

清算人　橋本　達志

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

北海道函館市本通一丁目二〇番二六号

合同会社Ｓｔｅｌｌａ

清算人　竹口　輝

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

青森県弘前市大字早稲田二丁目八番地二一

Ｔ―Ａｃａｄｅｍｙ株式会社

代表清算人　吉田　広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

仙台市青葉区錦ケ丘五丁目四番地の二

有限会社京葉建設工業

清算人　千葉　信男

解散公告

当社は、令和八年七月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目六番一号

シティハウス一番町中央二Ｆ

合同会社Ｓｐａｒｒｏｗ・ｅｙｅｓ

代表清算人　船迫　直樹

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

宮城県岩沼市下野郷字出雲屋敷一〇番地の一

株式会社中目建設

代表清算人　中目　寛一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

宮城県仙台市青葉区二日町一七番二九号

合同会社ＹＪパートナーズ

代表清算人　細野　哲平

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

宮城県名取市田高字沢目四一八番地

株式会社バックアップ

代表清算人　大泉　康彦

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

仙台市宮城野区岩切字羽黒前五三番地の一

有限会社タムラサービス

清算人　田村　順市

解散公告

当法人は、令和八年六月十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

宮城県仙台市青葉区本町三丁目一番一七号

やまふくビル三階

一般社団法人みちのく復興・地域デザインセンター

清算人　木村　正樹

解散公告

当社は、令和八年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

宮城県石巻市須江字横手一七番地一

有限会社ホウスイ

清算人　阿部多仁子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

宮城県多賀城市町前三丁目五番四七号

株式会社コウシュウ

代表清算人　平松　英男

解散公告

当会社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

山形県西置賜郡小国町大字東原一八番地四

合同会社ホワイトサーフ

代表清算人　川合　怜

解散公告

当社は、令和八年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

山形県鶴岡市桜新町八番三三号

株式会社ビルドマネージメント

代表清算人　大川　宏喜

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

福島県伊達郡桑折町字赤坂五番地

キツコーゲン醤油株式会社

代表清算人　宍戸　孝明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

福島県福島市春日町一番二七号

合同会社ユニバーサルテラス

清算人　齋藤　康之

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

福島県福島市上町五番一八号

株式会社サカキタ・グリーンフィールド

代表清算人　坂巻　幸司

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

福島県福島市宮代字作田七〇番地の四

有限会社真栄自動車工業

清算人　佐藤　優子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

茨城県下妻市比毛三六番一

合同会社ＴＨＡＲＵ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ

清算人　秋守　健二

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

栃木県宇都宮市宮町一番三号

有限会社千代田寿司

清算人　香中　トヨ

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

栃木県宇都宮市鶴田町二九三一番地三

有限会社毛塚防災

清算人　毛塚　政男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

群馬県高崎市藤塚町二六〇番地四

Ｂ　Ｓｍａｒｔ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　張　慧

解散公告

当社は令和八年七月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

群馬県渋川市伊香保町伊香保五五七番地三二

株式会社恵和

代表清算人　木村　幸久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

群馬県高崎市本郷町九五番地六

有限会社星田製作所

清算人　榎本　悟

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

埼玉県さいたま市南区関二丁目七番一二号

コスモ浦和別所沼公園八〇七

有限会社ジェイウオッシュ

清算人　宇治原誠司

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

埼玉県川越市新宿町六―二一―二〇―一〇一

ケーシーエイチトレーディング合同会社

清算人　大久保賢治

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

埼玉県草加市瀬崎三丁目三二番一二号―四〇三号室

星空株式会社

代表清算人　曹　威

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

埼玉県所沢市三ケ島一丁目八九番地九

三和物産株式会社

代表清算人　中村　一明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

埼玉県川口市大字安行慈林一七五番地の九

有限会社ワダデンタル

清算人　若部　洋一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

埼玉県さいたま市浦和区東岸町二番二〇号

有限会社ダイヤ企画

清算人　大野　直和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

埼玉県さいたま市桜区町谷三丁目二番一号

有限会社ひばり家具

清算人　神谷　和宏

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町三丁目八番二―一二〇四号

株式会社メイテック

代表清算人　西川　幸彦

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

埼玉県川越市中台南二丁目一八番地一一

保栄運輸株式会社

代表清算人　山口　規子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

千葉県鎌ケ谷市東初富一丁目三番五号

有限会社仲田組

清算人　仲田　敦行

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

千葉県松戸市新作一一六八番地の二松戸グリーンハイツ五〇一号

合同会社ＦＭＲ

清算人　正村　史緒

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

千葉市美浜区若葉三丁目一番二三―二八二一号

株式会社エムエム2

代表清算人　三本　守

解散公告

当社は令和八年七月三十一日総社員の同意により解散致しましたので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

千葉県山武郡横芝光町横芝二一四一番地

合同会社オレンジ

清算人　吉田　義則

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

千葉県浦安市東野一丁目一二番一号

新浦安駅前ＰＦＩ株式会社

代表清算人　天野　英将

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

千葉県八千代市萱田町七四九番地六

株式会社フルワークス

代表清算人　高野　吉弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

千葉県野田市野田三三番地

野田クラウン工業株式会社

代表清算人　杉﨑　眞弥

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

千葉県鎌ケ谷市東初富五丁目八番四七号

株式会社Ｈ＆Ｏ

代表清算人　大竹　直美

解散公告

当社は、令和八年五月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

千葉県船橋市大穴北一―二五―一四

ブルードラゴマネージメント合同会社

清算人　荒木　夏子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都豊島区西池袋五丁目一三番一〇―三〇一号

有限会社アリアードネ

清算人　岡本真理子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都中央区晴海一丁目八番一〇号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＸ三九階

Flywheel Digital Japan株式会社

代表清算人　的場　啓年

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人サポートホールディングス２６号

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社サポート２６号

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

御殿場ティー・エス・イー合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人ＳＲ１

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社エヌアールワン

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区赤坂九丁目五番二六号

有限会社入沢コンピューターサービス

清算人　入澤　頼二

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都渋谷区神宮前一丁目二〇番一四号神宮村三〇一

一般社団法人自然環境ファンド

代表清算人　亀山　隆司

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区一番町一一番地五ファミリア一番町二〇一号

有限会社メディア・ファイブ

清算人　淺尾　省五

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

フォースポイント・ジャパン株式会社

代表清算人　イアン・ウィルソン

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都文京区向丘二丁目八番四号

株式会社シン・グラフィック

代表清算人　須田　早苗

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都大田区田園調布一丁目一〇番二六―六〇三号

合同会社ＦＭＤＨ

清算人　藤井　恵子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都品川区西大井四丁目一三番一二号

トリュフラボ株式会社

代表清算人　赤津裕次郎

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

青海Ｑ区画特定目的会社

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

インペックステンガ株式会社

代表清算人　川村　淳一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都世田谷区羽根木二丁目二六番一七号

永楽トレーディング株式会社

代表清算人　三上　治人

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都中央区新川二丁目八番一号

株式会社ウィンドミル

代表清算人　大村　広朗

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

ＭｏＬｉ株式会社

代表清算人　長塚　康典

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都新宿区西新宿七丁目八番三号ミスズビル

大協ボート株式会社

代表清算人　福山夏太郎

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都世田谷区用賀四丁目五番二四号

イプシロン株式会社

代表清算人　角田　達也

解散公告

本投資法人は、令和八年七月三十一日開催の投資主総会の決議により解散いたしましたので、本投資法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

いちごプライベートリート投資法人

清算執行人　溝越　祐輔

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇－二〇一号

タイガーホールディング１一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇－二〇一号

タイガーホールディング２一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区内神田一丁目三番七号四〇一あすな会計事務所内

一般社団法人大阪本町ホテル

代表清算人　中垣　光博

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区内神田一丁目三番七号四〇一あすな会計事務所内

合同会社大阪本町ホテル

清算人　中垣　光博

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｕｓｉｏｎ合同会社

清算人　ベネット・マーク・レイモンド

解散公告

当法人は、解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｕｓｉｏｎ一般社団法人

代表清算人　長尾　誠

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

株式会社Ｆｕｓｉｏｎマスターリース

代表清算人　長尾　誠

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都国立市富士見台二丁目五番二号

オー・リーブ・ジャパン株式会社

代表清算人　工藤亜由美

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都八王子市暁町二丁目二三番二号

株式会社ノーブル

代表清算人　塚本いづみ

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都中央区京橋二丁目一二番一〇号

株式会社三喜屋

代表清算人　友野　隆司

解散公告

当社は、令和八年七月二十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都武蔵野市中町一丁目一番八号ＨＮ二八ビル九Ｆ　株式会社Ｋダンスカンパニー

代表清算人　濱野　浩二

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区赤坂三丁目一〇番五号

赤坂クインビル株式会社

代表清算人　城所ひとみ

解散公告

当社は、令和八年七月十七日開催の株主総会の決議により、令和八年七月三十一日付で解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右の期間内にお申し出がないときは清算から除斥されるものとします。

令和八年八月三日
東京都港区港南二丁目一五番三号
カゴシマ・キリシマ１株式会社
代表清算人　**真**柳　宏二

解散公告

当社は、令和八年七月十七日開催の株主総会の決議により、令和八年七月三十一日付で解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右の期間内にお申し出がないときは清算から除斥されるものとします。

令和八年八月三日
東京都港区港南二丁目一五番三号
カゴシマ・キリシマ２株式会社
代表清算人　**真**柳　宏二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都新宿区下宮比町一番四号
合同会社ジェイ・ヴイ・エス
清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都練馬区大泉学園町五丁目六番二四号
株式会社東京幸起
代表清算人　佐藤　昌弘

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都千代田区神田錦町三丁目二〇番地
錦町トラッドスクエア四Ｆ
エムタス・レフ株式会社
代表清算人　後呂　康輔

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル一階
株式会社Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｄｅｓｉｇｎ
代表清算人　石関　太朗

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都八王子市狭間町一四六四番地一八王子狭間住宅二―七〇三
合同会社朋朋
清算人　髙橋　広美

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ
株式会社ＭＳＢＩ
代表清算人　赤石　智哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都世田谷区南烏山五丁目一九番一五号
ほていやビル二階Ｄ号
有限会社アルソアよねざわ
清算人　米澤　惠子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都板橋区大山金井町二五番一一号
有限会社エス・アール・エス
代表清算人　佐藤　祐介

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都世田谷区上用賀三丁目二〇番七号
株式会社ドゥ
代表清算人　末冨　小楯

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ
ハナミズキコンサルティング株式会社
代表清算人　向坪佳奈枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都千代田区九段北一丁目九番五号朝日九段マンション四一六号
株式会社朝吹
代表清算人　久保　朝美

解散公告

当社は、令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都港区赤坂六丁目六番五号
株式会社ＢＬＥＵ　ＢＬＡＮＣ
代表清算人　藤井　照久

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都港区六本木七丁目一五番七号新六本木ビル六階
株式会社Ｒｉｖｅｒｓ
代表清算人　小泉　誉幸

解散公告

当社は、令和八年七月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日
東京都武蔵村山市中原三丁目一六番一号
有限会社シンプル
清算人　渕上　義昭

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和八年八月三日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

一般社団法人センチュリオン・ツー

代表清算人　目黒　正行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都大田区上池台五丁目七番二〇号

株式会社フォリオマネジメント

代表清算人　遠藤　重子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

Ｒａｋｕｔｅｎ　Ｈ　Ｃｏｌｌｅｃｔｉｖｅ　Ｓｔｕｄｉｏ株式会社

代表清算人　小林　克彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

Ｒａｋｕｔｅｎ　Ｄｉｓｔｒｉｂｕｔｉｏｎ株式会社

代表清算人　小林　克彦

解散公告

当法人は、令和八年六月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー二五階

一般社団法人アルテミス

代表清算人　飯田　律

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都墨田区石原四丁目一二番三号

有限会社タカノ

清算人　高野千恵子

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都中央区日本橋箱崎町三二番三号の三一一

株式会社Ｃ・Ｂ・Ｃ

代表清算人　滝川　幸子

解散公告

当社は、令和八年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都台東区蔵前二丁目一六番一一号

株式会社ニッセンケン桑原

代表清算人　安藤　健

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウン・タワー

Ｍｅｒａｋｉ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　エバン・スロブズ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

タイガーマネージメント合同会社

清算人　吉岡　淳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

タイガープロパティー合同会社

清算人　吉岡　淳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区神田和泉町二番地

ＮＸエステートサービス株式会社

代表清算人　藤田　洋一

解散公告

当社は令和八年七月三十一日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号鉄鋼ビルディング四階

Ｔｏｋｙｏ２４特定目的会社

代表清算人　山本　祐紀

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

株式会社ＭＥ

代表清算人　植松　遥香

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都目黒区中町一丁目二八番四－三〇九号イニシアイオ目黒学芸大学

株式会社ＬＵＧＡＲ

代表清算人　西山　正子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都荒川区南千住八丁目五番九－一〇一号

有限会社古田紙工

清算人　古田　雄一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

志苑合同会社

代表清算人　三谷　知範

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目二番二号

ＥＫＫビル

株式会社ＫＴホールディングス

代表清算人　町田　雄己

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目二番二号

ＥＫＫビル

株式会社ファーストインベスコ

代表清算人　町田　雄己

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目二番二号

ＥＫＫビル

株式会社ライトキャピタル

代表清算人　町田　雄己

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都日本橋茅場町三丁目二番二号

ＤＥＣエフォート

株式会社ＤＥＣエフォート

代表清算人　町田　雄己

解散公告

当社は、令和八年五月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都大田区東雪谷五丁目一一番一号

有限会社一色自動車

清算人　渡辺　時子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都渋谷区神山町一〇番一三号

株式会社オータムリーフ

代表清算人　明石　祐史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社Ｂｒｉｃｋ２

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都新宿区西新宿六丁目六番二号

合同会社カルペ・ディエム

清算人　下吹越一孝

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

一般社団法人Ｆ６

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、令和八年七月十三日開催の株主総会の決議により、令和八年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都大田区西馬込二丁目一一番一五号

アロック工業株式会社

代表清算人　白石　正俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都中央区豊海町三番一六号

株式会社ＴＳＯ

代表清算人　田澤　稔

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都板橋区板橋二丁目六三番四―五〇一号

捷順達貿易運輸コンサルティング株式会社

代表清算人　ＷＵ　ＸＩＡＯＤＯＮＧ

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

神奈川県藤沢市辻堂五丁目二〇番一六号

株式会社メリアファーマシー

代表清算人　加藤　智香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

横浜市港北区綱島東五丁目四番二五号

株式会社ナカユキスパイス

代表清算人　中島　弘人

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

神奈川県藤沢市鵠沼松が岡一丁目一四番一一～一号

Ｓａｌｉｅｎｔ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　田村江里子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

川崎市多摩区南生田二丁目一〇番一五号

有限会社丸山物産

清算人　十束　季伸

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

川崎市幸区戸手二丁目二番一―三〇三号

株式会社麺秀栄

代表清算人　八巻　弘美

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

神奈川県川崎市中原区中丸子一二三七番地
一クレッセント武蔵小杉グランデイズ弐番館二〇三
株式会社ＳＡＸＩＹ
代表清算人　日下　未奈

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

神奈川県横浜市戸塚区下倉田町一七五番地
エクシオ戸塚二一〇号　有限会社ひろみ
清算人　佐藤　昌彦

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

新潟県新潟市西区大野町三三〇二番地
渡辺石材株式会社
代表清算人　渡邉　正雄

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

富山県高岡市福岡町江尻二四九番地の一
有限会社鋤田商店
清算人　鋤田　謙三

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

石川県金沢市此花町五番六号　ライフ金沢
第一ビル六〇一Ａ　レッドホッグ合同会社
代表清算人　加藤　祐太

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

石川県金沢市田上新町二〇五番地
株式会社くろまめサイエンス
代表清算人　太田　真琴

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

石川県河北郡津幡町字清水ホ三二五番地一
有限会社富久膳
清算人　舟田　健

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

山梨県山梨市大野天神原一四一九番地一
株式会社ウッド・ワールド
代表清算人　古屋　武仁

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

長野県塩尻市大門四番町九―一四
有限会社山崎無線サービス
清算人　山﨑　一郎

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日を以って解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

長野県諏訪郡下諏訪町社六九九二番地七三
株式会社ハヤック総合サービス
代表清算人　林　喜八郎

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

長野県須坂市大字須坂二四〇番地の二
有限会社ちょうちんや
清算人　中澤　武志

解散公告

当法人は、令和八年七月十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

長野県佐久市中込一一三三番地一四
特定非営利活動法人シニアサポートさく
清算人　長坂　毅

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年五月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

長野県大町市社五六一二番地
有限会社三栄左官店
清算人　降簱　正弘

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

長野県北安曇郡白馬村大字北城一〇三三一番地一
有限会社白馬エスキーナ
清算人　矢口　慶希

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

岐阜県羽島市江吉良町一〇二八番地
株式会社奥田工業
代表清算人　奥田　一夫

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

静岡県袋井市梅山二三五九番地の一三
Ｈ・Ｓ　Ｃｏｍｐａｎｙ株式会社
代表清算人　瀬戸　浩之

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

静岡県浜松市中央区中央一丁目二番一号
西遠ＰＦＩサービス株式会社
代表清算人　松本　真一

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

名古屋市中村区千成通六丁目一八番地

税理士法人加藤正人会計事務所

清算人　加藤　正人

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

愛知県小牧市田県町一七番地

株式会社ＭＫＩぷらす

代表清算人　村上　光昭

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

愛知県江南市村久野町寺東二〇〇番地

株式会社シャイニングハーモニー

代表清算人　山本　和枝

解散公告

当社は、令和八年六月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

愛知県豊田市久保町四丁目三一番地

有限会社福好

清算人　本間　亜希

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

愛知県豊田市西岡町二本木一〇九番地

有限会社テーケーエム

清算人　前田　幸二

解散公告

当社は、令和八年七月二十九日開催の株主総会の決議により同年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

名古屋市緑区徳重三丁目一〇一番地

ＤＣプロモーションズ株式会社

代表清算人　都築　祐介

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

愛知県刈谷市井ケ谷町後口田五六番地三

有限会社大興製作所

清算人　田中　元二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

三重県桑名市長島町福吉一六四番地一三

けやき庵株式会社

代表清算人　藤城　裕二

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

三重県名張市滝之原三五二八番地五

株式会社ラプトル

代表清算人　森山たまみ

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

三重県伊賀市西明寺四九三番地

桔梗測量設計株式会社

代表清算人　垣中　正次

解散公告

当社は、令和八年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

京都市右京区宇多野御池町二〇番地の一三

有限会社庵本店

清算人　松田　和道

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

京都市右京区太秦組石町六番地の一

有限会社あわづ

清算人　粟津　依子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字葛原六番地八〇

アルアル京都株式会社

代表清算人　深田真理子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市東淀川区豊里六丁目二二番一六―二〇二号

株式会社ぷらちな

代表清算人　大脇富美子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市北区大深町三番一号グランフロント大阪タワーＢ一八階

株式会社ＲＡＸＵＳ　Ｏｓａｋａ　Ｃｉｔｙ　ＳＣ　代表清算人　福重生次郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府大東市御領一丁目六番七七号

株式会社東洋テクノス

代表清算人　坂本賀壽子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市西区阿波座一丁目三番一五号関電不動産西本町ビル四階

Ｇｏｅｒｔｅｋ　Ｓｅｉｋｉ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ株式会社

代表清算人　車　勇

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府枚方市西船橋二丁目四七―八（一階一〇二号）

特定非営利活動法人枚方市障害者事業協会

清算人　岡崎　成子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市北区長柄西一丁目一番一三号グラン・ピア天神橋三〇二号室

松源商社株式会社

代表清算人　張　文礼

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府大東市三箇三丁目一〇番八号

有限会社小野商会

清算人　西野由美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市中央区島之内一丁目一五番一二号

一〇〇一号室　株式会社ＳＤＲＥＡＭ

代表清算人　張　穎

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市住之江区中加賀屋三丁目四―二一―二〇三号

VIM-ART INTERNATIONAL株式会社

代表清算人　応　日

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市北区堂島二丁目二番八号ザ・レジデンスマークタワー一二〇二号室

株式会社Ｋ＆Ｋ会計事務所

代表清算人　川田　典夫

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市浪速区元町二丁目九番六号

株式会社宝興産

代表清算人　大野　正雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府大阪市浪速区桜川一―四―二〇

青潮株式会社

代表清算人　牛　蕊

解散公告

当社は、令和八年六月三十日に、会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市阿倍野区阪南町三丁目一五番一二号

なかや装飾株式会社

代表清算人　種村　健治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府八尾市植松町二丁目六番一一号

株式会社からこマーケット

代表清算人　小林　雅代

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府吹田市山田東二丁目一〇番一五―四〇八号

有限会社エムシーブレイン

清算人　藤村　實

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市中央区島之内二丁目一番八号

株式会社シモウラ

代表清算人　下浦　健二

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府吹田市山田東二丁目一〇番一五―四〇八号

有限会社エムシーブレイン

清算人　藤村　實

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市浪速区敷津西一丁目九番三三―一〇〇三号

株式会社ＣＯＣＯ５

代表清算人　吉井　香澄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市福島区野田三丁目二番五号

三多株式会社

代表清算人　刘　仕毅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市浪速区元町三丁目一番四号

ユニチカメイト株式会社

代表清算人　内藤　洋

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府泉南郡熊取町大久保中二丁目一番二号

株式会社降井燃料ガス設備機器

代表清算人　降井　誠

解散公告

当社は、令和八年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市中央区谷町六丁目四番三四号ＪＰアパートメント大阪谷町三〇四号室

東禾株式会社

代表清算人　陳　麗　梅

解散公告

当社は、令和八年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市淀川区西宮原二―六―一六新大阪コーポビアネーズ一〇三二　株式会社吉悦

代表清算人　王　軍

解散公告

当社は、令和八年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府吹田市朝日が丘町二六番三ロイヤルハイツ朝日が丘五〇六号　謙順株式会社

代表清算人　趙　瑜

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

神戸市長田区御蔵通七丁目三六

株式会社マルチコーポレーション

代表清算人　園田まゆみ

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

兵庫県神戸市垂水区高丸五丁目七番一六号

有限会社アストロ・アリーナ

清算人　阪本　文美

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

兵庫県神戸市垂水区高丸五丁目七番一六号

有限会社メイウィンズ

清算人　佐野　省子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

神戸市東灘区住吉宮町六丁目一〇番一八号

有限会社三好商店

清算人　三好　繁樹

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

神戸市灘区篠原本町一丁目一番九号

株式会社教育求人どっとこむ

代表清算人　奥山　慎介

解散公告

当法人は、令和八年四月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

兵庫県宍粟市波賀町上野一九六―一

特定非営利活動法人ＴＯＭＯＮＩＴＳＵＫＵＲＵ

代表清算人　辻本希成喜

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

神戸市兵庫区水木通五丁目二番一八号

有限会社植原技建

清算人　植原　敏明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

奈良県天理市和爾町一二〇四番地

株式会社池村千歳園本店

代表清算人　池村　宗宏

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

奈良市鶴舞東町二番一三号

有限会社学園前コンタクト

清算人　福原　直美

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

島根県隠岐郡海士町大字海士四二六〇番地

合同会社江川畳内装店

清算人　江川　健次

解散公告

当社は、令和八年七月一日解散いたしました。

当会社の債権者は、本公告掲載の翌日から二か月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

島根県松江市雑賀町二四一番地

Cascader合同会社

清算人　小瀧　武治

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

岡山県倉敷市水島東川町一番二五号

有限会社加治屋建設

清算人　加治屋恵子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

岡山市北区東古松南町三番三八号

Ｋ＆Ｂ、ライフ株式会社

代表清算人　土岐　正典

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

広島県広島市西区庚午北四丁目三番二五―二号

合同会社箱庭

清算人　海平　英成

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

広島市西区中広町一丁目一六番二四号

株式会社アドラージャパン

代表清算人　角甲　夏男

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

広島市安佐南区祇園三丁目三五番二三号

三篠フォークリフト株式会社

代表清算人　田坂　信明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

広島県府中市栗柄町一二二四番地の二

徳毛株式会社

代表清算人　徳毛　欽次

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

広島市東区矢賀新町四丁目二番一一号

有限会社石田機型製作所

清算人　倉石　昇治

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

広島県呉市音戸町高須一丁目二番三〇号

大本建設株式会社

代表清算人　大本　満

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

広島市安佐南区祇園三丁目三五番二三号

三篠フォークリフト株式会社

代表清算人　田坂　信明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

徳島県吉野川市川島町桑村字下山田一六七番地の一三

有限会社活魚うちだ

清算人　内田　新

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

香川県仲多度郡琴平町上櫛梨四六五番地

有限会社壽美屋

清算人　大西　利枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

福岡市西区生の松原二丁目一四番二号

光太陽ハウス株式会社

代表清算人　渡邊みどり

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

福岡市博多区博多駅前三丁目一〇番三四号

三階　株式会社ビルドアップエス

代表清算人　坂本　健治

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

福岡県築上郡上毛町大字上唐原五三一番地

合同会社光の丘

清算人　井上　和子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

北九州市八幡西区木屋瀬三丁目八番五号

有限会社上川燃料店

清算人　上川　勝則

解散公告

当社は、令和八年七月十七日開催の株主総会の決議により同年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

福岡県柳川市大和町中島一六七五番地

有限会社入船海苔

清算人　堤　敬一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

北九州市若松区本町二丁目一三番三二号

有限会社ヒサヤ

清算人　久鍋　貴行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

福岡市早良区昭代一丁目二一番一〇号

有限会社ワーキング・クォーズ

清算人　中川　雅之

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

北九州市若松区桜町一五番一三号

有限会社砂田工務店

清算人　砂田　安則

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

長崎県長崎市金堀町八番二号

合同会社ｋｉｎｏｍｉ

清算人　佐藤かおる

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

長崎県松浦市御厨町里免八六二番地

有限会社橋口機械店

清算人　橋口　幸二

解散公告

当社は、令和八年七月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

長崎県長崎市東町二四九一番地七一

合同会社リュミエール

清算人　土山小百合

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

長崎県大村市池田二丁目六一九番地一一

ＳＭＫ　Ｔｒａｄｉｎｇ合同会社

代表清算人　牧原　晋輔

解散公告

当法人は、令和八年六月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

長崎県雲仙市小浜町富津二五五三―二

特定非営利活動法人富津の明日を創る会

清算人　上野　和子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

熊本県天草市船之尾町八番六号

有限会社天草板金工業

清算人　松下　洋助

解散公告

当社は、令和八年六月十九日開催の株主総会の決議により令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

熊本県玉名市岱明町中土七四六番地の一

株式会社ヴォイス

代表清算人　今村　猛美

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大分県大分市大字毛井七八三番地の五

静栄産業有限会社

清算人　小仲　孝子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大分市広瀬町二丁目三番四三号

有限会社大分白洋舎

清算人　小原　康祐

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大分市大字小野鶴七一〇番地

有限会社神谷塗装

清算人　神谷　修

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大分県速見郡日出町豊岡六一〇〇―二七三

有限会社アートステーション

清算人　豊田　耕二

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

宮崎県東臼杵郡門川町南町五丁目八四番地

合同会社縁

清算人　金丸ひろみ

令和八年八月三日

大分県大分市大字毛井七八三番地の五

静栄産業有限会社

清算人　小仲　孝子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大分市広瀬町二丁目三番四三号

有限会社大分白洋舎

清算人　小原　康祐

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大分市大字小野鶴七一〇番地

有限会社神谷塗装

清算人　神谷　修

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

宮崎県児湯郡木城町大字椎木一一五五番地―一

合同会社むそう

清算人　山崎　純

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

宮崎県宮崎市松山一丁目八番八号

株式会社そばとき

代表清算人　村岡　浩司

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

宮崎県都城市高崎町前田三六七五番地二

前田ＰＬＷＣ株式会社

代表清算人　前田　直樹

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月十九日開催の臨時大会の決議により同年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

東京都府中市片町三丁目二二番地

東芝デジタルソリューションズ労働組合

清算人　佐藤　裕樹

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

神奈川県大和市大和東三丁目四番二七号

医療法人あすなろ会

清算人　壁谷　悠介

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

名古屋市緑区古鳴海二丁目一三八番地

医療法人惠会

清算人　伊藤　久惠

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和八年七月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

三重県名張市桔梗が丘五番町二街区四八番地

医療法人つくし

清算人　加藤　正彦

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月七日集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

三重県津市豊が丘二丁目一番二号

豊が丘団地管理組合法人

代表清算人　相坂　民夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月二十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府泉南市樽井六丁目三番一九号

医療法人若狭歯科医院

清算人　若狭　薫滋

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

奈良市鶴舞東町二番一三号

医療法人福原眼科

清算人　福原　直美

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年七月三日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

広島市佐伯区海老園三丁目一九番一―八〇九号

島津マンション敷地売却組合

代表清算人　豊島　由浩

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月十五日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

三重県四日市市山田町二二八九番地の一

宗教法人眞勢寺

清算人　市原しげ子

債権申出先　兵庫県川西市小花二丁目七番四―一一〇六号

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年七月一日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

兵庫県丹波市氷上町稲畑七六七番地

農事組合法人稲畑どろんこ会

清算人　梅垣　嘉位

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月一日松山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

愛媛県松山市大字余戸一二〇四番地

宗教法人常寶院

清算人　吉村　紀行

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月十六日鹿児島地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

鹿児島県大島郡宇検村田検四六八番地一

宗教法人南西諸島イエス之御霊教会

事務所　鹿児島県姶良市東餅田二四九〇番地二　岩井法律事務所

清算人　弁護士　岩井　作太

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

新潟県新発田市新栄町一丁目一番六号

医療法人社団よつば会

清算人　渡部　坦

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十四日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府豊中市上野坂一丁目二番二〇号

医療法人よしおか医院

清算人　吉岡　儀子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十一日開催の総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪市平野区長吉六反二丁目六番三九号

医療法人岡部耳鼻咽喉科医院

清算人　大西　博昭

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

岡山県都窪郡早島町早島一三八九番地

薬師庵

清算人　竹井　成範

第７期決算公告

令和８年８月３日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

ペイシャンスキャピタルグループ株式会社

代表取締役

ケン・チャン・チェン・ウェイ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	307
	固定資産	159
	資産合計	**466**
負債及び純資産の部	流動負債	243
	株主資本	223
	資本金	10
	利益剰余金	213
	その他利益剰余金	213
	（うち当期純利益）	(40)
	負債・純資産合計	**466**

第２期決算公告

令和８年６月29日
青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂210
中泊リージョナルパワー株式会社
代表取締役　濱舘　豊光

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	48,260,555
	固定資産	4,750,429
	繰延資産	1,820,000
	合計	54,830,984
負債及び純資産の部	流動負債	11,619,656
	固定負債	40,000,000
	株主資本	3,211,328
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	△5,788,672
	その他利益剰余金	△5,788,672
	（うち当期純損失）	(5,169,083)
	合計	54,830,984

第 6 期 決 算 公 告

令和８年８月３日

東京都港区海岸一丁目２番20号汐留ビルディング３階
CSC Japan Corporate Services株式会社内

Shockwave Medical Japan株式会社

代表取締役　チン・ツー・フン・ボニャンノ

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,470,267	流動負債	3,144,560
固定資産	143,415	（賞与引当金）	(120,153)
		（有給休暇引当金）	(25,284)
		株主資本	469,121
		資本金	250
		利益剰余金	468,871
		その他利益剰余金	468,871
		（うち当期純利益）	(264,602)
資産合計	3,613,682	負債・純資産合計	3,613,682

第 21 期 決 算 公 告

令和８年８月３日

東京都豊島区西池袋一丁目４番10号

Ｊａｐａｎ電力株式会社

代表取締役　中田　裕介

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,074,460	流動負債	19,768,617
固定資産	5,473,034	賞与引当金	15,781
		その他	19,752,836
		株主資本	△5,221,122
		資本金	100,000
		資本剰余金	8,420,000
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	8,395,000
		利益剰余金	△13,741,122
		その他利益剰余金	△13,741,122
		（うち当期純損失）	(4,301,663)
資産合計	14,547,495	負債・純資産合計	14,547,495

（仮称）珠洲大谷峠ウィンドファーム事業の実施引継ぎに関する公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の九第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

日本風力サービス株式会社
代表取締役　倉田　隆広
東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（なお、日本風力サービス株式会社は、令和八年八月一日付でＧＰＳＳ事業開発株式会社を存続会社とする吸収合併により、消滅しました。）

二、第一種事業の名称、種類及び規模

（仮称）珠洲大谷峠ウィンドファーム事業
風力（陸上）
最大発電所出力　三六、〇〇〇ｋＷ
（三、六〇〇～五、三〇〇ｋＷ×最大十基）

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

日本風力サービス株式会社は、第一種事業の実施を当社へ引き継ぎましたので、法第三条の九第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに第一種事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ＧＰＳＳ事業開発株式会社
代表取締役　倉田　隆広
東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

令和八年八月三日

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階
ＧＰＳＳ事業開発株式会社
代表取締役　倉田　隆広

（仮称）出水ウィンドファーム事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

日本風力サービス株式会社
代表取締役　倉田　隆広
東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（なお、日本風力サービス株式会社は、令和八年八月一日付でＧＰＳＳ事業開発株式会社を存続会社とする吸収合併により、消滅しました。）

二、対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）出水ウィンドファーム事業
風力（陸上）
最大発電所出力　六〇、二〇〇ｋＷ
（四、二〇〇～四、三〇〇ｋＷ×最大十四基）

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

日本風力サービス株式会社は、対象事業の実施を当社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ＧＰＳＳ事業開発株式会社
代表取締役　倉田　隆広
東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

令和八年八月三日

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階
ＧＰＳＳ事業開発株式会社
代表取締役　倉田　隆広

第 42 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
宮城県栗原市築館字下待井36番地の２
東北部品株式会社
代表取締役　吉田　光紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,579,598
	固定資産	1,295,900
	合計	2,875,498
負純資債及産のび部	流動負債	1,669,770
	固定負債	634,198
	株主資本	571,530
	資本金	10,000
	利益剰余金	561,530
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	559,030
	（うち当期純利益）	(116,979)
	合計	2,875,498

第 22 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
宮城県石巻市三河町10番地
石巻飼料株式会社
代表取締役社長　白鳥　建樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	245,098
	固定資産	9,744
	合計	254,843
負純資債及産のび部	流動負債	93,521
	（賞与引当金）	(9,460)
	固定負債	15,688
	退職給付引当金	15,688
	株主資本	145,634
	資本金	50,000
	利益剰余金	95,634
	その他利益剰余金	95,634
	（うち当期純利益）	(7,245)
	合計	254,843

第 63 期 決 算 公 告

令和８年６月18日
宮城県仙台市若林区六丁目
字南８先５街区２画地
株式会社ＴＴＫエンジ宮城
代表取締役社長　髙杉　秀智

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	957,602
	固定資産	112,366
	合計	1,069,969
負純資債及産のび部	流動負債	256,382
	固定負債	174,357
	株主資本	639,229
	資本金	30,000
	利益剰余金	609,229
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	601,729
	（うち当期純利益）	(110,542)
	合計	1,069,969

第 63 期決算公告

令和８年８月３日
埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目８番地１
株式会社ミツウロコクリエイティブソリューションズ
代表取締役社長　小柳　栄治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,463
	固定資産	519
	合計	4,982
負純資債及産のび部	流動負債	4,204
	固定負債	189
	株主資本	589
	資本金	30
	利益剰余金	559
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	551
	（うち当期純利益）	(28)
	合計	4,982

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
福島県郡山市田村町金屋字川久保23番地
株式会社美土里耕産
代表取締役社長　髙橋　智浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,156,042
	固定資産	5,611,559
	合計	7,767,601
負純資債及産のび部	流動負債	6,830,624
	固定負債	29,140
	株主資本	907,836
	資本金	20,300
	利益剰余金	887,536
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	882,536
	（うち当期純利益）	(67,322)
	合計	7,767,601

第 36 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
宮城県石巻市鹿又字山下西100番地
石巻アスコン株式会社
代表取締役　苣口　智聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	300,761
	固定資産	2,233
	資産合計	302,995
負純資債及産のび部	流動負債	161,018
	負債合計	161,018
	株主資本	141,976
	資本金	10,000
	利益剰余金	131,976
	その他利益剰余金	131,976
	（うち当期純損失）	(63,359)
	純資産合計	141,976
	負債・純資産合計	302,995

第 10 期決算公告

令和８年６月29日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
丸の内インフラストラクチャー株式会社
代表取締役　田中　庸介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	870
	固定資産	180
	合計	1,050
負純資債及産のび部	流動負債	402
	賞与引当金	33
	その他	369
	株主資本	648
	資本金	245
	資本剰余金	245
	資本準備金	245
	利益剰余金	158
	その他利益剰余金	158
	（うち当期純利益）	(202)
	合計	1,050

第 1 期決算公告

令和８年４月26日
東京都中央区銀座１丁目12番４号
Ｎ＆ＥＢＬＤ．７階
ｍａｒｕｔｏｐｅ株式会社
代表取締役　野坂　創一

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	99,057,277
	固定資産	332,334
	資産合計	99,389,611
負純資債及産のび部	流動負債	304,122
	株主資本	99,085,489
	資本金	51,000,000
	資本剰余金	50,000,000
	資本準備金	50,000,000
	利益剰余金	△1,914,511
	その他利益剰余金	△1,914,511
	（うち当期純損失）	(1,914,511)
	負債・純資産合計	99,389,611

第 10 期決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区内神田二丁目15番９号
株式会社カスタムライフ
代表取締役　松**原**　将治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	447,924
	固定資産	23,719
	合計	471,644
負純資債及産のび部	流動負債	42,757
	賞与引当金	4,162
	株主資本	428,887
	資本金	6,100
	資本剰余金	2,113,424
	その他資本剰余金	2,113,424
	利益剰余金	△1,690,636
	その他利益剰余金	△1,690,636
	（うち当期純損失）	(273,126)
	合計	471,644

第６期決算公告

令和８年８月３日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社地域創生ホールディングス
代表取締役　渡邊　航大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,244,226
	固定資産	2,829,175
	資産合計	6,073,401
負純資債及産のび部	流動負債	5,621,727
	賞与引当金	1,372
	その他	5,620,355
	株主資本	451,673
	資本金	101,000
	利益剰余金	983,319
	利益準備金	25,250
	その他利益剰余金	958,069
	（うち当期純利益）	(322,281)
	自己株式	△632,645
	負債・純資産合計	6,073,401

第２期決算公告

令和８年８月３日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
エナジーコネクト株式会社
代表取締役　近藤　惇平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	156,294
	固定資産	5,806
	合計	162,101
負純資債及産のび部	流動負債	19,139
	賞与引当金	3,019
	その他	16,120
	株主資本	142,961
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△57,038
	その他利益剰余金	△57,038
	（うち当期純損失）	(55,833)
	合計	162,101

第 3 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社Ｈ－Ｐｏｗｅｒホールディングス
代表取締役　鮑　　俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,264,008
	固定資産	13,991,273
	合計	17,255,281
負純資債及産のび部	流動負債	3,428,287
	賞与引当金	5,815
	その他	3,422,472
	株主資本	13,826,994
	資本金	10,000
	利益剰余金	16,542,220
	その他利益剰余金	16,542,220
	（うち当期純利益）	(13,240,514)
	自己株式	△2,725,226
	合計	17,255,281

第２期決算公告

令和８年８月３日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社クロスワン
代表取締役　山内　成身

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,878
	固定資産	6,157
	合計	41,036
負純資産及び債の部	流動負債	109,538
	賞与引当金	2,592
	その他	106,945
	株主資本	△68,502
	資本金	20,000
	利益剰余金	△88,502
	その他利益剰余金	△88,502
	（うち当期純損失）	(87,031)
	合計	41,036

第３期決算公告

令和８年８月３日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社アクセルパワー
代表取締役　占部　昇平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,272,265
	固定資産	40,174
	合計	4,312,439
負純資産及び債の部	流動負債	2,937,805
	株主資本	1,374,633
	資本金	101,000
	資本剰余金	2,169,747
	その他資本剰余金	2,169,747
	利益剰余金	1,241,093
	その他利益剰余金	1,241,093
	（うち当期純利益）	(1,247,298)
	自己株式	△2,137,207
	合計	4,312,439

第２期決算公告

令和８年８月３日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社エネパル
代表取締役　髙栁　祐太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,487,032
	固定資産	243,071
	合計	3,730,103
負純資産及び債の部	流動負債	7,646,237
	賞与引当金	1,404
	その他	7,644,833
	株主資本	△3,916,133
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△3,936,133
	その他利益剰余金	△3,936,133
	（うち当期純損失）	(3,933,707)
	合計	3,730,103

第52期決算公告

令和８年８月３日
東京都港区虎ノ門二丁目４番１号
日企ホールディングス株式会社
代表取締役　河野　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	431,434
	固定資産	281,798
	合計	713,233
負純資産及び債の部	流動負債	532
	株主資本	712,700
	資本金	45,000
	資本剰余金	14,437
	資本準備金	14,437
	利益剰余金	653,263
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	645,763
	（うち当期純損失）	(1,219)
	合計	713,233

第２期決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区内幸町一丁目３番３号
パレットホールディングス株式会社
代表取締役　酒井　香紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,089,742
	固定資産	12,319,335
	合計	13,409,078
負純資産及び債の部	流動負債	87,093
	固定負債	8,267,000
	株主資本	5,054,984
	資本金	100,000
	新株式申込証拠金	600,000
	資本剰余金	4,900,000
	その他資本剰余金	4,900,000
	利益剰余金	△545,015
	その他利益剰余金	△545,015
	（うち当期純損失）	(537,648)
	合計	13,409,078

第５期決算公告

令和８年８月３日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
ＨＴＢエナジー株式会社
代表取締役　松木　理彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	13,021,081
	固定資産	12,356,619
	合計	25,377,701
負純資産及び債の部	流動負債	18,841,679
	賞与引当金	39,476
	その他	18,802,202
	株主資本	6,536,021
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	6,523,521
	その他利益剰余金	6,523,521
	（うち当期純利益）	(3,638,127)
	合計	25,377,701

第20期決算公告

令和８年６月19日
山梨県中央市中楯825番地
株式会社甲府明電舎
代表取締役　鈴木　克則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	5,022
	固定資産	966
	合計	5,988
負純資産及び債の部	流動負債	3,389
	固定負債	575
	株主資本	2,024
	資本金	400
	資本剰余金	1,191
	利益剰余金	433
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	333
	（うち当期純利益）	(152)
	合計	5,988

第37期決算公告

令和８年６月26日
神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
株式会社日本サーキット
代表取締役　神野　晃一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	325,556
	固定資産	51,414
	合計	376,971
負純資産及び債の部	流動負債	112,317
	（賞与引当金）	(32,280)
	固定負債	4,856
	株主資本	234,737
	資本金	98,000
	資本剰余金	68,000
	利益剰余金	68,737
	その他利益剰余金	68,737
	（うち当期純利益）	(29,693)
	評価・換算差額等	25,060
	合計	376,971

第16期決算公告

令和８年８月３日
東京都港区西新橋一丁目８番１号
ＲＥＶＺＯ虎ノ門３階
株式会社ｒａｄｉｋｏ
代表取締役社長　池田　卓生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,746,730
	固定資産	908,673
	資産合計	3,655,403
負純資産及び債の部	流動負債	1,956,344
	株主資本	1,699,059
	資本金	168,400
	資本剰余金	168,400
	資本準備金	168,400
	利益剰余金	1,362,259
	その他利益剰余金	1,362,259
	（うち当期純利益）	(105,147)
	負債・純資産合計	3,655,403

第７期決算公告

令和８年８月３日
愛知県名古屋市中村区太閤三丁目１番18号
株式会社テイ・アイ・シイ
代表取締役　新宮　広規

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,356
	固定資産	6,541
	合計	7,898
負純資産及び債の部	流動負債	762
	固定負債	34
	株主資本	7,099
	資本金	100
	資本剰余金	4,200
	資本準備金	2,150
	その他資本剰余金	2,050
	利益剰余金	2,799
	その他利益剰余金	2,799
	（うち当期純利益）	(659)
	合計	7,898

第39期決算公告

2026年６月25日
静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目８番８号
グッドリビング株式会社
代表取締役　永野　武

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,404,151
	固定資産	1,009,581
	資産合計	4,413,732
負純資産及び債の部	流動負債	1,606,974
	固定負債	125,746
	株主資本	2,681,011
	資本金	92,500
	資本剰余金	69,860
	資本準備金	69,860
	利益剰余金	2,518,651
	利益準備金	3,255
	その他利益剰余金	2,515,396
	（うち当期純利益）	(356,280)
	負債・純資産合計	4,413,732

第６期決算公告

令和８年６月12日
長野県岡谷市若宮町一丁目７番35号
株式会社ＮＳテクノロジーズ
代表取締役社長　志村　博章

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,885,958
	固定資産	269,407
	繰延資産	44,522
	合計	2,199,887
負純資産及び債の部	流動負債	2,102,029
	固定負債	19,040
	株主資本	78,817
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△121,182
	その他利益剰余金	△121,182
	（うち当期純利益）	(22,331)
	合計	2,199,887

第 27 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地
サーラタワー
株式会社東三河総合ガスセンター
代表取締役社長　中西　清三

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,616
	固定資産	165,194
	合計	255,810
負純資産及び部	流動負債	58,387
	固定負債	0
	株主資本	197,423
	資本金	50,000
	利益剰余金	147,423
	その他利益剰余金	147,423
	（うち当期純利益）	(10,457)
	合計	255,810

第 9 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
愛知県西尾市米津町入船２番58
西三河ガスセンター株式会社
代表取締役社長　岡本　三男

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,833
	合計	35,833
負純資産及び部	流動負債	10,152
	株主資本	25,680
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,680
	その他利益剰余金	15,680
	（うち当期純利益）	(1,085)
	合計	35,833

第 50 期決算公告

令和８年８月３日
愛知県蒲郡市港町22番地
蒲郡ガス株式会社
代表取締役社長　小田　洸次

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	59,374
	固定資産	129,933
	合計	189,308
負純資産及び部	流動負債	14,408
	固定負債	56,091
	株主資本	118,809
	資本金	67,380
	資本剰余金	11,220
	資本準備金	11,220
	利益剰余金	40,209
	利益準備金	7,393
	その他利益剰余金	32,816
	（うち当期純利益）	(1,298)
	合計	189,308

第 46 期決算公告

令和８年６月26日
名古屋市西区名駅二丁目27番８号
トーテックフロンティア株式会社
代表取締役　岸　　一光

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	862,688
	固定資産	213,394
	合計	1,076,082
負純資産及び部	流動負債	480,583
	（賞与引当金）	(186,279)
	固定負債	91,022
	株主資本	504,477
	資本金	30,000
	利益剰余金	12,500
	利益剰余金	461,977
	その他利益剰余金	461,977
	（うち当期純利益）	(116,787)
	合計	1,076,082

第 32 期決算公告

令和８年６月26日
名古屋市西区名駅二丁目27番８号
トーテックビジネスサポート株式会社
代表取締役　山田　和彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	393,289
	固定資産	15,509
	合計	408,798
負純資産及び部	流動負債	155,431
	（賞与引当金）	(12,866)
	固定負債	22,810
	株主資本	230,556
	資本金	10,000
	利益剰余金	220,566
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	218,056
	（うち当期純利益）	(32,293)
	合計	408,798

第 5 期決算公告

令和８年８月３日
名古屋市中区大須二丁目４番８号
株式会社ＴＶＡａｄｖａｎｃｅ
代表取締役　林　　雪彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	167
	固定資産	31
	合計	198
負純資産及び部	流動負債	9
	株主資本	189
	資本金	100
	資本剰余金	136
	資本準備金	100
	その他資本剰余金	36
	利益剰余金	△47
	その他利益剰余金	△47
	（うち当期純損失）	(12)
	合計	198

第 19 期決算公告

令和８年８月３日
三重県四日市市川尻町100番地
ＭＣＪエネルギーサービス株式会社
代表取締役　千明　勝郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,178,906
	固定資産	279,694
	合計	2,458,600
負純資産及び部	流動負債	1,110,843
	固定負債	127,962
	株主資本	1,219,794
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	1,119,794
	その他利益剰余金	1,119,794
	（うち当期純利益）	(486,674)
	合計	2,458,600

第 28 期決算公告

令和８年６月25日
愛知県みよし市打越町新池浦53番７
協豊ファクトリーサービス株式会社
代表取締役社長　深津　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,366,863
	固定資産	236,352
	資産合計	1,603,215
負純資産及び部	流動負債	362,539
	固定負債	93,955
	株主資本	1,146,720
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,136,720
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,134,220
	（うち当期純利益）	(111,115)
	負債・純資産合計	1,603,215

第 31 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
名古屋市西区菊井二丁目15番５号
株式会社スギノダイレクトサービス
代表取締役社長　前田　　勝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,466,660
	固定資産	108,988
	合計	2,575,648
負純資産及び部	流動負債	323,988
	固定負債	116,559
	株主資本	2,135,100
	資本金	80,000
	利益剰余金	2,055,100
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	2,035,100
	（うち当期純利益）	(275,656)
	合計	2,575,648

第 6 期決算公告

令和８年６月26日
和歌山県和歌山市中之島2249番地
株式会社ロカリスト
代表取締役　柿谷真樹人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,114
	固定資産	4,342
	合計	23,457
負純資産及び部	流動負債	22,140
	固定負債	2,450
	株主資本	△1,133
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△51,133
	その他利益剰余金	△51,133
	（うち当期純損失）	(2,099)
	合計	23,457

第 35 期 決 算 公 告

2026 年８月３日
京都市下京区梅小路高畑町19番地
東海商事株式会社
代表取締役　篠田　節美

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,361
	固定資産	1,115
	合計	4,477
負純資産及び部	流動負債	4,370
	固定負債	10,814
	株主資本	△10,706
	資本金	10,000
	利益剰余金	△20,706
	その他利益剰余金	△20,706
	（うち当期純損失）	(101)
	合計	4,477

第 122 期決算公告

令和８年８月３日
三重県四日市市千歳町37番地
四日市ポートサービス株式会社
代表取締役　青井　光大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	736,212
	固定資産	232,592
	資産合計	968,804
負純資産及び部	流動負債	58,814
	固定負債	125,121
	株主資本	752,463
	資本金	20,000
	資本剰余金	302
	利益剰余金	732,161
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	727,161
	（うち当期純利益）	(14,552)
	評価・換算差額等	32,405
	負債・純資産合計	968,804

第１期決算公告

令和８年８月３日
香川県高松市屋島西町1858番地
四電Ｔ＆Ｄサービス株式会社
代表取締役社長　長谷川　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	206,753
	固定資産	35,357
	合計	242,111
負債及び純資産の部	流動負債	115,837
	株主資本	126,273
	資本金	95,000
	資本剰余金	95,000
	資本準備金	95,000
	利益剰余金	△63,726
	その他利益剰余金	△63,726
	（うち当期純損失）	(63,726)
	合計	242,111

第214期決算公告

令和８年８月３日
山口県下関市岬之町18番12号
下関倉庫株式会社
代表取締役　平井　研一

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	781,289
	固定資産	202,238
	資産合計	983,527
負債及び純資産の部	流動負債	52,005
	固定負債	0
	株主資本	931,522
	資本金	14,760
	資本剰余金	14,861
	（資本準備金）	(14,861)
	利益剰余金	901,901
	（利益準備金）	(3,690)
	（その他利益剰余金）	(898,211)
	（うち当期純利益）	(33,773)
	負債・純資産合計	983,527

第21期決算公告

令和８年８月３日
山口県下関市岬之町18番12号
足立港運株式会社
代表取締役　平井　研一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	137,412
	固定資産	50,718
	資産合計	188,130
負債及び純資産の部	流動負債	10,738
	固定負債	0
	株主資本	177,392
	資本金	12,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	165,393
	（利益準備金）	(750)
	（その他利益剰余金）	(164,643)
	（うち当期純利益）	(12,998)
	負債・純資産合計	188,130

第14期決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区神田須田町一丁目24番地
公益財団法人小柳財団
代表理事　大倉　一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,504
	固定資産	2,268,464
	合計	2,273,969
負債及び正味財産の部	流動負債	17
	負債合計	17
	指定正味財産	2,267,800
	一般正味財産	6,151
	正味財産合計	2,273,951
	合計	2,273,969

第35期決算公告

令和８年６月17日
熊本県玉名郡南関町大字四ツ原1280
熊本工機株式会社
代表取締役　萩原　貴芳

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,558,119
	固定資産	417,688
	合計	2,975,807
負債及び純資産の部	流動負債	1,803,199
	固定負債	184,208
	株主資本	988,399
	資本金	10,000
	利益剰余金	978,399
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	975,899
	（うち当期純利益）	(123,481)
	合計	2,975,807

第49期決算公告

令和８年６月26日
佐賀県佐賀市愛敬町７番17号
佐銀ビジネスサービス株式会社
代表取締役社長　野口　誠

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	187,362
	固定資産	20,504
	合計	207,866
負債及び純資産の部	流動負債	11,590
	（賞与引当金）	(934)
	固定負債	5,965
	（役員退職引当金）	(2,737)
	（退職給付引当金）	(3,228)
	株主資本	190,311
	資本金	104,000
	利益剰余金	86,311
	（うち当期純利益）	(18,420)
	合計	207,866

第16期決算公告

2026年８月３日
北海道帯広市西24条北４丁目１番地５
株式会社とかちＥサービス
代表取締役　菊地　昭彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	352,905
	固定資産	89
	合計	352,995
負債及び純資産の部	流動負債	213,272
	株主資本	139,722
	資本金	35,000
	利益剰余金	104,722
	その他利益剰余金	104,722
	（うち当期純利益）	(7,226)
	合計	352,995

農林債の元利金お支払い終了のお知らせ

農林中央金庫にて発行しました農林債（ワリノー・リツノー）は、すべての元金と利子（以下「元利金」）の支払に関する消滅時効の期限が到来していることから、元利金のお支払いを令和九年八月三十一日までとさせていただきます。※今回の対象債券は、消滅時効が完成しているワリノー・リツノー（第二七八回までの保護預り、登録債を含む）に限られます。※本お知らせは、民法第一五二条（承認による時効の更新）に定める権利の承認を行うものではありません。

令和八年八月三日
東京都千代田区大手町一丁目二番一号
農林中央金庫
代表理事理事長　北林　太郎

興業債券・みずほ銀行債券・みずほコーポレート銀行債券の元利金お支払終了のお知らせ

日本興業銀行・みずほ銀行・みずほコーポレート銀行にて発行しました金融債は、すべての元金と利子（以下「元利金」）のお支払いが令和八年八月三十一日までに完了することから、元利金のお支払いを令和八年八月三十一日までとさせていただきます。※本お知らせは、民法第一五二条（承認による時効の更新）に定める権利の承認を行うものではありません。

令和八年八月三日
東京都千代田区大手町一丁目五番五号
株式会社みずほ銀行
取締役頭取　加藤　勝彦

第21期決算公告

2026年８月３日
福島県福島市仁井田字北原３番地３
株式会社あらかわＥサービス
代表取締役　笠間　信克

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	352,388
	固定資産	2,721
	合計	355,110
負債及び純資産の部	流動負債	158,328
	株主資本	196,781
	資本金	150,000
	利益剰余金	46,781
	その他利益剰余金	46,781
	（うち当期純利益）	(3,393)
	合計	355,110

第13期決算公告

2026年８月３日
秋田県横手市柳田字中村126番地
株式会社よこてＥサービス
代表取締役　粟津　一雄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	367,296
	固定資産	860
	合計	368,156
負債及び純資産の部	流動負債	130,228
	株主資本	237,927
	資本金	200,000
	利益剰余金	37,927
	その他利益剰余金	37,927
	（うち当期純利益）	(5,789)
	合計	368,156

第９期決算公告

2026年８月３日
北海道紋別郡遠軽町向遠軽297番地１
株式会社えんがるＥサービス
代表取締役　粟津　一雄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	192,847
	固定資産	560
	合計	193,408
負債及び純資産の部	流動負債	75,816
	株主資本	117,591
	資本金	100,000
	利益剰余金	17,591
	その他利益剰余金	17,591
	（うち当期純利益）	(4,579)
	合計	193,408

第 13 期 決 算 公 告

2026 年８月３日

栃木県小山市大字塩沢576番地15

株式会社おやまＥサービス

代表取締役　笠間　信克

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	282,573
	固定資産	147
	合計	282,721
負純資産及のび部	流動負債	33,302
	株主資本	249,418
	資本金	200,000
	利益剰余金	49,418
	その他利益剰余金	49,418
	（うち当期純利益）	(3,572)
	合計	282,721

第７期決算公告

2026年８月３日

茨城県守谷市緑一丁目１番地21

アサヒクオリティー
アンドイノベーションズ株式会社

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,649,502
	固定資産	1,869,808
	合計	5,519,310
負純資産及のび部	流動負債	5,073,462
	賞与引当金	29,078
	固定負債	57,958
	株主資本	387,889
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	287,889
	その他利益剰余金	287,889
	（うち当期純利益）	(142,732)
	合計	5,519,310

第４期決算公告

令和８年８月３日

福島県南相馬市小高区本町一丁目87番地

LAND INSIGHT株式会社

代表取締役　遠藤　嵩大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,804
	固定資産	1,688
	資産合計	44,493
負純資産及のび部	流動負債	3,777
	固定負債	—
	株主資本	40,666
	資本金	50,500
	資本剰余金	47,500
	資本準備金	47,500
	利益剰余金	△57,333
	その他利益剰余金	△57,333
	（うち当期純損失）	(22,136)
	新株予約権	50
	負債・純資産合計	44,493

第 5 期 決 算 公 告

2026 年８月３日

千葉県浦安市千鳥15番地２

株式会社しんうらやすＥサービス

代表取締役　粟津　一雄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	433,510
	固定資産	21
	合計	433,532
負純資産及のび部	流動負債	312,237
	株主資本	121,295
	資本金	100,000
	利益剰余金	21,295
	その他利益剰余金	21,295
	（うち当期純利益）	(2,307)
	合計	433,532

第 14 期 決 算 公 告

2026 年８月３日

千葉県船橋市大神保町1360番地１

株式会社ふなばしＥサービス

代表取締役　笠間　信克

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	615,211
	固定資産	277
	合計	615,489
負純資産及のび部	流動負債	276,970
	株主資本	338,518
	資本金	300,000
	利益剰余金	38,518
	その他利益剰余金	38,518
	（うち当期純利益）	(4,594)
	合計	615,489

第 4 期 決 算 公 告

2026 年８月３日

栃木県小山市大字塩沢576番地15

株式会社おやま２期Ｅサービス

代表取締役　今村　浩喜

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	117,242
	固定資産	334
	合計	117,576
負純資産及のび部	流動負債	19,163
	株主資本	98,413
	資本金	100,000
	利益剰余金	△1,586
	その他利益剰余金	△1,586
	（うち当期純利益）	(2,228)
	合計	117,576

第 13 期 決 算 公 告

2026 年８月３日

東京都武蔵野市緑町三丁目１番５号

株式会社むさしのＥサービス

代表取締役　今村　浩喜

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	530,414
	固定資産	4,581
	合計	534,995
負純資産及のび部	流動負債	180,667
	株主資本	354,327
	資本金	250,000
	利益剰余金	104,327
	その他利益剰余金	104,327
	（うち当期純利益）	(29,796)
	合計	534,995

第 26 期 決 算 公 告

2026 年７月 24 日

東京都中央区日本橋人形町二丁目33番８号

株式会社リージャー

代表取締役　笹原　敬久

貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	155,427
	固定資産	59,796
	資産合計	215,223
負純資産及のび部	流動負債	101,239
	固定負債	94,398
	株主資本	19,585
	資本金	100,000
	資本剰余金	732
	利益剰余金	△81,146
	その他利益剰余金	△81,146
	（うち当期純損失）	(66,321)
	合計	215,223

第 3 期 決 算 公 告

2026 年８月３日

千葉県柏市船戸山高野538番地

株式会社しんかしわＥサービス

代表取締役　粟津　一雄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	312,900
	固定資産	29
	合計	312,930
負純資産及のび部	流動負債	207,826
	株主資本	105,103
	資本金	100,000
	利益剰余金	5,103
	その他利益剰余金	5,103
	（うち当期純利益）	(1,856)
	合計	312,930

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月 26 日

東京都千代田区有楽町１丁目７番１号

株式会社ジェイ・シグマ

代表取締役　佐藤　雅典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	23
	固定資産	0
	合計	23
負純資産及のび部	流動負債	6
	株主資本	17
	資本金	5
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	7
	その他利益剰余金	7
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	23

第６期決算公告

令和８年８月３日

東京都渋谷区神宮前六丁目23番４号
桑野ビル２階

株式会社SOILNOKIDS

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	8,551,965
	固定資産	1,096,992
	繰延資産	286,760
	資産合計	9,935,717
負純資産及のび部	流動負債	10,420,870
	固定負債	8,050,000
	株主資本	△8,535,153
	資本金	13,480,000
	資本剰余金	12,480,000
	資本準備金	12,480,000
	利益剰余金	△34,495,153
	その他利益剰余金	△34,495,153
	（うち当期純損失）	(12,802,474)
	負債・純資産合計	9,935,717

第 7 期 決 算 公 告

2026 年８月３日

東京都立川市柴崎町五丁目５番５号

株式会社たちかわＥサービス

代表取締役　高野　和夫

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	234,558
	固定資産	478
	合計	235,037
負純資産及のび部	流動負債	138,003
	株主資本	97,033
	資本金	90,000
	利益剰余金	7,033
	その他利益剰余金	7,033
	（うち当期純利益）	(2,193)
	合計	235,037

第２期決算公告

令和８年８月３日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目30番11号
ヨートービル３階
Ｆｏｒｅ Ｂｒｉｄｇｅ株式会社
代表取締役　竹内　智洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	94,059,213
	固定資産	172,434,656
	合計	266,493,869
負債及び純資産の部	流動負債	29,641,118
	固定負債	20,000,000
	株主資本	216,852,751
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	120,001,000
	その他資本剰余金	120,001,000
	利益剰余金	△3,148,249
	その他利益剰余金	△3,148,249
	（うち当期純損失）	（4,880,761）
	合計	266,493,869

第14期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区内幸町２丁目１番６号
ｘＩＤ株式会社
代表取締役　日下　光

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	200,183
	固定資産	7,569
	資産合計	207,752
負債及び純資産の部	流動負債	112,830
	固定負債	335,308
	株主資本	△241,138
	資本金	249,955
	資本剰余金	641,493
	資本準備金	641,493
	利益剰余金	△1,132,586
	その他利益剰余金	△1,132,586
	（うち当期純損失）	（280,634）
	新株予約権	752
	負債・純資産合計	207,752

第14期決算公告

令和８年８月３日
東京都新宿区西新宿六丁目22番１号
伊豆高原学園ＰＦＩ株式会社
代表取締役　狩野　太平

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	78,183,001
	資産合計	78,183,001
負債及び純資産の部	流動負債	41,125,098
	株主資本	37,057,903
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	7,057,903
	その他利益剰余金	7,057,903
	（うち当期純利益）	（649,852）
	負債・純資産合計	78,183,001

第13期決算公告

令和８年７月31日
東京都千代田区一番町５番地
アトラスビル
雄渾キャピタル・パートナーズ株式会社
代表取締役　櫻井　歩身
代表取締役　阿部　知樹

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	139,497
	固定資産	85,899
	資産合計	225,397
負債及び純資産の部	流動負債	39,744
	固定負債	—
	株主資本	185,653
	資本金	10,000
	利益剰余金	175,653
	その他利益剰余金	175,653
	（うち当期純利益）	（1,403）
	負債・純資産合計	225,397

第８期決算公告

令和８年６月５日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーチェルトナムリース株式会社
代表取締役　大江　裕士

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	71,374
	固定資産	3,977,543
	資産合計	4,048,917
負債及び純資産の部	流動負債	306,848
	固定負債	3,740,500
	株主資本	1,569
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,431
	その他利益剰余金	△1,431
	（うち当期純損失）	（170）
	負債・純資産合計	4,048,917

第５期決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
Japan Integrated Carbon株式会社
代表取締役　澤村　正

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	260,995
	固定資産	3,013,679
	資産合計	3,274,674
負債及び純資産の部	流動負債	21,404
	株主資本	3,253,269
	資本金	460,000
	資本剰余金	2,919,706
	資本準備金	1,960,000
	その他資本剰余金	959,706
	利益剰余金	△126,436
	その他利益剰余金	△126,436
	（うち当期純損失）	（61,324）
	負債・純資産合計	3,274,674

第64期決算公告

2026年８月３日
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
沖縄アサヒ販売株式会社

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,025,080
	固定資産	800
	合計	2,025,880
負債及び純資産の部	流動負債	1,858,193
	賞与引当金	32
	固定負債	14,347
	退職給付引当金	14,347
	株主資本	153,338
	資本金	10,065
	利益剰余金	143,273
	その他利益剰余金	143,273
	（うち当期純利益）	（14,651）
	合計	2,025,880

第９期決算公告

2026年８月３日
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
アサヒユウアス株式会社

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	96,756
	固定資産	29,990
	合計	126,747
負債及び純資産の部	流動負債	388,602
	株主資本	△261,855
	資本金	30,000
	資本剰余金	52,397
	資本準備金	30,000
	その他資本剰余金	22,397
	利益剰余金	△344,253
	その他利益剰余金	△344,253
	（当期純損失）	（131,944）
	合計	126,747

第21期決算公告

2026年８月３日
東京都大田区平和島五丁目６番１号
エービーカーゴ株式会社
代表取締役社長　西山　知里

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,734,142
	固定資産	112,255
	合計	1,846,397
負債及び純資産の部	流動負債	601,079
	賞与引当金	48,023
	固定負債	95,981
	退職給付引当金	95,981
	株主資本	1,149,337
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,129,337
	その他利益剰余金	1,129,337
	（うち当期純損失）	（18,081）
	合計	1,846,397

第４期決算公告

令和８年６月30日
東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
東京理科大学インベストメント・アンド・イノベーション・キャピタル株式会社
代表取締役　片寄　裕市
代表取締役　高田　久徳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	92,246
	固定資産	19,625
	資産合計	111,871
負債及び純資産の部	流動負債	137,979
	株主資本	△26,108
	資本金	10,000
	利益剰余金	△36,108
	その他利益剰余金	△36,108
	（うち当期純利益）	（6,450）
	負債・純資産合計	111,871

第15期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区外神田１－２－７
オノデン本館８Ｆ
株式会社ハイチューブ
代表取締役　松永　芳幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	24,047
	固定資産	0
	資産合計	24,047
負債及び純資産の部	流動負債	3,067
	賞与引当金	887
	株主資本	20,979
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,979
	その他利益剰余金	10,979
	（うち当期純利益）	（803）
	負債・純資産合計	24,047

第６期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区外神田１－２－７
オノデン本館８Ｆ
株式会社コスポルタ
代表取締役　濱津　隆之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	12,425
	固定資産	15
	資産合計	12,441
負債及び純資産の部	流動負債	15,693
	賞与引当金	2,397
	固定負債	2,105
	退職給付引当金	633
	株主資本	△5,357
	資本金	10,000
	利益剰余金	△15,357
	その他利益剰余金	△15,357
	（うち当期純損失）	（1,937）
	負債・純資産合計	12,441

第６期決算公告　令和８年６月30日
東京都千代田区有楽町１―13―２
第一生命日比谷ファースト12階
ＳＣＴＭエンジニアリング株式会社
代表取締役　佐藤　寛朗
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	562,851
	固定資産	12,719
	資産合計	**575,570**
負純資債及産のび部	流動負債	648,427
	株主資本	△72,857
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△272,857
	その他利益剰余金	△272,857
	（うち当期純利益）	（51,067）
	負債・純資産合計	**575,570**

第26期決算公告
令和８年８月３日
東京都千代田区大手町１丁目３番１号
株式会社ポリコンポ
代表取締役　加藤　有豊
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,322,142
	固定資産	11,594
	合計	**1,333,736**
負純資債及産のび部	流動負債	1,095,098
	固定負債	1,488
	株主資本	237,149
	資本金	20,000
	利益剰余金	217,149
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	212,149
	（うち当期純利益）	（212,149）
	合計	**1,333,736**

第２期決算公告　令和８年６月30日
東京都渋谷区神南２―２―１
株式会社
日本ブロードキャストネットワーク
代表取締役社長　吉見　智文
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	621,794
	資産合計	**621,794**
負純資債及産のび部	流動負債	59,221
	株主資本	562,573
	資本金	439,000
	資本剰余金	439,000
	資本準備金	439,000
	利益剰余金	△315,426
	その他利益剰余金	△315,426
	（うち当期純損失）	（300,780）
	負債・純資産合計	**621,794**

第11期決算公告　令和８年８月３日
東京都世田谷区桜３―24―１
株式会社ＯＧＳ
代表取締役　市川雄一郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,417
	固定資産	5,616
	資産合計	**41,033**
負純資債及産のび部	流動負債	74,259
	固定負債	128,987
	株主資本	△162,212
	資本金	1,000
	利益剰余金	△163,212
	その他利益剰余金	△163,212
	（うち当期純損失）	（7,370）
	負債・純資産合計	**41,033**

第８期決算公告　令和８年６月29日
東京都港区虎ノ門五丁目13番１号
新生キャピタルパートナーズ株式会社
代表取締役　中村　学
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	230,255
	固定資産	33,117
	資産合計	**263,372**
負純資債及産のび部	流動負債	56,226
	負債合計	**56,226**
	株主資本	209,037
	資本金	9,000
	利益剰余金	200,037
	その他利益剰余金	200,037
	（うち当期純利益）	（31,673）
	評価・換算差額等	△1,891
	有価証券評価差額金	△1,891
	純資産合計	**207,146**
	負債・純資産合計	**263,372**

第10期決算公告　令和８年６月19日
東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社シーディーアイ
代表取締役　濵岡　邦雅
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	368,103
	固定資産	208,449
	資産合計	**576,552**
負純資債及産のび部	流動負債	94,365
	固定負債	74,904
	株主資本	406,382
	資本金	100,000
	資本剰余金	392,152
	その他資本剰余金	392,152
	利益剰余金	△85,769
	その他利益剰余金	△85,769
	（うち当期純利益）	（40,172）
	新株予約権	900
	負債・純資産合計	**576,552**

第27期決算公告　令和８年６月24日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩファイナンシャルサポート株式会社
代表取締役　鈴木　崇弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	157
	固定資産	4,781
	合計	**4,939**
負純資債及産のび部	流動負債	2,712
	株主資本	2,226
	資本金	10
	資本剰余金	29,538
	資本準備金	2
	その他資本剰余金	29,535
	利益剰余金	△27,321
	その他利益剰余金	△27,321
	（うち当期純損失）	（33）
	合計	**4,939**

第５期決算公告　令和８年８月３日
東京都中央区日本橋本町一丁目９番３号
株式会社ispace Ops Japan
代表取締役　袴田　武史
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	22,344,254
	資産合計	**22,344,254**
負純資債及産のび部	流動負債	38,348,302
	負債合計	**38,348,302**
	株主資本	△16,004,048
	資本金	1,000,000
	資本剰余金	1,000,000
	資本準備金	1,000,000
	利益剰余金	△18,004,048
	その他利益剰余金	△18,004,048
	（うち当期純損失）	（2,857,213）
	純資産合計	**△16,004,048**
	負債・純資産合計	**22,344,254**

第１期決算公告　令和８年８月３日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
INCLUSIVE株式会社
代表取締役　木村　美樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	498,905
	固定資産	8,589
	資産合計	**507,494**
負純資債及産のび部	流動負債	181,629
	固定負債	―
	株主資本	325,865
	資本金	1,000
	資本剰余金	194,159
	その他資本剰余金	194,159
	利益剰余金	130,705
	その他利益剰余金	130,705
	（うち当期純利益）	（130,705）
	負債・純資産合計	**507,494**

第６期決算公告
令和８年６月26日
東京都千代田区麹町２―３―２
株式会社プラリタウン
代表取締役　並木　亮
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,480,521
	固定資産	586,116
	資産合計	**2,066,637**
負純資債及産のび部	流動負債	376,045
	株主資本	1,690,591
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,839,762
	資本準備金	1,100,000
	その他資本剰余金	739,762
	利益剰余金	△249,170
	その他利益剰余金	△249,170
	（うち当期純損失）	（63,948）
	負債・純資産合計	**2,066,637**

第２期決算公告
令和８年６月26日
東京都千代田区麹町２―３―２
株式会社インクループ
代表取締役　髙田　謙一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	252,080
	固定資産	434
	資産合計	**252,514**
負純資債及産のび部	流動負債	166,419
	株主資本	86,095
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△13,905
	その他利益剰余金	△13,905
	（うち当期純損失）	（6,581）
	負債・純資産合計	**252,514**

第３期決算公告　令和８年６月30日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
株式会社Ｐｒｏｇｍａｔ
代表取締役　齊藤　達哉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,021,185
	固定資産	1,410,332
	資産合計	**2,431,518**
負純資債及産のび部	流動負債	912,857
	固定負債	48,625
	株主資本	1,470,035
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,624,255
	資本準備金	887,630
	その他資本剰余金	1,736,625
	利益剰余金	△1,254,220
	その他利益剰余金	△1,254,220
	（うち当期純損失）	（700,286）
	負債・純資産合計	**2,431,518**

第７期決算公告　令和８年６月25日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
株式会社New Circle Energy
代表取締役　八木　哲生
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	104
	固定資産	704
	資産合計	807
負債及び純資産の部	流動負債	667
	固定負債	2,412
	株主資本	△2,272
	資本金	100
	資本剰余金	150
	資本準備金	125
	その他資本剰余金	25
	利益剰余金	△2,522
	その他利益剰余金	△2,522
	（うち当期純損失）	(409)
	負債・純資産合計	807

第６期決算公告　令和８年６月25日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
デナジーサーマル株式会社
代表取締役　底押　辰弥
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1
	固定資産	0
	資産合計	1
負債及び純資産の部	流動負債	32
	固定負債	144
	株主資本	△175
	資本金	10
	資本剰余金	52
	その他資本剰余金	52
	利益剰余金	△236
	その他利益剰余金	△236
	（うち当期純損失）	(218)
	負債・純資産合計	1

第10期決算公告　令和８年８月３日
東京都中央区新川一丁目26番９号
株式会社ＥＰＡＲＫスポーツ
代表取締役　荒木　健太
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,736
	合計	5,736
負債及び純資産の部	流動負債	2,973
	株主資本	2,762
	資本金	90,000
	資本剰余金	219,500
	資本準備金	169,500
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	△306,737
	その他利益剰余金	△306,737
	（うち当期純損失）	(2,425)
	合計	5,736

第46期決算公告　令和８年６月18日
東京都港区海岸一丁目２番20号
ＴＯＴＯメンテナンス株式会社
代表取締役社長　筒井　丈雄
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,768
	固定資産	855
	合計	7,623
負債及び純資産の部	流動負債	5,858
	固定負債	11
	退職給付引当金	1
	その他	10
	株主資本	1,754
	資本金	100
	利益剰余金	1,654
	利益準備金	86
	その他利益剰余金	1,568
	（うち当期純利益）	(1,568)
	合計	7,623

第43期決算公告　令和８年８月３日
東京都千代田区内幸町２－１－１
双日ツーリスト株式会社
代表取締役社長　坂井　一臣
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	643,850
	固定資産	119,866
	合計	763,716
負債及び純資産の部	流動負債	1,011,284
	固定負債	152,946
	株主資本	△400,514
	資本金	30,000
	資本剰余金	71,604
	資本準備金	71,604
	利益剰余金	△502,118
	利益準備金	14,575
	その他利益剰余金	△516,693
	（うち当期純利益）	(65,008)
	合計	763,716

第45期決算公告　令和８年８月３日
東京都千代田区大手町１丁目１番３号
株式会社レオックフーズ
代表取締役　川上勢次郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,514,136
	固定資産	93,995
	合計	6,608,131
負債及び純資産の部	流動負債	5,255,735
	固定負債	0
	株主資本	1,352,397
	資本金	110,000
	利益剰余金	1,242,397
	利益準備金	27,500
	別途積立金	22,000
	その他利益剰余金	1,192,897
	（うち当期純利益）	(1,132,837)
	合計	6,608,131

第３期決算公告

令和８年７月16日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号
室アークアウトソーシング株式会社内
Optiver Holding Hong Kong Limited
日本における代表者　滝澤　和政
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,697
	資産合計	39,697
負債及び純資産の部	流動負債	41,765
	本店勘定	△2,068
	（うち当期純損失）	(13,572)
	負債・純資産合計	39,697

第８期決算公告

令和８年８月３日
東京都港区北青山二丁目５番１号
ＴＩカレント株式会社
代表取締役　谷口　　隆
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	51,893
	固定資産	402,262
	合計	454,156
負債及び純資産の部	流動負債	841
	株主資本	453,314
	資本金	20,000
	資本剰余金	440,000
	資本準備金	5,000
	その他資本剰余金	435,000
	利益剰余金	△6,685
	その他利益剰余金	△6,685
	（うち当期純利益）	(196)
	合計	454,156

第11期決算公告

2026年８月３日
東京都港区北青山２丁目５番１号
Global Japanese Trade＆Finance株式会社
代表取締役社長　濵谷　基弘
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	9,263
	合計	9,263
負債及び純資産の部	流動負債	9,226
	株主資本	37
	資本金	1
	利益剰余金	36
	その他利益剰余金	36
	（うち当期純損失）	(2)
	合計	9,263

第５期決算公告

2026年８月３日
神奈川県厚木市栄町一丁目２番２号一Ａ205
株式会社あつぎあいこうＥサービス
代表取締役　酒井　浩昭
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	323,969
	固定資産	747
	合計	324,717
負債及び純資産の部	流動負債	162,100
	株主資本	162,616
	資本金	170,000
	利益剰余金	△7,383
	その他利益剰余金	△7,383
	（うち当期純損失）	(1,634)
	合計	324,717

第９期決算公告

2026年８月３日
神奈川県藤沢市石川2168番地
株式会社ふじさわＥサービス
代表取締役　今村　浩喜
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	423,255
	固定資産	498
	合計	423,753
負債及び純資産の部	流動負債	70,685
	株主資本	353,068
	資本金	350,000
	利益剰余金	3,068
	その他利益剰余金	3,068
	（うち当期純利益）	(4,706)
	合計	423,753

第17期決算公告

2026年８月３日
神奈川県平塚市東八幡五丁目８番５号
株式会社ひらつかＥサービス
代表取締役　酒井　浩昭
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	183,106
	固定資産	654
	合計	183,761
負債及び純資産の部	流動負債	87,507
	株主資本	96,253
	資本金	80,000
	利益剰余金	16,253
	その他利益剰余金	16,253
	（うち当期純利益）	(2,688)
	合計	183,761

第４期決算公告

2026年８月３日

福井県鯖江市西番町15番地11

株式会社さばえＥサービス

代表取締役　高野　和夫

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	24,058
	固定資産	1,022
	合計	25,081
負純資産及び部	流動負債	206
	株主資本	24,875
	資本金	30,000
	利益剰余金	△5,124
	その他利益剰余金	△5,124
	（うち当期純損失）	(533)
	合計	25,081

第６期決算公告

2026年８月３日

石川県七尾市吉田町テ部33番地

株式会社ななおＥサービス

代表取締役　菊地　昭彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	115,399
	固定資産	52
	合計	115,452
負純資産及び部	流動負債	72,390
	固定負債	1
	株主資本	43,060
	資本金	30,000
	利益剰余金	13,060
	その他利益剰余金	13,060
	（うち当期純利益）	(2,241)
	合計	115,452

第５期決算公告

2026年８月３日

新潟県五泉市清瀬84番地２

株式会社ごせんＥサービス

代表取締役　菊地　昭彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	330,425
	固定資産	1,912
	合計	332,337
負純資産及び部	流動負債	87,809
	株主資本	244,527
	資本金	250,000
	利益剰余金	△5,472
	その他利益剰余金	△5,472
	（うち当期純利益）	(5,136)
	合計	332,337

第７期決算公告

2026年８月３日

静岡県伊豆市佐野字川久保456番地

株式会社いずＥサービス

代表取締役　高野　和夫

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	289,133
	固定資産	253
	合計	289,387
負純資産及び部	流動負債	80,930
	株主資本	208,456
	資本金	200,000
	利益剰余金	8,456
	その他利益剰余金	8,456
	（うち当期純利益）	(3,326)
	合計	289,387

第８期決算公告

令和８年８月３日

長野県伊那市荒井3495番７

ＩＣＴ伊那みらいでんき株式会社

代表取締役　向山　賢悟

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	212
	固定資産	2
	繰延資産	—
	資産合計	214
負純資産及び部	流動負債	54
	固定負債	—
	株主資本	160
	資本金	25
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	110
	その他利益剰余金	110
	（うち当期純利益）	(29)
	負債・純資産合計	214

第７期決算公告

2026年８月３日

長野県佐久市上平尾2033番地

株式会社さくＥサービス

代表取締役　高野　和夫

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	157,042
	固定資産	415
	合計	157,457
負純資産及び部	流動負債	134,442
	株主資本	23,015
	資本金	20,000
	利益剰余金	3,015
	その他利益剰余金	3,015
	（うち当期純利益）	(1,959)
	合計	157,457

第11期決算公告

2026年８月３日

三重県伊勢市西豊浜町653番地

株式会社いせＥサービス

代表取締役　笠間　信克

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	172,550
	固定資産	111
	合計	172,662
負純資産及び部	流動負債	68,093
	株主資本	104,568
	資本金	30,000
	利益剰余金	74,568
	その他利益剰余金	74,568
	（うち当期純利益）	(1,309)
	合計	172,662

第43期決算公告

令和８年６月30日

愛知県瀬戸市東寺山町163

株式会社ナカ・エレベータ

代表取締役　中山　裕一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	49,898
	固定資産	15,904
	資産合計	65,802
負純資産及び部	流動負債	7,136
	固定負債	21,882
	株主資本	36,784
	資本金	3,000
	利益剰余金	33,784
	利益準備金	850
	その他利益剰余金	32,934
	（うち当期純損失）	(17,568)
	負債・純資産合計	65,802

第６期決算公告

2026年８月３日

静岡県湖西市吉美3294番地の47

株式会社こさいＥサービス

代表取締役　作　　大介

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	624,792
	固定資産	606
	合計	625,399
負純資産及び部	流動負債	84,341
	固定負債	414,412
	株主資本	126,645
	資本金	100,000
	利益剰余金	26,645
	その他利益剰余金	26,645
	（うち当期純利益）	(5,034)
	合計	625,399

第46期決算公告

令和８年６月30日

香川県高松市中野町13―26

株式会社三好エレベータ

代表取締役　宇野　真輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	939,587
	固定資産	68,676
	資産合計	1,008,264
負純資産及び部	流動負債	148,428
	固定負債	45,516
	株主資本	814,319
	資本金	50,000
	利益剰余金	810,597
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	798,097
	（うち当期純利益）	(173,759)
	自己株式	△46,278
	負債・純資産合計	1,008,264

第16期決算公告

2026年８月３日

香川県丸亀市土器町北一丁目72番地２

株式会社まるがめＥサービス

代表取締役　作　　大介

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	364,497
	合計	364,497
負純資産及び部	流動負債	201,352
	株主資本	163,145
	資本金	30,000
	利益剰余金	133,145
	その他利益剰余金	133,145
	（うち当期純利益）	(14,195)
	合計	364,497

第９期決算公告

2026年８月３日

三重県桑名市南魚町33番地

株式会社くわなＥサービス

代表取締役　菊地　昭彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	468,371
	固定資産	1,366
	合計	469,737
負純資産及び部	流動負債	133,762
	株主資本	335,974
	資本金	250,000
	利益剰余金	85,974
	その他利益剰余金	85,974
	（うち当期純利益）	(3,196)
	合計	469,737

第 5 期 決 算 公 告

令和８年６月 30 日

東京都渋谷区代々木二丁目２番２号

一般社団法人代々木地区駐車対策協議会

代表理事　永富　宣治

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	325,645,051
	合計	325,645,051
負味債財及産びの正部	流動負債	71,961
	負債合計	71,961
	一般正味財産	325,573,090
	正味財産合計	325,573,090
	合計	325,645,051

第 31 期 決 算 公 告

2026 年８月３日

沖縄県浦添市港川二丁目１番１号

アサヒオリオン飲料株式会社

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,479,301
	固定資産	110,133
	合計	4,589,434
負純債資産及のび部	流動負債	1,540,077
	（賞与引当金）	(25,028)
	固定負債	204,998
	（退職給付引当金）	(28,668)
	株主資本	2,844,358
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,824,358
	その他利益剰余金	2,824,358
	（当期純利益）	(263,901)
	合計	4,589,434

第 1 期 決 算 公 告

2026 年８月３日

長崎県大村市森園町1470番地

株式会社おおむらＥサービス

代表取締役　今村　浩喜

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,246
	合計	30,246
負純債資産及のび部	流動負債	1,071
	株主資本	29,174
	資本金	30,000
	利益剰余金	△825
	その他利益剰余金	△825
	（うち当期純損失）	(825)
	合計	30,246

第 20 期決算公告　令和８年８月３日

福島県会津若松市インター西53番地

株式会社会津ラボ

代表取締役　松永　州央

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,903
	固定資産	33,579
	資産合計	115,483
負純債資産及のび部	流動負債	17,121
	負債合計	17,121
	株主資本	98,362
	資本金	29,915
	資本剰余金	5,415
	利益剰余金	63,032
	利益準備金	821
	その他利益剰余金	62,210
	（うち当期純利益）	(1,453)
	純資産合計	98,362
	負債・純資産合計	115,483

第 14 期決算公告　令和８年８月３日

横浜市保土ヶ谷区川島町646番地２

一般社団法人横浜ＦＣスポーツクラブ

代表理事　奥寺　康彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,915
	固定資産	52,556
	合計	107,471
負純債資産及のび部	流動負債	34,556
	固定負債	107,289
	純資産	△34,374
	利益剰余金	△34,374
	その他利益剰余金	△34,374
	（うち当期純利益）	(4,279)
	合計	107,471

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月 24 日

神奈川県厚木市恩名五丁目１番１号

一般社団法人珠洲焼みらい基金

代表理事　濱田　宏一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	987
	合計	987
負純債資産及のび部	流動負債	—
	固定負債	—
	負債合計	—
	一般純資産	987
	純資産合計	987
	合計	987

第 96 期 決 算 公 告

令和８年６月 19 日　鳥取県倉吉市海田東町112番地

神鋼機器工業株式会社

代表取締役　田川　博文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		2,719	流動負債	1,171
固定資産		2,234	（うち引当金）	(66)
有形固定資産		1,647	固定負債	464
無形固定資産		5	（うち引当金）	(464)
投資その他の資産		582	株主資本	3,060
			資本金	300
			利益剰余金	2,760
			利益準備金	75
			その他利益剰余金	2,685
			（うち当期純利益）	(53)
			評価・換算差額等	258
合計		4,953	合計	4,953

(注)　有形固定資産の減価償却累計額　4,513百万円

決 算 公 告

令和８年８月３日

大阪市北区中之島三丁目３番３号

ティーアイビジネスサポートアンドサービス株式会社

代表取締役　柴原　守

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	87,003,209	流動負債	66,888,855
固定資産	28,782,670	賞与引当金	34,786,000
		固定負債	4,707,499
		退職給与引当金	3,357,499
		役員退職給与引当金	1,350,000
		株主資本	44,189,525
		資本金	9,500,000
		利益剰余金	34,689,525
		利益準備金	2,375,000
		その他利益剰余金	32,314,525
		（うち当期純利益）	(5,001,987)
資産合計	115,785,879	負債・純資産合計	115,785,879

第 30 期 決 算 公 告

令和８年８月３日

福島県双葉郡楢葉町大字山田岡字美シ森８番

株式会社Ｊヴィレッジ

代表取締役社長　内堀　雅雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		777,165	流動負債	279,155
固定資産		103,999	固定負債	48,069
有形固定資産		97,710	負債合計	327,225
無形固定資産		4,125	株主資本	553,939
投資その他の資産		2,163	資本金	495,000
			利益剰余金	58,939
			繰越利益剰余金	58,939
			（うち当期純利益）	(100,691)
			純資産合計	553,939
資産合計		881,165	負債・純資産合計	881,165

第 50 期 決 算 公 告

2026 年８月３日　北海道余市郡余市町黒川町七丁目133番地

ニッカディスティラリーサービス株式会社

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,370,205	流動負債	632,225
固定資産	591,545	役員賞与引当金	3,742
		固定負債	59,061
		退職給付引当金	51,261
		役員退職慰労引当金	7,800
		株主資本	1,270,463
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	1,250,463
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,247,963
		（当期純利益）	(518,714)
資産合計	1,961,750	負債・純資産合計	1,961,750

第 20 期 決 算 公 告

令和８年８月３日　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング28階
ＧＩＣジャパン株式会社
代表取締役　堀江　伸

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,085,983	流動負債	1,267,688
固定資産	1,553,562	固定負債	1,221,988
		負債合計	**2,489,676**
		株主資本	1,149,869
		資本金	35,500
		資本剰余金	25,500
		資本準備金	25,500
		利益剰余金	1,088,869
		その他利益剰余金	1,088,869
		（うち当期純利益）	（311,840）
		純資産合計	**1,149,869**
資産合計	**3,639,545**	**負債・純資産合計**	**3,639,545**

第 28 期 決 算 公 告

2026年７月31日
東京都豊島区高田三丁目14番29号
株式会社スリー・シー・コンサルティング
代表取締役　兒玉　厚

貸借対照表の要旨　（2026年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,444,442	流動負債	488,917
固定資産	270,733	固定負債	119,234
		負債合計	**608,151**
		株主資本	1,107,024
		資本金	50,000
		資本剰余金	124,264
		その他資本剰余金	124,264
		利益剰余金	932,759
		その他利益剰余金	932,759
		（うち当期純利益）	（78,650）
		純資産合計	**1,107,024**
資産合計	**1,715,175**	**負債・純資産合計**	**1,715,175**

第 11 期 決 算 公 告

2026年８月３日　東京都渋谷区恵比寿南二丁目４番１号
アサヒバイオサイクル株式会社

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,897	流動負債	643
固定資産	2,963	賞与引当金	24
		役員賞与引当金	7
		固定負債	63
		負債合計	**707**
		株主資本	4,154
		資本金	10
		資本剰余金	10
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	4,134
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	4,131
		（うち当期純利益）	（671）
		純資産合計	**4,154**
資産合計	**4,861**	**負債・純資産合計**	**4,861**

第 20 期 決 算 公 告

令和８年８月３日　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
マスター・プロパティーズ株式会社
代表取締役　鬼丸　真一
代表取締役　石原　圭祐

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	53,206	流動負債	54,236
		固定負債	30,000
		負債合計	**84,236**
		株主資本	△31,030
		資本金	5,050
		資本剰余金	4,950
		資本準備金	4,950
		利益剰余金	△41,030
		その他利益剰余金	△41,030
		（うち当期純損失）	（2,348）
		純資産合計	**△31,030**
資産合計	**53,206**	**負債・純資産合計**	**53,206**

第 41 期 決 算 公 告

2026年８月３日　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
アサヒグループエンジニアリング株式会社

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,355,058	流動負債	7,202,262
固定資産	31,909	賞与引当金	20,053
		役員賞与引当金	7,800
		固定負債	43,355
		退職給付引当金	42,455
		株主資本	141,349
		資本金	40,000
		利益剰余金	101,349
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	91,349
		（当期純利益）	（19,635）
資産合計	**7,386,967**	**負債・純資産合計**	**7,386,967**

第 37 期 決 算 公 告

2026年８月３日　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
株式会社アサヒビールフィード

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	526,863	流動負債	76,213
固定資産	39,763	賞与引当金	3,303
		役員賞与引当金	4,669
		固定負債	90,646
		退職給付引当金	88,400
		株主資本	399,767
		資本金	30,000
		利益剰余金	369,767
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	362,267
		（当期純利益）	（35,771）
資産合計	**566,627**	**負債・純資産合計**	**566,627**

第 38 期 決 算 公 告

2026年８月３日　東京都大田区平和島五丁目６番１号
アサヒドラフトマーケティング株式会社

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,246,558	流動負債	738,128
固定資産	1,122,424	賞与引当金	82,679
		役員賞与引当金	14,306
		固定負債	2,437,932
		退職給付引当金	2,436,752
		役員退職慰労引当金	0
		株主資本	192,922
		資本金	20,000
		資本剰余金	30,000
		その他資本剰余金	30,000
		利益剰余金	142,922
		利益準備金	3,883
		その他利益剰余金	139,039
		（当期純利益）	（64,312）
資産合計	**3,368,983**	**負債・純資産合計**	**3,368,983**

第 45 期 決 算 公 告

2026年８月３日　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
カルピス株式会社

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,433	流動負債	4,034
固定資産	873	賞与引当金	12
		固定負債	182
		株主資本	1,653
		資本金	90
		利益剰余金	1,563
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	1,541
		（当期純利益）	（588）
		評価・換算差額等	436
		その他有価証券評価差額金	436
資産合計	**6,306**	**負債・純資産合計**	**6,306**

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都渋谷区代々木４丁目33番10号

コスパグループ株式会社

代表取締役　松永　芳幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	578,900	流動負債	446,738
固定資産	886,057	賞与引当金	28,707
		固定負債	27,359
		退職給付引当金	19,492
		株主資本	990,860
		資本金	100,000
		資本剰余金	603,655
		その他資本剰余金	603,655
		利益剰余金	749,466
		その他利益剰余金	749,466
		（うち当期純利益）	（162,298）
		自己株式	△462,261
資産合計	1,464,958	負債・純資産合計	1,464,958

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号

東急リバブルスタッフ株式会社

代表取締役　関根　貴志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,298,033	流動負債	557,683
固定資産	41,279	賞与引当金	40,091
		その他	517,592
		固定負債	32,824
		退職給付引当金	31,314
		その他	1,509
		株主資本	748,805
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	708,805
		その他利益剰余金	708,805
		（うち当期純利益）	（146,789）
資産合計	1,339,312	負債・純資産合計	1,339,312

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都渋谷区代々木４丁目33番10号

タブリエ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役　松永　芳幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	307,078	流動負債	187,785
固定資産	154,020	賞与引当金	14,700
		固定負債	26,627
		退職給付引当金	15,511
		株主資本	246,686
		資本金	10,000
		資本剰余金	114,677
		その他資本剰余金	114,677
		利益剰余金	122,009
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	119,509
		（うち当期純利益）	（12,729）
資産合計	461,099	負債・純資産合計	461,099

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都渋谷区代々木４丁目33番10号

株式会社コスパ

代表取締役　松永　芳幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	847,752	流動負債	348,055
固定資産	57,043	賞与引当金	28,547
		固定負債	127,833
		退職給付引当金	15,003
		株主資本	428,906
		資本金	100,000
		資本剰余金	250,140
		資本準備金	2,298
		その他資本剰余金	247,842
		利益剰余金	78,766
		利益準備金	22,701
		その他利益剰余金	56,064
		（うち当期純損失）	（21,337）
資産合計	904,796	負債・純資産合計	904,796

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都港区六本木一丁目６番１号

ＳＢＩキャピタルマネジメント株式会社

代表取締役　北尾　吉孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,526	流動負債	14,239
固定資産	64,250	株主資本	54,960
		資本金	100
		資本剰余金	82,068
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	82,043
		利益剰余金	△27,207
		その他利益剰余金	△27,207
		（うち当期純利益）	（490）
		評価・換算差額等	1,576
		その他有価証券評価差額金	1,576
資産合計	70,776	負債・純資産合計	70,776

第 9 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都府中市住吉町１丁目82番地２

株式会社ＴＲＹＡＬＬ

代表取締役　山本　健司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	131,636	流動負債	22,536
固定資産	3,838	賞与引当金	794
		固定負債	32,075
		退職給付引当金	5,451
		株主資本	80,862
		資本金	16,000
		資本剰余金	6,000
		資本準備金	6,000
		利益剰余金	58,862
		その他利益剰余金	58,862
		（うち当期純利益）	（12,986）
資産合計	135,475	負債・純資産合計	135,475

第 76 期 決 算 公 告

令和８年８月３日　東京都中央区明石町11番２号

福田交易株式会社

代表取締役　福田　崇之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,220	流動負債	1,049
固定資産	5,999	賞与引当金	104
		役員賞与引当金	23
		固定負債	122
		役員退職慰労引当金	120
		株主資本	17,019
		資本金	360
		利益剰余金	16,659
		利益準備金	90
		その他利益剰余金	16,569
		評価・換算差額等	29
		その他有価証券評価差額金	29
資産合計	18,220	負債・純資産合計	18,220

（注）当期純利益　905百万円

第 15 期 決 算 公 告

令和８年８月３日　東京都中央区新川一丁目26番９号

株式会社ＡＰＰＹ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	365,607	流動負債	105,411
固定資産	27,660	賞与引当金	7,946
		ポイント引当金	56
		紹介料引当金	553
		固定負債	278,985
		株主資本	8,871
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,135,000
		資本準備金	580,000
		その他資本剰余金	555,000
		利益剰余金	△1,226,128
		その他利益剰余金	△1,226,128
		（うち当期純利益）	（26,880）
合計	393,268	合計	393,268

第 20 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
千葉県千葉市花見川区三角町727番地１
千葉エコクリエイション株式会社
代表取締役　横須賀久敏

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	346,544
	固定資産	2,761
	合計	349,305
負債及び純資産の部	流動負債	170,473
	株主資本	178,832
	資本金	30,000
	利益剰余金	148,832
	利益準備金	3,180
	その他利益剰余金	145,652
	（うち当期純利益）	(3,501)
	合計	349,305

第 56 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
札幌市厚別区厚別東３条１丁目１番１号
北海道地域暖房株式会社
代表取締役　大場　渉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
固定資産	1,861	固定負債	541
有形固定資産	1,795	（退職給付引当金）	(55)
無形固定資産	9	（役員退職慰労引当金）	(7)
投資その他の資産	57	流動負債	808
流動資産	410	（賞与引当金）	(16)
		負債合計	1,349
		株主資本	922
		資本金	800
		利益剰余金	122
		その他利益剰余金	122
		純資産合計	922
資産合計	2,272	負債・純資産合計	2,272

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,284
営業費用	1,221
営業利益	62
営業外損益	△1
経常利益	61
税引前当期純利益金額	61
法人税等	13
法人税等調整額	6
当期純利益	40

第 11 期決算公告　令和８年８月３日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番８号
NEインベストメント株式会社
代表取締役　植田　勝典

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	837,856
	資産合計	837,856
負債及び純資産の部	流動負債	661,481
	負債合計	661,481
	株主資本	176,374
	資本金	99,908
	資本剰余金	99,908
	利益剰余金	△23,441
	その他利益剰余金	△23,441
	（うち当期純損失）	(4,160)
	純資産合計	176,374
	負債・純資産合計	837,856

第 16 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社ハルエネ
代表取締役　山口　亜里

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	40,565	流動負債	66,386
固定資産	37,470	固定負債	253
有形固定資産	0	株主資本	11,395
無形固定資産	248	資本金	101
投資その他の資産	37,221	資本剰余金	16,788
		資本準備金	24
		その他資本剰余金	16,764
		利益剰余金	4,369
		その他利益剰余金	4,369
		自己株式	△9,863
資産合計	78,035	負債・純資産合計	78,035

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	153,480
売上原価	121,815
売上総利益	31,664
販売費及び一般管理費	15,534
営業利益	16,130
営業外収益	4
営業外費用	439
経常利益	15,694
税引前当期純利益	15,694
法人税・住民税及び事業税	4,348
法人税等調整額	66
当期純利益	11,279

第 17 期決算公告　令和８年８月３日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番８号
株式会社 and One
代表取締役　中村　恵夫

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	188,575
	固定資産	86,423
	資産合計	274,999
負債及び純資産の部	流動負債	116,369
	負債合計	116,369
	株主資本	158,629
	資本金	50,140
	資本剰余金	35,140
	利益剰余金	73,349
	その他利益剰余金	73,349
	（うち当期純利益）	(14,950)
	純資産合計	158,629
	負債・純資産合計	274,999

第 21 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社エネコード
代表取締役　阪本　卓也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	116,999	流動負債	35,895
固定資産	3,785	固定負債	72,412
有形固定資産	0	株主資本	12,476
無形固定資産	3	資本金	101
投資その他の資産	3,781	利益剰余金	26,249
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	26,224
		自己株式	△13,874
資産合計	120,784	負債・純資産合計	120,784

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	224,291
売上原価	207,576
売上総利益	16,715
販売費及び一般管理費	854
営業利益	15,861
営業外収益	1,212
営業外費用	0
経常利益	17,073
特別利益	—
特別損失	1
税引前当期純利益	17,072
法人税・住民税及び事業税	4,319
法人税等調整額	462
当期純利益	12,290

第 19 期決算公告　令和８年８月３日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番８号
株式会社プロモート
代表取締役　森元　正彦

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	206,794
	固定資産	19,299
	資産合計	226,094
負債及び純資産の部	流動負債	33,967
	負債合計	33,967
	株主資本	192,126
	資本金	55,130
	資本剰余金	15,130
	利益剰余金	121,866
	その他利益剰余金	121,866
	（うち当期純利益）	(20,128)
	純資産合計	192,126
	負債・純資産合計	226,094

第 33 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
岐阜県各務原市テクノプラザ１丁目１番地
株式会社ブイ・アール・テクノセンター
代表取締役　松原　正隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	780	流動負債	99
固定資産	1,738	賞与引当金	6
有形固定資産	532	その他流動負債	93
無形固定資産	0	固定負債	28
投資その他の資産	1,205	退職給付引当金	20
		その他固定負債	7
		株主資本	2,390
		資本金	2,300
		利益剰余金	90
		その他利益剰余金	90
資産合計	2,518	負債・純資産合計	2,518

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	483
売上原価	285
売上総利益	198
販売費及び一般管理費	174
営業利益	24
営業外収益	10
経常利益	34
特別損失	20
税引前当期純利益	13
法人税、住民税及び事業税	6
法人税等調整額	△ 1
当期純利益	8

第37期決算公告

令和８年８月３日
秋田県大仙市花館字鶴田53番地
株式会社丸栄商事
代表取締役　佐藤真智子

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	31,787
	固定資産	69,733
	合計	101,520
負債及び純資産の部	流動負債	15,293
	固定負債	24,995
	株主資本	61,232
	資本金	10,800
	利益剰余金	50,432
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	49,932
	（うち当期純利益）	(248)
	合計	101,520

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日
秋田県大仙市花館字鶴田五三番地
株式会社丸栄商事
代表取締役　佐藤真智子

決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区霞が関一丁目４番１号
株式会社インフィニティグローバルスクール
代表取締役　大谷　真樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,825
	固定資産	128,628
	合計	152,454
負債及び純資産の部	流動負債	10,047
	固定負債	257,305
	株主資本	△114,898
	資本金	20,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△209,898
	その他利益剰余金	△209,898
	（うち当期純損失）	(53,712)
	合計	152,454

第12期決算公告

令和８年８月３日
埼玉県所沢市大字山口1893番地１くらさんビル２階
トランシア株式会社
代表取締役　石井　学

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	98,176
	固定資産	15,389
	合計	113,565
負債及び純資産の部	流動負債	49,301
	固定負債	56,121
	株主資本	8,143
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,857
	その他利益剰余金	△1,857
	（うち当期純損失）	(254)
	合計	113,565

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し一百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日
埼玉県所沢市大字山口一八九三番地一
くらさんビル二階
トランシア株式会社
代表取締役　石井　学

第６期決算公告

令和８年６月30日
東京都港区麻布台１－３－１
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー
ＳＳＥパシフィコ株式会社
代表取締役　林　健太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	696,973
	固定資産	536,919
	合計	1,233,892
負債及び純資産の部	流動負債	765,036
	固定負債	4,627,780
	株主資本	△4,158,924
	資本金	183,250
	資本剰余金	183,150
	資本準備金	183,150
	利益剰余金	△4,525,324
	その他利益剰余金	△4,525,324
	（うち当期純損失）	(1,231,864)
	合計	1,233,892

第１期決算公告

令和８年８月３日
東京都豊島区西池袋三丁目28番13号
株式会社スカイフィールドホールディングス
代表取締役　天野　智弘

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	51,176,989
	固定資産	1,606,130,987
	繰延資産	234,364
	資産合計	1,657,542,340
負債及び純資産の部	流動負債	47,015,193
	固定負債	1,360,710,000
	株主資本	249,817,147
	資本金	447,000,000
	利益剰余金	△197,182,853
	その他利益剰余金	△197,182,853
	（うち当期純損失）	(197,182,853)
	負債・純資産合計	1,657,542,340

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四七〇〇万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月三日
東京都豊島区西池袋三丁目二八番一三号
株式会社スカイフィールドホールディングス　代表取締役　天野　智弘

第55期決算公告

令和８年８月３日
横浜市金沢区昭和町3175番地
ＮＰＫ株式会社
代表取締役　黒木　眞介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	601,969
	固定資産	23,418
	合計	625,387
負債及び純資産の部	流動負債	245,627
	固定負債	14,279
	株主資本	365,481
	資本金	120,000
	資本剰余金	1,192
	資本準備金	1,192
	利益剰余金	244,289
	利益準備金	28,808
	その他利益剰余金	215,481
	（うち当期純利益）	(79,362)
	合計	625,387

第３期決算公告

令和８年８月３日
東京都目黒区自由が丘３－14－10
Ｊ－ＰＲＩＤＥＮＯＲＴＨ010
株式会社ＡＲＣＨＩＶＥＳＴＯＣＫ
代表取締役　米永　豪

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	32,463
	固定資産	2,223
	資産合計	34,687
負債及び純資産の部	流動負債	2,830
	株主資本	21,856
	資本金	58,999
	資本剰余金	57,499
	資本準備金	57,499
	利益剰余金	△94,642
	その他利益剰余金	△94,642
	（うち当期純損失）	(52,749)
	新株予約権	10,000
	負債・純資産合計	34,687

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八九〇〇万五九二五円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日
東京都目黒区自由が丘三－一四－一〇
Ｊ－ＰＲＩＤＥＮＯＲＴＨ〇一〇
株式会社ＡＲＣＨＩＶＥＳＴＯＣＫ
代表取締役　米永　豪

第48期決算公告

令和８年７月13日
神奈川県厚木市水引二丁目11番２号
ミドリ安全厚木株式会社
代表取締役　二宮　賢治

貸借対照表の要旨
（令和８年４月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	98,999
	固定資産	7,188
	合計	106,188
負債及び純資産の部	流動負債	48,317
	固定負債	—
	株主資本	57,871
	資本金	10,000
	利益剰余金	47,871
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	45,371
	（うち当期純利益）	(45,260)
	合計	106,188

第74期決算公告

令和８年６月29日
神奈川県横浜市鶴見区駒岡５－19－３
株式会社協和製作所
代表取締役社長　竹内　秀暢

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,437,039
	固定資産	636,208
	合計	2,073,247
負純資債及産のび部	流動負債	1,006,497
	固定負債	5,896
	株主資本	1,060,855
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,020,855
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,010,855
	（うち当期純利益）	(318,225)
	合計	2,073,247

第51期決算公告

令和８年８月３日
東京都日野市万願寺二丁目35番地の６
株式会社下田商店
代表取締役　土方　道明

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	276,890
	固定資産	334,366
	資産合計	611,256
負純資債及産のび部	流動負債	83,331
	固定負債	45,444
	負債合計	128,776
	株主資本	482,479
	資本金	10,000
	利益剰余金	472,479
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	470,979
	（うち当期純利益）	(54,686)
	純資産合計	482,479
	負債・純資産合計	611,256

合併公告

会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月三日
東京都多摩市和田二〇一五番地一三
（甲）株式会社下田商店
代表取締役　土方　道明
東京都日野市万願寺二丁目三五番地の六
（乙）有限会社原商店
代表取締役　土方　道明

第52期決算公告

令和８年８月３日
神奈川県綾瀬市小園1069番地１
技研株式会社
代表取締役社長　小清水　司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	893,474
	固定資産	257,634
	合計	1,151,108
負純資債及産のび部	流動負債	147,878
	固定負債	199,292
	株主資本	783,847
	資本金	18,000
	資本剰余金	28,065
	利益剰余金	737,781
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	733,281
	（うち当期純利益）	(6,533)
	評価・換算差額等	20,090
	合計	1,151,108

第５期決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
株式会社ＣａｒｅＣｒａｆｔ
代表取締役　廣田　瑞季

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,648
	固定資産	11,900
	合計	16,548
負純資債及産のび部	流動負債	7,612
	固定負債	20,000
	株主資本	△11,067
	資本金	72,499
	資本剰余金	45,499
	資本準備金	45,499
	利益剰余金	△129,067
	その他利益剰余金	△129,067
	（うち当期純損失）	(50,410)
	新株予約権	3
	合計	16,548

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千七百四十八万五千九百二十七円、資本準備金の額を七千四十八万五千九百二十二円減少し、それぞれ五百万円、五百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年七月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
株式会社ＣａｒｅＣｒａｆｔ
代表取締役　廣田　瑞季

第24期決算公告

令和８年６月22日
神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目３番18
株式会社ジェノメンブレン
代表取締役社長　村口　和孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	583,649
	固定資産	81,938
	合計	665,588
負純資債及産のび部	流動負債	56,255
	固定負債	18,649
	株主資本	590,683
	資本金	46,500
	資本剰余金	46,500
	資本準備金	46,500
	利益剰余金	501,733
	その他利益剰余金	501,733
	（うち当期純利益）	(109,958)
	自己株式	△4,050
	合計	665,588

第23期決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
ＭＡＹ特定目的会社
取締役　石原　圭祐
取締役　クー・シェオフォン

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産		25,193,450	流動負債	195,646
投資その他の資産		25,193,450	固定負債	4,937,088
特定資産合計		25,193,450	負債合計	5,132,734
その他の資産		6,090,783	社員資本	26,151,498
流動資産		6,082,772	特定資本金	6,700,100
固定資産		8,010	優先資本金	19,660,000
			剰余金	△208,601
その他の資産合計		6,090,783	純資産合計	26,151,498
合計		31,284,233	合計	31,284,233

（注）　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	88,652
営業費用	335,744
営業外収益	39,700
経常損失	207,391
税引前当期純損失	207,391
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	208,601
当期未処理損失	208,601

第37期決算公告

令和８年８月３日
新潟県新潟市東区南紫竹１丁目３番18号
にいがた舗道株式会社
代表取締役　石附　忠孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	858,727
	固定資産	37,509
	資産合計	896,236
負純資債及産のび部	流動負債	414,572
	固定負債	30,440
	株主資本	451,224
	資本金	20,000
	利益剰余金	431,224
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	426,224
	（うち当期純利益）	(78,031)
	負債・純資産合計	896,236

第22期決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
特定目的会社阪神御影インベストメント
取締役　石原　圭祐
取締役　テオ・ヨング・ウィー・ショーン

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産		6,584,728	流動負債	307,850
有形固定資産		6,584,728	固定負債	200,000
特定資産合計		6,584,728	負債合計	507,850
その他の資産		6,070,079	社員資本	12,146,957
流動資産		6,070,079	特定資本金	200
			優先資本金	10,843,050
			剰余金	1,303,707
その他の資産合計		6,070,079	純資産合計	12,146,957
合計		12,654,808	合計	12,654,808

（注）　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,879,212
営業費用	1,598,188
営業外収益	30,117
経常利益	1,311,141
特別損失	5,659
税引前当期純利益	1,305,482
法人税、住民税及び事業税	1,774
当期純利益	1,303,707
当期未処分利益	1,303,707

第　24　期　決　算　公　告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
ＳＣＣ特定目的会社
取締役　石原　圭祐
取締役　當間　崇雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	233,520	流動負債	5,452
有形固定資産	233,468	固定負債	229,728
無形固定資産	45		
投資その他の資産	6		
特定資産合計	233,520	負債合計	235,181
その他の資産	19,126	社員資本	17,465
流動資産	18,924	特定資本金	13,100
固定資産	202	剰余金	4,365
その他の資産合計	19,126	純資産合計	17,465
合計	252,646	合計	252,646

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年11月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,502
営業費用	4,193
営業損失	690
営業外収益	58
営業外費用	1
経常損失	633
税引前当期純損失	633
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	634
当期未処分利益	4,365

第 71 期決算公告　令和８年８月３日

富山県富山市鍋田18番６号
富山ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長　渡辺　敏樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	723,827
	固定資産	1,342,396
	合計	2,066,222
負純資産及のび部	流動負債	346,011
	固定負債	3,437
	株主資本	1,716,051
	資本金	26,400
	利益剰余金	1,689,651
	利益準備金	6,600
	その他利益剰余金	1,683,051
	（うち当期純損失）	(98,790)
	評価・換算差額等	723
	合計	2,066,222

第　22　期　決　算　公　告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
ＳＳＴウエスト特定目的会社
取締役　鬼丸　真一
取締役　クー・シェオフォン

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	60,497,121	流動負債	273,350
有形固定資産	16,729,820	固定負債	18,927,032
投資その他の資産	43,767,301		
特定資産合計	60,497,122	負債合計	19,200,382
その他の資産	9,964,221	社員資本	51,260,961
流動資産	9,963,375	特定資本金	6,900,100
固定資産	846	優先資本金	41,303,000
		剰余金	3,057,861
その他の資産合計	9,964,221	純資産合計	51,260,961
合計	70,461,344	合計	70,461,344

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	11,766,273
営業費用	8,734,159
営業外収益	27,512
営業外費用	—
経常利益	3,059,626
税引前当期純利益	3,059,626
法人税、住民税及び事業税	1,764
当期純利益	3,057,861
当期未処分利益	3,057,861

第 74 期決算公告　令和８年８月３日

富山市鴨島字川原1883番地
北銀ビジネスサービス株式会社
取締役社長　武林　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	535,879
	固定資産	287,533
	合計	823,413
負純資産及のび部	流動負債	61,381
	固定負債	486,690
	株主資本	275,340
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	225,340
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	217,840
	（うち当期純利益）	(19,309)
	合計	823,413

第　22　期　決　算　公　告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
白金レジデンス特定目的会社
取締役　當間　崇雄
取締役　クー・シェオフォン

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	41,382,429	流動負債	151,316
有形固定資産	1,676,241	固定負債	30,971,440
投資その他の資産	39,706,187		
特定資産合計	41,382,429	負債合計	31,122,756
その他の資産	3,803,183	社員資本	14,062,856
流動資産	3,803,183	特定資本金	600,100
		優先資本金	12,260,200
		剰余金	1,202,556
その他の資産合計	3,803,183	純資産合計	14,062,856
合計	45,185,612	合計	45,185,612

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	3,080,254
営業費用	1,883,400
営業外収益	7,645
営業外費用	178
経常利益	1,204,320
税引前当期純利益	1,204,320
法人税、住民税及び事業税	1,764
当期純利益	1,202,556
当期未処分利益	1,202,556

第 20 期決算公告　令和８年６月15日

山口県美祢市大嶺町東分372番地５
セコム美祢セキュリティ株式会社
代表取締役　松本　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	532,007
	固定資産	6,003
	合計	538,010
負純資産及のび部	流動負債	50,611
	賞与引当金	10,469
	固定負債	30,263
	退職給付引当金	30,263
	株主資本	457,135
	資本金	30,000
	利益剰余金	427,135
	その他利益剰余金	427,135
	（うち当期純利益）	(54,958)
	合計	538,010

第　26　期　決　算　公　告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
プロパティーズホールディング特定目的会社
取締役　當間　崇雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	13,896,369	流動負債	192,320
有形固定資産	12,559,532	固定負債	16,357,000
無形固定資産	1,336,837		
特定資産合計	13,896,369	負債合計	16,549,320
その他の資産	5,920,594	社員資本	3,267,643
流動資産	5,920,594	特定資本金	164,100
		優先資本金	4,380,000
		剰余金	△1,276,456
その他の資産合計	5,920,594	純資産合計	3,267,643
合計	19,816,963	合計	19,816,963

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,800,000
営業費用	1,214,095
営業外収益	818
経常利益	586,722
税引前当期純利益	586,722
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	585,772
当期未処理損失	1,276,456

第 21 期決算公告

令和８年５月29日
徳島県三好市西祖谷山村今久保345番地１
株式会社にしいや
代表取締役　西下　正人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	155,900
	固定資産	9,320
	合計	165,220
負純資産及のび部	流動負債	27,441
	固定負債	3,024
	株主資本	134,755
	資本金	29,150
	利益剰余金	105,605
	利益準備金	2,186
	その他利益剰余金	103,419
	（うち当期純利益）	(15,202)
	合計	165,220

第53期決算公告　令和８年６月19日
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生3893番１
株式会社デンソー山形
取締役社長　金山　輝仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,318
	固定資産	4,777
	合計	8,095
負債及び純資産の部	流動負債	5,245
	固定負債	3,455
	株主資本	△605
	資本金	37
	資本剰余金	17
	利益剰余金	△541
	利益準備金	93
	その他利益剰余金	△634
	（うち当期純利益）	(135)
	自己株式	△119
	合計	8,095

第19期決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
エビスホテル特定目的会社
取締役　鬼丸　真一
取締役　當間　崇雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	11,005,422	流動負債	897,479
有形固定資産	828,887	固定負債	7,000,000
投資その他の資産	10,176,535	負債合計	7,897,479
特定資産合計	11,005,422	社員資本	6,638,714
その他の資産	3,530,771	特定資本金	4,000,000
流動資産	3,530,771	優先資本金	1,000,000
		剰余金	1,638,714
その他の資産合計	3,530,771	純資産合計	6,638,714
合計	14,536,194	合計	14,536,194

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,804,756
営業費用	862,802
営業外収益	698,260
経常利益	1,640,214
税引前当期純利益	1,640,214
法人税、住民税及び事業税	1,500
当期純利益	1,638,714
当期未処分利益	1,638,714

第10期決算公告

2026年６月25日
滋賀県近江八幡市中村町20番地11
株式会社ファルマスター
代表取締役　石田さき子

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	651,587
	固定資産	834,338
	合計	1,485,926
負債及び純資産の部	流動負債	393,092
	固定負債	1,013,799
	株主資本	79,033
	資本金	10,000
	利益剰余金	69,033
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	66,533
	（うち当期純利益）	(57,965)
	合計	1,485,926

第21期決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
特定目的会社水戸泉町インベストメント
取締役　イー・ホンイ
取締役　鬼丸　真一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	45,262,927	流動負債	5,653
固定資産	45,262,927	固定負債	200,000
特定資産合計	45,262,927	負債合計	205,653
その他の資産	9,458,281	社員資本	54,515,555
流動資産	9,458,281	特定資本金	500,000
		優先資本金	55,500,000
		剰余金	△1,484,444
その他の資産合計	9,458,281	純資産合計	54,515,555
合計	54,721,208	合計	54,721,208

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	529,754
営業外収益	15,657
経常損失	514,097
税引前当期純損失	514,097
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	515,307
当期未処理損失	1,484,444

第１期決算公告

令和８年８月３日
岡山県津山市高野山西527番地１
株式会社リサーチマネジメント
代表取締役　廣瀬　泰正

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,000
	合計	5,000
負債及び純資産の部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	5,000
	資本金	5,000
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	5,000

第20期決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
レコ・クラウン株式会社
代表取締役　當間　崇雄
代表取締役　イー・ホンイ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,305	流動負債	80
固定資産	3,129	固定負債	2,527
投資その他の資産	3,129	負債合計	2,607
		株主資本	1,827
		資本金	350
		資本剰余金	492
		資本準備金	492
		利益剰余金	985
		その他利益剰余金	985
		純資産合計	1,827
資産合計	4,435	負債・純資産合計	4,435

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	78
売上原価	0
売上総利益	78
販売費及び一般管理費	59
営業利益	18
営業外収入	0
経常利益	18
税引前当期純利益	18
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	15

第５期決算公告　令和８年６月30日
福岡県福岡市東区香椎１－１－１
ニシコーリビング香椎２Ｆ
Local・Sustainable株式会社
代表取締役　髙橋　宏忠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	71,827
	固定資産	49,308
	繰延資産	49
	合計	121,184
負債及び純資産の部	流動負債	30,584
	固定負債	37,273
	株主資本	53,326
	資本金	27,500
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	826
	その他利益剰余金	826
	（うち当期純利益）	(6,530)
	合計	121,184

第23期決算公告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
ホークスタウン特定目的会社
取締役　當間　崇雄
取締役　石原　圭祐

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	19,473	流動負債	312
有形固定資産	19,473	固定負債	20,158
特定資産合計	19,473	負債合計	20,471
その他の資産	9,278	社員資本	8,279
流動資産	8,314	特定資本金	5,600
固定資産	964	優先資本金	2,785
		剰余金	△105
その他の資産合計	9,278	純資産合計	8,279
合計	28,751	合計	28,751

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,867
営業費用	1,639
営業外収益	13
営業外費用	0
経常利益	242
税引前当期純利益	242
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	241
当期未処理損失	105

第 19 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
レコ・エビス株式会社
代表取締役　クー・シェオフォン
代表取締役　イー・ホンイ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	948	流動負債	335
固定資産	9,697	固定負債	4,889
投資その他の資産	9,697	負債合計	5,225
		株主資本	5,421
		資本金	2,967
		資本剰余金	2,393
		資本準備金	2,393
		利益剰余金	59
		その他利益剰余金	59
		純資産合計	5,421
資産合計	10,646	負債・純資産合計	10,646

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,256
売上原価	0
売上総利益	1,256
販売費及び一般管理費	492
営業利益	763
営業外収益	0
経常利益	763
税引前当期純利益	763
法人税、住民税及び事業税	298
当期純利益	465

第 15 期 決 算 公 告

令和８年６月15日
福岡県飯塚市柏の森777－１
アップルハートレジデンス株式会社
代表取締役　柳　　倫明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	115,705
	固定資産	1,176,254
	資産合計	1,291,959
負純資産及の債び部	流動負債	131,844
	固定負債	1,119,364
	株主資本	40,751
	資本金	100,000
	利益剰余金	△59,249
	その他利益剰余金	△59,249
	（うち当期純損失）	（5,275）
	負債・純資産合計	1,291,959

第 19 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
マグナム特定目的会社
取締役　鬼丸　真一
取締役　當間　崇雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	87,937	流動負債	1,313
有形固定資産	87,927	固定負債	89,952
無形固定資産	9		
特定資産合計	87,937	負債合計	91,265
その他の資産	12,210	社員資本	8,882
流動資産	12,210	特定資本金	1,400
		優先資本金	3,352
		剰余金	4,130
その他の資産合計	12,210	純資産合計	8,882
合計	100,147	合計	100,147

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	7,990
営業費用	3,865
営業外収益	6
経常利益	4,131
税引前当期純利益	4,131
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	4,130
当期未処分利益	4,130

第 39 期決算公告　令和８年６月15日

福岡県飯塚市芳雄町７番18号
麻生メディカルサービス株式会社
代表取締役　柳　　倫明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	820,603
	固定資産	1,132,434
	資産合計	1,953,037
負純資産及の債び部	流動負債	625,239
	固定負債	370,861
	株主資本	956,938
	資本金	62,000
	資本剰余金	47,060
	資本準備金	47,060
	利益剰余金	847,878
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	845,378
	（うち当期純利益）	（63,157）
	負債・純資産合計	1,953,037

第 21 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
特定目的会社湘南辻堂インベストメント
取締役　鬼丸　真一
取締役　イー・ホンイ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部		流動負債	38,392,182
投資その他の資産	95,251,850	固定負債	9,765,000
特定資産合計	95,251,850	負債合計	48,157,182
その他の資産の部		社員資本	49,911,379
流動資産	2,793,818	特定資本金	1,170,500
固定資産	22,894	優先資本金	52,300,000
		剰余金	△3,559,120
		当期未処理損失	3,559,120
その他の資産合計	2,816,712	純資産合計	49,911,379
資産合計	98,068,562	負債・純資産合計	98,068,562

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	1,972,187
営業外収益	7
経常損失	1,972,179
税引前当期純損失	1,972,179
法人税等	1,210
当期純損失	1,973,389
前期繰越損失	1,585,730
当期未処理損失	3,559,120

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月19日
福岡県久留米市太郎原町1498－１
丸久鋼材株式会社
代表取締役　待鳥　　寿

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,081,234
	固定資産	2,243,053
	資産合計	4,324,287
負純資産及の債び部	流動負債	1,815,770
	固定負債	802,203
	株主資本	1,706,314
	資本金	70,000
	利益剰余金	1,636,314
	利益準備金	10,020
	その他利益剰余金	1,626,294
	（うち当期純利益）	（68,452）
	負債・純資産合計	4,324,287

第 27 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外
プラチナ・プロパティーズ特定目的会社
取締役　佐久間正樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	24,891,436	流動負債	347,695
有形固定資産	24,879,128	固定負債	31,455,000
無形固定資産	12,308		
特定資産合計	24,891,436	負債合計	31,802,695
その他の資産	4,148,015	社員資本	△2,763,242
流動資産	4,113,058	特定資本金	110,100
投資その他の資産	34,957	優先資本金	480,000
		剰余金	△3,353,342
その他の資産合計	4,148,015	純資産合計	△2,763,242
合計	29,039,452	合計	29,039,452

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,000,000
営業費用	2,421,045
営業外収益	216
経常損失	420,829
税引前当期純損失	420,829
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	421,119
当期未処理損失	3,353,342

第 20 期決算公告　令和８年６月25日

福岡県太宰府市水城三丁目８番14号
西日本高速道路サービス九州株式会社
代表取締役社長　佐藤　理徳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	739,072
	固定資産	170,126
	合計	909,198
負純資産及の債び部	流動負債	624,117
	固定負債	44,838
	株主資本	240,243
	資本金	50,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	180,243
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	177,743
	（うち当期純利益）	（54,341）
	合計	909,198

第74期決算公告　令和８年６月24日

群馬県高崎市小八木町306番地

デンカエラストリューション株式会社

代表取締役社長　蔭山　俊之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	509,851
	固定資産	330,623
	資産合計	**840,474**
負債及び純資産の部	流動負債	356,684
	株主資本	483,790
	資本金	30,000
	利益剰余金	453,790
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	446,290
	（うち当期純利益）	（39,093）
	負債・純資産合計	**840,474**

第１期決算公告

令和８年８月３日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外

コブシ特定目的会社

取締役　クー・シェオフォン
取締役　石原　圭祐

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	**40,213,792**	**流動負債**	**86,515**
固定資産	40,213,792	**固定負債**	**30,776,000**
特定資産合計	**40,213,792**	**負債合計**	**30,862,515**
その他の資産	**614,442**	**社員資本**	**9,965,719**
流動資産	489,260	特定資本金	10
固定資産	125,182	優先資本金	9,860,000
		剰余金	105,709
その他の資産合計	**614,442**	**純資産合計**	**9,965,719**
合計	**40,828,234**	**合計**	**40,828,234**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月18日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	435,656
営業費用	328,743
営業外収益	0
経常利益	106,913
税引前当期純利益	106,913
法人税、住民税及び事業税	1,204
当期純利益	105,709
当期未処分利益	105,709

第46期決算公告　令和８年８月３日

群馬県渋川市半田2470番地

カーリット産業株式会社

代表取締役　辻田　広人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,260,005
	固定資産	18,031
	資産合計	**1,278,036**
負債及び純資産の部	流動負債	684,989
	株主資本	593,047
	資本金	30,000
	利益剰余金	563,047
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	555,547
	（うち当期純利益）	（116,556）
	負債・純資産合計	**1,278,036**

第22期決算公告

令和８年８月３日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外

青山レジデンス特定目的会社

取締役　當間　崇雄
取締役　クー・シェオフォン

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	**128,232**	**流動負債**	**204**
有形固定資産	5,177	**固定負債**	**95,821**
投資その他の資産	123,054	**負債合計**	**96,025**
特定資産合計	**128,232**	**社員資本**	**41,248**
その他の資産	**9,041**	特定資本金	1,900
流動資産	9,041	優先資本金	37,146
		剰余金	2,201
その他の資産合計	**9,041**	**純資産合計**	**41,248**
合計	**137,273**	**合計**	**137,273**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,711
営業費用	1,533
営業外収益	27
営業外費用	2
経常利益	2,203
税引前当期純利益	2,203
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	2,201
当期未処分利益	2,201

第66期決算公告

令和８年８月３日

千葉市中央区松波三丁目11番19号

モデン工業株式会社

代表取締役　関　泰之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,176,965
	固定資産	260,512
	資産合計	**1,437,478**
負債及び純資産の部	流動負債	379,360
	（賞与引当金）	（20,442）
	固定負債	19,785
	（退職給付引当金）	（19,785）
	負債合計	**399,145**
	株主資本	974,512
	資本金	25,000
	資本剰余金	266,962
	その他資本剰余金	266,962
	利益剰余金	707,110
	利益準備金	35,000
	その他利益剰余金	672,110
	（うち当期純損失）	（22,703）
	自己株式	△24,560
	評価・換算差額等	63,819
	その他有価証券評価差額金	63,819
	純資産合計	**1,038,332**
	負債・純資産合計	**1,437,478**

第22期決算公告

令和８年８月３日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
新丸の内ビルディング2813区外

ＡＳ富谷特定目的会社

取締役　當間　崇雄
取締役　鬼丸　真一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	**109,023**	**流動負債**	**1,257**
有形固定資産	109,017	**固定負債**	**107,240**
無形固定資産	5		
特定資産合計	**109,023**	**負債合計**	**108,497**
その他の資産	**13,347**	**社員資本**	**13,873**
流動資産	13,143	特定資本金	2,200
固定資産	203	優先資本金	6,000
		剰余金	5,673
その他の資産合計	**13,347**	**純資産合計**	**13,873**
合計	**122,371**	**合計**	**122,371**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	11,315
営業費用	5,639
営業外収益	3
経常利益	5,679
特別損失	3
税引前当期純利益	5,675
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	5,673
当期未処分利益	5,673

第11期決算公告　令和８年８月３日

東京都渋谷区神宮前二丁目33番12号

株式会社TWIN PEAKS TOKYO

代表取締役　山添　康平

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,443
	固定資産	9,699
	資産合計	**32,143**
負債及び純資産の部	流動負債	20,106
	固定負債	4,178
	負債合計	**24,285**
	株主資本	7,857
	資本金	3,000
	利益剰余金	4,857
	その他利益剰余金	4,857
	（うち当期純損失）	（1,561）
	純資産合計	**7,857**
	負債・純資産合計	**32,143**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少し、それぞれ三百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日

東京都渋谷区神宮前二丁目三三番一二号
株式会社ＴＷＩＮ　ＰＥＡＫＳ　ＴＯＫＹＯ
代表取締役　山添　康平

第 5 期 決 算 公 告

令和８年８月３日

長野県上水内郡飯綱町大字赤塩204番地２

株式会社ミスズライフ

代表取締役　木内　達也

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,591,099
	固定資産	13,574,209
	合計	**16,165,309**
負債及び純資産の部	流動負債	1,336,140
	（うち賞与引当金）	(53,332)
	固定負債	11,339,420
	株主資本	3,473,822
	資本金	90,000
	資本剰余金	7,410,000
	その他資本剰余金	7,410,000
	利益剰余金	△4,026,177
	圧縮積立金	20,077
	その他利益剰余金	△4,046,254
	（うち当期純損失）	(1,118,030)
	評価・換算差額等	15,926
	その他有価証券評価差額金	15,926
	合計	**16,165,309**

第 68 期 決 算 公 告

2026年６月10日

東京都千代田区二番町12番地２

株式会社ダイケンホールディングス

代表取締役　出本　裕治

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,636
	固定資産	6,259
	有形固定資産	372
	無形固定資産	0
	投資その他の資産	5,885
	資産合計	**7,895**
負債及び純資産の部	流動負債	12
	固定負債	7
	（うち退職慰労引当金）	(0)
	（うち役員退職慰労引当金）	(7)
	負債合計	**20**
	株主資本	7,875
	資本金	100
	資本剰余金	1,104
	資本準備金	15
	その他資本剰余金	1,089
	利益剰余金	6,822
	利益準備金	243
	その他利益剰余金	6,578
	（うち当期純利益）	(1,209)
	自己株式	△150
	純資産合計	**7,875**
	負債・純資産合計	**7,895**

第 50 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

東京都品川区大崎一丁目２番２号

ＮＴ販売株式会社

代表取締役社長　佐藤　文明

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,827,242
	固定資産	171,444
	資産合計	**4,998,686**
負債及び純資産の部	流動負債	2,380,459
	（賞与引当金）	(51,600)
	（役員賞与引当金）	(7,300)
	固定負債	96,985
	（退職給付引当金）	(96,985)
	負債合計	**2,477,444**
	株主資本	2,486,357
	資本金	418,544
	資本剰余金	236,259
	資本準備金	236,259
	利益剰余金	1,831,554
	利益準備金	21,850
	その他利益剰余金	1,809,704
	（うち当期純利益）	(125,144)
	評価・換算差額等	34,884
	その他有価証券評価差額金	34,884
	純資産合計	**2,521,242**
	負債・純資産合計	**4,998,686**

第 70 期 決 算 公 告

2026年８月３日

東京都大田区平和島五丁目６番１号

アサヒロジ株式会社

代表取締役社長　児玉　徹夫

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,400
	固定資産	10,557
	合計	**30,957**
負債及び純資産の部	流動負債	25,522
	（賞与引当金）	(311)
	（役員賞与引当金）	(29)
	固定負債	211
	（退職給付引当金）	(211)
	株主資本	5,223
	資本金	80
	資本剰余金	1,673
	資本準備金	1,673
	利益剰余金	3,469
	利益準備金	42
	その他利益剰余金	3,426
	（うち当期純損失）	(1,545)
	合計	**30,957**

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

社会医療法人禎心会　札幌禎心会病院にて運営しておりました「カード式テレビシステム」につきまして、令和８年７月31日で利用終了し、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞

パラテクノ株式会社

＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞

社会医療法人禎心会　札幌禎心会病院（北海道札幌市東区北33条東１丁目３－１）で販売したテレビカード（ガーベラ柄カード1000度数）

＜払戻しの申出期間＞

令和８年８月３日（月）９時00分～令和８年10月30日（金）17時00分

※上記の申出期間内にお申し出頂けない場合には、この払戻し手続きから除斥されます。

＜本件に関するお問い合わせ＞

パラテクノ株式会社

〒113―8415 東京都文京区本郷５丁目28番３号

電話（03）3868―0327（受付時間：土、日、祝祭日、夏季休暇を除く、９時00分～17時00分）

令和８年８月３日

東京都文京区本郷５丁目28番３号

パラテクノ株式会社

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

静岡市葵区伝馬町３番地の１

深尾ビル３階

株式会社中央コンタクト

代表取締役　藤本　亮吉

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,458
	固定資産	2,653
	資産合計	**18,112**
負債及び純資産の部	流動負債	4,746
	（賞与引当金）	(72)
	（ポイント引当金）	(120)
	（製品保証引当金）	(5)
	固定負債	3,510
	株主資本	9,816
	資本金	60
	資本剰余金	27
	資本準備金	27
	利益剰余金	9,736
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	9,733
	（うち当期純利益）	(408)
	自己株式	△7
	評価・換算差額等	38
	その他有価証券評価差額金	38
	負債・純資産合計	**18,112**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千七百五十万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日

東京都港区新橋四丁目一番一号新虎通りＣＯＲＥ

シューコー・ジャパン株式会社

代表取締役　イアン・ロード

第８期決算公告

令和８年８月３日

東京都港区新橋四丁目１番１号新虎通りＣＯＲＥ

シューコー・ジャパン株式会社

代表取締役　イアン・ロード

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	270,489
	固定資産	72,225
	合計	342,713
負債及び純資産の部	流動負債	149,844
	賞与引当金	23,270
	株主資本	192,869
	資本金	100,000
	資本剰余金	510,000
	資本準備金	510,000
	利益剰余金	△417,131
	その他利益剰余金	△417,131
	（うち当期純損失）	(186,313)
	合計	342,713

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社松和プロパティマネジメント（住所神奈川県大和市鶴間二丁目一一番二四号）に対して当社の不動産の賃貸、管理及び運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日

神奈川県大和市鶴間二丁目一一番二四号

松和電子システム株式会社

代表取締役　武田　功成

第54期決算公告

令和８年８月３日

神奈川県大和市鶴間二丁目11番24号

松和電子システム株式会社

代表取締役　武田　功成

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,469,106
	固定資産	1,244,227
	資産合計	3,713,334
負債及び純資産の部	流動負債	283,831
	株主資本	3,429,502
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,397,662
	利益準備金	8,223
	その他利益剰余金	3,389,439
	（うち当期純利益）	(113,018)
	自己株式	△18,160
	負債・純資産合計	3,713,334

第27期決算公告

令和８年６月26日

東京都渋谷区代々木４丁目33番10号

タブリエ・マーケティング株式会社

代表取締役　松永　芳幸

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,384,335
	固定資産	234,895
	資産合計	1,619,231
負債及び純資産の部	流動負債	744,557
	賞与引当金	65,004
	ポイント利用引当金	1,560
	その他	677,992
	固定負債	165,627
	退職給付引当金	36,763
	その他	128,864
	負債合計	910,185
	株主資本	709,045
	資本金	95,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	539,045
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	515,295
	（うち当期純利益）	(20,649)
	純資産合計	709,045
	負債・純資産合計	1,619,231

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十五日

掲載頁　五十五頁（号外第八十九号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月三日

栃木県足利市西砂原後町一一四一番地

（甲）株式会社クシコ

代表取締役　櫛田　佳奈

栃木県足利市真砂町四五番地二

（乙）株式会社マサゴ

代表取締役　櫛田　佳奈

第14期決算公告

令和８年８月３日

栃木県足利市真砂町45番地２

株式会社マサゴ

代表取締役　櫛田　佳奈

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	92,951
	合計	92,951
負債及び純資産の部	流動負債	5,246
	株主資本	87,705
	資本金	1,000
	利益剰余金	86,705
	その他利益剰余金	86,705
	（うち当期純利益）	(7,578)
	合計	92,951

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日

東京都千代田区平河町二丁目一番一号

エルヴィエムエイチウォッチ・ジュエリージャパン株式会社

代表取締役　ノルベール・ルレ

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,985	流動負債	19,761
固定資産	7,866	有給休暇引当金	393
繰延資産	21	賞与引当金	194
		固定負債	239
		保証引当金	145
		株主資本	7,621
		資本金	100
		資本剰余金	1,620
		資本準備金	352
		その他資本剰余金	1,268
		利益剰余金	5,901
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	5,900
		（うち当期純利益）	(845)
		その他の包括利益累計額	251
資産合計	27,872	負債・純資産合計	27,872

第 72 期 決 算 公 告

令和８年８月３日　　神奈川県高座郡寒川町倉見1919番地
いすゞユニテック株式会社
代表取締役社長　阿達　克己

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	17,901	流動負債	8,151
固定資産	8,307	固定負債	1,001
有形固定資産	7,045	**負債合計**	**9,152**
無形固定資産	318	株主資本	17,030
投資その他の資産	943	資本金	940
		資本剰余金	877
		資本準備金	877
		利益剰余金	15,212
		利益準備金	36
		その他利益剰余金	15,176
		評価・換算差額等	25
		純資産合計	**17,055**
資産合計	**26,208**	**負債・純資産合計**	**26,208**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	51,289
売上原価	47,809
売上総利益	3,479
販売費及び一般管理費	1,196
営業利益	2,282
営業外収益	61
営業外費用	0
経常利益	2,343
特別利益	0
特別損失	12
税引前当期純利益	2,331
法人税、住民税及び事業税	401
法人税等調整額	△24
当期純利益	1,955

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月30日

東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
ダイヤリックス株式会社
取締役社長　中田　真一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,929,546
	固定資産	3,043,997
	資産合計	**4,973,544**
負債及び純資産の部	流動負債	3,716,795
	（賞与引当金）	(291,372)
	固定負債	291,519
	（退職給付引当金）	(210,993)
	（役員退職慰労引当金）	(2,100)
	負債合計	**4,008,314**
	株主資本	965,229
	資本金	250,000
	資本剰余金	177,524
	資本準備金	145,217
	その他資本剰余金	32,306
	利益剰余金	537,705
	利益準備金	150,412
	その他利益剰余金	387,293
	（うち当期純損失）	(4,628,026)
	純資産合計	**965,229**
	負債・純資産合計	**4,973,544**

第 3 期 決 算 公 告

令和８年６月22日
兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目１番２号
三菱ジェネレーター株式会社
代表取締役社長　中野　直広

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	70,820	流動負債	57,039
固定資産	6,859	受注工事損失引当金	1,880
有形固定資産	3,270	製品保証引当金	932
無形固定資産	585	固定負債	32
投資その他の資産	3,003	役員退職慰労引当金	32
		株主資本	20,608
		資本金	1,000
		資本剰余金	12,583
		資本準備金	250
		その他資本剰余金	12,333
		利益剰余金	7,025
		その他利益剰余金	7,025
資産合計	**77,680**	**負債・純資産合計**	**77,680**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	74,986
売上原価	59,745
売上総利益	15,241
販売費及び一般管理費	7,347
営業利益	7,893
営業外収益	640
営業外費用	282
経常利益	8,251
特別損益	0
税引前当期純利益	8,251
法人税、住民税及び事業税	2,746
法人税等調整額	△81
当期純利益	5,585

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和８年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日

埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目二二番地一〇
（甲）株式会社スズキ自販埼玉
代表取締役　東　智彦

埼玉県川越市大字山田一五八八番地二
（乙）株式会社スズキ自販西埼玉
代表取締役　増田　忠

第 23 期決算公告　　令和８年８月３日
埼玉県川越市大字山田1588番地２
株式会社スズキ自販西埼玉
代表取締役　増田　忠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,936,559
	固定資産	2,360,847
	資産合計	**10,297,406**
負純資産及び部	流動負債	3,384,643
	固定負債	348,949
	（退職給与引当金）	(335,096)
	株主資本	6,563,814
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	6,463,814
	その他利益剰余金	6,463,814
	（うち当期純利益）	(832,033)
	負債・純資産合計	**10,297,406**

第 62 期決算公告　　令和８年８月３日
さいたま市北区吉野町二丁目222番地10
株式会社スズキ自販埼玉
代表取締役　東　智彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,417,369
	固定資産	8,871,330
	資産合計	**16,288,699**
負純資産及び部	流動負債	4,734,090
	固定負債	622,650
	（退職給与引当金）	(452,536)
	株主資本	10,931,959
	資本金	80,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	10,751,959
	その他利益剰余金	10,751,959
	（うち当期純利益）	(1,171,053)
	負債・純資産合計	**16,288,699**

第 13 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
東京都板橋区板橋一丁目６番５号
ＬＳ株式会社
代表取締役　山越　尚昭

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	158,331
	固定資産	962,481
	合計	1,120,812
負純資産及び部	流動負債	5,868
	固定負債	880,414
	株主資本	234,529
	資本金	3,050
	利益剰余金	231,479
	その他利益剰余金	231,479
	（うち当期純利益）	(16,179)
	合計	1,120,812

第 5 期 決 算 公 告

令和８年８月３日
東京都文京区本郷一丁目24番１号
エースポーツ株式会社
代表取締役　山越　尚昭

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	206,377
	固定資産	2,228
	合計	208,606
負純資産及び部	流動負債	63,216
	固定負債	101,000
	株主資本	44,390
	資本金	1,050
	利益剰余金	43,340
	その他利益剰余金	43,340
	（うち当期純損失）	(55,430)
	合計	208,606

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日

東京都文京区本郷一丁目二四番一号
（甲）エースポーツ株式会社
代表取締役　山越　尚昭

東京都板橋区板橋一丁目六番五号
（乙）ＬＳ株式会社
代表取締役　山越　尚昭

決　算　公　告

令和８年８月３日
東京都豊島区南大塚三丁目２―14
漆澤ビル２Ｆ
株式会社ネイルデザイン
代表取締役　小路口麻央

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,908
	固定資産	98,347
	資産合計	125,255
負純資債及産のび部	流動負債	2,022
	固定負債	38,560
	株主資本	84,673
	資本金	10,000
	利益剰余金	74,673
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	74,672
	（うち当期純損失）	(5,572)
	負債・純資産合計	125,255

決　算　公　告

令和８年８月３日
東京都豊島区南大塚３―２―14
漆澤ビル２Ｆ
株式会社エミタス
代表取締役　遠藤　賢二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,421
	固定資産	328
	資産合計	68,749
負純資債及産のび部	流動負債	28,569
	固定負債	15,670
	株主資本	24,508
	資本金	9,000
	利益剰余金	15,508
	その他利益剰余金	15,508
	（うち当期純利益）	(12,920)
	負債・純資産合計	68,749

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月三日
東京都豊島区南大塚三―二―一四漆澤ビル二Ｆ
（甲）株式会社エミタス
代表取締役　遠藤　賢二
東京都豊島区南大塚三丁目二―一四漆澤ビル二Ｆ
（乙）株式会社ネイルデザイン
代表取締役　小路口麻央

令和８年８月３日
川崎市幸区南幸町三丁目１番地２
ニチエーイン川崎25
株式会社アリゼ
代表取締役　松本　浩二

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,472
	固定資産	70,000
	資産合計	98,472
負純資債及産のび部	流動負債	180
	株主資本	98,292
	資本金	96,000
	利益剰余金	2,292
	その他利益剰余金	2,292
	（うち当期純損失）	(316)
	負債・純資産合計	98,472

第17期決算公告

令和８年８月３日
川崎市幸区南幸町二丁目８番地１
オーベル川崎506号室
株式会社コーラルヘルスケア
代表取締役　松本　浩二

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	541,628
	固定資産	655,012
	資産合計	1,196,640
負純資債及産のび部	流動負債	385,883
	固定負債	150,012
	株主資本	660,745
	資本金	7,000
	利益剰余金	653,745
	その他利益剰余金	653,745
	（うち当期純損失）	(1,037)
	負債・純資産合計	1,196,640

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日
川崎市幸区南幸町二丁目八番地一
オーベル川崎五〇六号室
（甲）株式会社コーラルヘルスケア
代表取締役　松本　浩二
川崎市幸区南幸町三丁目一番地二
ニチエーイン川崎25
（乙）株式会社アリゼ
代表取締役　松本　浩二

第78期決算公告

令和８年８月３日
愛知県蒲郡市緑町３番３号
株式会社ホンダカーズ愛知南
代表取締役　山本　昌宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,455,549
	固定資産	1,936,977
	繰延資産	0
	合計	3,392,527
負純資債及産のび部	流動負債	1,331,434
	固定負債	437,947
	株主資本	1,623,145
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,603,145
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,598,145
	（うち当期純利益）	(146,803)
	合計	3,392,527

第39期決算公告

令和８年８月３日
愛知県岡崎市六名本町２番地１
株式会社ホンダカーズ愛知県央
代表取締役　河﨑　克己

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,398,682
	固定資産	2,630,238
	繰延資産	169
	合計	4,029,090
負純資債及産のび部	流動負債	1,688,516
	固定負債	1,254,989
	株主資本	1,085,584
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,045,584
	利益準備金	2,545
	その他利益剰余金	1,043,038
	（うち当期純利益）	(178,377)
	合計	4,029,090

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月三日
愛知県岡崎市六名本町二番地一
（甲）株式会社ホンダカーズ愛知県央
代表取締役　河﨑　克己
愛知県蒲郡市緑町三番三号
（乙）株式会社ホンダカーズ愛知南
代表取締役　山本　昌宏

第13期決算公告

令和８年８月３日
愛知県春日井市玉野町164番地２
八洲コンクリート株式会社
代表取締役　加藤　明彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	172,166
	固定資産	125,810
	合計	297,976
負純資債及産のび部	流動負債	291,782
	株主資本	6,194
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,805
	その他利益剰余金	△3,805
	（うち当期純利益）	(13,677)
	合計	297,976

第57期決算公告

令和８年８月３日
岐阜県多治見市大畑町赤松64番地
八洲鉱業株式会社
代表取締役　加藤　明彦

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	900,403
	固定資産	352,823
	繰延資産	18,544
	合計	1,271,771
負純資債及産のび部	流動負債	249,958
	株主資本	1,021,813
	資本金	8,000
	利益剰余金	1,013,813
	その他利益剰余金	1,013,813
	（うち当期純利益）	(31,147)
	合計	1,271,771

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日
岐阜県多治見市大畑町赤松六四番地
（甲）八洲鉱業株式会社
代表取締役　加藤　明彦
愛知県春日井市玉野町一六四番地二
（乙）八洲コンクリート株式会社
代表取締役　加藤　明彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月二十八日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日

大阪府柏原市国分東条町二八番地の八

（甲）株式会社大神

代表取締役　可児　博仁

熊本県下益城郡美里町堅志田二三三番地一

（乙）アルカス株式会社

代表取締役　可児　勝喜

第14期決算公告　令和８年８月３日

熊本県下益城郡美里町堅志田233番地１

アルカス株式会社

代表取締役　可児　勝喜

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,505
	固定資産	66,371
	資産合計	73,877
負純資産債及びの部	流動負債	180,986
	固定負債	228
	負債合計	181,215
	株主資本	△ 107,338
	資本金	8,000
	利益剰余金	△ 115,338
	その他利益剰余金	△ 115,338
	（うち当期純損失）	(2,523)
	純資産合計	△ 107,338
	負債・純資産合計	73,877

第41期決算公告　令和８年８月３日

大阪府柏原市国分東条町28番地の８

株式会社大神

代表取締役　可児　博仁

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	454,789
	固定資産	273,137
	資産合計	727,926
負純資産債及びの部	流動負債	170,943
	固定負債	41,181
	負債合計	212,124
	株主資本	515,801
	資本金	33,000
	利益剰余金	482,801
	利益準備金	1,410
	その他利益剰余金	481,391
	（うち当期純利益）	(2,588)
	純資産合計	515,801
	負債・純資産合計	727,926

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日

川崎市幸区南加瀬三丁目四番二〇号

（甲）田村商事株式会社

代表取締役　田村　栄一

川崎市幸区南加瀬三丁目４番20号

（乙）ティ・エム・エス株式会社

代表取締役　田村　良雄

第62期決算公告　令和８年８月３日

川崎市幸区南加瀬三丁目４番20号

田村商事株式会社

代表取締役　田村　栄一

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,478
	固定資産	746,858
	合計	837,336
負純資産債及びの部	流動負債	54,247
	固定負債	787,744
	株主資本	△4,655
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,655
	利益準備金	35,500
	その他利益剰余金	△50,155
	（うち当期純損失）	(99,880)
	合計	837,336

第26期決算公告　令和８年８月３日

川崎市幸区南加瀬三丁目４番20号

ティ・エム・エス株式会社

代表取締役　田村　良雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,843
	固定資産	39,121
	合計	40,965
負純資産債及びの部	流動負債	169
	固定負債	39,651
	株主資本	1,145
	資本金	10,000
	利益剰余金	△8,854
	その他利益剰余金	△8,854
	（うち当期純損失）	(70)
	合計	40,965

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日

大阪市北区中之島五丁目三番九二―四〇三号

（甲）株式会社ノブ・デコール

代表取締役　信川　昌通

大阪市北区中之島五丁目３番92―403号

（乙）株式会社信川総本店

代表取締役　信川　昌通

第53期決算公告

令和８年８月３日

大阪市北区中之島五丁目３番92―403号

株式会社ノブ・デコール

代表取締役　信川　昌通

貸借対照表の要旨（令和７年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,245
	固定資産	354,035
	合計	357,280
負純資産債及びの部	流動負債	1,431
	固定負債	301,991
	株主資本	53,857
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,857
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	41,357
	（うち当期純損失）	(5,749)
	合計	357,280

第67期決算公告

令和８年８月３日

大阪市北区中之島五丁目３番92―403号

株式会社信川総本店

代表取締役　信川　昌通

貸借対照表の要旨（令和７年８月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	67
	固定資産	102,395
	合計	102,482
負純資産債及びの部	流動負債	333
	固定負債	3,450
	株主資本	98,698
	資本金	24,000
	利益剰余金	74,698
	利益準備金	3,300
	その他利益剰余金	71,398
	（うち当期純利益）	(238)
	合計	102,482

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の債務保証業務の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月三日

沖縄県那覇市西一丁目一九番七号

（甲）株式会社フェアー

代表取締役　崎原　敏彦

沖縄県那覇市西一丁目一九番七号

（乙）株式会社フェアー信用保証

代表取締役　崎原　敏彦

第35期決算公告

令和８年８月３日

沖縄県那覇市西一丁目19番７号

株式会社フェアー

代表取締役　崎原　敏彦

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,022,044,998
	固定資産	828,715,778
	資産合計	4,850,760,776
負純資産債及びの部	流動負債	1,507,260,720
	固定負債	2,282,153,328
	株主資本	1,061,346,728
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	1,051,346,728
	その他利益剰余金	1,051,346,728
	（うち当期純利益）	(149,746,059)
	負債・純資産合計	4,850,760,776

第16期決算公告

令和８年８月３日

沖縄県那覇市西一丁目19番７号

株式会社フェアー信用保証

代表取締役　崎原　敏彦

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,892,896,956
	固定資産	31,868,778
	資産合計	1,924,765,734
負純資産債及びの部	流動負債	57,669,712
	株主資本	1,867,096,022
	資本金	499,500,000
	利益剰余金	1,367,596,022
	繰越利益剰余金	1,367,596,022
	（うち当期純利益）	(29,884,982)
	負債・純資産合計	1,924,765,734

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「Ameba」における応援機能の提供終了に伴い、資金決済に関する法律第20条第１項の規定に基づき、未使用のサービス内通貨の保有者に払戻しをいたします。

＜払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号＞
株式会社サイバーエージェント

＜払戻し対象の前払式支払手段の種類＞
「Amebaアプリコイン（有償のみ）」

＜払戻しの申出期間＞
令和８年８月３日月曜日15時零分～令和８年11月２日月曜日15時零分迄
当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

＜問い合わせ先＞
Amebaカスタマーサポート：support_cs@ameba.jp

令和８年８月３日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社サイバーエージェント

第 128 期 決 算 公 告

2026年８月３日　滋賀県野洲市三上2311
アサヒビールモルト株式会社

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	737,303	流動負債	437,153
固定資産	2,441,234	賞与引当金	7,557
		役員賞与引当金	6,838
		固定負債	171,512
		退職給付引当金	171,144
		株主資本	2,569,871
		資本金	90,000
		資本剰余金	1,678
		資本準備金	1,678
		利益剰余金	2,478,193
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	2,455,693
		（当期純利益）	（141,551）
資産合計	3,178,537	負債・純資産合計	3,178,537

第 62 期 決 算 公 告

令和８年８月３日　石川県能美市吉光町ハ５
アイ・ミルク北陸株式会社
代表取締役　廣田　孝司

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	732,778	流動負債	556,815
固定資産	707,287	固定負債	467,947
有形固定資産	676,951	株主資本	414,166
無形固定資産	2,878	資本金	80,000
投資その他の資産	27,458	資本剰余金	2,625
		資本準備金	2,625
		利益剰余金	331,541
		利益準備金	17,375
		その他利益剰余金	314,166
		（うち当期純利益）	（29,412）
		評価・換算差額等	1,135
		その他有価証券評価差額金	1,135
資産合計	1,440,065	負債・純資産合計	1,440,065

第 6 期 決 算 公 告

令和８年８月３日　東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
ＭＵアイオニックソリューションズ株式会社
代表取締役社長　田中　克知

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,311	流動負債	3,534
固定資産	3,812	（うち賞与引当金）	（391）
		固定負債	3
		株主資本	10,586
		資本金	350
		資本剰余金	7,099
		資本準備金	350
		その他資本剰余金	6,749
		利益剰余金	3,137
		その他利益剰余金	3,137
		（うち当期純利益）	（3,136）
		評価・換算差額等	△1
		繰延ヘッジ損益	△1
合計	14,123	合計	14,123

第 116 期 決 算 公 告

令和８年８月３日　大阪市淀川区加島四丁目６番23号
日本化学機械製造株式会社
代表取締役社長　髙橋　一雅

貸借対照表の要旨　（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
流動資産	4,759,634		流動負債	4,474,065
固定資産	2,477,342		固定負債	1,215,941
			退職給付引当金	87,941
			株主資本	1,546,969
			資本金	100,000
			資本剰余金	259,641
			資本準備金	106,241
			その他資本剰余金	153,400
			利益剰余金	1,187,328
			利益準備金	71,250
			その他利益剰余金	1,116,078
			（うち当期純利益）	（62,207）
資産合計	7,236,976		負債・純資産合計	7,236,976

第 11 期 決 算 公 告

令和８年８月３日　山口県宇部市相生町４番12号
株式会社スマート・コミュニティ・サポート
代表取締役　松永　州央

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
流動資産	55,876		流動負債	23,594
固定資産	176,763		固定負債	82,027
			負債合計	105,622
			株主資本	127,018
			資本金	40,500
			資本剰余金	40,500
			資本準備金	40,500
			利益剰余金	46,018
			利益準備金	583
			その他利益剰余金	45,435
			（うち当期純利益）	（14,088）
			純資産合計	127,018
資産合計	232,640		負債・純資産合計	232,640

第 25 期 決 算 公 告

令和８年８月３日　東京都港区六本木６丁目２番31号
株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション
代表取締役　苧原　　誠

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	44,327	流動負債	36,884
固定資産	6,053	賞与引当金	1,028
有形固定資産	3,071	その他	35,856
無形固定資産	145	固定負債	4,089
投資その他の資産	2,837	退職給付引当金	1,196
		役員退任慰労引当金	70
		その他	2,822
		負債合計	40,973
		株主資本	9,407
		資本金	490
		利益剰余金	8,917
		利益準備金	122
		その他利益剰余金	8,795
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価	0
		純資産合計	9,407
資産合計	50,381	負債・純資産合計	50,381

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	45,181	経常利益	5,130
売上原価	24,655	特別損益	△ 7
売上総利益	20,526	税引前当期純利益	5,122
販売費及び一般管理費	15,463	法人税、住民税及び事業税	1,421
営業利益	5,062	法人税等調整額	△ 477
営業外損益	67	当期純利益	4,178

第 44 期 決 算 公 告

2026 年８月３日　　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号

アサヒ飲料株式会社

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	131,292	流動負債	176,671
固定資産	119,631	（賞与引当金）	(850)
有形固定資産	100,637	（役員賞与引当金）	(52)
無形固定資産	240	固定負債	9,847
投資その他の資産	18,753	（退職給付引当金）	(784)
		負債合計	**186,518**
		株主資本	61,146
		資本金	11,081
		資本剰余金	27,811
		資本準備金	9,307
		その他資本剰余金	18,503
		利益剰余金	59,636
		その他利益剰余金	59,636
		自己株式	△ 37,383
		評価・換算差額等	3,258
		その他有価証券評価差額金	2,888
		繰延ヘッジ損益	370
		純資産合計	**64,405**
資産合計	**250,923**	**負債・純資産合計**	**250,923**

損益計算書の要旨

（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	347,329	経常利益	585
売上原価	217,143	特別利益	738
売上総利益	130,186	特別損失	8,136
販売費及び一般管理費	126,720	税引前当期純損失	6,812
営業利益	3,466	法人税、住民税及び事業税	△ 2,676
営業外収益	1,618	法人税等調整額	△ 13
営業外費用	4,499	当期純損失	4,122

第 16 期 決 算 公 告

2026 年８月３日　　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号

アサヒビール株式会社

代表取締役社長　松山　一雄

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	210,519	流動負債	313,919
固定資産	370,654	賞与引当金	2,658
		役員賞与引当金	93
		その他	311,168
		固定負債	50,234
		退職給付引当金	1,847
		その他	48,386
		負債合計	**364,153**
		株主資本	173,402
		資本金	20,000
		資本剰余金	5,059
		資本準備金	5,000
		その他資本剰余金	59
		利益剰余金	148,342
		その他利益剰余金	148,342
		評価・換算差額等	43,618
		その他有価証券評価差額金	38,551
		繰延ヘッジ損益	5,066
		純資産合計	**217,020**
資産合計	**581,173**	**負債・純資産合計**	**581,173**

損益計算書の要旨

（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	741,907	特別利益	4,724
売上原価	476,495	特別損失	9,452
売上総利益	265,411	税引前当期純利益	61,251
販売費及び一般管理費	192,312	法人税、住民税及び事業税	19,537
営業利益	73,099	法人税等調整額	△ 669
営業外収益	2,320	当期純利益	42,382
営業外費用	9,441		
経常利益	65,978		

第 116 期 決 算 公 告

2026 年７月 31 日　　北海道余市郡余市町黒川町七丁目６番地

ニッカウヰスキー株式会社

代表取締役社長　小野　直人

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	68,332	流動負債	59,372
固定資産	36,411	役員賞与引当金	19
		固定負債	134
		退職給付引当金	130
		役員退職慰労引当金	3
		負債合計	**59,507**
		株主資本	45,174
		資本金	100
		資本剰余金	32,738
		その他資本剰余金	32,738
		利益剰余金	12,335
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	12,310
		評価・換算差額等	62
		繰延ヘッジ損益	62
		純資産合計	**45,236**
資産合計	**104,743**	**負債・純資産合計**	**104,743**

損益計算書の要旨

（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	56,973	経常利益	4,976
売上原価	46,142	特別利益	—
売上総利益	10,831	特別損失	957
販売費及び一般管理費	6,302	税引前当期純利益	4,019
営業利益	4,529	法人税、住民税及び事業税	1,096
営業外収益	904	法人税等調整額	△ 8
営業外費用	457	当期純利益	2,931

第 5 期 決 算 公 告

2026 年８月３日　　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号

アサヒグループジャパン株式会社

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	332,998	流動負債	293,396
固定資産	201,854	（賞与引当金）	(311)
		（役員賞与引当金）	(46)
		固定負債	68
		負債合計	**293,465**
		株主資本	241,342
		資本金	50
		資本剰余金	143,681
		資本準備金	50
		その他資本剰余金	143,631
		利益剰余金	97,611
		その他利益剰余金	97,611
		評価・換算差額等	44
		繰延ヘッジ損益	44
		純資産合計	**241,387**
資産合計	**534,852**	**負債・純資産合計**	**534,852**

損益計算書の要旨

（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上収益	117,505	経常利益	72,921
売上原価	823	特別利益	3,572
売上総利益	116,681	特別損失	9,103
販売費及び一般管理費	43,811	税引前当期純利益	67,390
営業利益	72,870	法人税、住民税及び事業税	△ 396
営業外収益	1,840	法人税等調整額	△ 349
営業外費用	1,788	当期純利益	68,136

第 55 期 決 算 公 告

2026年８月３日

神奈川県厚木市旭町４丁目15番33号

厚木ガス総合設備株式会社

代表取締役　鈴木　正樹

貸借対照表の要旨

（2026年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,348,899
	固定資産	180,452
	資産合計	**1,529,352**
負債及び純資産の部	流動負債	173,212
	賞与引当金	9,430
	完成工事補償引当金	1,109
	その他	162,672
	固定負債	98,375
	退職給付引当金	76,742
	役員退職慰労引当金	21,633
	負債合計	**271,588**
	株主資本	1,256,787
	資本金	21,000
	利益剰余金	1,235,787
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	1,230,537
	（うち当期純利益）	（17,465）
	評価・換算差額等	976
	その他有価証券評価差額金	976
	純資産合計	**1,257,764**
	負債・純資産合計	**1,529,352**

第 16 期 決 算 公 告

令和８年８月３日

大阪市西淀川区御幣島五丁目８番28号

株式会社エムアイアイ

代表取締役　盛本　修司

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	841,828
	合計	**841,828**
負債及び純資産の部	流動負債	56,100
	株主資本	785,727
	資本金	61,250
	資本剰余金	1,318,250
	資本準備金	1,318,250
	利益剰余金	△ 593,772
	その他利益剰余金	△ 593,772
	（うち当期純損失）	（501）
	合計	**841,828**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十二億一千八百二十五万円減少し一億円とし、減少額全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年七月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日

大阪市西淀川区御幣島五丁目八番二八号

株式会社エムアイアイ

代表取締役　盛本　修司

第 42 期 決 算 公 告

令和８年８月３日

大阪府八尾市竹渕西三丁目190

サニークレスト平野ウイングスＡ棟203号

株式会社ＴＯＹＯキャピタル

代表取締役　宇野　豊誠

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,039
	固定資産	7
	合計	**1,046**
負債及び純資産の部	流動負債	243
	固定負債	11,650
	株主資本	△ 10,846
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 30,846
	その他利益剰余金	△ 30,846
	（うち当期純損失）	（1,402）
	合計	**1,046**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月三日

大阪府八尾市竹渕西三丁目一九〇サニークレスト平野ウイングスＡ棟二〇三号

株式会社ＴＯＹＯキャピタル

代表取締役　宇野　豊誠

第 87 期 決 算 公 告

令和８年８月３日

福岡県春日市桜ヶ丘７丁目79番地

オタライト株式会社

代表取締役　梅野　千秋

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,333
	固定資産	1,005
	有形固定資産	901
	無形固定資産	4
	投資その他の資産	100
	資産合計	**2,339**
負債及び純資産の部	流動負債	867
	賞与引当金	10
	その他	856
	固定負債	218
	退職給付引当金	185
	役員退職慰労引当金	21
	その他	11
	負債合計	**1,085**
	株主資本	1,226
	資本金	180
	資本剰余金	34
	資本準備金	34
	利益剰余金	1,011
	利益準備金	39
	その他利益剰余金	972
	（うち当期純利益）	(6)
	評価・換算差額等	27
	その他有価証券評価差額金	27
	純資産合計	**1,253**
	負債・純資産合計	**2,339**

第 49 期決算公告　令和８年８月３日

東京都港区新橋一丁目１番13号

日軽パネルシステム株式会社

代表取締役　柳本　利夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	28,188,759
	固定資産	3,802,114
	合計	**31,990,873**
負債及び純資産の部	流動負債	6,896,995
	固定負債	1,552,170
	株主資本	23,541,708
	資本金	470,000
	資本剰余金	450,000
	資本準備金	450,000
	利益剰余金	22,621,708
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	22,620,508
	（うち当期純利益）	(2,462,732)
	合計	**31,990,873**

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月三日

東京都港区新橋一丁目一番一三号

（甲）日軽パネルシステム株式会社

代表取締役　柳本　利夫

滋賀県長浜市酢五〇〇番地

（乙）滋賀日軽株式会社

代表取締役　平野　雅宏

山口県下関市木屋川二丁目一番二

（丙）下関日軽株式会社

代表取締役　吉岡　雅明

第 23 期決算公告　令和８年８月３日

山口県下関市木屋川二丁目１番２

下関日軽株式会社

代表取締役　吉岡　雅明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	204,771
	固定資産	35,800
	合計	**240,571**
負債及び純資産の部	流動負債	103,652
	固定負債	59,199
	株主資本	77,720
	資本金	30,000
	利益剰余金	47,720
	利益準備金	1,515
	その他利益剰余金	46,205
	（うち当期純利益）	(4,782)
	合計	**240,571**

第 60 期決算公告　令和８年８月３日

滋賀県長浜市酢500番地

滋賀日軽株式会社

代表取締役　平野　雅宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	582,862
	固定資産	111,351
	合計	**694,212**
負債及び純資産の部	流動負債	339,001
	固定負債	169,785
	株主資本	185,426
	資本金	10,000
	利益剰余金	175,426
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	172,926
	（うち当期純利益）	(8,306)
	合計	**694,212**

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和８年７月31日に利用を終了した当組合発行の前払式支払手段について、次のとおり払戻しを行います。

１　払戻しを行う前払式支払手段発行者の名称
　四條畷商業協同組合
２　払戻しを行う前払式支払手段の種類
　四條畷共通商品券（500円・1000円）
３　払戻しの申出期間
　令和８年８月３日から令和８年10月31日まで
　※申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、この払戻しの手続きから除斥されます。
４　払戻しに関する問い合わせ先
　〒575―0023 大阪府四條畷市楠公１―12―19
　電話072―877―7070（受付時間は午後１時から午後５時まで。土・日・祝と８月12・13・14日を除く）

令和８年８月３日　　四條畷商業協同組合

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の投資運用業及び投資助言・代理業に関する事業並びに第二種金融商品取引業の一部の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月三日

東京都千代田区麹町一丁目七番地相互半蔵門ビルディング三階
（甲）ＧＩキャピタル・マネジメント準備会社株式会社
代表取締役　リー・チャン・ホ

東京都千代田区麹町一丁目七番地相互半蔵門ビルディング三階
（乙）ＧＩキャピタル・マネジメント株式会社
代表取締役　リー・チャン・ホ

第３期決算公告

令和８年８月３日

東京都千代田区麹町一丁目７番地相互半蔵門ビルディング３階
ＧＩキャピタル・マネジメント準備会社株式会社
代表取締役　リー・チャン・ホ

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	69,342,397	流動負債	180,252
		株主資本	69,162,145
		資本金	50,000,000
		資本剰余金	20,000,000
		資本準備金	20,000,000
		利益剰余金	△837,855
		その他利益剰余金	△170,466
		繰越利益剰余金	△667,389
		（うち当期純損失）	（170,466）
資産合計	**69,342,397**	**負債・純資産合計**	**69,342,397**

第16期決算公告

令和８年８月３日

東京都千代田区麹町一丁目７番地相互半蔵門ビルディング３階
ＧＩキャピタル・マネジメント株式会社
代表取締役　リー・チャン・ホ

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	880,939,960	流動負債	273,062,847
固定資産	335,039,724	固定負債	180,000,000
		株主資本	762,916,837
		資本金	50,000,000
		資本剰余金	237,714,088
		資本準備金	126,350,000
		その他資本剰余金	111,364,088
		利益剰余金	475,202,749
		その他利益剰余金	57,313,503
		繰越利益剰余金	417,889,246
		（うち当期純利益）	（57,313,503）
資産合計	**1,215,979,684**	**負債・純資産合計**	**1,215,979,684**

第24期決算公告

令和８年８月３日

神奈川県川崎市川崎区鋼管通一丁目２番１号
医療法人社団こうかん会
理事長　別所　　隆

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,745,982	流動負債	1,811,866
固定資産	2,079,446	賞与引当金	290,988
有形固定資産	1,658,156	その他	1,520,878
無形固定資産	62,135	固定負債	1,402,507
その他の資産	359,154	退職給付引当金	798,229
		その他	604,278
		負債合計	**3,214,373**
		出資金	4,776,389
		積立金	△3,165,334
		繰越利益積立金	△3,165,334
		純資産合計	**1,611,055**
資産合計	**4,825,428**	**負債・純資産合計**	**4,825,428**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	10,557,710	事業外費用	44,234
（本来業務）	（10,492,234）	経常損失	384,211
（附帯業務）	（65,476）	特別利益	2,803
事業費用	11,156,992	特別損失	0
（本来業務）	（11,078,805）	税引前当期純損失	381,408
（附帯業務）	（78,187）	法人税、住民税及び事業税	2,290
事業損失	599,282	法人税等調整額	0
事業外収益	259,305	当期純損失	383,698

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

株式会社リージョナルマーケティングは、令和８年７月31日に当社発行の前払式支払手段「EZOマネー」のサービスを終了しました。つきましては、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、次のとおり払戻しを行いますので、EZOマネーの未使用残高をお持ちの方はお申し出ください。

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞
株式会社リージョナルマーケティング

＜払戻し対象となる前払式支払手段の種類＞
EZOマネー

＜払戻しの申出期間＞
令和８年８月３日（月）～令和８年10月30日（金）
上記期間中にお申し出いただけない場合には、この払戻しのお手続きから除斥されます。

＜申出の方法＞
当社専用窓口（WEB）にて必要情報（氏名・連絡先・EZOCAカード情報・振込口座情報）を入力していただきます。WEBからの入力が難しい方は電話窓口での対応もいたします。

＜払戻しの方法＞
指定いただいた口座に振り込みにて払戻しいたします。
口座振替の対応が難しい方には現金書留にて返金を行います。

＜本件に関するお問い合わせ先＞
株式会社リージョナルマーケティング
EZOCAカードセンター　0120-29-3210
受付時間/10：00～18：00（元旦のみ定休）

令和８年８月３日

北海道札幌市東区北８条東４丁目１番20号
株式会社リージョナルマーケティング
代表取締役　渡部　真也